平成２２年第１回大樹町議会定例会会議録（第１号）

平成２２年３月２日（火曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員指名
第　２　議会運営委員会報告
第　３　会期の決定
第　４　諸般報告
第　５　行政報告（町長、教育委員長）
第　６　陳情第　１号　医療再生へ診療報酬の抜本的増額を求める陳情書について
第　７　議案第１４号　平成２１年度大樹町一般会計補正予算（第７号）について
第　８　議案第１５号　平成２１年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）について
第　９　議案第１６号　平成２１年度大樹町老人保健特別会計補正予算（第２号）について
第１０　議案第１７号　平成２１年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
第１１　議案第１８号　平成２１年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第３号）について
第１２　議案第１９号　平成２１年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第４号）について
第１３　議案第２０号　平成２１年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について
第１４　議案第２１号　平成２１年度大樹町水道事業会計補正予算（第４号）について
第１５　議案第２２号　平成２１年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）について
第１６　議案第２３号　大樹町保育所条例の一部改正について
第１７　議案第２４号　大樹町学童保育所条例の制定について
第１８　議案第２５号　委員及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第１９　議案第２６号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
第２０　議案第２７号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について
第２１　議案第２８号　北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○出席議員（１２名）

１番　水谷　隆司	２番　菅　　敏範	３番　鈴木　千秋
４番　高橋　英昭	５番　有岡　千恵子	６番　安田　清之
７番　志民　和義	８番　阿部　良富	９番　横山　軍鬼
１０番　川原　和夫	１１番　姉崎　清作	１２番　小谷内　　勲

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町長	伏見悦夫	副町長	大井英則
総務課長	中川泰介	企画課長	布目幹夫
町民課長	西川敏忠	税務課長	佐藤彰
保健福祉課長	北林博美	農林水産課長	武内稔
町営牧場長	堀川昇	商工観光課長 兼地場産品研究センター所長	辻本博
建設課長	田中健児	水道課長兼大樹下水終末処理場長	高田末雄
会計管理者 出納課長	高野幸治	病院事務長	領毛雅則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	山下次男	教育委員長	市川奎二
教育長	小林文雄	学校教育課長兼学校給食センター所長	松本清隆
社会教育課長	郷原憲治	図書館長	細田洋子
農業委員会長	鈴木喜雄	農業委員会事務局長	守澤芳弘
代表監査委員	澤尾廣美		

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	廣瀬庄治	主任	猪狩浩介

開議　午前１０時００分

◎開会の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は、１２名であります。

定足数に達しておりますので、平成２２年第１回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１７条の規定により、議長において、

６番　安　田　清　之　君

７番　志　民　和　義　君

８番　阿　部　良　富　君

を指名いたします。

◎日程第２　議会運営委員会報告

○議　　長

日程第２　議会運営委員会報告を行います。

さきの本会議において、議会運営委員会に付託しました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長安田清之君。

○安田議会運営委員長

さきに、第１回町議会定例議会議事運営等に関し、議長から諮問がありましたので、去る２月２４日午後１時３０分より運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議をしましたので、報告を申し上げます。

本定例会の提出案件は、陳情１件、議案２４件、一般質問４議員、９項目であります。

議案につきましては、２１年度補正予算で、全会計９件、条例の一部改正、制定で３件、規約変更で３件、２２年度予算で９件であります。

会期については､提出案件の状況並びに一般質問の通告状況などを考慮し検討した結果、本日から３月１６日までの１５日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願いをいたします。

○議　　長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第３　会期決定の件

○議　　長

日程第３　会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から３月１６日までの１５日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から３月１６日までの１５日間と決しました。

◎日程第４　諸般報告

○議　　長

日程第４　諸般報告を行います。

議会事務局長に内容の説明をいたさせます。

廣瀬議会事務局長。

○廣瀬議会事務局長

それでは、平成２１年１２月１５日開会の第４回町議会臨時会以降の諸般報告をいたします。

第１、監査及び検査結果の報告について。

１、地方自治法第２３５条の２第１項の規定による例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告があった。

２、地方自治法１９９条第４項の規定による定期監査の結果について、別紙のとおり報告があった。

第２、一部事務組合議会等について。

１、南十勝複合事務組合議会定例会、２月２５日、委員会室で開催され、横山、阿部、菅議員が出席。別紙のとおり審議結果の報告があった。

２、十勝圏複合事務組合議会定例会、２月２６日、帯広市市役所議場で開催され、議長が出席。

３、十勝環境複合事務組合議会定例会、２月２６日、帯広市市役所議場で開催され、議長が出席。

第３、委員会関係について。

議会広報広聴特別委員会、１月１４日、議会だよりＮｏ１３９号の編集について協議を行った。

議会運営委員会、２月１日、第１回町議会臨時会会期日程等について。

２月１７日、第２回町議会臨時会会期日程等について。

２月２４日、第１回町議会定例会会期日程等について協議を行いました。

第４、会議関係及び第５、その他については、後ほどご覧いただきたいと思います。

これで、諸般報告を終わります。

○議　　長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第５　行政報告

○議　　長

日程第５　行政報告を行います。

伏見町長。

○伏見町長

それでは、２月７日開会の第２回町議会臨時会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

１点目の平成２２年チリ地震津波大樹町災害対策本部の設置についてということでございます。

過日、２７日の早朝、日本時間でいうと２７日の午後、南米のチリで発生いたしました巨大地震による津波警報が２８日の午前９時３３分に発令されました。当初からテレビ等での報道がございまして、この発令とともに、私たちも２８日の午前９時３７分に対策本部を設置いたしました。いろいろとチリ地震津波大樹町対策本部ということで、浜大樹、旭、両地域に対して避難勧告をしたところでございます。浜大樹４０戸の１１４名、旭浜５２戸の１６１名の方々に対してそれぞれ避難勧告をいたしました。浜大樹の地区は旧歴舟小学校に１６名、中島小学校に１０名の方が避難いたされました。旭地区、両地区とも５時ごろまでにはおさまっただろうということで、自主的にそれぞれ自宅に戻られたわけでございますけれども、浜大樹地区につきましては高齢者の方が２名いらっしゃったということと、晩成温泉が当日開館予定でございましたけれども、このような状況でございましたので、即、午後から閉館をいたしました。そういうようなことで、晩成温泉の従業員４名と宿泊者が２名おりました。この８名の方が、夜になっても大変だというようなことで、学校よりもかえって畳敷きのほうがいいだろうということで、避難場所を歴舟児童館に変更して、９時半ごろまでそれぞれ避難しておりましたけれども、これも自発的に戻られたというようなことで、それぞれこの時間帯において避難所は閉鎖したということでございます。

これらの一連の行動につきましては、町職員または消防署員はじめ地域の皆さん方のご協力によりまして、スムーズな対応がとられたのかなと思っておりますし、また、避難所にあっては、高齢者の方がいらっしゃるというようなことで、保健師も出役を願いながら巡視を行ったというようなことでございます。

それぞれ注意報の解除までの間、海面監視、または港に進入する車、または車両の注意等を促しながら実施をしてまいりました。解散が２２年３月１日の午前８時半という、長時間にわたっての対策本部の設置ということでございました。おかげさまで人的、物的な被害はございませんでしたので、ご報告を申し上げます。

それから、２番目の２０１０年度の畜産・酪農政策価格の決定についてということで、これも別紙に、皆さん方のお手元にそれぞれ価格表が添付されていると思いますけれども、１の加工原料乳生産者の補給金単価及び限度数量、この補給金は据え置きということでございますけれども、限度数量がマイナス１０万トンというようなことでございます。これが今後、私たちのまちにおいてどういうような影響を受けるのかというようなことで、今、農協のほうで個々の試算を行いながら、状況等を把握しているところでもございます。またわかり次第、次期議会にでもお話をさせていただきたいなと思っております。ただ、新聞等、マスコミ等の報道によりますと、１戸平均１３万円が減になるのではないかというようなことが報道されておりますけれども、本町の場合はそのような影響はないのでないのかなというような、今、農協さんのお話でもございますし、また、今年度の経営状況においても、大きなマイナス要因にはならないというような判断をしているところでもござ

います。
３番目のブロック別懇談会についてということで、これは２月２３日に、中島・旭行政区の方々に１９名お集まりいただきまして、懇談会を開催してございます。
４番目の季節労働者対策事業でございますけれども、これも既に予算もお認めいただきまして、実施をしております。アイボシマ川の雑木除去作業の就労関係ということで、１月１４日から２８日までの間、募集をいたしまして、就労希望者が２５名ということでございます。季節労働者は現在１７２名いらっしゃるわけですけれども、そのうちの２５名の方が臨時作業員として雇用されております。２月１７日から始まりまして、この３月４日で終了する予定というような状況でございます。
５番目の委員の補充についてということで、選挙管理委員会の委員でありました北守さんが辞職されましたので、今回、新たに補充ということで、緑町１４番地の７、千葉由一さん、生年月日が昭和２５年９月１５日、この方を補充員として選任をしてございます。任期は平成２２年３月１日から平成２４年１２月２０日までという期間でございます。
６番目の人事関係でございますけれども、２月１０日付で退職者２名、ここに発令してございますので、後ほどご覧になっていただきたいと思います。
７番目のその他ということで、⑴で来町者、⑵で会議出席等を記載してございます。それぞれまた後ほどお目通しのほどお願い申し上げまして、行政報告を終わらせていただきます。
○議　　長
次に、市川教育委員長。
○市川教育委員長
教育委員会の行政報告を申し上げます。
１、平成２０年度大樹町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出について。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２７号第１項の規定に基づき、平成２０年度大樹町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について、大樹町議会に提出したということでございますが、お手元に既に配付してございますので、お目通しを賜りたいと思います。
以上、行政報告を申し上げました。
○議　　長
続いて、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。
質疑に当たっては、簡潔にお願いいたします。
質疑はありませんか。
高橋英昭君。
○高橋英昭君
先般のチリ地震ですけれども、津波の被害ということで、大樹町ではなかったということで安堵しているところですけれども、報道によりますと、十勝港では６０センチの津波が確認できたと。大樹町では実際にはそういった津波の確認はできたのでしょうか。
○議　　長
伏見町長。
○伏見町長
広尾町のような潮位計がございませんので、何センチ来た云々ということの確認はでき

ません。たまたま私も現場へ行きましたけれども、大変風が強くて、波が立っていて、津波なのか風による影響の波なのか､結構な波がございましたけれども､大樹で何センチ云々ということの公表はしておりません。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認め、行政報告を終わります。

◎日程第６　陳情第１号

○議　　長

日程第６　陳情第１号、医療再生へ診療報酬の抜本的増額を求める陳情書についての件を議題といたします。

本陳情の内容については、お手元に配付したとおりであります。

本陳情については、会議規則第９４条の規定に基づき、陳情処理表のとおり、総務常任委員会に付託することにいたします。

◎日程第７　議案第１４号

○議　　長

日程第７　議案第１４号、平成２１年度大樹町一般会計補正予算（第７号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第１４号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成２１年度大樹町一般会計補正予算（第７号）をお願いするものでございます。

今回は、歳入歳出で９，４５６万３，０００円の追加補正と繰越明許費、地方債の補正をお願いするものでございます。それぞれ内容につきましては、総務課長のほうから説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

中川総務課長。

○中川総務課長

それでは、議案第１４号、平成２１年度大樹町一般会計補正予算（第７号）について説明いたします。

今回の補正は、年度末に伴う各事業の歳入歳出の確定や見込みによる事業費の精査で、減額及び増額補正が主なものでございます。

それでは、６ページの資料をごらんください。

説明に当たりましては、科目、内容、補正理由について申し上げます。

まず、議会費です。議会運営経費、旅費から委託料まで。確定あるいは執行見込みによ

る減額です。
次に、総務費です。一般管理費、一般職給与。特定財源として見込んでいた公営住宅使用料が減少したことによるもので、一般財源で増減なしでございます。公住の空き家が多かったのと所得階層が下がったためのものでございます。
文書広報費、広報たいき発行事業費。執行見込みによる減額です。
財産管理費、町有地・建物維持管理経費、委託料。公共施設除排雪業務で除雪費の増額でございます。
企画費、航空宇宙産業基地誘致事業。特定財源で予定していました気象データ観測通信機器の執行額が下回ったための減額で、一般財源を充て、増減なしでございます。
多目的航空公園管理運営事業、委託料。事業費確定による減額です。
防犯交通安全推進費、防犯交通安全推進事業、報酬から旅費まで。事業費確定による減額です。
次のページをご覧ください。
電子計算費、電算一般管理費、旅費。執行見込みによる減額です。
総合住民情報システム維持管理費、委託料。乳幼児及び児童医療費等助成システムの修正での増額でございます。
庁内ＬＡＮ維持管理費、委託料。庁内ＬＡＮ、ハードとソフトの保守管理業務の見積もり合わせによる執行残でございます。
庁内ＬＡＮ導入事業、備品購入費。行政情報蓄積サーバ及びウェブメールサーバの関連機器一式の見積もり合わせによる執行残でございます。
行政情報端末導入事業、委託料から償還金、利子及び割引料まで。委託料が見積もり合わせによる執行残でございまして、職員のパソコンの配置に伴う設定業務の見積もり合わせの執行残でございます。償還金、利子及び割引料が、行政情報端末機器譲渡事業償還金、譲渡日確定による執行残でございます。
車両管理費、車両管理事業、需用費から備品購入費まで。執行見込みによる減額です。
戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理費事業、旅費。執行見込みによる減額です。
次のページをご覧ください。
選挙費、選挙管理委員会経費、報酬から負担金、補助及び交付金まで。事業費確定による減額補正です。
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査経費、報酬から需用費まで。事業費確定による減額補正です。
監査委員費、監査委員経費、旅費。執行見込みによる減額補正です。
次に、民生費です。社会福祉総務費、民生児童委員協議会経費、旅費から負担金、補助及び交付金まで。執行見込みによる減額補正です。
社会福祉一般事業、負担金、補助及び交付金。執行見込みによる減額補正です。
老人福祉総務費、敬老会開催事業、需用費。執行確定による減額補正です。
次のページをご覧ください。
老人クラブ育成事業、負担金、補助及び交付金。事業確定に伴う減額補正です。
老人福祉施設入所措置事業、扶助費。執行見込みによる減額補正です。
緊急通報用電話機設置事業、備品購入費。執行見込みによる減額補正です。
老人福祉センター費、老人福祉センター運営費、需用費。執行見込みによる減額補正です。

心身障害者福祉費、心身障害者福祉事業、旅費から負担金、補助及び交付金まで。執行見込みによる減額補正です。

高齢者保健福祉推進センター費、高齢者保健福祉推進センター運営事業、委託料。執行見込みによる減額補正です。

次のページをご覧ください。

福祉医療諸費、保険基盤安定制度等繰出金、繰出金。国保会計支出予定額が一定程度確定したため、国保会計のルール分の繰出金の減です。

後期高齢者医療運営事業、負担金、補助及び交付金から繰出金まで。療養給付費負担金額の確定及び保険基盤安定制度繰出金額の確定に伴う減額補正でございます。

発達支援センター費、発達支援センター運営費、職員手当等から公債費まで、執行見込みによる減額です。

児童措置費、児童手当支給事業、扶助費。執行見込みによる減額補正です。

子育て応援特別手当支給事業、償還金、利子及び割引料。事務費精算分の増です。

保育所費、町立保育所運営費、旅費から委託料まで、執行見込みによる減額補正です。

次のページをご覧ください。

児童保育一般経費、賃金から委託料まで、執行見込みによる減額補正です。

法人保育所運営費、委託料。執行見込みによる減額補正です。

次に、衛生費です。

母子保健費、母子保健事業、報償費から委託料まで。執行見込みによる減額補正です。

成人保健費、成人保健事業、賃金から委託料まで。執行見込みによる減額補正です。

成人歯科保健対策事業、委託料。執行見込みによる減額補正です。

予防費、予防接種事業、委託料から扶助費まで。執行見込みによる減額補正です。

結核予防事業、委託料。執行見込みによる減額補正です。

次のページをご覧ください。

エキノコックス対策事業、委託料。執行見込みによる減額補正です。

新型インフルエンザ等対策事業、需用費から扶助費まで。執行見込みによる減額です。

環境衛生費、そ族昆虫駆除対策事業、需用費。執行額確定による減額補正です。

環境衛生事業、旅費から委託料まで。執行見込みによる減額補正です。

狂犬病予防等促進事業、役務費。執行見込みによる減額補正です。

一部事務組合負担金事業、負担金、補助及び交付金。執行見込みによる減額補正です。

墓園費、墓園管理費、委託料。執行見込みによる減額補正です。

次のページをご覧ください。

じん芥処理費、じん芥処理事業、需用費から負担金、補助及び交付金まで。執行見込みによる減額補正です。

次に、農林水産業費です。

農業委員会費、農業委員会運営事業、旅費から負担金、補助及び交付金まで。執行見込みによる減額補正です。

農業振興費、農業経営基盤強化資金利子補給事業、負担金、補助及び交付金。執行見込みによる減額補正です。

経営安定緊急対策資金利子補給事業。執行見込みによる減額補正です。

北海道中山間地域等直接支払推進事業、負担金、補助及び交付金。執行見込みによる減額補正です。

馬鈴しょ防疫対策事業、負担金、補助及び交付金。執行額確定による減額補正です。

次のページをご覧ください。

畜産振興費、家畜共進会・共励会事業、負担金、補助及び交付金。執行額確定による減額補正です。

畜産振興指導事業、需用費。執行見込みによる減額補正です。

防疫事業、需用費から委託料まで。執行見込みによる減額補正です。

北海道農業開発公社黒毛和種譲渡代金償還事業、償還金、利子及び割引料。執行額確定による減額補正です。

畜産担い手育成総合整備事業、需用費から使用料及び賃借料まで。執行額確定による補正でございまして、国、道支出金、その他一般財源を合わせた額を補正に充てております。

次のページをご覧ください。

牧場管理費、牧場管理運営費。共済費から負担金、補助及び交付金まで。執行見込みによる減額補正です。

農地費、土地改良一般、役務費から委託料まで。執行額確定による減額補正です。

農用地集団化事業費、農地等交換分合事業、報酬から委託料まで。執行見込みによる減額補正です。

林業振興費、有害鳥獣駆除事業、報償費。執行見込みによる減額補正です。

林業振興事業、負担金、補助及び交付金。執行見込みによる減額補正です。

林道維持管理事業、需用費から使用料及び賃借料まで。執行見込みによる減額補正です。

次のページをご覧ください。

間伐促進事業、負担金、補助及び交付金。執行見込みによる減額補正です。

森林作業員就業条件整備事業、負担金、補助及び交付金。執行見込みによる減額補正です。

２１世紀北の森づくり推進事業、負担金、補助及び交付金。執行見込みによる減額補正です。

森林整備地域活動支援交付金事業、負担金、補助及び交付金。執行見込みによる減額補正です。

町有林費、町有林維持管理事業、使用料及び賃借料から原材料費まで。執行見込みによる減額補正です。

町有林整備事業、共済費から工事請負費まで。執行見込みによる減額補正です。

次のページをご覧ください。

野ねずみ駆除事業ですが、道補助金が入った分、一般財源を減額するもので、増減なしとなっております。

水産振興費、沿岸漁業振興対策事業、使用料及び賃借料。執行見込みによる減額補正です。

漁業近代化資金利子補給事業、負担金、補助及び交付金。執行額確定に伴う減額補正です。

漁業低気圧災害対策特別資金利子補給事業、これは、平成１８年１０月の低気圧災害、被災害施設復旧に必要な資金を低利で融資する部分の利子補給の金額確定での減額で、一般財源で増減なしとなってございます。

漁港管理費、漁港施設維持管理費、需用費から使用料及び賃借料まで。執行見込みによる減額補正です。

次に、商工費です。

商工振興費、中小企業融資金利子補給事業、負担金、補助及び交付金。制度改正による需要増に伴う増額補正でございます。

次のページをご覧ください。

中小企業特別融資資金利子補給事業、負担金、補助及び交付金。これにつきましても、制度改正による需要増による増額補正でございます。

観光振興費、子ども農山漁村交流プロジェクト推進事業、負担金、補助及び交付金。執行見込みによる減額補正です。

次に、土木費です。

道路維持費、町道維持管理事業、委託料。町道維持補修、除雪業務委託料予算不足のための増額補正です。

土木車両維持管理費、需用費。委託している除雪車両の燃料費の増額補正でございます。

河川総務費、河川管理費、委託料。執行額確定による減額補正です。

公園費、公園維持管理費、役務費から委託料まで。執行額確定による減額補正です。

住宅管理費、町営住宅維持管理費、役務費から工事請負費まで。執行見込みによる減額補正でございます。

次のページをご覧ください。

次に、消防費です。

消防総務費、南十勝消防事務組合負担金事業、負担金、補助及び交付金。高規格救急車購入に伴う負担金が減少したことによる執行残でございます。

防災対策費、防災行政無線維持管理費、委託料。執行額確定による減額補正です。

防災対策推進事業、需用費から備品購入費まで。執行残による減と、防災情報通信設備費での増額でございます。

国民保護協議会運営費、報酬から旅費まで。執行額確定に伴う減額です。

次に、教育費です。

事務局費、教育委員会事務局運営費、旅費。執行額確定による減額補正です。

教育振興費、教育振興事業、共済費から負担金、補助及び交付金まで。執行額確定による減額補正です。

次のページをご覧ください。

学校管理費、学校管理費、小学校分です。需用費から備品購入費まで。執行見込み等による減額補正です。

教育振興費、要保護・準要保護児童就学援助事業、小学校分です。扶助費、執行額確定による減額補正です。

学校建設費、大樹小学校改築事業、旅費から需用費まで。執行額確定による減額補正です。

学校管理費、中学校分です。需用費から備品購入費まで。執行見込み等による減額補正です。

教育振興費、要保護・準要保護生徒就学援助費、中学校分です。扶助費、執行額確定による減額補正です。

次のページをご覧ください。

学校給食費、給食調理事業、共済費から使用料及び賃借料まで。執行見込みによる増減補正です。

社会教育総務費、社会教育委員会運営費、報酬から負担金、補助及び交付金まで。執行見込みによる減額補正です。

社会教育推進事業、報償費から旅費まで。執行見込みによる減額補正です。

青少年教育推進事業、報償費から負担金、補助及び交付金まで。執行見込みによる減額補正です。

家庭教育推進事業、役務費。執行見込みによる減額補正です。

高齢者教育推進事業、需用費。執行見込みによる減額補正です。

次のページをご覧ください。

生涯学習学社融合事業、報償費。執行見込みによる減額補正です。

生涯学習センター費、生涯学習センター運営費、需用費から委託料まで。執行見込みによる減額補正です。

生涯学習センター文化事業、報償費から旅費まで。執行見込みによる減額補正です。

文化財保護事業、賃金から委託料まで。執行見込みによる減額補正です。

保健体育総務費、社会体育推進事業、旅費。執行額確定による減額補正です。

町民スポーツ大会開催事業、需用費。執行額確定による減額補正です。

Ｂ＆Ｇ北海道大会参加事業、負担金、補助及び交付金。執行額確定による減額補正です。

次のページをご覧ください。

スポーツクラブ育成事業、旅費から需用費まで。執行額確定による減額補正です。

町技普及振興事業、報償費から負担金、補助及び交付金まで。執行額確定による減額補正です。

体育施設費、運動公園維持管理費、需用費から委託料まで。執行見込みによる減額補正です。

海洋センター維持管理費、賃金から委託料まで。執行額確定による減額補正です。

生花湖艇庫維持管理費、需用費。執行額確定による減額補正です。

大樹中央運動公園維持管理費、委託料から原材料費まで。執行見込みによる減額補正です。

図書館総務費、図書館管理運営費、需用費から備品購入費まで。執行見込みによる減額補正です。

次のページをご覧ください。

次に、公債費です。

元金、償還金、利子及び割引料。平成８年度に借り入れた地域総合整備事業債の繰上償還分でございます。

利子、償還金、利子及び割引料、これは昨年借り入れの償還利子額確定に伴う減額補正でございます。

次に、諸支出金です。

事業会計繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金、繰出金。前年度の精算分を戻すための増額補正でございます。

老人保健特別会計繰出金、繰出金。執行見込みによる減額補正です。

後期高齢者医療特別会計繰出金、繰出金。執行額確定による減額補正です。

介護保健特別会計繰出金、繰出金。執行見込みによる減額補正でございます。

介護サービス事業特別会計繰出金、繰出金。執行見込みによる減額補正でございます。

次のページをご覧ください。

公共下水道事業特別会計繰出金、繰出金。執行見込みによる減額補正です。

特別会計出資及び補助金、病院事業出資金、投資及び出資金。執行額確定による減額補正です。

水道事業繰出金、投資及び出資金。執行見込みによる減額補正です。

基金費、基金積立金、積立金。下の表の財政調整基金積立金から魅力あるまちづくり推進基金積立金までの利子、寄附金等の額の確定による増額でございます。

以上、合計、補正額９，４５６万３，０００円の増。財源内訳では、特定財源が、国道支出金７２万３，０００円、地方債がマイナス３５０万円、その他が６８０万４，０００円の増、一般財源が９，０５３万６，０００円となるものでございます。

次に、２ページの第１表、歳出にお戻りください。

２ページでございます。第１表、歳入歳出予算補正の歳出です。

１款議会費から１３款諸支出金までの合計１１款でございますが、次のページをご覧ください。

歳出合計、補正前の額６２億９，２２７万円、補正額９，４５６万３，０００円の増、計６３億８，６８３万３，０００円となるものでございます。

次に、戻りまして１ページをご覧ください。

第１表、歳入歳出予算補正の歳入です。

１款町税から２１款町債までの合計１０款で、歳入合計、補正前の額６２億９，２２７万円、補正額９，４５６万３，０００円の増、計６３億８，６８３万３，０００円となるものでございます。

次に、４ページ、第２表をご覧ください。

第２表、繰越明許費でございますが、さきの議会でお認めいただきました地域活性化経済危機対策分、そして、きめ細かな臨時交付金等でございます。

２款総務費から１３款諸支出金まで、合計２億６，１４４万円を繰り越すものでございます。

次に、５ページ、第３表をご覧ください。

第３表、地方債補正の変更でございます。

起債の目的、補正前、補正後の限度額等を申し上げます。

まず、過疎対策事業でございますが、補正前の限度額が１，６００万円、補正後が１，８９０万円でございます。臨時財政対策債が２億７，０００万円を２億８，１８０万４，０００円に、大樹小学校改築事業が２，５００万円を１，８６０万円にするもので、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と同じでございます。

それから、失礼しました、訂正をいただきたいと思います。１９ページをごらんください。資料の１９ページ。消防費なのですが、上から３段目の防災対策費の防災対策推進事業１４７万円の減となってございますが、増の誤りでございます。訂正しておわび申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質問なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
これより、討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
（なしの声あり）
○議　　長
反対討論なしと認めます。
次に、賛成討論の発言を許します。
（なしの声あり）
○議　　長
賛成討論なしと認めます。
これをもって、討論を終了いたします。
これより、議案第１４号、平成２１年度大樹町一般会計補正予算（第７号）についての件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議　　長
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
休憩いたします。

休憩　午前１０時４３分
再開　午前１１時００分

○議　　長
休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第８　議案第１５号
○議　　長
日程第８　議案第１５号、平成２１年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）についての件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
伏見町長。
○伏見町長
ただいま議題となりました議案第１５号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。
本件につきましては、平成２１年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）をお願いするものでございます。
今回は、歳入歳出で４，１１８万９，０００円の減額補正でございます。内容につきましては、町民課長のほうから説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。
○議　　長

西川町民課長。

○西川町民課長

議案第１５号についてご説明申し上げます。

平成２１年度大樹町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ４，１１８万９，０００円を減額し、歳入歳出の総額を８億３，０１０万６，０００円とするものでございます。

内容については事項別明細書でご説明いたしますので、明細書の歳出１２、１３ページをお開きいただきます。

歳出でございます。

１款総務費１項総務管理費１目一般管理費、補正額３０万７，０００円の減。次に、２項徴税費１目賦課徴税費、補正額３万１，０００円の減。次に、３項運営協議会費１目運営協議会費、補正額２４万円の減。

次に、２款保険給付費１項療養諸費１目一般被保険者療養給付費、補正額３，０００万円の減。２目の退職被保険者等療養給付費、補正額４００万円の減。次に、２項の高額療養費１目一般被保険者高額療養費、補正額２００万円の減。２目の退職被保険者等高額療養費、補正額１５０万円の減。一番最後になりますが、４項出産育児諸費１目出産育児一時金、補正額２６８万円の減。次のページをお開きください。５項の葬祭諸費１目葬祭費、補正額３０万円の減。

次に、３款後期高齢者支援金等１項後期高齢者支援金等１目後期高齢者支援金、補正額１３万４，０００円の増。

次に、４款前期高齢者納付金等１項前期高齢者納付金等１目前期高齢者納付金、補正額１０万９，０００円の減。

次に、６款介護納付金１項介護納付金１目介護納付金、補正額３５万９，０００円の減。

次に、７款共同事業拠出金１項共同事業拠出金１目高額医療費拠出金、補正額１４１万４，０００円の減。３目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額７５３万２，０００円の減。

８款保健事業費１項特定健康診査等事業費１目特定健康診査等事業費、補正額７万７，０００円の減。次のページをお開きください。１６ページ、１７ページでございます。２項保健事業費１目保健衛生普及費、補正額４７万１，０００円の減。

最後になりますが、１０款諸支出金１項還付金３目療養給付費交付金等還付金、補正額９６９万７，０００円の増でございます。

以上でございますが、今回の補正は、医療費確定及び給付金の減に伴う補正を主なものとする内容でございます。

戻りまして、歳入の６ページ、７ページをお開きください。

歳入。

１款保険税１項保険税１目一般被保険者保険税、補正額１，５１２万９，０００円の減。２目退職被保険者保険税、補正額８４万２，０００円の減。

２款国庫支出金１項国庫負担金１目療養給付費負担金、補正額４，２３５万６，０００円の減。２目高額医療費共同事業負担金、補正額３５万４，０００円の減。次に、２項の国庫補助金１目調整交付金、補正額１，３６７万７，０００円の減。２目出産育児一時金補助金、補正額１０万円の減。４目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、８万９，０００円の増。

次に、３款療養給付費交付金１項療養給付費交付金１目療養給付費交付金、補正額４２２万３，０００円の増。

次に、４款前期高齢者交付金１項前期高齢者交付金１目前期高齢者交付金、補正額４７３万７，０００円の増。

次のページをお開きください。

５款道支出金１項道負担金１目高額医療費共同事業負担金、補正額３５万４，０００円の減。２項道補助金１目調整交付金補正額４３２万５，０００円の減。

次に、６款共同事業交付金１項共同事業交付金１目高額医療費共同事業交付金、補正額１，２６９万３，０００円の減。２目保険財政共同安定化事業交付金、補正額１，３４８万５，０００円の減。

次に、７款財産収入１項財産運用収入１目利子及び配当金、補正額６，０００円の増。

次に、８款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金、補正額１２７万９，０００円の増。

９款繰越金１項繰越金１目繰越金、補正額４，２１９万９，０００円の増。

１０款諸収入２項雑入１目雑入、９５９万３，０００円の増でございます。

以上でございますが、次に、４ページ、５ページの総括をお開きください。

総括の５ページの歳出でございますが、１款総務費から１０款諸支出金まで、歳出合計、補正前の額８億７，１２９万５，０００円、補正額４，１１８万９，０００円の減、計で８億３，０１０万６，０００円でございます。

戻りまして、４ページの歳入をご覧ください。

１款保険税から１０款諸収入まで、歳入合計、補正前の額８億７，１２９万５，０００円、補正額４，１１８万９，０００円の減、計で８億３，０１０万６，０００円になる内容でございます。

以上で説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１５号、平成２１年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第１６号

○議　　長

日程第９　議案第１６号、平成２１年度大樹町老人保健特別会計補正予算（第２号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第１６号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成２１年度大樹町老人保健特別会計補正予算（第２号）をお願いするものでございます。

今回は、歳入歳出でそれぞれ８０万円の減額補正でございます。内容につきましては、町民課長のほうから説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

西川町民課長。

○西川町民課長

それでは、議案第１６号についてご説明申し上げます。

平成２１年度大樹町老人保健特別会計補正予算（第２号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ８０万円を減額し､歳入歳出の総額を３８３万３，０００円とするものでございます。

同じく、内容については事項別明細書でご説明しますので、明細書の８ページ、９ページをお開きください。

歳出。

２款医療諸費１項医療諸費１目医療給付費、補正額８０万円の減の内容でございます。これも同様に、医療費がおおむね確定いたしましたので、それに伴う減額補正の内容でございます。

次に、６ページ、７ページの歳入をお開き願います。

歳入。

１款支払基金交付金１項支払基金交付金１目医療交付金、補正額４０万３，０００円の減。

次に､２款国庫支出金１項国庫負担金１目医療費負担金､補正額３０万３，０００円の減。

次に、３款道支出金１項道負担金１目医療費負担金、補正額７万５，０００円の減。

最後に、４款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金、補正額１万９，０００円の減でございます。

４ページ、５ページの総括をお開きください。

まず、５ページの歳出でございますが、２款医療諸費、補正額８０万円の減。

歳出合計、補正前の額４６３万３，０００円、補正額８０万円の減、計で３８３万３，０００円になるものでございます。

戻りまして、４ページの歳入をお目通し願います。

１款支払基金交付金から４款繰入金まで､歳入合計で､補正前の額４６３万３，０００円、補正額８０万円の減、計で３８３万３，０００円になる内容でございます。

以上で説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１６号、平成２１年度大樹町老人保健特別会計補正予算（第２号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第１７号

○議　　長

日程第１０　議案第１７号、平成２１年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第１７号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成２１年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）をお願いするものでございます。

今回は、歳入歳出でそれぞれ３００万６，０００円の減額補正でございます。内容につきましては、町民課長のほうから説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

西川町民課長。

○西川町民課長

それでは、議案第１７号についてご説明申し上げます。

平成２１年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ３００万６，０００円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ６，６７６万４，０００円とするものでございます。

同様に、内容については事項別明細書でご説明しますので、明細書の８ページ、９ページをお開きいただきます。

歳出でございます。

１款総務費１項総務管理費１目一般管理費。補正額はございません。これにつきましては、充当財源の調整を行う内容でございます。

次に、２款後期高齢者医療広域連合納付金１項後期高齢者医療広域連合納付金１目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額で３００万６，０００円の減額でございます。

以上でございますが、広域連合に納付する保険料の負担金を減額する内容となってございます。

次に、６ページ、７ページの歳入をお開きください。

歳入でございます。

２款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金。補正額で３９１万５，０００円の減。

次に、３款繰越金１項繰越金１目繰越金。補正額９０万９，０００円の増でございます。

それでは、４ページ、５ページの総括をお開きください。

５ページの歳出でございますが、１款総務費から２款後期高齢者医療広域連合納付金まで、歳出合計で、補正前の額６，９７７万円、補正額３００万６，０００円の減、計で６，６７６万４，０００円でございます。

戻りまして歳入でございますが、２款繰入金から３款繰越金まで、歳入合計で、補正前の額６，９７７万円、補正額３００万６，０００円の減、計で６，６７６万４，０００円になる内容となってございます。

以上で説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。
次に、賛成討論の発言を許します。
（なしの声あり）
○議　　長
賛成討論なしと認めます。
これをもって、討論を終了いたします。
これより、議案第１７号、平成２１年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についての件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議　　長
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第１８号
○議　　長
日程第１１　議案第１８号、平成２１年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第３号）についての件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
伏見町長。
○伏見町長
ただいま議題となりました議案第１８号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。
本件につきましては、平成２１年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第３号）をお願いするものでございます。
今回は、歳入歳出でそれぞれ１，９４６万６，０００円の減額補正でございます。それぞれ内容につきましては、保健福祉課長のほうから説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。
○議　　長
北林保健福祉課長。
○北林保健福祉課長
それでは、議案第１８号、平成２１年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第３号）につきましてご説明申し上げます。
今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ１，９４６万６，０００円を減額し、歳入歳出それぞれ５億５，０７０万４，０００円とするものです。
それでは、内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げますので、１０ページ、１１ページ、歳出をお開き願います。
まず、歳出ですが、１款総務費１項総務管理費１目一般管理費、補正額１８万１，０００円の減。次に、３項介護認定審査会費２目介護認定審査会費、補正額１０万２，０００円の減。３目認定調査費、補正額９万円の増。
次に、２款保健給付費１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス給付費、補正額２２３万８，０００円の減。２目居宅介護サービス計画費、補正額２６８万３，０００円の

増。３目施設サービス給付費、補正額１，５６８万１，０００円の減。４目福祉用具購入費、補正額２２万８，０００円の減。５目住宅改修費、補正額１０３万６，０００円の減。６目特定入所者介護サービス費、補正額１３５万９，０００円の減。７目審査支払手数料、補正額１万円の減。次に、２項高額介護サービス費１目高額介護サービス費、補正額５７万４，０００円の減。２目高額医療合算介護サービス費、補正額はありませんが、財源の変更を行うものです。

次のページをお開きください。

３款地域支援事業費１項地域支援事業費１目地域支援事業費、９４万円の減。

４款基金積立金１項基金積立金１目介護給付費準備基金積立金、１１万円の増です。それぞれ事業費の確定あるいは介護サービス費の給付見込みによる内容になっております。

次に、６ページ、７ページ、歳入をお開き願います。

歳入ですが、１款介護保険料１項介護保険料１目第１号被保険者介護保険料、補正額１２５万１，０００円の増。

２款国庫支出金１項国庫負担金１目介護給付費負担金、補正額２８７万１，０００円の減。次に、２項国庫補助金１目調整交付金、補正額６２万１，０００円の減。２目地域支援事業交付金、補正額３４万５，０００円の増。

３款道支出金１項道負担金１目介護給付費負担金、補正額５０７万７，０００円の減。２項道補助金１目地域支援事業交付金、補正額１７万２，０００円の増。

次に、４款支払基金交付金１項支払基金交付金１目介護給付費交付金。補正額１，１３５万円の減。２目地域支援事業支援交付金、補正額２３万円の増。

次に、５款財産収入１項財産運用収入１目利子及び配当金、補正額１１万円の増。

６款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金、補正額７３７万８，０００円の減です。次のページをお開き願います。２項基金繰入金１目介護給付費準備基金繰入金、２７６万１，０００円の増。

８款繰越金１項繰越金１目繰越金、補正額２９６万２，０００円の増。

それぞれ、額の確定によるものでございます。

次に、４ページ、５ページの総括の歳出をお開き願います。

５ページの歳出ですが、１款総務費から４款基金積立金まで、歳出合計で、補正前の額５億７，０１７万円、補正額１，９４６万６，０００円の減。計で５億５，０７０万４，０００円となるものです。

次に、４ページ、歳入をご覧ください。

１款介護保険料から８款繰越金まで、歳入合計で、補正前の額５億７，０１７万円、補正額１，９４６万６，０００円の減。計で５億５，０７０万４，０００円となるものです。

以上で説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１８号、平成２１年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第３号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第１９号

○議　　長

日程第１２　議案第１９号､平成２１年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第４号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第１９号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成２１年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第４号）をお願いするものでございます。

今回は、歳入歳出でそれぞれ７５５万2,０００円の減額補正でございます。それぞれ内容につきましては、特老所長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

山下特老所長。

○山下特別養護老人ホーム所長

議案第１９号、平成２１年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第４号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ７５５万2,０００円を減額し、歳入歳出それぞれ３億８,７８３万円とするものです。

それでは、内容につきまして事項別明細書により説明いたしますので、１０ページ、１１ページをお開き願います。

歳出。

１款居宅介護サービス事業費１項居宅介護サービス事業費１目通所介護費、補正額１６

０万７，０００円の減。次に、２目訪問介護費、補正額１２５万円の減。３目介護予防支援費、１９万円の減。

次に、２款介護老人福祉施設事業費１項介護老人福祉施設事業費１目介護老人福祉施設費４５０万５，０００円の減。

内容につきましては、事業費の確定並びに見込みによるものです。

次に、戻りまして、６ページ、７ページの歳入をお開き願います。

歳入。

１款サービス収入１項介護給付費収入１目居宅介護サービス事業収入、補正額１５０万８，０００円の減。２目介護老人福祉施設事業収入、補正額４００万円の減。次に、２項予防給付費収入、１目居宅介護サービス事業収入１９６万３，０００円の増。次に、３項居宅生活支援費収入１目居宅介護サービス事業収入、補正額１８万４，０００円の増。

次に、２款分担金及び負担金１項負担金１目居宅介護サービス事業負担金、補正額１６万１，０００円の減。

次に、３款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金、補正額６１６万９，０００円の減。

次ページをお開き願います。

４款繰越金１項繰越金１目繰越金、補正額２１３万９，０００円の増です。

次に、総括、５ページをお開き願います。

歳出。

１款居宅介護サービス事業費から２款介護老人福祉施設事業費。

歳出合計で、補正前の額３億９，５３８万２，０００円、補正額７５５万２，０００円の減、計３億８，７８３万円となります。

戻りまして、歳入をご覧ください。

歳入。

１款サービス収入から４款繰越金。

歳入合計で、補正前の額３億９，５３８万２，０００円、補正額７５５万２，０００円の減、計で３億８，７８３万円となります。

以上で説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１９号、平成２１年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第４号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第２０号

○議　　長

日程第１３　議案第２０号、平成２１年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第２０号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成２１年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）をお願いするものでございます。

今回は、歳入歳出で１，７３２万１，０００円の減額補正と地方債の補正をお願いするものでございます。それぞれ内容につきましては、水道課長のほうから説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

高田水道課長。

○高田水道課長

議案第２０号、平成２１年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について説明いたします。

今回の補正額は１，７３２万１，０００円を減額し、歳入歳出のそれぞれの合計額は３億１，８３５万４，０００円であります。

内容については事項別明細書で説明しますので、まず最初に９ページ、１０ページをお開きください。

歳出。

１款管理費１項総務管理費１目一般管理費、補正額９６万２，０００円の減。これらにつきまして、主な内容ですが、委託料の下水道台帳作成の執行と、補助金の下水水洗便所設置補助金の件数減によるものです。２目普及推進費、３８万円の減。これらにつきましては、補助金の個別排水水洗便所設置補助金の件数減によるものです。

下に行きまして、１款管理費２項施設管理費１目管渠管理費、補正額１４万７，０００円の減。これらにつきましては、委託料の汚水管清掃事業執行による減であります。２目処

理場管理費２６３万５，０００円の減。これらにつきましては、需用費の下水終末処理場の灯油単価と委託料の施設管理委託業務執行と汚泥処理費の予想トン数の減によります。３目個別排水管理費２００万円の減。これらにつきましては、委託料の個別の維持管理費業務執行による減であります。

２款事業費１項下水道整備費１目下水道建設費、３９８万２，０００円の減。これらにつきましては、委託業務の３本の執行と工事請負執行による減であります。

次に、１１ページ、１２ページをお開きください。

２款事業費、２項個別排水処理施設整備費、１目個別排水処理施設建設費、補正額７２１万５，０００円の減、これらにつきましては、実施設計業務委託の執行と工事請負執行による減であります。

次に、７ページ、８ページをお開きください。

歳入であります。

１款分担金及び負担金１項負担金１目公共下水道負担金、補正額３９万３，０００円の増。２目個別排水処理事業受益者分担金、３６万円の減。これらにつきましては、下水の受益者負担金は一括納入者増によるものと個別受益者分担金は事業実施件数減によるものでありまして、全体的には増となります。

２款使用料及び手数料２項手数料１目公共下水道手数料、４，０００円の増。２目個別排水処理施設手数料、４，０００円の減。これらにつきましては、下水の排水設備件数の増と個別排水設備件数の減によります。

４款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金、３４７万円の減。これらにつきましては、事業費確定による減額、過疎債を含んだ増となり、最終的には減となりました。

５款繰越金１項繰越金１目繰越金、８１万６，０００円の増。これらにつきましては、前年度繰越金の額の確定並びに精算のための増であります。

６款町債１項町債１目下水道事業債、１，４７０万円の減。これらにつきましては、事業費確定による過疎債分を一般会計に移行したため減となりました。

次に、総括、６ページをお開きください。

総括。

歳出。

１款管理費から２款事業費まで、歳出合計、補正前の額３億３，５６７万５，０００円、補正額１，７３２万１，０００円の減、計３億１，８３５万４，０００円となります。

次に、５ページの歳入をご覧ください。

歳入。

１款分担金及び負担金から６款町債まで、歳入合計、補正前の額３億３，５６７万５，０００円、補正額１，７３２万１，０００円の減、計３億１，８３５万４，０００円。

３ページ目の第２表、地方債補正。

下水道事業、補正前の額が、限度額が２，６６０万円、これは一般会計と同じで、内容は省略いたします。補正後が、限度額が１，１９０万円、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じであります。

以上で説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第２０号、平成２１年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩　午前１１時４４分
再開　午後　１時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１４　議案第２１号

○議　　長

日程第１４　議案第２１号、平成２１年度大樹町水道事業会計補正予算（第４号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第２１号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成２１年度大樹町水道事業会計補正予算（第４号）をお願いするものでございます。

今回は、収益的収入では２８１万円の減額、支出では９９０万６，０００円の減額補正、資本的収入支出では、収入の部では２４７万円の減額、そして、支出では４１３万５，００

０円の増となるものでございます。それと、たな卸資産の購入限度額の補正というようなことでございます。それぞれ内容につきましては、水道課長のほうから説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

高田水道課長。

○高田水道課長

議案第２１号、平成２１年度大樹町水道事業会計補正予算（第４号）についてご説明いたします。

今回の補正額は、収益的支出９９０万６，０００円を減額し、収益的収入も同じく２８１万円を減額します。

次に、資本的支出ですが、４１３万５，０００円を増額し、資本的収入は２４７万円減額するものであります。

内容については事項別明細書で説明しますので、１２ページ、１３ページの支出をお開きください。

収益的収入及び支出の支出の部。

１款水道事業費用１項営業費用１目原水及び浄水費、補正予算額９４２万５，０００円の減です。これらにつきましては、燃料費単価の減と委託業務執行による減、電気節減による減であります。３目総係費、補正予算額４８万１，０００円の減。これらにつきましては、燃料費の節減とメーター器検針機賃借料の執行時期により減額であります。

次に、１０ページ、１１ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入の部。

１款水道事業収益１項営業収益１目給水収益、補正予算額２５０万円の減です。これらにつきましては、各家庭の水道使用料の落ち込みによります。

次に、１目負担金、補正予算額１２万８，０００円の減ですが、これらにつきましては、下水道事業負担金の均等割対象額の減によります。

２項営業外収益１目受取利息及び配当金、１８万２，０００円の減です。

損益勘定留保資金は、７０９万６，０００円の減です。

次に、１６ページ、１７ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出の部です。

１款資本的支出１項建設改良費１目固定資産取得費、補正予算額４１３万５，０００円の増です。これらにつきましては、委託執行による減と現地調査実施設計に伴う積算等による精査でありまして、工事請負費が増額となり、メーター購入執行による減であります。

次に、１４ページ、１５ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入の部。

１款資本的収入２項出資金１目出資金、補正予算額２４７万円の減です。これらにつきましては、地域活性化交付金事業で老朽化更新測量設計業務執行による減で、一般会計からの出資金であります。

損益勘定留保資金の補正予算額６６０万５，０００円の増です。

なお、別紙に配水管工事位置図に延長を書いてありまして、前回は括弧書き、上段に今回の新しい工事延長が載っていますので、後でお目を通してください。

以上で説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第２１号、平成２１年度大樹町水道事業会計補正予算（第４号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第２２号

○議　　長

日程第１５　議案第２２号、平成２１年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第２２号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成２１年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）をお願いするものでございます。

今回は、２条予算で収益的収入及び支出では、それぞれ２，６７５万円の減、資本的収入及び支出の３条では、収入支出とも７８万円の減、それと、４条予算の関係では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、５条ではたな卸資産の購入限度額の補正ということでございます。それぞれ内容につきましては、町立病院事務長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

領毛病院事務長。

○領毛病院事務長

それでは、議案第２２号につきましてご説明申し上げます。

資本的収入及び支出につきましては、今、町長が申し上げたとおり、２，６７５万円、それぞれ減額するものでございます。

また、資本的収入及び支出におきましても、７８万円の減額をお願いするものでございます。

第４条、第５条等につきまして、事項別明細書に基づいてご説明申し上げますので、事項別明細書の１２ページ、１３ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の中で、支出の部。

病院事業費用の医業費用、給与費におきましては、給料と法定福利費、これにつきまして、当初、医師４名でカウントしておりましたが、医師１名招聘とならなかったことと、また、看護師の早期退職等に伴う執行見込みによる減額でございます。

また、報酬につきましては、出張医報酬、１０月より上久保医師、診療いただいております。そのために、出張医報酬が不足が見込まれるため、増額をお願いするものでございます。

給与費につきましては補正予算額１，８５０万円の減であります。

２目の材料費におきましては、薬品費と給食材料費、執行見込みで、合わせて７００万円の減額補正。

３目経費におきましては、燃料費、これにつきまして、当初予算の単価から実勢価格がかなり抑えられたための減額補正でございます。

また、委託料につきましては、ＣＴのスキャナー装置、これにつきましては、１１月から機械更新に伴いまして、１年間の無料保証がついたため、１１月以降、古いＣＴの保守委託料をお返しするもので１１０万円の減ということで、経費、補正予算額４５０万円の減でございます。

５目の資産減耗費、これにつきましては、２１年度においてＣＴと眼科の眼底カメラの更新に伴いまして、旧機械を除却するための予算費用で計上しております。４５１万円の増額補正でございます。

２項医業外費用の１目支払利息及び企業債取扱諸費ということで、一時借入金利息、当初、１億円程度の一時借り入れを見込んだわけでございますが、今後の支払いにおいても一時借り入れを行わずに執行できると見込まれましたので、全額お返しするということでの１５０万円の減額補正でございます。

続きまして、３目の雑損失、その他雑損失で、これにつきましては、未納者のうち、死亡４名、居所不明４名分について不能欠損処分とするための増額補正をお願いするものでございます。

次に、戻りまして１０ページ、１１ページをお開き願います。

収益的収入の部におきまして、病院事業収益の１項医業収益１目入院収益２目外来収益、ともに、これにつきましては執行見込みで１，０００万円の減と１，６７５万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、１６ページ、１７ページをお開き願います。

資本的支出の部に参りまして、資本的支出の１項建設改良費２目有形固定資産購入費、

これにつきましては、ＣＴスキャナー装置、また、散瞳型眼底カメラ、国の１次補正の地域活性化・経済危機対策臨時交付金で更新した医療機器の額確定により執行残を減額補正するものでございます。

また、２項の企業債償還金２目の企業債元金償還金でございますが、企業債元金償還金、額確定による執行残ということで２万円の減でございます。

戻りまして、１４ページ、１５ページ、資本的収入の部。

１項一般会計出資金１目一般会計出資金、先ほど１４号議案で一般会計の補正予算でお認めいただきましたが、機械及び備品購入費の充当７６万円の減、企業債元金償還金の充当分、合わせて７８万円の減額をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

姉崎清作君。

○姉崎清作君

１２、１３ページで、雑損失で不納欠損で２４万円、死亡が４名というのですけれども、これ、家族はいなかったのですか。家族に請求できなかったのか、その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議　　長

領毛病院事務長。

○領毛病院事務長

居所不明４名分については、これは当然、家庭の分はわかりませんので、調べようがございません。また、死亡者につきましては、生活保護世帯とかという部分がございまして、入院で１件、外来で７件、計８件のものを、今回、当初予算６万円に対しまして３０万円、これが不納欠損処分したいというものでございます。

○議　　長

姉崎清作君。

○姉崎清作君

入院患者には医療負担行為の保証人というか、そこら辺、つくと思うのですが、そこら辺、つけていなかったのかどうか。

○議　　長

領毛病院事務長。

○領毛病院事務長

救急で入った場合、その部分はとれない部分と、それと、先ほども言いましたが、生活保護世帯も含まれておりました。そういうことで、ついておりませんでした。申し訳ございません。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
（なしの声あり）
○議　　長
反対討論なしと認めます。
次に、賛成討論の発言を許します。
（なしの声あり）
○議　　長
賛成討論なしと認めます。
これをもって、討論を終了いたします。
これより、議案第２２号、平成２１年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）についての件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議　　長
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６　議案第２３号
○議　　長
日程第１６　議案第２３号、大樹町保育所条例の一部改正についての件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
伏見町長。
○伏見町長
ただいま議題となりました議案第２３号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。
本件につきましては、大樹町保育所条例の一部改正についてのお願いでございます。
このたび、平成２２年の３月３１日をもって石坂保育所を閉所することに伴って、この石坂保育所の名称及び位置及び入所定員をこの条例から削除するというような内容でございます。
議案を朗読して提案理由のご説明にかえさせていただきます。
議案第２３号、大樹町保育所条例の一部改正について。
大樹町保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
記。
大樹町保育所条例の一部を改正する条例。
大樹町保育所条例（平成１０年条例第３号）の一部を次のように改正する。
第２条の表中、石坂保育所の項を削るということで、別表でございます。
附則、この条例は、平成２２年４月１日から施行するという内容でございます。
ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。
○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
これより、討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
（なしの声あり）
○議　　長
反対討論なしと認めます。
次に、賛成討論の発言を許します。
（なしの声あり）
○議　　長
賛成討論なしと認めます。
これをもって、討論を終了いたします。
これより、議案第２３号、大樹町保育所条例の一部改正についての件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議　　長
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７　議案第２４号
○議　　長
日程第１７　議案第２４号、大樹町学童保育所条例の制定についての件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
伏見町長。
○伏見町長
ただいま議題となりました議案第２４号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。
本件につきましては、大樹町学童保育所条例の制定でございます。
この学童保育所は、過去、社会福祉法人大樹福祉事業会と１年ごとの業務委託により実施をしてまいりました。ここ３年ほど前から、この学童保育に通うお子さんが６０名近くなったというようなこともあり、また、それらに対応する人等の関係もございまして、大樹福祉事業会のほうから、できれば町のほうで直営でお願いできないかというようなことを申されてまいりました。そういうようなことを勘案いたしまして、今年度から学童保育所を町直営に移行するというようなことでございます。これに伴いまして、従前、要綱で規定をしておりました学童保育所の実施については、今回、条例をご提案するところでもございます。
また、規則については、別途、学童保育所条例施行規則を制定してまいりたいと思って

おります。
特に学童保育料につきましては、従前、おやつや教材費等の実費ということで徴収をしておりましたが、地方自治法第２２８条第１項の分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については条例で定めなければならないというような規定もあり、今回、これをまた条例に盛り込んだところでもございます。
これら条例の内容につきましては、町民課長のほうから説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。
○議　　長
西川町民課長。
○西川町民課長
それでは、議案第２４号について、概要につきまして条例の説明を行います。
今、町長から申し上げましたとおり、平成２２年度から学童保育所は従前の大樹福祉事業会から移行し、平成２２年度からは町営で行うことになりました。したがいまして、管理運営上、学童保育所の設置場所や入所のための条件等、また、保育料の設定など、必要とする事項を整備した条例を制定しなければなりませんので、今回条例案を提案するものですので、よろしくお願い申し上げたいと思います。
それでは、お手元の条文の内容について若干ご説明を申し上げます。
第１条は、設置の趣旨を記載したものでございます。
次に、第２条につきましては、名称を大樹町学童保育所と言い、場所は従前どおり、引き続き青少年会館内での実施を予定するものでございます。
次に、第４条につきましては、保育所の休業日を設定した内容でございます。
第５条につきましては、対象となる児童の入所条件等をうたった内容となってございます。
次ページをお開きください。
次に、第９条については、保護者負担の月額保育料を定めたものとなってございます。
最後になりますが、第１０条は保育料の減免を可能とする事項を定めた内容となってございます。
以上、概要説明が終わりますが、この後、管理運営上必要とする事項につきましては、規則を定めるなどの措置を講じまして運営を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。
以上で提案理由の説明を終わります。
○議　　長
これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。
鈴木千秋君。
○鈴木千秋君
直営でやるということで、児童の人数が増えて、今やっているところでは、実際、運営がどうなのかという中で生まれたのだろうと思うのですけれども、実際、授業が終わってから青館まで行く、その移動はどのような方法で、今までも徒歩でやったのですけれども、その方法というのはどういう方法でやるのかどうか聞きたいのと、それから、今回について、職員を、所長及びその他の必要な職員を置くということになっているのですけれども、

来年度について、どのような体制を考えているのか。それと、これから予算の中で調べさせてもらおうと思うのですけれども、概略でいいですから、職員に対する人数だとか、運営管理上の予算、どのようにみているのか、その辺のことを聞きたい。

それと、町長も明日、言われると思うのですけれども、方針演説の中で、この学童保育事業について述べているのですけれども、受け入れ時間の延長なども考えるということなのですけれども、具体的に現体制とどのように考えているのか、その辺のことをお聞きをいたしたいと思います。

○議　　長

西川町民課長。

○西川町民課長

ご説明申し上げます。

送迎というか、学校から青少年会館へ行くのですが、これは各年ごとに時間帯がずれまして、学年がございますので、それはそれぞれ授業終了後、徒歩で青少年会館まで行ってもらうと、その方法は現状と変わりはございません。

２点目の職員体制でございますが、これについては、一応職員を、具体的に申し上げますと２名を専任職員ということで配置を予定しております。人選はまだ行っておりませんが、職員２名、さらに、これは予算にも反映してくると思うのですが、現状の学童保育所の運営は４人の体制でローテーションを組んでやっているような状況でございます。したがいまして、職員２名でも、人員はやっぱり、議員ご承知のとおり、今、６０人余り、学童保育所に児童が通っているわけですので、２名ではちょっと、万が一のことを考えますので、賃金者を２名を採用して、スタッフ的には４名でローテーションを組もうかなというような内容でございます。予算は、またこれは後ほどの事項別でお話ししなければならないかなと思っておりますので、額はちょっとこの場はご遠慮願いたいと思います。

延長時間でございますが、今は小学校終了時から午後５時半までということになってございます。ですが、今度は職員が行きますので、若干延長しようと。これは２時間も３時間もということにはなりません。当然、職員の福利厚生もございますので、できれば３０分、午後６時まではお子さんたちを預かる体制を整備しようというような運営、これは当然、規則にも載ってくることになりますので、そこで示しすることになりますが、現在のところ、午後６時まで、約３０分間延長をする予定でございます。

以上でございます。

○議　　長

鈴木千秋君。

○鈴木千秋君

この事業につきましては、委託から直営にということを考えているようですけれども、要望が多い中で、ぜひやっていただきたいなと、そんなふうに考えるのですけれども、この職員については、何か特別な資格が要るのかどうか、その辺のことをお聞きしたいのと、それから、新しく小学校を建てるときに学童保育も考慮してそういう設計にしてやったらどうかという話もあったような気がするのです。たまたま今回は青少年会館ということで場所を設定しているのですけれども、今の大樹小学校を想定の中でやれなかったのかどうか、そういう協議をした経過があるとすれば、ほかのところでもあれば、ちょっとお聞かせを願いたいなと。そういうことに至らなかった経過もわかれば、中身の深いことについては、また予算のときに聞きますので、今、この条例の段階においての話を聞かせてもら

いたいと思います。

○議　　長

西川町民課長。

○西川町民課長

１点目の資格の有無でございますが、一応職員を張りつけますが、学童保育の運営管理につきましては、特に資格者だとか、そういった制限はございません。ですが、これはやっぱりしかるべき児童生徒に接した人間を張りつけたほうがより安全で、運営上も町側としても安心だということで、その辺のことを今のところ原課のほうでは考えております。これはまだ後ほどのお話になろうかなと。

小学校の利用でございます。これは鈴木議員も学校建設の設計の段階でお話は何度も聞いて、学童保育は小学校でやるのだなというような理解を得ていたのかなというふうに思いますが、原課としましても、新年度から学童保育については小学校でやっていただきたいという要請を何度か教育委員会に申し入れを行いました。さまざまな協議がございまして、現状で、これは教育委員会のほうでお答えになるかもしれませんが、教育委員会のほうでは、鈴木議員ご覧のとおり、今の児童生徒については、特別支援ということで、言葉は悪いのですが、ちょっと障害児が年々かなり増えているような状況らしいのでございます。現場のほうでは、今、空き教室を利用してはということなのですが、その空き教室をそういった面に利用している場面が数多くあると。

当初、私が実際建設にかかわった担当課長だったものですので、当初から小学校に学童保育を移行させる方針でございまして、当然、設計もある程度考えたのですが、当初の段階で、そのころは学童保育というのは３０数名だったというように記憶してございます。ですが、議員もご承知のとおり、年々増えまして、昨年度は６０名ということで、これは教室一つではちょっと無理かなと、そういう事情もございまして、とりあえず平成２２年度については、もう一度青少年会館を利用を考えていただけないかなというふうに、過日、教育委員会のほうからお答えがありましたので、当然、予算が絡むことでございますので、原課としては引き続き青少年会館で利用を行うというような状況に、今のところ経過をたどってございます。ですが、今後、児童数の推移によって、そういった小学校を利用するというような場面もあろうかと思いますが、これはそのときの状況によって判断しなければならないかなと。かいつまんで概要だけ申し上げましたが、教育委員会とは何度も協議を行った結果、こういった形で２２年度については現状でいこうかと。もちろん、今度は職員が行くわけですから、さらに充実した内容で、学童保育、要するに次世代子どもの育成事業にある程度の貢献はできるのかなというふうには考えは原課で持っているところでございます。

雑駁な説明になりましたが、概要だけお示ししたいと思います。

以上でございます。

○議　　長

鈴木千秋君。

○鈴木千秋君

最後に一つお聞きしたいのは、この事業はそういうことで要望がある中で続けていきたいというようなことは、今、課長のほうからお答えになっているのですけれども、場所、青少年会館を今後どうするか。２２年度はそういうことで、再来年についてはもう少し検討するかもしれないけれども、例えば、あの場所を使うというふうになると、この間あっ

た耐震の結果、出ましたよね。そういうことも関連してくるので、それを町長も議員協議会の中で説明したのですが、わかった状態の中で、そのまま、あえて今、あそこに移してやるということで､そのまま使うということはいかがなものかなということがあるのです。だからその辺のことはどういうふうに考えていけるのか、ひとつ町長のほうから考え方を聞かせてもらいたいです。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろと場所的なことは、ここの条文の中には、一応柏木町青少年会館ということで明示してあります。このことと耐震との絡みなのですけれども、大変私も頭の痛い問題だなと思っております。前段、ご質問の件については、課長のほうから学校使用の関係は今ご説明したとおりで、これほど増えるということと、それから、支援学級の子どもたちが増えてくるということの中で、何とかこれは学校でできないかなという、そういうつもりは今でも私は持っております。今後、いろいろとこのことはきちっとまた教育委員会とも詰めていかなければならないかなと思っております。これに見合うような施設の中で、それではどこかないのかということで、いろいろと我々も今検討しているところでございます。できれば今の現施設を使いながら、またそれが、今おっしゃるように、そういう施設を子どもたちにまた地域の集会、また体育施設として使っていいのかというようなことにもなりかねませんので、この辺は十分これから我々の中でも早急に検討していかなければならないかなと思っております。できれば、とりあえずと言ったら申し訳ないですけれども、決まるまでの間は、何とかまたこの会館を利用させていただきながら、これらの対応をしていきたいなと思っておりますし、また、それぞれ利用されている方々のお話も、今、教育委員会のほうでもある程度これからお聞きしながら進めていかなければならないかなと思っていますけれども、やはり外観、見た目では大丈夫ではないのかなという気はしますけれども、やはりそういう真っ赤な数字が出てくるということになれば、それが改修していったほうがいいのか、今後、取り壊したほうがいいのか、そういうことも含めて、これはまた早急に結論を出しながらとり進めてまいりたいなと思っております。

いずれにしましても、基本的には、私も学校でやっていただけるのが一番いいだろうと思っております。そういうような中では、今のような現有の施設の中では、今年度はちょっと無理だということなのですけれども、できればプレイルームあたりを使いながら、何とかうまくできないかという、そういう希望を持っていますので、これからまた鋭意、教育委員会とも、また学校関係者ともよく協議をしながら進めてまいりたいなと思っていますけれども、とりあえず青少年会館を改修するまで、または取り壊しになるかわかりませんけれども、その辺までの間は何とかこの会館を利用しながら進めてまいりたいなと思っております。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

有岡千恵子君。

○有岡千恵子君

ただいまの鈴木議員の質問と重複する部分は割愛させていただきまして、第１０条の減免について、内容を教えていただきたいと思います。

といいますのは、保育所条例の中では、第２子以降については減免制度を設けています

ね。学童保育の場合も、兄弟で通うといったようなケースも考えられると思いますので、そのあたりも含めて、どのような減免の内容であるか、教えていただきたいと思います。

○議　　長

西川町民課長。

○西川町民課長

第１０条の減免の関係でございますが、これは有岡議員が、第２子以降、あるいは第３子、そういった場合もありますが、今のところこれについては減免の予定は立てておりません。これは規則の中で、使用料の中で４，０００円というようなうたい方をしておりますので、今のところ減免措置は、現状では考えておりません。

○議　　長

有岡千恵子君。

○有岡千恵子君

では、どんな場合に減免ということで実行していかれるのでしょうか。

○議　　長

西川町民課長。

○西川町民課長

恐らくこれは、もしやるとすれば、受付の段階で、そういった家庭の事情のお話は当然出てくるかと思われます。そのときに、これは勝手に原課で決めることになりませんので、福祉課のほうとも連携をとりながら、そういったことをやらざるを得ないような時期になれば、減免も考えなければならないかなと。要するに家庭の事情をこと細かに調べましてやっていかなければならないかなというふうな気は持ってはおります。

○議　　長

ほかにありませんか。

志民和義君。

○志民和義君

学童保育、現行、先ほどのお話で、青少年会館ということなのですが、今、そこまで通う子どもたち、それだけの人数がいるということで、安全確保で、かつてはそのところ、やっていただいた方がいると聞いているのですが、現状は、今どうなっているのでしょうか。

○議　　長

西川町民課長。

○西川町民課長

移動の現状は、１年生については、１箇月間は先生のほうで送り迎えをやっていると。ですが、ある程度なれてきた段階では、現状では児童が学校終了後、徒歩で青少年会館まで行っているような状況でございます。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

先生というのは学校の先生ということですね。その先生がね。ちょうど今、私があそこをよく利用するものですから、時間帯的に自動車交通も多いのです。集中していますよね。ですから、我々もぱらぱらということでなくて、児童数が多いから、もちろん気をつけているから、事故も今までないというふうに聞いているのですが、これ、何らかの方法をとっ

て、私も小学校の近くがいいと、一番望ましいと思うのですよね。それ以上言ったらあれですけれども、学校の統廃合のことは別にしまして、そういう子どもたちが今後増えてくる可能性があるということであれば、なおさら安全確保ということは必要だと考えておりますけれども、それについて、今後検討していったほうがいいと私は考えているのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

今の通所の方法については、当初は１年生、低学年については、学童保育所の職員が、慣れるまでの間、引率しながら、迎えに行くというような内容でございます。また、いろいろと今まで実施をしてきた柏木町地区の見回り隊的なものの方々も、いろいろな面で目を配っていただきたいということで、その辺はよろしいですよというようなお話もしていますし、また、２年、３年と、慣れてきたと言ったらあれですけれども、そういった上学年の指導も得ながら、通所には安全を期していきたいなと思っております。

ただ、どうも今お話のように、交通量の多い、また、結構道幅も狭いところですから、できれば今後、この場所であれば、今のバスの時間帯だとか云々とか、いろいろ調べていかなければなりませんけれども、例えば低学年だけはバスで送致するとか、そういうような方法もあり得るかなと思っていますので、その辺はよく原課のほうとも相談しながら決めていきたいなと思っております。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。（発言する者あり）

特別によろしいです。１回だけ。

有岡千恵子君。

○有岡千恵子君

先ほど、減免に関してなのですけれども、家庭の状況に応じてというお話でした。やはり私は、ある程度の基準があったほうがいいのではないかと思います。といいますのは、減免に関して、例えば担当課によって、さじ加減と言ったら失礼ですけれども、そういった考え方で判断されたり、それと、途中で何らかの事情で、家庭的な事情が起きたりという可能性もありますよね。そういったことを考えた場合に、決して何でもかんでも減免にしなさいという意味ではなくて、例えば急に母子家庭になって収入減になった場合とか、いろいろそういった経済的な状況とか考えられると思いますので、そういったあたりの基準を一定設けたほうがいいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議　　長

西川町民課長。

○西川町民課長

検討、協議させていただきたいと思います。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
（なしの声あり）
○議　　長
反対討論なしと認めます。
次に、賛成討論の発言を許します。
（なしの声あり）
○議　　長
賛成討論なしと認めます。
これをもって、討論を終了いたします。
これより、議案第２４号、大樹町学童保育所条例の制定についての件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議　　長
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８　議案第２５号
○議　　長
日程第１８　議案第２５号、委員及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
伏見町長。
○伏見町長
ただいま議題となりました議案第２５号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。
本件につきましては、委員及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。
条文内容につきましては、総務課長のほうから説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。
○議　　長
中川総務課長。
○中川総務課長
それでは、議案第２５号、委員及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。
今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が一部改正されたことによるものと、昨年８月に実施の衆議院総選挙から、全投票所の投票時間の繰り上げを実施しております。投票時間が短くなるということから、時間単価を積算しまして、実時間を乗じて得た額に報酬額を変更する改正でございます。
それでは、次のページの新旧対照表でご説明させていただきます。
まず、表の左側が改正案でございまして、右側が現行でございます。アンダーラインがついてございます箇所が変更箇所でございます。前段の法律の一部改正でございますが、

アンダーライン部分すべて、８箇所ございますが、１００円減額となっており、加えて、２行目の投票所の投票管理者と５行目の投票所の投票立会人が投票時間の繰り上げによる報酬額の調整措置で減額となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第２５号、委員及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９　議案第２６号

○議　　長

日程第１９　議案第２６号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第２６号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてをお願いするものでございます。

今回、この退職手当組合規約の中で、網走支庁管内町村交通災害共済組合及び胆振西部衛生組合が解散、脱退となることから、この規約を変更するという内容でございます。

条文朗読をしてご説明にかえさせていただきます。
議案第２６号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。
地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。
平成２２年３月２日提出。
大樹町長伏見悦夫。
北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約。
北海道市町村職員退職手当組合規約(昭和３２年１月２３日３２地第１７５号指令許可)の一部を次のように改正する。
別表（網走）の項中「網走支庁管内町村交通災害共済組合」を削り、同表（胆振）の項中「胆振西部衛生組合」を削る。
附則、この規約は、地方自治法第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行するという内容でございます。
別紙にそれぞれ改正案、現行が添付されていると思いますが、ご参考にしていただければと思います。
ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。
（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
これより、討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。
次に、賛成討論の発言を許します。
（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。
これをもって、討論を終了いたします。
これより、議案第２６号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２０　議案第２７号

○議　　長

日程第２０　議案第２７号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第２７号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてをお願いするものでございます。

この２７号も２６号同様、それぞれの組合の規約変更に伴う議決を要する案件でございます。

このたび、この事務組合が所属する胆振西部衛生組合、網走支庁管内町村交通災害共済組合及び留萌広域行政組合が解散、脱退し、留萌市外２町衛生センター組合が留萌南部衛生組合に団体名称を変更するための変更と、これに伴う支庁別の加入団体数の変更による規約改正でございます。

議案を朗読してご説明にかえさせていただきます。

議案第２７号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

平成２２年３月２日提出。

大樹町長伏見悦夫。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成７年３月７日市町村第１９７３号指令許可）の一部を次のように改正する。

別表第１（第２条関係）で、留萌支庁の項中「留萌支庁（１４）」を「留萌支庁（１３）」に、網走支庁の項中「網走支庁（２４）」を「網走支庁（２３）」に、胆振支庁の項中「胆振支庁（１４）」を「胆振支庁（１３）」に改め、市町村・一部事務組合及び広域連合欄中「、留萌広域行政組合」「、網走支庁管内町村交通災害共済組合」「、胆振西部衛生組合」を削り、「、留萌市外２町衛生センター組合」を「、留萌南部衛生組合」に改める。

別表第２（第３条関係）第９項の共同処理する団体欄中「、留萌広域行政組合」「、網走支庁管内町村交通災害共済組合」「、胆振西部衛生組合」を削り、「、留萌市外２町衛生センター組合」を「、留萌南部衛生組合」に改める。

附則、この規約は、地方自治法第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行するという内容でございます。

新旧対照表が別紙についておりますけれども、ご覧になっていただきたいと思います。

ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第２７号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２１　議案第２８号

○議　　長

日程第２１　議案第２８号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第２８号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての改正でございます。

これも２６号、２７号同様、当組合の規約変更でございます。

このたび、胆振西部衛生組合、釧路広域市町村圏事務組合及び留萌広域行政組合が解散、脱退し、留萌市外２町衛生センター組合が留萌南部衛生組合に団体名称を変更するための規約の変更でございます。

議案朗読してご説明にかえさせていただきます。

議案第２８号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約を次のとおり変更する。

平成２２年３月２日提出。

大樹町長伏見悦夫。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和４３年５月１日地方第７２２号指令許可）の一部を次のように改正する。

別表第１中「胆振西部衛生組合」「釧路広域市町村圏事務組合」及び「留萌広域行政組合」を削り、「留萌市外２町衛生センター組合」を「留萌南部衛生組合」に改める。

附則、この規約は、地方自治法第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行するという内容でございます。

別紙に新旧対照表がついていると思いますので、後ほどご覧になっていただきたいと思います。

ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第２８号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

◎散会の宣告

○議　　長

本日は、これにて散会いたします。

散会　午後　２時０１分

平成２２年第１回大樹町議会定例会会議録（第２号）

平成２２年３月３日（水曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員指名
第　２　平成２２年度町政執行方針及び教育行政執行方針
第　３　議案第２９号　平成２２年度大樹町一般会計予算について
第　４　議案第３０号　平成２２年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算について
第　５　議案第３１号　平成２２年度大樹町老人保健特別会計予算について
第　６　議案第３２号　平成２２年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
第　７　議案第３３号　平成２２年度大樹町介護保険特別会計予算について
第　８　議案第３４号　平成２２年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
第　９　議案第３５号　平成２２年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について
第１０　議案第３６号　平成２２年度大樹町水道事業会計予算について
第１１　議案第３７号　平成２２年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について

○出席議員（１２名）

１番　水谷　隆司	２番　菅　　敏範	３番　鈴木　千秋
４番　高橋　英昭	５番　有岡　千恵子	６番　安田　清之
７番　志民　和義	８番　阿部　良富	９番　横山　軍鬼
１０番　川原　和夫	１１番　姉崎　清作	１２番　小谷内　勲

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町長	伏見　悦夫	副町長	大井　英則
総務課長	中川　泰介	企画課長	布目　幹夫
町民課長	西川　敏忠	税務課長	佐藤　彰
保健福祉課長	北林　博美	農林水産課長	武内　稔
町営牧場長	堀川　昇	商工観光課長兼地場産品研究センター所長	辻本　博
建設課長	田中　健児	水道課長兼大樹下水終末処理場長	高田　末雄
会計管理者兼出納課長	高野　幸治	病院事務長	領毛　雅則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	山下　次男	教育委員長	市川　奎二

教育長	小林文雄	学校教育課長兼学校給食センター所長	松本清隆
社会教育課長	郷原憲治	図書館長	細田洋子
農業委員会長	鈴木喜雄	農業委員会事務局長	守澤芳弘
代表監査委員	澤尾廣美		

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	廣瀬庄治	主任	猪狩浩介

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は、１１名であります。

定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

報告いたします。阿部良富君が本日の会議におくれて出席する旨の届け出がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１７条の規定により、議長において、

９番　横　山　軍　鬼　君
１０番　川　原　和　夫　君
１１番　姉　崎　清　作　君

を指名いたします。

◎日程第２　平成２２年度町政執行方針及び教育行政執行方針

○議　　長

日程第２　平成２２年度町政執行方針及び教育行政執行方針について、町長及び教育委員長から発言を求められておりますので、これより発言を許します。

伏見町長。

○伏見町長

平成２２年度の各会計予算に対する執行方針と主要施策について、議長さんより許可いただきましたので、御説明を申し上げたいと思います。

はじめに、平成２２年度の各会計予算案の審議に当たり、その概要並びに町政運営の執行方針及び主要施策について所信を申し上げます。

私の任期も、残すところ１年１カ月となり、３期目の総仕上げとなる重要な年になりました。就任の際にお約束いたしました、「自主・自立のまちづくり」のための政策課題につきましては、残された任期の中で議員をはじめ、町民の皆さんの御支援をいただきながら、全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

基本認識といたしまして、国内外の社会経済情勢に目を向けますと、景気の回復傾向は見られるものの、一昨年のリーマンショック後の金融危機や世界同時不況による影響がいまだに残り、加えて円高や物価の下落、雇用環境の悪化などから、景気の二番底も懸念されています。

道内においても、一部に持ち直しの兆しという評価はあるものの、依然として実感できる状況には至っておりません。

国政においては、昨年秋に政権交代という歴史的な変化がありました。新たな政権は本当の国民主権の実現と地域主権の確立を政策の二つの大きな柱に掲げ、政治主導の新たな国づくりに向けた動きを加速させるとしております。

こうした中、政府は１月２２日に平成２２年度予算を国会に提出しました。当初予算としましては、過去最大規模となり、マニフェストを着実に実行していくための五つの基本理念、コンクリートから人へ、新しい公共、未来への責任、地域主権、経済成長と財政規律の両立のもとで、国民の暮らし重視、確実な景気回復、デフレの克服を図るため、平成２１年度補正予算及び平成２２年度予算を一体的に執行することなどにより、切れ目のない経済財政運営を行うこととしております。

また、人間のための経済を目指すとし、人の命と国民生活を守る政治を行うため、特に子育て、雇用、環境、科学技術に重点を置くとしています。

本町においても、国の補正予算や新年度予算に盛られた経済対策などを活用し、地域経済の活性化、雇用の維持・創出など、直面する課題に最優先で取り組んでいかなければなりません。

その基本となる町の財政状況につきましては、投資的事業の抑制や経済的経費の徹底した縮減に努めてきたことにより、財政運営の指標となる経常収支比率が８５．７％、実質公債比率が２１．３％となり、警戒ラインは越えているものの、徐々に回復の兆しが見えてきております。

しかしながら、健全な財政基盤の確立を図るためには、引き続き行財政改革に取り組んでいかなければならないと考えております。

基本方針と町政運営の視点ということで、少子高齢化の急速な進行や景気の低迷、不安定な雇用情勢を背景に、地方経済の低迷が続く中、町民ニーズは複雑、多様化かつ高度化しており、行政には迅速な対応が求められています。新政権のもと、地域主権に関する動きが加速することから、町民一人一人が持てる知恵や力を発揮し、お互いに支え合い、生かし合う持続可能な地域社会の創造と、町民と行政が一体となって地域経済の活性化に取り組み、個性豊かなまちづくりを推進することが必要であります。このため、第４期大樹町総合計画に基づき、町民が健康で地域が活力と豊かさで満ちあふれ、町が大きく発展することを目指し、次の視点に立って町政運営に当たってまいります。

第１に、第４期大樹町総合計画を進めるためには、健全で持続的な行財政運営が不可欠となります。このため、第３次大樹町行財政改革大綱に基づく実施計画に掲げる改革を着実に実行してまいります。

第２に、福祉や医療、教育、環境問題、新たな行政需要等に対し、町民の目線に立って住民サービスの向上に努めてまいります。

第３に、社会経済情勢の変化、少子高齢化の進行、町民ニーズの多様化への対応は、行政だけでは困難な状況になっています。このため、町民と行政の協働を理念とし、町民が行政への関心を持ち、幅広い分野で参画していただき、大樹町に住んでよかった、住み続けたいと実感できるまちづくりに取り組んでまいります。

以上申し上げました考え方に立って、目指すまちづくりの実現に向けて、町民の皆さんとともに取り組んでまいります。

平成２２年度の予算編成方針でございます。

地域主権型社会への取り組みや地方分権の進展により、国と地方の役割が大きな転換期にある中、世界的な金融危機と急速な円高、景気・雇用環境の悪化などから、輸出入産業を中心に、国内企業の収益が著しく落ち込み、税の大幅な減収が予測されています。

新年度の地方財政計画においては、新政権の地域主権、地方重視の政策により、地方一般財源が前年対比０．６％のプラスとなりましたが、このことは、景気や雇用情勢の悪化に

より、租税収入が激減する中、住民生活や地域経済を支える地方自治体の役割の重要性が一段と増していることによるものであります。しかし、地方交付税は増加するものの、税収やその他の収入増が期待できない中で、福祉や医療に要する経費の増加が見込まれることから、本町の財政は、依然として厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、平成２２年度の予算編成に当たっては、引き続き経費の縮減を図りつつ、限られた予算の中で事業の効果や効率性、緊急性を考慮し、子育て支援、高齢化社会への対応、雇用の維持、創出といった地域の直面する課題への対応を優先した予算編成を行いました。

この結果、平成２２年度の一般会計及び８特別会計予算の総額は、９０億６，７８０万円で、一般会計では５４億２００万円、対前年比７，８００万円の減、１．４％減。特別会計は３６億６，５８０万円、前年対比２，８８０万円の増、０．８％増となりました。

なお、平成２２年度における実行予算としては、さきの議会でお認めをいただきました国の第１次及び第２次補正予算に対応した、平成２１年度補正予算と一体的な予算と考えており、繰越明許費を含めた予算額は、９３億８，９３４万円となります。

一般会計の歳入予算の財源については、一般財源４６億２，９３４万円、構成比で８５．７％。特定財源７億７，２６６万円、構成比で１４．３％。この結果、一般財源の不足が生じない見込みとなったため、財政調整基金からの繰入金は、１３年ぶりに計上しないことといたしました。

町税や使用料等につきましては、地方税法や町税条例、各使用料条例等に基づいて推計し、計上いたしました。歳入の大宗を占める地方交付税につきましては、地方財政計画における実質的な地方交付税が過去最大規模となるため、前年を上回る水準で計上いたしました。

歳出の主なものにつきましては、人件費関係では職員の退職に伴う欠員補充のため、大卒２名、高卒・保健師・作業療法士・言語聴覚士、それぞれ１名を採用することとし、所要の経費を計上いたしました。

私をはじめ、特別職の給料につきましては、引き続き削減することといたしました。

議員の皆さんにおきましても、自主的に議員手当を削減いただきましたので、これを予算に反映させております。

職員の給料につきましては、給料月額の２％相当と住居手当を削減することとし、これを予算に反映いたしました。

また、扶助費につきましては、子ども手当制度の創設等に伴い、増額となり、公債費につきましては、町債の新規発行の抑制や繰上償還により、前年を下回る額で計上しております。

平成２２年度の主要施策といたしまして、次に予算編成方針をもとに、平成２２年度において実施してまいります事業のうち、主なものにつきまして、総合計画の六つの基本目標に沿って順次御説明申し上げます。

第１は、「町の基礎をつくる」であります。

道路整備につきましては、町道の改良舗装事業を継続して進めるために、調査設計を行う予算を計上いたしました。

また、維持管理や補修、除雪などの強化に取り組み、町民の皆さんが安全で安心して利用できる道路維持に努めてまいります。

第２は、「生活の場をつくる」であります。

町営住宅維持管理につきましては、周りの環境を考え、長期にわたり空き家となっている古い公営住宅２棟を解体いたします。

また、適切な維持管理を行うため、屋根の塗装費のほか、維持修繕に要する経費を計上しております。

防災対策につきましては、住民を含めた防災意識の高揚、国・道など関係機関や町内各団体と連携し、さまざまな状況に応じた防災対策を講じるとともに、広報活動や防災訓練を行ってまいります。

交通事故や防犯等の地域安全対策につきましては、広尾警察署をはじめ、交通安全推進委員会、交通安全指導員、広尾地区防犯協会など関係団体と連携し、広報活動や街頭指導などによる各種啓発運動に努めてまいります。

広域行政の取り組みでは、十勝圏複合事務組合内に設置された消防広域推進室により、平成２５年度を目途とした消防の広域化に向けて、具体的な運営計画などについて検討を進めてまいります。

生活環境対策につきましては、引き続き家庭ごみの適正な分別排出と資源リサイクル率の向上に努めるなど、大気や水質など、環境に悪影響を与えないよう、ごみの減量化等に対する対策を行ってまいります。

働きながら子育てをする家庭を支援する学童保育事業につきましては、今年度から直営で行うこととし、受け入れ時間を延長し、子どもたちが安全で安心な生活が送れるよう、運営体制の充実に努めてまいります。

第３は、「心身の健康を保つ」であります。

町民一人一人が健やかに安心して生きがいを持って暮らすためには、心身の健康が第一です。そのためには、若い年代から生活習慣病の予防に取り組むことが大切ですので、３０歳からの各種がん検診や脳ドック、健康診査をはじめ、女性特有のがん検診につきましても、引き続き実施してまいります。

特に特定健診、特定保健指導につきましては、多くの町民に受診を勧め、生活習慣病が重症化しないよう、積極的な保健指導を実施してまいります。

また、新型インフルエンザ対策では、適切な情報の提供に努めるとともに、低所得者に対するワクチン接種の助成を行ってまいります。

高齢化や核家族化が進展する中で、高齢者世帯が増加する傾向にありますので、高齢者一人一人がいつまでも住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう､配食や除雪、緊急通報装置の設置など、福祉サービスの充実に努めてまいります。

障がいのある人がない人と同じように生活し、活動できるよう支援するとともに、自立と社会参加を促進してまいります。

また、今年度は新たに障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用者負担の軽減を図ってまいります。

医療給付事業では、これまで小学生以下の医療費の無料化、あるいは一部助成を行ってまいりましたが、これまで設けていた所得制限も撤廃した上で、これを中学生以下まで拡充し、医療費の自己負担をなくすことといたしました。

福祉のまちづくりは、住民と地域、行政の協働によって実現するものであり、今日、核家族化や少子高齢化が進む中で、だれもが生涯にわたり安心して健やかに自立した生活を送ることができるよう、互いに支え合う地域社会の実現が求められております。

地域には、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方など、地震や津波、台風などの自然

災害が発生したときに、自力での避難が困難であるなど、支援の必要な方がおられます。今年度は、こうした災害時要援護者の安否確認、避難支援について、地域の安心を地域に根差した活動となるように、地域住民の皆さんと取り組んでまいります。

支え合いと生きがいをはぐくむ福祉を実現するため、社会福祉協議会や町内会、その他関係する団体との連携を一層強くし、協働のまちづくりを推進してまいります。

第４は、「挑戦する人を育てる」であります。

大樹高校の存続につきましては、教育委員会、高等学校、大樹高等学校活性化推進協議会と連携し、全力で存置活動に取り組んでまいります。

第５は、「まちに活力を与える」であります。

農林水産業は地域を支え、町に活力を与える重要な基幹産業として、生産性を高め、発展させることが大切です。

我が国の農業につきましては、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少、農村の衰退など、多くの課題に直面しております。

国では、食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望の持てる環境をつくり上げていくために、戸別所得補償制度を実施することとしております。本年度は米作を対象に、モデル事業として実施されますが、畑作につきましては、２３年度からの本格実施に向けて制度設計が予定されており、国から示された段階で、関係機関とともに制度の普及に努めてまいります。

本年度予算では、昨年の冷湿害により、被害を受けた農家が借り入れした災害対応資金に対する利子補給のための予算計上をいたしました。

また、従前から取り組んでまいりました農業担い手対策、畜産・畑作産地化対策など、農業振興対策は継続して実施してまいります。

なお、中山間地域等直接支払制度に基づく交付金事業は、本年度から第３期対策が予定されておりますが、事業が決まり次第、補正予算で対応してまいります。

農業生産基盤につきましては、畜産担い手育成総合整備事業による草地整備改良等を行うほか、農業排水路の機能保全のため、閉塞している排水路の土砂や支障木の除去を行ってまいります。

林業につきましては、一昨年の世界同時不況の影響による住宅着工戸数の減少に伴う建築材の需要減少や工業製品など、輸出用梱包材の需要激減とコスト割れから、町内においても森林組合の製材工場が操業危機に直面するなど、大きな影響が出ておりますので、今後の方向性も含め、対策を検討してまいります。

また、森林所有者の高齢化、不在村化などで森林の管理が十分に行われず、林業生産活動が停滞しているため、下刈り促進事業、間伐促進事業、森林整備地域活動支援交付金事業などの森林振興対策を継続して実施するための予算を計上いたしました。

有害鳥獣対策につきましては、猟友会大樹支部の協力のもと、鳥獣被害対策実施隊により、町内を巡回して駆除に当たっていただくための予算を継続して計上いたしました。

水産業につきましては、我が国の漁業生産は、沿岸水域に求められておりますが、資源状況の悪化や漁価の低迷など、漁業経営を取り巻く環境は依然として厳しく、育てる漁業による資源回復と、消費者が求める安全で安心な水産物の供給が課題となっています。

大樹漁業協同組合が昨年整備しました二次加工処理施設で生産されるシシャモが、徹底した品質や衛生管理体制が評価され、札幌市の学校給食に採用されたことは、子どもの食育への貢献と、大樹産シシャモの知名度向上につながるものと期待されます。

本予算では、生花苗沼のシジミ保存会が行う保全活動に対し、国の環境・生態系保全対策事業の採択を受けましたので、負担金を計上いたしました。

また、沿岸漁業資源対策事業、内水面振興対策事業、海岸の流木処理対策事業につきましても、継続して実施するための予算を計上いたしました。

消費者行政につきましては、国が昨年９月に消費者庁を発足させるとともに、地方消費者行政活性化交付金による消費生活センターの設置、拡充や消費生活相談員の養成など、消費生活相談体制の整備を進めておりますので、この交付金を活用し、消費生活相談員１名を養成するための経費を計上いたしました。

商工業を取り巻く環境は、長引く景気低迷が生活や企業経営に深刻な影響をもたらしており、地域経済や消費活動が依然として厳しい状況にあります。このため、経営安定対策として、商工業者が借り入れている設備資金や運転資金に対する金利負担の軽減を図るほか、商工会が行う経営改善普及事業に要する経費に対し、継続して助成してまいります。

道の駅コスモールは、人・もの・情報の集まるまちづくりの拠点として期待されておりますので、運営主体であるＴＭＯの活動に、今年度も継続して助成してまいります。

企業誘致につきましては､昨年１月に設立した十勝田園地域産業活性化協議会と連携し、企業立地促進政策の推進を図ってまいります。

観光振興につきましては、観光協会が主体的に行っている各種イベントをより一層発展させていくため、引き続き支援してまいります。

観光の拠点となっている晩成温泉につきましては、魅力ある温泉施設となるよう、指定管理を３年間継続させていただきました。

本年度も、高圧受電設備の更新や、浄化槽の生物ろ過槽入れかえ補強工事などの温泉施設改修経費を計上いたしました。

都市と農山漁村との交流事業につきましては、平成２０年度から２年間、子ども農山漁村交流プロジェクトの受け入れモデル地区として本町が指定され、南十勝長期宿泊体験交流協議会が主体となって活動を展開しています｡本年度からモデル地区でなくなりますが、受け入れする宿泊体験活動の拡充を図るため、臨時職員１名を配置し、支援してまいります。

地場産業の振興につきましては、地場産品研究センターが中心となって、引き続き指導・助言などを積極的に行ってまいります。

第６は、「パートナーシップでまちづくりを進める」であります。

厳しい地方財政の中で、健全な財政運営と、その基盤確立を図るため、経常経費の削減、政策評価による現行制度の見直しなど、財源の効率的運用と住民負担の公平化に努めてまいります。

行財政改革につきましては、第３次大樹町行財政計画実施計画に基づいて着実に改革を進め、中長期的に健全な財政となるよう努めてまいります。

職員研修につきましては、人材育成の観点から、一般研修をはじめ、政策・専門実務等の研修会に積極的な参加を促し、広い視野を養い、資質の向上に努めます。

また、新たな広域連携の一環として、昨年から帯広市と町村会が合同開催する新規採用職員研修に参加し、参加者間の交流を通じて、十勝管内自治体の一員である自覚と協調性を養います。

行政の信頼性・透明性を高めるため、町民の皆さんから町政に対するさまざまな御意見や要望を聴く機会として、広聴手紙やブロック別懇談会、町長と語る会の開催を行ってま

いります。
移住・定住の促進につきましては、お試し暮らし住宅を継続するとともに、大樹町空き家情報登録制度を活用し、移住希望者への情報の提供に努めてまいります。
宇宙のまちづくりにつきましては、昨年のＪＡＸＡ宇宙科学研究本部による大気球実験がおおむね予定どおりに実施できました。本年も継続して行われることから、地域の方々や大樹漁協の協力をいただきながら支援してまいります。
また、道産ロケットカムイを用いた開発実験や各種の航空宇宙関連実験が行われる予定で、宇宙のまちづくりを着実に進めてまいります。
宇宙関連の取り組みを行っている全国の自治体で組織する銀河連邦へ加盟し、航空宇宙への関心を持っていただくとともに、町の物産、観光の振興にもつなげてまいります。
宇宙の夢をはぐくむ取り組みとして、ペットボトルロケットコンテストを開催するとともに、宇宙少年団の活動を支援してまいります。
国際交流につきましては、台湾の大樹郷（だいじゅごう）から、郷長をはじめとする使節団が訪れる予定となっており、友好関係を築いてまいります。
次に、特別会計について申し上げます。
国民健康保険事業会計では、歳入歳出８億２，８５０万円、対前年比４．４％減。
保険財政運営の安定を図ることから、国庫負担金等の特定財源を的確に見込むほか、医療給付費に対する一般会計からの繰入金など、所要の予算を計上いたしました。
なお、保険税課税につきましては、これまで同様、賦課時点で議会にお諮りいたします。
老人保健会計では、歳入歳出２０万円、対前年比８０％の減。
老人医療につきましては、一部医療給付費及び医療支給費の負担が残りますので、現行制度のもとで所要の予算を計上いたしました。
後期高齢者医療会計では、歳入歳出７，２３０万円、対前年比４．０％の増。
後期高齢者医療では、引き続き保険料の徴収や届け出の受け付け、被保険者証の引き渡しなどの窓口業務を担うこととなりますので、事業運営のための所要の予算を計上いたしました。
介護保険会計では、歳入歳出５億４，３６０万円、前年対比３．５％減。
少子高齢化社会が進展する中で、本町における高齢化率は２９％を超え、高齢者世帯や認知症高齢者の増加、家族介護力の低下などから、要支援や要介護認定者が年々増加しています。今後団塊の世代が高齢期を迎えることにより、介護サービスの需要と、これに伴う保険料給付費の増大が予想されております。こうした課題に対応するため、地域包括支援センターを中心に、運動機能や口腔機能の向上、栄養管理など、高齢者の介護予防、健康づくりに重点を置く地域支援事業を積極的に推進するとともに、介護給付費の適正化に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるよう取り組んでまいります。
介護サービス事業会計では、歳入歳出３億８，２５０万円、対前年比７．６％増。
高齢者の介護や自立した生活の支援に必要な事業を実施するため､特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、訪問介護事業所、介護予防事業所で行う介護サービスの適切な事業運営に必要な予算を計上いたしました。
利用者個々の身体能力に合わせた個別ケアに重点を置き、利用者が安心してサービスが受けられ、明るく豊かで活力に満ちた生活の場を提供できるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

公共下水道事業会計では、歳入歳出３億２，９１０万円、対前年比０．８％減。

本年度は、南町地区で延長５３８メーターの汚水管工事を行います。また、公共下水道区域外の水洗化を普及促進するため、引き続き個別排水処理事業を進めてまいります。

水道事業会計では､収益的収支の予定額４億４，４８０万円､資本的収支の予定額１億５，１５０万円、合計額５億９，６３０万円、前年対比２．８％減。

本年度につきましては、各水道施設の長期耐用に向けた維持補修及び更新並びに検定満期となるメーター器の更新工事などを引き続き実施いたします。安全でおいしい水を安定供給できるように努め、事業の健全な経営に努力してまいります。

上水道料金につきましては、厳しい経営状況にありますが、水供給が最も多い農業分野で、飼料や燃料、資材等の価格高騰による経営等への影響が大きいことから、本年度についても改定を見送りすることといたしました。

町立国民健康保険病院事業会計では、収益的収支の予定額９億１，１５０万円、資本的収支の予定額１８０万円、合計額９億１，３３０万円、前年対比９．２％増。

平成１８年度の診療報酬改定以降、自治体病院を取り巻く環境は、非常に厳しい状況下にあります。特に慢性化した医師及び看護師不足は、地域医療の現場では顕著にあらわれております。そのため、看護師の夜勤調整に困難を極め、平成２１年度から一般病棟５２床による病棟運営に切りかえ、入院基本料の施設基準等を維持しながら収益を確保してまいりました。

本年度も医師の招聘活動や看護師の充足に努め、長期療養患者や急性期患者、また、帯広市内の中核病院と連携し、救急搬送した患者が回復期、慢性期に戻るための病床を確保し、入院収益の確保に努めてまいります。

外来部門では、特に高齢者の需要が高い泌尿器科や整形外科について、帯広市等の専門医療機関に通院されている町民の利便性を向上させるため、帯広市内の中核病院との連携を図り、泌尿器科、整形外科医の派遣を受けて、専門的な医療の提供を進めてまいります。

また、病院施設につきましては、耐震診断の結果や、築４０年が経過し老朽化が著しいことも考慮し、あわせて病院の適正な規模、機能も含めた中で、今後の方向性について検討を進めてまいります。今後も町民の皆さんの健康と生命を守るため、医療体制の充実に努めてまいります。

終わりに、以上平成２２年度の町政運営の執行方針と重要施策について申し上げましたが、冒頭でも述べましたように、政権交代により、政治や行政のあり方が大きく変わり、今後さらなる政治主導による施策の推進、あるいは地域主権型社会の構築に向けた動きが予想されることから、これに呼応した発想や地方行政のあり方、進め方を見直すことが必要と考えております。

過疎化や高齢化が進行していく中で、これからも地域の活力を維持・増進させていくために、行財政基盤を堅固なものとし、将来にわたって健全な財政運営ができるよう取り組んでいくことが重要と考えています。

私は、町民の皆さんから、町長と語る会をはじめ、さまざまな場でいただいた御意見を真摯に受けとめて、できるものから町政に反映させてまいります。

町民の目線に立ち、協働で取り組むまちづくりに、職員とともに知恵を絞り、町民の皆さんが、住んでよかったと実感できるよう、最善の努力をしてまいる決意であります。どうか議員並びに町民の皆さんの温かい御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、本年度の予算に対する趣旨説明とさせていただきます。

なお、一般会計ほか８特別会計の各予算事項別明細等につきましては、副町長、課長、所長、事務長のほうから説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議　　長

続いて、市川教育委員長。

○市川教育委員長

平成２２年度教育行政執行方針。

平成２２年度大樹町教育委員会の行政執行に当たり、基本的な方針を申し上げ、皆様に御理解と御協力をお願い申し上げます。

今日、国内外における経済・社会情勢など、激変する中にあって、我が国においては、少子高齢化、国際化、情報化などの進展に伴い、教育をめぐるさまざまな課題を背景に、教育基本法や学校教育法などの改正がなされ、教育改革が進んでおります。

このような中、平成２０年３月には、これまでの生きる力をはぐくむという理念を引き継ぎ実現するため、学習指導要領は改定され、現在移行期間の過程にあります。

小学校においては、平成２３年度からの全面実施に向けて、今年度学習内容等、万全の体制を確立することが最大の目標となります。

本来教育は、個人の豊かな社会生活ばかりでなく、社会全体の活性化を実現するものです。いかなる環境にある子どもたちに対しても、生まれてから社会に出るまで、切れ目なく学びや育ちを支援していくことが必要であり、子どもの成長を支援し、成長した子どもたちが社会を支えるという好循環をつくることが最大の目標であり、次代を担う子どもたちがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育ち、それぞれの夢や希望に向かって挑戦し、成長していくことが何より大切であり、学校はもとより、家庭、地域など、社会全体で教育改革に取り組むことが極めて重要であります。

社会教育の分野においては、スポーツ・文化・芸術は過去から未来へと受け継がれ、人々に喜びや感動を与えると同時に、我々のすべての営みの基礎として重要なものです。すぐれたスポーツ選手、すぐれた芸術・文化活動への支援や、地域の伝統文化の継承などへの支援に重点を置き、これらの充実、推進を図りたいと考えているところであります。

以上のような時代の要請や、教育に寄せる町民の願いをしっかり受けとめ、今後教育改革に対する国や道の動きをしっかりと見極め、連携しながら、平成１９年１０月１に宣言した大樹町教育の日制定の意義と理念に立脚し、家庭、地域、学校、社会総ぐるみで教育の成果を上げることができるよう、教育行政の推進に取り組んでまいります。

まず、学校教育の推進について申し上げます。

子どもたち一人一人が学ぶ楽しさを実感しながら、個性や能力を伸ばし、自ら考え、主体的に行動する力など、確かな学力の定着を目指す学習指導の推進や、豊かな人間性を育むため、社会体験活動、自然体験活動を通して、基本的な規範意識や倫理観、公共性など、社会ルールや基本的モラルを身につけた規律ある態度を育成するとともに、人を思いやる心、感動する心を涵養し、優しさと規律ある学校づくりに努めてまいります。

昨今、児童・生徒の問題行動の状況などから、忍耐力の欠如、低い自己肯定感などが指摘されております。人間尊重の精神、何事にもあきらめずに頑張る心など、豊かな心と、その基盤となる健やかな体を育成することは、人間形成を図る上で重要であります。

いじめや不登校などの問題行動に対しては、早期発見、早期対応、早期解決を基本として、子どもたちの危険信号を見落とすことのよう、家庭、学校の連携強化を図り、未然防止に努めてまいります。

確かな学力の定着には、基盤となる基礎学力の向上が不可欠であり、読み・書き・計算はもちろんのこと、思考力、判断力、表現力を備え、自ら考え、問題を解決する力を醸成することが、まさに生きる力をはぐくむ教育と考えます。

平成１９年度より実施してまいりました全国学力・学習状況調査については、各学校において分析、改善策等を講じ、児童生徒の学力向上に向け、対応をいたしてきたところですが、平成２２年度より悉皆調査から抽出調査となり、町内においては小学校２校が対象校となりましたが、北海道教育委員会において、抽出から漏れた学校においても、採点・集計・分析等にかかる予算措置をいたしておりますので、全校参加のもと、継続的にこの調査に取り組み、全国的な状況との関係において、児童・生徒一人一人の学習等を把握し、学力向上の取り組みの充実を図ってまいります。

また、学級経営の支援や特別支援教育の充実のため、大樹小学校に６名の支援員を引き続き配置し、児童一人一人の教育的ニーズに応じた指導及び支援を行ってまいります。

また、外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的なコミュニケーションを図る目的で、英語指導助手（ＡＥＴ）を派遣し、日本と外国の言語や文化について学習をしてきたところです。新学習指導要領においては、小学校５・６年生において、英語活動が必修となりますので、引き続き各小学校に英語指導助手（ＡＥＴ）を派遣し、教員との連携強化を進めながら、完全実施に向けた指導体制の充実を図ってまいります。

豊かな心を培うためには、その土台となる健やかな身体を育む教育が大切です。運動に親しむ機会や体育行事の充実など、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境を整え、心と身体のバランスがとれる活動を推進するとともに、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果データをもとに、生活習慣や食習慣、運動習慣を把握し、子どもたちの体力向上に関する継続的な検証改善に努めてまいります。

地域に開かれた学校づくりを推進するためには、学校・家庭・地域が信頼し合う中で協力体制を構築し、それぞれの役割を果たすことが大切です。

このことから、学校評議員の継続的活用と、学校運営に係る自己点検評価や外部評価の公表を進め、透明性の確保にも継続して努めてまいります。

地域の教育力活用に関しては、学校支援地域本部が設置されておりますので、地域の特色を踏まえた学校支援ボランティアの積極的な活用を図り、地域との連携強化に取り組んでまいります。

次に、学校施設などの教育環境整備について申し上げます。

大樹小学校の新校舎は、昨年度校舎の改築、グラウンド等の整備を終え、昨年３学期より供用を開始しており、笑顔の子どもたちを見るにつけ、町長をはじめ、議会の皆様の御理解に対し、改めて深く感謝の意を表するところであります。

今年度においては、さきにお認めいただいた大樹小学校の環境整備、防護柵設置、学校農園が行われ、完成の運びとなっております。

また、大樹中学校校舎の耐震化対策につきましては、昨年度耐震補強大規模改造工事の整備を終えたところであります。

懸案となっております大樹中学校体育館の耐震化事業につきましては、耐震度調査を実施し、改築に向け取り組んでまいりますが、耐力度調査費用について、今後補正予算で対応させていただくこととしておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、信頼される学校づくりについて申し上げます。

教育活動の成果は、日々の授業を直接行う教師の力量に負うところは極めて大きく、教

育への情熱や指導力など、教師の資質向上が極めて不可欠であります。教師一人一人が強い情熱を持ち、教育のプロとしての確かな力量や人間性を高めるため、校内研修の活性化を図り、外部研修への派遣等を通して教師力の向上を図ってまいります。

高校教育に関しましては、公立高等学校配置計画による学校再編が進む中で、大樹高等学校が南十勝の拠点校として、魅力あふれ、生徒一人一人の個性や意欲にこたえる特色ある学校となるよう支援しているところです。

昨年同様、大樹高等学校振興会への助成や通学費の全額補助をはじめ、充実した高校生活が送られるよう、さらなる対策として、在学時に取得した各種資格の検定受検料の補助を計上いたしております。

今後さらに大樹高等学校活性化推進協議会との連携を密にし、大樹高等学校の存置、活性化のための運動を展開してまいります。

教育費にかかる保護者負担は、年々増加傾向にあり、今日の社会経済情勢と相まって、家計に重くのしかかっている状況にあります。

本町においては、就学支援対策として、奨学金貸し付けにより、保護者の経済的負担軽減に努めているところですが、昨年度より制度を一部拡充し、入学一時金貸付制度を創設いたしました。今後とも奨学金等貸付制度の充実を図り、就学支援に取り組んでまいります。

次に、大樹町小中学校適正化配置計画の推進について申し上げます。

年々児童・生徒が減少する状況にあって、かけがえのない子どもたちの教育をよりよい環境の中で推進するため、平成１４年２月に策定した大樹町小中学校適正化配置計画に基づき、各校下の有児童の父母、同窓会、地域の皆さんとの懇談結果において、大樹町立歴舟小学校が平成１７年４月より、大樹町立生花小中学校が平成１８年４月より、平成２１年４月には、石坂小学校が長い歴史に幕を閉じ、それぞれ大樹小学校、大樹中学校へと統合になりました。

昨年１１月には、中島小学校校下において、平成２３年３月をもって閉校とし、４月から大樹小学校へ統合することで合意が得られたところであります。

現在、中島小学校閉校記念事業協賛会が組織され、閉校に向けた準備を進めておりますが、必要な事業の補助については、今後補正予算で対応させていただくこととしておりますので、御理解をお願いいたします。

また、尾田小学校、尾田中学校については、現在有児童・生徒の父母を中心に話し合いが進められている状況でありますので、今後適切な助言と情報提供に努めてまいります。

次に、学校給食について申し上げます。

学校給食は、成長期における子どもたちに対し、安心・安全でバランスのとれた栄養豊かな食事の提供が、本来の目的であります。

過去において給食の食材をめぐり、事故米の不正転売や産地偽装、有害物質の混入など、安心・安全を脅かす事件が相次ぎ、大きな社会問題となったところです。

こうした背景を踏まえ、提供する食材に関しても、安心・安全な国内産食材に切りかえ、給食の提供を行ってきたところですが、食材高騰の長期化により、昨年度より保護者の皆様の御理解のもと、１食当たり小学校２５円、中学校３０円増の料金改定をさせていただきました。

今後も、今まで以上に地元産食材の利用に努めながら、安心・安全なおいしい給食を提供するとともに、学校と連携し、児童・生徒の食に関する指導の充実にも努めてまいりま

す。
次に、社会教育の推進について申し上げます。
心豊かで生きがいのある人生を過ごしてもらい、活力ある地域づくりを進めるために、町民の自発的な生涯学習活動を奨励し、推進しなければなりません。
大樹町の社会教育目標は、学び合い、生きがいのある人生、活力のある地域づくりを進める人の育成、歴史や自然を生かし、個性豊かに心ふれあう文化を創造する人の育成、スポーツに親しみ、心身を鍛え、健康で明るい生活を送る人の育成であります。
町民一人一人が生涯にわたって、あらゆる場所において学習することができ、その成果を社会に生かすことが求められております。
生涯学習社会にふさわしい芸術・文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動が展開でき、学習者が学んだ知識や技術を社会に生かすことのできる環境づくりと、学習情報の提供や学習機会の拡充等、大樹町生涯学習推進中期計画に沿った施策を着実に進めてまいります。
学校教育と社会教育が連携・融合し、地域の教育力を高めることが求められていますので、高等学校と連携した町民講座や、町民自らが自主的に学習に取り組む自主学習は、引き続き開設を奨励支援してまいります。
家庭教育では、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育むために、ＰＴＡや地域子ども会などの活動を支援するとともに、子どもたちの体験活動・集団活動の推進を含めた社会教育事業を展開、推進してまいります。
特に教育の原点であります家庭教育では、大樹町教育の日の推進事業として、保健福祉課、大樹町立病院と連携し、家庭での基本的生活習慣の確立をサポートするため、親子で健康を考える家庭教育勉強会を開設しており、引き続き子どもの生活習慣病を防ぐための事業に取り組んでまいります。
また、女性団体の仲間が集い、学び合う活動や社会参加への活動を支援してまいります。
高齢者教育では、豊かな経験や知識を生かし、学習を通じた仲間づくりの場として、ことぶき大学を開校してまいります。
また、若い世代との交流を行い、高齢者が生き生きと笑顔にあふれ、心身ともに豊かな生活を送るため、今後も引き続き学習内容の充実を図ってまいります。
大樹町教育の日は、制定から３年目を迎えました。家庭・学校・地域が、その理念に基づいた取り組みを進めておりますが、改めて次代を担う子どもたちの教育や人づくりについて考え、さらなる推進に努めてまいります。
次に、文化振興事業についてですが、地域における芸術・文化活動は、豊かな感性を磨くなど、生涯学習を推進する上でも、大きな役割を担っています。
生涯学習センターを拠点に、個性豊かな地域文化の創造を目指し、趣味や教養、すぐれた芸術・文化に接する機会の充実を図ってまいります。
小中学生を対象とした北海道巡回小劇場の開催や、芸術鑑賞協会が主催する公演事業を支援するとともに、文化協会をはじめ、文化団体の育成・支援を行ってまいります。
文化財につきましては、引き続き遺跡や史跡の保護・保存に努めてまいります。一昨年発見されましたトーチカは、戦争の歴史を次の世代に語り継ぐ戦争遺産として、周辺の環境整備を終えましたが、本年度においては、国道沿いに案内看板の設置と語り部の証言の映像化保存にも取り組んでまいります。
昨年度、旧石坂小学校を利活用して、旧川南会館に保管してありました郷土資料につい

て、現在大樹町郷土史研究会の御協力をいただき、７月中の展示公開に向け、作業を進めております。

会館時間内には、展示資料の案内・説明員を配置するとともに、施設利用の促進と維持管理に努めてまいります。

次に、社会体育の推進でありますが、少子高齢化の進行は、本町においても例外ではなく、スポーツの振興に、少なからず影響を及ぼしています。しかしながら、明るく・豊かで・活力に満ちた地域社会の形成と、心身ともに健康で充実した生活を営むためには、いつでも、どこでも、だれでもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を図る必要があります。各世代の体力に合ったスポーツの普及・振興に努めてまいります。

町のスポーツ活動の推進に大きな役割を果たしている体育連盟や各競技団体、スポーツ少年団が実施する事業や組織の運営を継続的に支援するとともに、スポーツ指導者の養成と充実に努めてまいります。

また、地域の学校開放事業を引き続き実施し、町民の健康増進を図る生涯スポーツ活動の推進に努めてまいります。

社会教育施設につきましては、今後とも維持管理のコスト削減に努めるとともに、効率的な運用を図ってまいります。

なお、今年度Ｂ＆Ｇ海洋センタープールの上屋シートの取りかえ、鉄骨、水槽など、全面的に塗装修繕を行い、利用環境の向上を図ってまいります。

次に、図書館の運営について申し上げます。

図書館の運営につきましては、これまで同様に、本に親しみ、読書の習慣が定着するよう努めてまいります。

自主的、自発的な学習活動を支援するため、機能の向上を図るとともに、児童・生徒の読書活動を啓発するための情報を発信してまいります。

ことしは、国民読書年でもありますので、さらに読書人口を増やすべく、町内小中学校、保育園への移動図書館車の運行も継続して実施するとともに、希望する新刊の購入にも努めてまいります。

平成８年度に導入しました図書館管理システムにつきましては、今年度において、システム更新の予算を計上しております。

赤ちゃんと親が絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるブックスタート事業は、母子保健事業と連携し、引き続き実施してまいります。

また、ボランティアグループの協力を得ながら、身近な文化活動の場として、親しみやすく魅力のある図書館運営に努めてまいります。

以上、平成２２年度の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げました。教育にかかわる法改正がなされ、教育行政のあり方が問われる中、子どもたちがさまざまな経験を積み重ねながら、発達・成長していく過程を保障することは、私たち大人の責務であります。

教育委員会といたしましては、町内の自然や生活環境、地域の歴史やすぐれた伝統・文化などを生かしながら、未来を担う子どもたちが、明るく笑顔にあふれ、健やかに成長できる学校づくりに努めるとともに、町民一人一人が、生涯にわたり生き生きと輝きながら学習できる環境づくりに最善の努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力、温かい御支援をお願い申し上げます。

○議　　長

以上で、町政執行方針並びに教育行政執行方針が終了いたしました。
休憩いたします。

休憩　午前１１時０３分
再開　午前１１時１５分

○議　　長
休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第３　議案第２９号から日程第１１　議案第３７号まで
○議　　長
日程第３　議案第２９号平成２２年度大樹町一般会計予算についてから、日程第１１議案第３７号平成２２年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、以上９件を一括議題として提案理由の説明を求めます。
これより、予算議案について、日程順に従い説明を求めます。
議案第２９号平成２２年度大樹町一般会計予算について、大井副町長。
○大井副町長
それでは、議案第２９号の平成２２年度大樹町一般会計予算につきまして、私から総括的な内容につきまして御説明をさせていただきます。
まず、歳入歳出予算でありますけれども、歳入歳出それぞれ５４億２００万円と定めるものであります。
債務負担行為の第２条におきましては、債務負担をすることができる事項、期間及び限度額については、第２表の債務負担行為によるものであります。これは後ほど御説明いたします。
第３条の地方債でございますけれども、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法につきましても、第３表、地方債によるものでありまして、後ほど御説明いたします。
第４条の一時借入金でございますけれども、一時借入金の借入額の最高額は、１０億円と定めるものであります。
次に、４ページまで省略いたしまして、５ページの第２表をご覧いただきたいと思います。
第２表は債務負担行為でございまして、それぞれ事項、期間、限度額を定めるものでございまして、まず農業経営基盤強化資金利子補給事業でございます。これは２２年度貸し付け事業でございますけれども、期間は平成２３年から４７年の２５年であります。限度額は、個人で１億５，０００万円以内、特認で３億円以内。法人で５億円以内、特認で１０億円以内とするものでございます。補給率については、期間により変動があるということでございます。
その次は、忠類地区の道営草地整備事業でございます。期間につきましては、平成２３年から２６年の４年間でございまして、限度額は１４０万円でございます。これにつきましては、忠類村晩成の２戸に係る大樹町に属する草地整備でありまして、その受益者負担分でございます。これは事業の性格上、属地主義で実施をするということで、大樹町の会計を通しての受益者負担金になるものでございます。

次に、第３表でございまして、地方債であります。ここでは起債の目的、限度額、起債の方法、それから利率、償還方法というふうになっておりまして、まず臨時財政対策債でございまして、限度額は４億１，０００万円。起債の方法は、普通貸借及び証券発行。利率、償還方法につきましては、前年と同じでございます。

この臨時財政対策債は、前年より５０．８％増で予算化しております。この臨時財政対策債は、償還において、後年次交付税措置されるものというふうなことでございます。その他、２２年度におきましては、投資的事業等に係る地方債の借り入れは、予定されていないというような状況でございます。

次に、横の表になりますけれども、この表は、平成２２年度一般会計歳入歳出予算の款別集計表ということになります。右側が歳入で、左側が歳出になっておりまして、それぞれ本年度の予算、構成比、そして前年度予算との比較、増減率という分け方で整理をしているところでございます。

この中で、主に大きく増減のある款別の項目について、概略説明をいたします。

まず、歳入から申し上げますと、町税から始まって２１款の町債まであるわけでございますけれども、まず順次上から申し上げますと、第１款の町税についてでありますけれども、今年度６億４，２３８万５，０００円で計上でございまして、前年度に比べますと、３９３万９，０００円の増額で計上しております。これは固定資産税の償却資産では減額になりますけれども、町民税の個人、法人とも前年実績で増額となったことにより、トータルで実績に近い数字で見込んでいるところであります。

次に、２款の地方譲与税でございます。１億７，５００万円の計上でありまして、前年より１，７００万円の減で計上しております。これは国が示す地方財政計画により、自動車重量譲与税で、前年より８．４％減が見込まれるということによるものでございます。

３款の利子割交付金から６款の地方消費税交付金の関係でございますけれども、前年より減額となりましたけれども、これはいずれも国が示す地方財政計画によって算出したものでございます。

次に、歳入の大宗を占めます１０款の地方交付税でございますけれども、普通交付税で３０億４，０００万円、特別交付税で２億円、総額で３２億４，０００万円で計上しております。普通交付税で国が示す地方財政計画で、前年より１億４，０００万円の増額が見込まれております。

また、特別交付税では、町立病院の病床数の減だとか、中山間地域直接払い事業が当初予算で計上できないということなどによりまして、前年より２，０００万円減でみておりまして、合計しますと前年対比３．８％増の１億２，０００万円の増額で計上しております。

歳入全体で占めます構成比を見ていただきますと、６０％が地方交付税となりまして、前年より３．１％増え、年々一般会計総額の縮減に伴いまして、依存度が高くなってきているということが数字の上でおわかりいただけるかと思います。

次に、１２款の分担金及び負担金でありますけれども、前年対比６２０万５，０００円減となる１億７０２万円で計上しておりますが、これは保育所の措置費、保護者負担金の減によるものでございます。

次に、１３款の使用料及び手数料でありますけれども、前年より１，０７１万４，０００円少ない２億２，０６２万８，０００円で計上しておりますが、この減額となる主な要因は、河川の占用料、町営住宅の使用料の減によるものであります。

次に、１４款の国庫支出金でございますけれども、前年対比１１７．７％、２，１３３万

６，０００円の増となる１億４，２０７万３，０００円で計上しておりまして、これは新政権が掲げる子ども手当による増でございます。

次に、１５款の道支出金でございますけれども、前年より７，６６３万４，０００円の大幅な減となる２億２５万２，０００円で計上しておりまして、この主な理由といたしましては、２１年度で交換分合事業が終了したことと、それから中山間直接支払い事業が、施政方針の中でも述べておりますけれども、まだ確定していないということで、当初予算で計上できなかったことによるものでございます。

１６款の財産収入については、前年より１，２９９万２，０００円少ない３，３８０万８，０００円で計上しております。これは、立木の売り払い収入の減によるものでございます。

次に、１８款の繰入金でありますけれども、９００万７，０００円の計上でありまして、前年から比較しますと大幅な減額となりますが、これは地方交付税の増額や臨時財政対策債の大幅な増額により、財源確保が可能となりまして、施政方針でもありましたけれども、１３年ぶりに財政調整基金からの取り崩しがなかったことによるものということであります。

なお、９０７万円の計上につきましては、特定目的基金の地域福祉基金から取り崩して、社会福祉団体の補助金の財源に充てるものであります。

次に、１９款の繰越金でありますけれども、１，５００万円を計上しておりまして、これは平成２０年度の繰越明許費の一般財源不用見込額を計上したものであります。

２０款の諸収入でありますけれども、前年よりの５，８５５万１，０００円多い９，４９２万円で計上しておりまして、これは畜産担い手育成総合整備事業の受託事業収入の増によるものであります。

歳入の最後でございますけれども、２１款の町債についてでありますけれども、前段、第３表の地方債でも説明いたしましたとおり、臨時対策債の借り入れによる４億１，０００万円を計上するものであります。

次に、右側の表をご覧いただきたいというふうに思います。歳出でございます。

先ほど、町長の予算編成の基本的な考え方の中でも触れておりますけれども、限られた予算の中で、行財政改革を継続しながら、引き続き経費の縮減を図りつつ、子育て支援だとか高齢化社会の対応、雇用の維持、創出などを重点として、それらを優先させた歳出予算という形で計上させていただきました。

歳出では、前年と比較して大きく増減したところを説明いたしたいと思います。

それでは、第１款の議会費から申し上げますと、前年より１１０万円増額となりました。これは、群馬県吉岡町の親善交流による議員さんの派遣経費を計上させていただきました。

次に、２款の総務費でありますけれども、前年より１億１，５２０万円と大きく増額になるわけでありますけれども、この主なものといたしましては、まず職員給与費で、これまで５％の削減から、２％の削減に緩和したことがまず第１点。それから、市町村の退職手当組合や市町村共済組合の掛金率の変更、それから市町村退職手当組合における退職者の３年目の精算に、この２２年度が当たるわけでございまして、その追加負担金による増額が主なものであります。

３款の民生費でございますけれども、前年より３，６５０万円増額になりました。これは歳入で申し上げましたとおり、新政権の公約であります、子ども手当の創設による増額でございます。

次に、４款の衛生費についてでありますけれども、前年より２，１３７万円の増額となり

ましたが、この増額の主な内容は、南十勝複合事務組合の負担金の増額でありまして、豊似にあります環境衛生センターの焼却施設のバグフィルターの交換だとか、ガス減温機の更新によるものであります。

６款の農林水産業費では、前年より７，８３０万円の減額となりました。これは第２期対策の中山間地域直接払い制度による交付金事業が、第２期が去年で終わったということでございまして、今年度から、さらに第３期が予定されておりますけれども、事業がまだ確定していないということで、当初予算に計上できなかったことによるものであります。

７款の商工費では、前年より６００万円の増額で計上しております。これは、子ども農山村交流プロジェクトの臨時職員の配置だとか、晩成温泉施設の一部改修によるものであります。

次に、８款の土木費の関係であります。前年より１，５７０万円の増額になりました。これは開進１９号の防雪工事はじめ市街地道路の調査設計、町営住宅の屋根の塗装、町営住宅の古い住宅の解体工事ということによる増でございます。

１２款の公債費についてでございますけれども、前年より１億７，４９０万円、大きく減額になっております。これは償還が進んできているということと、町債の新規発行が抑制された。それから、そのほか繰上償還によるものということで、大幅な減になるものであります。

１３款の諸支出金でございますけれども、前年より１，７５０万円の減となりました。これは各特別会計の繰出金でございます。

以上、下段の歳入歳出の合計額は、５４億２００万円となりまして、前年対比１．４％の減となります。

その財源の内訳でございますけれども、特定財源として、国、道の支出金が３億４，２３２万５，０００円、その他が４億３，０３３万９，０００円、一般財源が４６億２，９３３万６，０００円となりまして、一般財源の構成比は、８５．７％となるものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと思います。

この表は、一般会計の歳出を性質別に臨時的、経常的に分けて集計した表でございまして、性質別に、左側の欄の縦の表でございますけれども、１の消費的経費、中ほどには２の投資的経費、そして３はその他の経費、４は予備費という分け方でなっております。

右側の合計の表の欄の本年度というところをご覧いただきたいと思います。上から消費的経費では、３４億１，９７３万２，０００円になりまして、前年対比４．８％増でございます。全体の構成比でも３．８％アップとなります６３．３％となりました。その主なものとしては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、人件費と扶助費、補助費でありまして、人件費では、前段の款別集計表で申し上げましたとおり、給与の２％の減だとか共済費、退職手当組合の負担金の増と、議員さんにおきましても、期末手当の自主的な削減ということも、この予算の中に含まれております。

また、扶助費につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、子ども手当による増額、補助費では衛生費で申し上げましたとおり、南十勝複合事務組合の設備交換による負担金の増でございます。

次に、投資的経費でございますけれども、２億６，４８０万円ということになりまして、補助事業費では、農林水産業費で申し上げました中山間直接払い事業だとか、小学校の建設が２１年度で完了したことによる減となるわけであります。

また、国、道等の負担金の中では、畜産担い手育成総合整備事業による増になるもので

あります。
その他の経費では、１７億７４６万８，０００円でございまして、公債費から繰出金まで、すべてにおいて減額となるものであります。
下段の予算全体に占める義務的経費についてでありますけれども、２５億２，３０７万１，０００円でございまして、構成比では４６．７％になるもので、これは人件費と扶助費、そして公債費を合計した金額となるものであります。
次に、次ページの給与費の明細でございます。これは特別職と一般職の給与の状況、それから前年度との比較、それから職員１人当たりの給与費、初任給の状況、級別職員数などを表にしたものでございます。
説明は省略いたしますけれども、その中で１１ページの中ほどにあります職員数でございます。一般行政職と労務職をあわせて、前年度より２名少ない９７名ということになります。
以上で、ここの表の説明を終了させていただきます。
次に、１３ページの地方債の表をご覧いただきたいと思います。
この１３ページは、地方債の関係でありますけれども、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書ということでございまして、これについて若干説明をさせていただきます。
これは地方債の現在高調書でありまして、１が普通債、２が災害復旧債、３がその他、そして一般会計の合計に区分して表にしたものであります。
左から２０年度末現在高、中ほどが２１年度末現在高見込み額、２２年度中起債見込み額及び元金償還見込み額、そして右側が２２年度末現在高見込み額という区分になっております。
まず、上段の普通債につきましては、２１年度末現在高見込額が５７億７，８７８万９，０００円で、中段の災害復旧債が１，０５８万３，０００円、その他が２４億６，５１３万５，０００円ということで、一般会計の合計では、８２億５，４５０万７，０００円となるものです。２０年度末から比較しますと、９億９００万円減少するということになります。
また、２１年度末と２２年度末を比較して見ますと、２２年度で４億１，０００万での臨時対策債でございますけれども、発行があるものの、１０億１８万２，０００円の償還が見込まれまして、２２年度末には、７６億６，４３２万５，０００円の現在高ということになります。
次に、下段の特別会計でありますけれども、水道会計、公共下水道会計、病院会計の現在高及び見込額を載せておりますけれども、これらを総計しますと、２１年度末現在高見込額で、一般会計、特別会計あわせた額でございますけれども、１１９億８２３万５，０００円になりまして、２２年度中に下水道債の発行もありますけれども、７億５，４２３万７，０００円の減少が見込まれまして、２２年度末には、１１１億５，３９９万８，０００円の現在高になるということでございます。
これらの償還に当たりましては、全体の５１．２％が後年次の交付税措置で賄われるということで御理解いただきたいなというふうに思います。
次に、債務負担行為の表でございますけれども、１４ページから１７ページにわたって事項別に整理しております。
まず、最後の１７ページをご覧いただきたいと思います。この債務負担行為は、これまでの財産取得だとか利子補給が主なものでございまして、下段の合計を見ていただきます

と、限度額が２４億２，８４８万２，０００円になります。２１年度末までの支出見込額が１５億５，３３３万１，０００円となりまして、２２年度以降の支出見込額は、６億５，５４４万円となるものです。このうち、２億４，００１万９，０００円が一般財源で賄うということになります。

債務負担行為の説明は、以上といたします。

次に、１８ページ、１９ページをご覧いただきたいと思います。

これは２２年度の投資的事業の一覧表でありまして、この１９ページの合計欄を見ていただきますと、投資的事業の合計額が２億６，４８０万円になります。説明は省略させていただきますけれども、ご覧いただきたいなというふうに思います。

以上で、２２年度の一般会計予算の総括的な内容につきまして説明を終わらせていただきます。

次に、事項別明細による説明は、それぞれ担当課長、局長、所長より説明させていただきます。

以上でございます。

○議　　長

休憩いたします。

１時より会議を再開します。

休憩　午前１１時４０分
再開　午後　１時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に引き続きまして、歳出について、１款議会費から１４款予備費まで、それぞれ担当課長より内容の説明を求めます。

それでは、中川課長から順次説明を願います。

○中川総務課長

それでは、一般会計の事項別明細書にて説明をさせていただきます。２３ページをお開きください。

なお、説明に当たりましては、款、項、目、本年度予算額を申し上げ、新規事業や事業内容、あるいは事業費の大幅な変更について説明をさせていただきます。

それでは、２３ページの上段、歳出でございます。

１款議会費、１項議会費、１目議会費４，６５０万円の計上です。ここでは、吉岡町への親善訪問分の旅費、議員全員分を見込んだ増額となっております。

次に、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費１０億４，９１４万２，０００円の計上です。給料では、特別職３名、町長部局７３名、議会事務局２名、教育委員会１３名、農業委員会３名分を計上してございます。

なお、退職者、新規採用者、異動等含めまして、昨年と、ことしの４月１日での比較では、２名の減となっております。また、職員給与費では、これまでの５％から２％に変更したこと、あるいは退職手当組合と共済組合の負担金の率の変更、それに加えて共済費の場合は、加入対象職員の範囲が広がったための増額となってございます。

次に、２６ページの節をご覧ください。ここでは、７節賃金につきましてですが、事業がなくなったことにより、ほかでみておりました賃金を一般管理費で計上するため、去年

１名だったものが４名に増額となってございます。
　１１節需用費では、修繕料でございます。ボイラー調整機等の修繕の増となってございます。
　一番下の委託料、１３節でございますが、これについては、庁舎耐震業務の減となってございます。
　次に、２８ページの節をご覧ください。ここでは、１５節工事請負費でございます。新規でございます。役場とらいふの電話主装置等の改修工事を計上してございます。
　その下の１８節備品購入費では、事務用備品として大会議室用の机、いす等の計上をしてございます。
○布目企画課長
　続きまして、２７ページ、８ページの２目文書広報費、予算額３１２万円。ここではホームページの管理運営事業につきましては、昨年度までは総務費、８目の電子計算費で計上しておりましたが、この事業そのものが所管替えになりまして、今年度からこちらの費目で計上しております。
　一段下がりまして３目の財産管理費、予算額３，０１０万９，０００円。昨年と比較しまして、４０９万６，０００円の増額となっております。ここでは、町有地及び建物の維持管理経費と町有財産の購入にかかわる償還費を計上しております。
　３０ページをご覧いただきたいと思いますが、１１節の需用費で、修繕費の増でございますけれども、旧歴舟小学校の体育館の屋根の雨漏りに対する修繕費ということで、ここでは５０万円を加えておりまして、これ含めて６５万円の増額となっております。それから、１３節の委託料ですけれども、ＧＩＳシステムデータ変換業務といたしまして、５６万７，０００円を計上しておりますが、これは平成１５年の十勝沖地震による地形の変動したことにより、座標値が変更になったことから、土地の筆界の図形、これらの修正を行う、こういう業務をことし予定しております。
　それから、１５節の工事請負費では、町有建物の解体工事費といたしまして、２９１万９，０００円を計上しておりますが、これは昭和４６年に建設した双葉町の旧教員住宅１棟２戸と、これに付随する物置２棟。それから昭和４５年度に建設をした生花児童館と付随する物置、これの解体工事費でございます。
　それから、１７節で公有財産購入費では、これは平成８年度に建築した職員住宅の購入費分として、４６９万１，０００円の償還費分として計上しております。
　続きまして、２９、３０ページ以降でございますが、４目の企画費、予算額１，２６８万１，０００円。対前年比１７７万１，０００円の増額となっております。ここでは、新規事業といたしまして、ことし４月３日に銀河連邦には正式加盟となりますので、銀河連邦交流事業ということで、新たに事業化をいたしまして、銀河連邦への負担金、それから物産交流への旅費、運搬料等といたしまして、１０５万６，０００円を計上しております。それから、台湾との大樹郷長一行の来町に伴う歓迎レセプション等の経費といたしまして、報償費、それから食料費等に７０万円計上しております。
　それから、再三昨年度から御心配をおかけしておりましたコスモスガーデンの関係でございますが、ことし、２２年度はコスモスとヒマワリをそれぞれ半面ずつまくことにいたしました。次年度以降、こうしたことにより、交互にはんていいたしまして、連作からくる障害、これらの予防と、それからヒマワリの緑肥の効果ですか、これらに期待をしたいというふうに考えております。

それから、お試し暮らし住宅ですけれども、ことしで3年目ということでございますけれども、順調に利用者も増えてきている、こういう状況でございます。利用者のほうから、シャワーの設置が今ないわけですけれども、これらの設置の要望が非常に多いということで、利便性の向上ということで、新たに給湯ボイラーを設置をしたいということで、備品購入費に３０万円を計上しております。

それから、行財政改革推進委員会の経費でございますけれども、今年度から企画費に計上することといたしました。昨年度までは、１０目の諸費で計上しておりましたけれども、所管替えすることにいたしました。

以上でございます。

○中川総務課長

次に、３３ページの上でございます。５目公平委員会費、１万円を計上してございます。

○布目企画課長

１段下がりまして、６目の防犯交通安全推進費、予算額２３０万８，０００円。対前年比３４万円の減額となっておりますが、要因といたしましては、さきの議会でもお認めいただいたと言いますか、条例の廃止をいたしましたが、その関係の町民交通傷害保険の廃止によるものですが、これの掛金が、ことしここでなくなるということから減額になっているものでございます。

それと、１１節で修繕費を２２万１，０００円計上しておりますけれども、東和の北４線のところにございます交通安全塔、かなりさびもひどくなってきているということから、塗装を行うということで、新たに２０万１，０００円ほど、その内数で計上しております。

○中川総務課長

次に、７目福祉センター費でございます。９３５万円の計上です。ここでは、耐震診断業務の委託料の減、ボイラー暖房設備の加湿装置取り付け修繕の増を見込んでおります。

３５ページをご覧ください。８目電子計算費７，７８５万８，０００円の計上です。ここでは、委託料の部分ですが、総合住民情報システム特別支援業務、いわゆる国民投票システムでございますが、その分、行政情報端末機器導入設定業務が減となりました。

それから、備品購入費では、各施設に設置するハブ等の更新、あるいはライブカメラの更新、文教用ファイヤーオールの更新、それから施設間の無線通信用機器の更新分の増でございます。

償還金利子及び割引料では、行政情報端末機器譲渡事業償還金の増を計上してございます。

○布目企画課長

１段下がりまして、一番最下段ですが、９目の車両管理費１，６７２万８，０００円。前年比との対比では、３３９万円の減額になっております。

３８ページの１８節の備品購入費でございますけれども、町有林連絡車の購入費といたしまして計上しております。これは７５万円計上しているわけですけれども、５年リースをしたトヨタプラドを購入する予定としております。

○中川総務課長

次に１０目諸費でございます。２，６９９万３，０００円の計上です。ここでは、需用費で光熱水費の減を見込んでおります。これは街灯をエバーライトに変更し、電気料を少なく計上してございます。

○佐藤税務課長

３９ページ、下段になります。２項町税費、１目賦課徴収費１，０７７万９，０００円。予算の主なものといたしまして、１３節の委託料ですが、３年ごとの土地・家屋の評価替えに伴い､平成２４年標準宅地鑑定評価業務委託料として２３５万２，０００円を計上いたしました。

○西川町民課長

次に４１ページ、４２ページをお開きください。中ほどになりますが、３項戸籍住民基本台帳費、１目戸籍住民基本台帳費、予算額で１６８万円の計上でございます。

○中川総務課長

次に、４項選挙費、１目選挙管理委員会費４０万９，０００円を計上しております。

２目参議院議員通常選挙費７２５万円を計上してございます。

４３ページをご覧ください。３項北海道知事・北海道議会議員選挙費３２０万円の計上でございます。これについては、平成２３年の４月２２日の任期満了による３月末が告示となるためのものでございます。その分の諸費を計上をしております。

○布目企画課長

４３ページでございます。一番下の欄でございます。２款総務費、５項統計調査費、１目統計調査費、予算額４５３万３，０００円でございます。対前年比３０３万７，０００円の増額となっております。増額の主な要因でございますけれども、ことし１０月に国勢調査が行われます。これにかかる経費として、４４２万５，０００円の皆増となっておりまして、経済センサス調査と、それから世界農林業センサスのことし減になりますので、それの相殺で増額となったものでございます。

○中川総務課長

次の６項監査委員費、１目監査委員費２０５万円の計上です。ここでは隔年で参加してございます全国監査委員協議会への旅費分の減をしております。

○北林保健福祉課長

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費１，５９５万６，０００円。次のページにまたがっての予算となりますが、４８ページの１９節負担金補助及び交付金では、来年５月までに設置義務のある火災警報器の購入助成事業につきまして、今年度は設置済みの方を除きまして、対象戸数を整理して計上しております。そのほか社会福祉協議会補助金で減額となっております。

次の２目老人福祉総務費では、２，１４０万９，０００円。養護老人ホーム入所者１名が退所したための減額となっております。

次のページをお開き願います。３目老人福祉センター費６１２万４，０００円の計上です。

次の４目心身障がい者福祉費１億１，９８５万７，０００円。ここでは施設や在宅における障がい福祉サービスの利用者負担で、今年度新たに非課税世帯の方を無料にする軽減事業の実施などから、２０節の扶助費が増加しております。

○西川町民課長

５１ページをお開きください。５１ページの５目の国民年金事務費１２万８，０００円の計上でございます。

○北林保健福祉課長

次の６目高齢者保健福祉推進センター費７３１万７，０００円の計上でございます。

○西川町民課長

続いて、５３、５４ページをお開きいただきます。７目の福祉医療諸費で１億４，４１７万２，０００円でございます。この中で５４ページのほうに、それぞれ内訳載せてございますが、上から５番目の乳幼児及び児童医療費助成事業１，７８４万５，０００円でございますが、昨年が１，２２２万６，０００円で、約５６０万ほど増となっています。これは御承知のとおり、医療費の無料化ということで、中学生まで全額助成することにより、五百数十万円ほど増額予算となっている状況でございます。

○北林保健福祉課長

続きまして、８目発達支援センター費５，０７３万２，０００円です。ここでは指導員の欠員補充のため、作業療法士１名、言語聴覚士１名を採用し、職員を６名体制とする計上となっております。

○西川町民課長

続いて、５５ページ、５６ページをお開きください。後段になりますが、２項児童福祉費、１目児童措置費、今年度予算額が８，１２７万６，０００円。比較で４，１６９万５，０００円の増額予算でございます。これにつきましては、御承知のとおり、平成２２年度から子ども手当の支給が開始されることにより、大幅な増額となる模様でございます。一応子ども手当については、平成２２年度については、おおむね支給額で７，５２７万円ほど支給を見込んでおります。それで、現在のところ、対象人数が約５８０人で、これは中学生まで、平成２２年度につきましては、毎月１万３，０００円でございます。

ちなみに支給月は、６月、それから１０月、２月の３箇月分をまとめて１年間払うというような、お一人でいれば、１万３，０００円の３箇月ですから、３万９，０００円ほど６月にいただけるというような内容で、かなり増額になったことを御承知おきいただきたいと思います。

続きまして、２目の保育所費で１億３，５７２万９，０００円でございます。次のページをお開きください。５８ページの上段に、賃金で臨時指導員賃金ということで、１９４万２，０００円を計上してございます。これは、昨日にも議論申し上げました学童保育運営事業の中で、賃金者２名を見込んでいるところでございます。大体日数にしまして、１９０日分を時間で８４６円を掛けまして、時間的には１日４時間程度アルバイトをしてもらうというような感じで採用を予定しております。

以上でございます。

○北林保健福祉課長

５９ページ、６０ページをお開き願います。３項生活保護費、１目扶助費５万円の計上です。

その下の４項災害救助費、１目災害救助費１５万円の計上です。

次に、４款衛生費、１項保健衛生費、１目健康づくり推進費１６５万８，０００円の計上です。

続いて、２目母子保健費６８０万８，０００円の計上です。

次のページをお開きください。３目成人保健費９９４万円。子宮頸がん、乳がん検診の受診率を向上するために、昨年、国の補正予算で組みました５歳刻みの節目年齢の方に無料クーポン券をお渡しする女性特有のがん検診事業につきまして、ここで本年度も引き続き実施をする予算を組んでおります。

次に、４目予防費４２９万７，０００円。昨年大流行しました新型インフルエンザにつきまして、最近は落ちつきを見せておりますけれども、国が実施します非課税世帯などを対

象としたワクチン接種助成事業に対し、必要な予算を計上しております。
以上です。
○西川町民課長
次に、５目の環境衛生費でございますが、１億４，７５５万７，０００円でございます。額がかなり大きいのですが、これは、このうちの約１億４，５００万は、南十勝複合事務組合への大樹町分の負担額でございます。
次の６３、６４ページをお開きいただきます。６目の墓園費で２０万６，０００円の計上でございます。
次に１段下がりまして、２項清掃費、１目じん芥処理費で２，９８０万４，０００円の計上でございます。
以上でございます。
○辻本商工観光課長
下段の５款労働費、１項労働費、１目労働諸費１３０万円。勤労者センターの維持管理費のほか、季節労働者の通年雇用対策をはじめ、労働者の構成事業団体の助成などの労働対策費を計上しております。
以上です。
○守澤農業委員会事務局長
６５ページ、６６ページでございます。６款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費１，０９８万２，０００円の計上でございます。６６ページ１節報酬から１９節負担金補助及び交付金までででございますが、前年対比１１１万２，０００円の減額となってございますが、これにつきましては、昨年度委員の道外研修旅費の減額によるものでございます。
○武内農林水産課長
同じく、６５ページから６８ページにかけて、２目農業総務費７３万８，０００円の予算計上でございます。
次のページ、６７ページから７０ページにかけて、３目農業振興費２，８１６万９，０００円の予算計上でございます。昨年と比較して、１億１，９１４万円の減となってございますが、総括で副町長が御説明いたしましたように、昨年は中山間の支払い制度に基づく集落交付金が、ここで予算化しておりましたけれども、本年度新しい対策が組まれております。まだ事業計画がはっきりしませんので、補正で対応するということで、当初予算では組んでおりません。
そのほか、１９節、６８ページの一番下の冷湿害等農業経営維持資金利子補給補助金３２万６，０００円の予算化でございますけれども、昨年の冷湿害により、被害を受けた農家が借り入れた資金、１５戸で３，９６８万円に対する利子補給の予算化でございます。
次のページ、６９ページから７０ページにかけて、４目畜産振興費９，０４１万７，０００円の予算でございます。昨年と比較して、７，１０９万円の増となってございます。これにつきましては、昨年、畜産担い手育成総合整備事業の採択を受けましたので、昨年は補正で対応いたしましたけれども、本年は当初予算に乗せたため、増額となったものでございます。
なお、１３節委託料で畜産担い手総合整備事業では、草地造成が２１．８３ヘクタール、草地整備で２３０．３３ヘクタール、暗渠排水で１０．７ヘクタールを予定してございます。
○堀川牧場長
６９ページの一番下のほうですけれども、５目牧場管理費です。１億１，７２２万１，０

００円の予算を計上しております。一般職３名の人件費を除く町営牧場の維持管理費の予算を計上しております。夏期は乳用牛、肉用牛、冬期は乳用牛のみの舎飼いを行います。

７２ページの下のほうにあります、１６節原材料費、採草放牧地用肥料及び種子のところですが、肥料の単価が少し下がりまして、前年度予算当初よりも減となっております。

７４ページの一番上のほうに、備品購入費ですが、ロールベーラーを予算計上してありますけれども、今現在牧場にありますロールベーラーなのですが、ベルトが時々切れるようになりまして、業務に支障が出てきましたので、更新の予算を計上してございます。

以上です。

○田中建設課長

同じく７３ページ、６目農地費４０８万３，０００円。１９節の負担金補助及び交付金として、本年度より始まります忠類地区の道営草地整備改良事業負担金としまして、一部大樹町内の土地を含むために、３０万円みております。

○武内農林水産課長

それでは、７３ページから７６ページにかけて、２項林業費、１目林業振興費２，９９７万１，０００円の予算化でございます。

７４ページの報酬で、鳥獣被害対策実施隊員報酬ということで、２６６万円予算化してございます。これは昨年も委嘱したのですけれども、１９名で月２万円、４月から１０月までの巡回して駆除に当たっていただくというための報酬でございます。

さらに、８節の報償費では、有害鳥獣の駆除謝礼として、シカについては６００頭、キツネで２００頭、カラスとハトあわせて６００羽の予算化をしてございます。

さらに７６ページでは、負担金補助及び交付金の下刈り促進事業補助金では、１３０ヘクタールの予算化をしてございます。

それから、一つ飛ばしまして間伐促進事業では、１８０ヘクタールの予算化でございます。

それから、２１世紀北の森づくり推進事業の補助金では、造林事業なのですけれども、これは３２ヘクタールの予算化をしてございます。

次に、７５ページから７８ページにかけて、２目町有林費６，２６３万２，０００円の予算計上でございます。

７８ページの１５節工事請負費で、町有林整備事業工事として３，９３３万７，０００円の予算化をしていますが、ここでは地ごしらえ３５．０４ヘクタール、新植４８．１６ヘクタール、下刈りで１７６．９ヘクタール、除間伐で５１．６８ヘクタールの予算化でございます。

その下、１６節の原材料費で、町有林整備事業の新植用苗木９６８万６，０００円の予算化でございますが、樹種としてはカラマツとアカエゾマツを予定してございます。

次に、７７ページから８０ページにかけて、３項水産業費、１目水産振興費５５２万６，０００円の予算化でございます。

８０ページの負担金補助及び交付金の沿岸漁業資源増殖試験事業補助金として５０万円としてございますが、これはエゾバイツブの増殖にかかる事業費でございまして、漁協、それからツブ部会、それから町、それぞれ３分の１ずつ出し合って事業を行うものでございます。

それから、その一段置いて下段なのですけれども、北海道環境生態系保全対策協議会負担金ということで、７１万９，０００円の予算化でございますが、昨年補正で対応いたしま

したが、国の事業採択を受けましたので、生花沼でシジミ保存の活動にかかる町の負担金分の負担でございます。

次に、７９ページから８０ページに、２目漁港管理費３４６万１，０００円の予算化でございます。ここでは、漁港の維持管理に必要な予算を計上しています。

８０ページの１３委託料で、流木処理業務１００万円の予算化をしてございます。

○辻本商工観光課長

下段になりますけれども、下段から８２ページまで、７款商工費、１項商工費、１目商工振興費２，８９０万２，０００円。消費者生活相談窓口体制の充実を図るための相談員１名の研修旅費を増額したほか、十勝圏振興機構運営費負担金は、今年度から企画費より移管しております。

また、創立５０周年を迎える商工会の運営費については、道補助金の減額などによりまして、町の負担が交付金要綱により増額となっております。

中小企業特別融資資金等の利子補給金は、昨年８月から貸し付け内容を変更しましたが、件数、融資金額が増えております。前年より倍額近く予算化しております。

企業誘致対策では、昨年設立しました十勝田園地域産業活性化協議会の事業で、東京ビックサイトで開催される企業誘致フェア２０１０に参加する経費のほか、企業立地振興条例に基づく助成金が、建設主体の分が増額となっております。

次のページ、８１ページ、８２ページをご覧ください。２目市街地開発推進費３，９１９万８，０００円。商業建設費の補助が昨年で１１年度分が終了し、本年度で１２年分の借り入れが終了します。ＴＭＯ活動事業は、１，２００万円の運営費のほか、防犯カメラシステムの更新を行うことにしております。

３目観光振興費１，１２５万４，０００円。子ども農山漁村交流プロジェクトの推進を図るため、総務省の地域おこし協力隊事業を活用し、臨時職員１名を雇用し、南十勝長期宿泊体験交流協議会の活動を支援していきます。

次のページ、８３、８４ページをご覧ください。４目観光施設費７５７万８，０００円。晩成温泉関連施設、カムイコタン公園などの維持管理費を計上しております。特に晩成温泉の浄化槽の能力が落ちていることから、生物ろ過槽のろ材を入れ替えし、補修する工事のほか、脱衣室の天井裏のダクトファンの取り替え、高圧受電設備、消防設備の更新などの修繕費を計上しております。

５目地場産品研究センター費６０６万８，０００円。地場産品研究センターの維持管理費の通常の経費を計上しております。

以上です。

○田中建設課長

８５ページをご覧ください。８款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費１２１万７，０００円計上しております。

続きまして、２項道路橋梁費、１目道路維持費１億２，６８０万４，０００円。道路維持と道路維持に伴う車両維持にかかる経費をみております。

１３節の委託費ですが、昨年より全面業者委託をしております町道維持補修、除雪業務の委託料を９，０２６万３，０００円みております。

１５節の工事請負費ですが、開進１９号線は交通量が多く、吹きだまりによる交通の障害を減らすために、防雪棚の工事をみております。

８７ページをご覧ください。２目道路新設改良費、予算額５００万円。調査設計費を１

件みております。次年度に改良工事を実施するための設計費です。

３項河川費、１目河川総務費７４万２，０００円。北海道より委託を受けております２７基の２級河川の樋門管理報酬費と普通河川の管理費にかかる経費をみています。

４項都市計画費、１目都市計画総務費１２万５，０００円。

続きまして、２目公園費、予算額１，９３１万２，０００円。

１３節の委託費ですが、柏林公園、河川緑地、西本通ふれあい広場、交通公園の芝管理や樹木の剪定を委託業務としてみております。

８９ページをご覧ください。５項住宅費、１目住宅管理費、予算額２，４３０万円。１１節の修繕料としましては、退去時の修繕と、ためます、屋根、給湯設備などの一般修理として１，４０５万６，０００円をみています。

１５節工事請負費として、松並団地の１６戸の屋根塗装工事、ユースタウンの下水道へのつなぎ込み工事とごみステーションの解体工事、石坂公営住宅の２棟６戸の解体工事をみております。

以上です。

○中川総務課長

次に、下段でございます。９款消防費、１項消防費、１目消防総務費２億１，８５８万円の計上でございます。ここでは本部の共通費、消防諸費を見込んでおります。

○武内農林水産課長

８９ページ２目火災予防費４万２，０００円の予算計上でございます。

○布目企画課長

最下段の災害対策費、予算額２６７万８，０００円でございます。９２ページの１８節の備品購入費では、１００万８，０００円をみておりますが、戸別受信機をことしは３０台購入する見込みで、必要経費を計上しております。

○議　　長

休憩いたします。

２時より再開します。

休憩　午後　１時４２分
再開　午後　２時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○松本学校教育課長

９１ページ、９２ページからの教育費でございます。

１０款教育費、１項教育総務費、１目教育委員会費でございます。２２０万３，０００円を計上させていただいております。前年と同額を計上いたしております。

次に、２目事務局費でございます。１４７万３，０００円の計上でございます。前年と同額を計上いたしております。

次に、３目教育振興費でございます。１億１，６９８万円を計上させていただいております。前年より４２８万７，０００円の増額でございます。主な理由につきましては、９２ページの下段、７節賃金の中に、特別支援教育支援員賃金として、現在大樹小学校に支援員、１学年から３学年までの各クラスに配置をさせていただいておるところでございます。新年度１クラス増えますので、現在５名プラス１名の経費を計上させていただいてございま

す。
それから、９３、９４を飛びまして、９５、９６ページをお開き願いたいと思います。１９節の負担金補助及び交付金でございます。上段に大樹町教育研究所補助金として３４９万2,０００円。前年度より２８４万2,０００円の増となってございます。これにつきましては、3学年、4学年で使用してございます社会化の副読本の制作費をあわせて計上をさせていただいておるところでございます。
それから、中段に相馬市少年親善使節団派遣事業補助金として、平成２２年度が子どもたちの訪問の年でございますので、１１８万円ほど計上させていただいてございます。
それから、3行下でございますが、新規といたしまして、大樹高等学校の検定受験料の補助金ということで、２５万円の計上をさせていただいてございます。
続きまして、９５、９６ページの下段でございます。２項小学校費、1目学校管理費でございます。4,６１４万円の計上で、前年対比１９９万1,０００円の増額となってございます。主な理由でございますが、９８ページをお開き願いたいと思います。下段にございます１５節の工事請負費において、教職員住宅のシャワー設備工事として、かねてから学校現場から要望の強かったシャワーの設備について、大樹小学校住宅分として5戸分の経費２０６万9,０００円を計上させていただいてございます。
続きまして、９９ページ、１００ページをお開き願います。小学校費の2目教育振興費でございます。６６５万8,０００円の計上でございます。前年対比８０万円ほど減額となってございますが、１８節の備品購入費において４４万7,０００円ほど、２０節の扶助費におきまして、対象児童の減ということで、５２万3,０００円ほどを減額させていただいてございます。
続きまして、同ページの3項中学校費でございます。1目学校管理費でございます。4,０４２万3,０００円を計上してございます。前年対比２０４万4,０００円の増となってございます。主な内容といたしましては、次ページ、１０２ページをお開き願います。１０２ページの１３節委託料の項目中、校舎清掃業務がございます。昨年度大樹中学校の校舎においては、床清掃を耐震工事のため実施してございませんので、それの清掃と、隔年で実施してございます体育館の窓ガラスの清掃、これで７９万5,０００円ほどを増額させていただいてございます。
その下、１４節使用料及び賃借料においては、大樹中学校の複写機の更新費７９万1,０００円ほどを増額してございます。
それから、下段１５節工事請負費ということで、小学校同様、教職員住宅のシャワー設備として9戸分、３７４万2,０００円を計上させていただいてございます。
次ページをお開き願います。前のページから続くのですけれども、１８節の備品購入費、１０４ページの上段ですが、新学習指導要領に位置づけられております武術が今度から必修科目になります。学校としては柔道を選択したいということで、これらの経費、柔道着と投げ込み用のマットの購入費として１０４万円を計上させていただいております。
続きまして、2目教育振興費でございます。７７９万2,０００円を計上してございます。前年比５６万4,０００円の増となってございます。２０節扶助費で認定者の増ということで、５８万8,０００円ほどを増額させていただいてございます。
次に、１０款教育費、4項学校給食費、1目学校給食費でございます。7,２００万5,０００円ほどを計上させていただいてございます。前年対比２５５万1,０００円の増額です。増額の内容につきましては、１０４ページ、4節共済費２８４万4,０００円で、前年

度より５３万５，０００円ほど増額いたしてございます。これは、先ほど町部局のほうにありました共済負担率の改定ですか、それとあと臨時調理員の増員ということで、社会保険料の増等によるものでございます。

７節賃金１，６１１万１，０００円で、前年比１３３万３，０００円ほどの増額となってございます。これについては、臨時調理員１名の増員を予定しているものでございます。

以上でございます。

○郷原社会教育課長

次に、１０７ページをお開きください。５項社会教育費、１目社会教育総務費でございます。１，１５３万５，０００円。前年比較２７万９，０００円の増でございます。増額となった理由につきましは、現在在籍の英語指導助手が、２２年７月の契約をもって帰国する希望がございます。その帰国旅費と、新規英語指導助手の渡航負担金による増額となっております。

１０９ページをお開きください。２目生涯学習センター費４，６００万円。前年比較１９５万７，０００円の増額でございます。主な増額の内容でございますけれども、１１０ページをご覧ください。７節賃金で、郷土資料整備作業賃金でございまして、この賃金におきまして、展示作業と展示公開のための管理、案内、簡単な説明ができる要員の賃金分を計上させていただいております。

それと１１節需用費でございますけれども、国道沿いにトーチカの案内看板の設置費をみてございます。

１１２ページをお開きください。１８節備品購入費で印刷機の購入でございます。現在使用の印刷機が、部品の供給がなくなりまして、今回新たに印刷機の購入を計上させていただきました。これらを含めまして、増額となっております。

１１１ページに戻りまして、６項保健体育費、１目保健体育総務費でございます。４７７万３，０００円、前年対比４２万円の減でございます。

次に、１１３ページをお開きください。２目体育施設費でございます。６，１３５万１，０００円。前年比較１，６２８万３，０００円の増でございます。増額の内容でございますが、１１６ページをお開きください。１５節工事請負費で、海洋センタープールの改修工事でございまして、鉄骨のさび、水槽の塗装剥離が進行しておりますことから、鉄骨の上屋、水槽の塗装工事と、１１８ページをお開きください。上段でございますけれども、海洋センタープール上屋シートの過年劣化によりますシートの強度の低下、それから安全性から上屋シートの改修工事などによります増額となってございます。

なお、この改修工事につきましては、Ｂ＆Ｇ財団の助成金を受けて改修工事を実施する計画となっております。

○細田図書館長

７項図書館費、１目図書館総務費１，７６６万７，０００円。前年比較ですが、８５４万５，０００円の増です。

１２０ページをお開きいただきたいと思います。１８節備品購入費の内訳といたしまして、加湿器５台分の更新を１９万９，０００円で、平成８年度導入の図書館管理システム一式を更新するために、９２４万円を計上いたしました。

以上です。

○中川総務課長

続きまして、１１款災害復旧費、１項農林水産業施設災害復旧費、１目農業用施設災害

復旧費１万円。
２目林業施設災害復旧費１万円の計上です。
次に、２項公共土木施設災害復旧費、１目道路・河川災害復旧費１万円の計上です。
１２款公債費、１項公債費、１目元金が１０億１８万２，０００円。
２目利子が１億４，４９１万８，０００円の計上でございます。
１２０ページをご覧ください。１３款諸支出金、１項特別会計繰出金、１目事業会計繰出金４億８，５４４万７，０００円の計上でございます。
続いて、２項特別会計出資及び補助金、１目特別会計出資及び補助金３億８，９５５万円の計上でございます。
次に、３項基金費、１目基金費２７０万３，０００円の計上でございます。
次に、１２２ページをご覧ください。１４款予備費、１項予備費、１目予備費１，０００万円の計上でございます。
以上で歳出の説明を終わります。
○議　　長
一般会計の歳出説明が終わりました。
続いて、一般会計歳入について、中川総務課長より説明を求めます。
○中川総務課長
次に、歳入でございます。３ページをお開きください。３ページ上段でございます。
１款町税、１項町民税、１目個人２億６，０００万円の計上です。２目法人、４，０１０万円の計上です。
次に、２項固定資産税、１目固定資産税２億８，０４５万４，０００円の計上でございます。２目国有資産等所在市町村交付金及び納付金７２２万円の計上です。
次に、３項軽自動車税、１目軽自動車税１，２１１万１，０００円の計上です。
次に、５ページをご覧ください。４項町たばこ税、１目町たばこ税３，８００万円の計上です。
５項入湯税、１目入湯税４５０万円の計上でございます。
１款町税につきましては、昨年の実績に基づいての予算計上でございます。
次に、２款地方譲与税、１項自動車重量譲与税、１目自動車重量譲与税１億２，９００万円の計上です。
２項地方揮発油譲与税、１目地方揮発油譲与税４，６００万円の計上です。
次に、３款利子割交付金、１項利子割交付金、１目利子割交付金１７０万円の計上です。
次に、４款配当割交付金、１項配当割交付金、１目配当割交付金１０万円の計上です。
次に、５款株式等譲渡所得割交付金、１項株式等譲渡所得割交付金、１目株式等譲渡所得割交付金１０万円の計上でございます。
次に、７ページをご覧ください。６款地方消費税交付金、１項地方消費税交付金、１目地方消費税交付金６，４００万円の計上です。
次に、７款自動車取得税交付金、１項自動車取得税交付金、１目自動車取得税交付金３，２００万円の計上です。
次に、８款国有提供施設等所在市町村助成交付金、１項国有提供施設等所在地市町村助成交付金、１目国有提供施設等所在地市町村助成交付金２０万円の計上です。
次に、９款地方特例交付金、１項地方特例交付金、１目地方特例交付金１，２４０万円の計上です。ここでは、本年度より新たに子ども手当分特例交付金を増額で見込んでござい

ます。
　また、特別交付金は国の３年間の特別措置が終了したためでございますが、計上してございません。
　次に、１０款地方交付税、１項地方交付税、１目地方交付税３２億４，０００万円でございます。ここでは、普通交付税１億４，０００万円の増、特別交付税、これは中山間事業分でございますが、２，０００万円の減でございます。
　次に、１１款交通安全対策特別交付金、１項交通安全対策特別交付金、１目交通安全対策特別交付金１４０万円の計上でございます。
　なお、２款地方譲与税から１１款交通安全対策特別交付金までは、国の地方財政計画に基づき計上してございます。
　次に、９ページをご覧ください。１２款分担金及び負担金、１項負担金、１目総務費負担金６万８，０００円の計上でございます。２目民生費負担金７，９３６万５，０００円の計上です。３目衛生費負担金７万５，０００円の計上。４目農林水産業費負担金２４４万９，０００円の計上です。５目商工費負担金１万６，０００円の計上。６目教育費負担金２，５０４万７，０００円の計上です。
　次に、１３款使用料及び手数料、１項使用料、１目総務使用料４７２万８，０００円の計上です。２目民生使用料３０４万２，０００円の計上です。３目衛生使用料１万円の計上です。４目労働使用料８万円の計上です。
　次、１１ページをご覧ください。５目農林水産使用料８，４８３万８，０００円の計上です。６目商工使用料９２万円の計上。７目土木使用料１億８４９万６，０００円の計上で、ここでは河川占用の減で、トヨタの撤退によるものでございます。８目教育使用料２９６万２，０００円の計上でございます。
　次に、２項手数料、１目総務手数料２８９万２，０００円の計上。２目衛生手数料１，１７６万円の計上。３目農林手数料９０万円の計上でございます。
　次に、１４款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金１億３，３７２万９，０００円の計上で、ここでは新たに国の子ども手当負担金を計上してございます。
　次に、１３ページをご覧ください。２項国庫補助金、１目民生費国庫補助金５３２万９，０００円の計上。２目衛生費国庫補助金２５万円の計上。３目商工費国庫補助金５０万円の計上。４目土木費国庫補助金９０万７，０００円の計上。５目教育費国庫補助金１万１，０００円の計上で、ここでは大樹小学校改築事業交付金と、総務管理費でみておりました耐震改修事業につきましは、計上してございません。
　次に、３項委託金、１目総務費委託金１１万５，０００円の計上で、ここでは投票人名簿システム構築交付金について計上してございません。２目民生費委託金１２３万２，０００円の計上でございます。
　次に、１５款道支出金、１項道負担金、１目民生費道負担金６，５１３万９，０００の計上で、ここでは道の子ども手当負担金を計上してございます。
　次に、１５ページをご覧ください。２項道補助金、１目総務費道補助金５万７，０００円の計上。２目民生費道補助金３，４２７万６，０００円の計上。３目衛生費道補助金６１７万７，０００円の計上。４目農林水産業費道補助金６，１０４万３，０００円の計上でございます。農業費補助金、交換分合は予算計上なし。平成２１年補正の畜産業費補助金、草地担い手育成支援分を新たに見込んだものでございます。
　３項委託金、１目総務費委託金２，３７２万７，０００円の計上です。

次に、１７ページをご覧ください。２目農林水産業費委託金８１２万５，０００円の計上で、ここでは中山間地域等直接払いの交付金の計上をしてございません。３目商工費委託金１００万円の計上です。４目土木費委託金５９万８，０００円の計上です。５目教育費委託金１１万円の計上です。

次に、１６款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入１，３４３万５，０００円の計上。２目利子及び配当金２３３万円の計上です。

次に、２項財産売り払い収入、１目物品売り払い収入２６万円の計上です。

１９ページをご覧ください。２目不動産売り払い収入１，４００万円の計上で、ここでは立木売り払い収入の減でございます。３目動産売り払い収入３７８万３，０００円の計上です。

１７款寄附金、１項寄附金、１目一般寄附金１，０００円。２目指定寄付金６，０００円の計上です。

次に１８款繰入金、１項繰入金、１目基金繰入金９００万円の計上。２目他会計繰入金７，０００円の計上でございます。ここでは財政調整基金繰入金、減債基金繰入金等の予算を計上してございません。

１９款繰越金、１項繰越金、１目繰越金１，５００万円の計上。

次に、２０款諸収入、１項延滞金、加算金及び過料、１目延滞金１，０００円の計上。　２項町預金利子、１目町預金利子２０万円の計上です。

次に、２１ページをご覧ください。３項貸付金元金収入、１目ふるさと融資貸付金収入１，４８０万円の計上。２目高齢者等に優しい住宅整備資金貸付金収入１８０万円の計上です。３目奨学金貸付金収入９９５万７，０００円。４目災害援護資金貸付金収入１，０００円の計上です。

４項受託事業収入、１目衛生費受託事業収入２０万円の計上。２目畜産受託事業収入５，４７３万６，０００円の計上で、ここでは２１年度に補正の畜産担い手育成総合整備事業受託事業分を見込んでございます。

５項雑入、１目過年度収入１，０００円の計上。２目雑入１，３２２万４，０００円の計上で、ここでは海洋センター修繕助成金の増額分を見込んでございます。

２１款町債、１項町債、１目臨時財政対策債４億１，０００万円の計上で、地方債計画によるものでございます。なお、消防高規格救急自動車整備事業債、大樹小学校校舎・グラウンド改築事業債は減となってございます。

次に、２ページ、総括の歳出をご覧ください。

まず、歳出でございますが、１款議会費から１４款予備費まで、歳出合計本年度予算額５４億２００万円。前年度予算額５４億８，０００万円。比較、７，８００万円の減となるものでございます。

次に、左側の１ページ、歳入をご覧ください。歳入、１款町税から２１款町債までで、歳入合計、本年度予算額５４億２００万円。前年度予算額５４億８，０００万円。比較、７，８００万円の減となるものでございます。

以上、平成２２年度の事項別明細の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

続いて、特別会計の説明を求めます。

議案第３０号平成２２年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算についてから、議案第３２号平成２２年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算についてまで、西川

町民課長。

○西川町民課長

それでは、議案第３０号について説明いたします。

議案書のほうにお戻りください。議案の第３０号でございます。

議案第３０号でございます。平成２２年度大樹町国民健康保険事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８億２，８５０万円と定めるものでございます。

なお、一時借入金の借り入れの最高額は、１億円と定めることとし、歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、２款１項に計上した療養諸費にかかわる予算額に過不足を生じた場合における同一款内での経費の各項款の流用とするものでございます。

それでは、またお手数ですが、予算書のほうにお戻りください。国民健康保険の９ページ、１０ページの歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、本年度予算額３２５万１，０００円。

次に２項徴税費、１目賦課徴税費２８万７，０００円。

３項運営協議会費、１目運営協議会費２２万２，０００円。

続いて２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費４億７，０００万円。これが一般被保険者の２２年度の医療給付費を大体見込んでいるところでございます。

次に、２目退職被保険者等療養給付費２，３００万円。３目一般被保険者療養費２９０万円。４目退職被保険者等療養費２０万円。

次ページ、１１ページ、１２ページをお開きください。５目審査支払い手数料１６３万円。２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費４，３００万円。２目退職被保険者等高額療養費２００万円。３目一般被保険者高額介護合算療養費８０万円。４目退職被保険者等高額介護合算療養費３０万円。

次に、３項移送費、１目一般被保険者移送費５万円。２目退職被保険者等移送費３万円。

次に、４項出産育児諸費、１目出産育児一時金７５６万円。２目支払い手数料１万円。

次に、５項葬祭諸費、１目葬祭費３０万円。

次のページをお開きください。３款後期高齢者支援金等、１項後期高齢者支援金等、１目後期高齢者支援金、本年度予算額は１億円でございます。２目後期高齢者関係事務費拠出金２万円。

４款前期高齢者納付金等、１項前期高齢者納付金等、１目前期高齢者納付金３０万円。２目前期高齢者関係事務費拠出金２万円。

次に、５款老人保健拠出金、１項老人保健拠出金、１目老人保健医療費拠出金１万円。２目老人保健事務費拠出金１万円。

次に、６款介護納付金、１項介護納付金、１目介護納付金４，５００万円。

次に、７款共同事業拠出金、１項共同事業拠出金、１目高額医療費拠出金２，７８０万円。２目共同事業事務費拠出金１万円。３目保険財政共同安定化事業拠出金８，７５０万円でございます。

次のページをお開きいただきます。１５ページ、１６ページでございますが、８款保健事業費、１項特定健康診査等事業費、１目特定健康診査等事業費５８９万円。

次に、２項保健事業費、１目保健衛生普及費１６０万円。

次に、９款公債費、１項公債費、１目利子３０万円。

次に、１０款諸支出金、１項還付金、１目一般被保険者保険税還付金１４５万円。２目

退職被保険者等保険税還付金５万円でございます。
次のページをお開きください。１１款予備費、１項予備費、１目予備費、今年度予算額３００万円の計上でございます。
戻りまして、歳入の３ページ、４ページをお開きください。３ページ、４ページの歳入でございます。
１款保険税、１項保険税、１目一般被保険者保険税、本年度予算額で１億９，６６８万８，０００円を見込んでございます。
次に、２目退職被保険者保険税１，０５１万２，０００円。
次に、２款国庫支出金、１項国庫負担金、１目療養給付費負担金、予算額で１億８，０００万円でございます。２目高額医療費共同事業負担金６５０万円。３目特定健康診査等負担金６３万円。
次に、２項国庫補助金、１目調整交付金４，１００万円。２目出産育児一時金補助金３６万円。３目介護従事者処遇改善臨時特例交付金６０万円でございます。
続いて、３款療養給付費交付金、１項療養給付費交付金、１目療養給付費交付金２，２７０万円。
続いて、４款前期高齢者交付金、１項前期高齢者交付金、１目前期高齢者交付金で２億円を見込んでございます。
次のページをお開きいただきます。５ページ、６ページでございます。５款道支出金、１項道負担金、１目高額医療費共同事業負担金、今年度予算額で６５０万円。２目特定健康診査等負担金６３万円。
続いて２項道補助金、１目調整交付金で３，１３０万円。
次に、６款共同事業交付金、１項共同事業交付金、１目高額医療費共同事業交付金１００万円。２目保険財政共同安定化事業交付金で６，５００万円の計上でございます。
次に、７款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金で１，０００円。
次に８款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、本年度予算額で６，４７５万円でございますが、６ページの３節一般被保険者療養給付費繰入金となってございまして、一般被保険者療養給付費繰入金３，６９５万円を見込んでおりますが、これが国保税の実際の町が独自に行っている助成の総額でございます。来年度は３，６００万円ほど繰入金を予定しているところでございます。
続きまして、９款繰越金、１項繰越金、１目繰越金１，０００円でございます。
７ページ、８ページをお開きいただきます。１０款諸収入、１項延滞金及び加算金、１目延滞金１，０００円。２目加算金１，０００円。
２項雑入、１目雑入３２万６，０００円を計上してございます。
それでは、次に１ページ、２ページの総括をお開きください。
まず、２ページの歳出でございます。１款総務費から１１款予備費まで、歳出合計本年度予算額８億２，８５０万円。前年度予算額８億６，６９０万円。比較で３，８４０万円の減額でございます。
戻りまして、１ページの歳入でございますが、１款保険税から１０款諸収入まで、歳入合計で本年度予算額８億２，８５０万円。前年度予算額８億６，６９０万円。比較で３，８４０万円の減額を予算計上してございます。
以上が、国保会計でございます。
大変申し訳ございません。議案の第３１号をお開きいただきたいと思います。

議案第３１号でございますが、平成２２年度大樹町老人保健特別会計予算について。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２０万円と定めるものでございます。

それでは、また戻りまして、予算書の老人保健会計、歳出の５ページ、６ページをお開きいただきます。

５ページ、６ページ、歳出でございます。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、本年度予算額２，０００円。

次に、２款医療諸費、１項医療諸費、１目医療給付費９万円。２目医療支給費１，０００円。３目審査支払い手数料１，０００円。

次に、３款諸支出金、１項償還金、１目償還金１，０００円。２目還付金１０００円。

次に、２項繰出金、１目一般会計繰出金１，０００円。

４款予備費、１項予備費、１目予備費１０万３，０００円でございます。

戻りまして、３ページ、４ページをお開きください。３ページ、４ページの歳入でございます。

１款支払い基金交付金、１項支払い基金交付金、１目医療費交付金、本年度予算額４万５，０００円。２目審査支払い手数料交付金１，０００円。

続いて２款国庫支出金、１項国庫負担金、１目医療費負担金３万円。

次に、３款道支出金、１項道負担金、１目医療費負担金７，０００円。

次に、４款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金１１万１，０００円。

次に、５款繰越金、１項繰越金、１目繰越金１，０００円。

次に、６款諸収入、１項延滞金及び加算金、１目延滞金１，０００円。２目加算金１，０００円。

次に、２項雑入、１目第三者行為等納付金１，０００円。２目返納金１，０００円。３目雑入１，０００円でございます。

次に、１ページ、２ページの総括をお開きください。

まず、２ページの歳出でございますが、１款総務費から４款予備費まで、歳出合計本年度予算額２０万円。前年度予算額１００万円。比較増減で８０万円の減でございます。

１ページに戻りまして、歳入でございますが、１款支払い基金交付金から６款諸収入まで、歳入合計で本年度予算額２０万円。前年度予算額１００万円。比較で８０万円の減でございます。

この老人保健会計につきましては、平成２２年度で３年目、後期高齢者医療制度が始まって３年目を迎えまして、すべての精算がこの年度で終了いたします。したがいまして、２３年度には、この会計が消滅するというような内容でございます。よろしくひとつお願いしたいと思います。

それでは、また戻りまして、議案の第３２号をお開きいただきたいと思います。

議案第３２号平成２２年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７，２３０万円と定めるものでございます。

お手数です。もう一度予算書のほうにお戻りください。後期高齢者医療会計、歳出の５ページ、６ページをお開きください。

歳出、５ページ、６ページでございます。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、本年度予算額２０７万７，０００円。２項徴収費、１目徴収費１万３，０００円。

次に、２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項後期高齢者医療広域連合納付金、１目後期高齢者医療広域連合納付金６，９８０万円。

３款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目保険料還付金１１万円。
４款予備費、１項予備費、１目予備費３０万円の予算計上でございます。
次に、歳入の３ページ、４ページをお開きください。
歳入でございます。１款後期高齢者医療保険料、１項後期高齢者医療保険料、１目後期高齢者医療保険料、本年度予算額で４，７００万円でございます。
ちなみに、該当者は９６７名を見込んでございます。７５歳以上、当町においては、今のところ９６７名でございます。
次に、２款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金２，５１８万円。
次に、３款繰越金、１項繰越金、１目繰越金１，０００円。
次に、４款諸収入、１項延滞金及び過料、１目延滞金１，０００円。２目過料で１，０００円。
次に、２項償還金及び還付加算金、１目保険料還付金で１０万円。２目還付加算金で１万円。
次に、３項雑入、１目雑入で７，０００円の予算計上でございます。
戻りまして、１ページ、２ページ総括をお開きください。
２ページの歳出でございますが、１款総務費から４款予備費まで、歳出合計で本年度予算額７，２３０万円。前年度予算額６，９５０万円。比較増減で２８０万円の増でございます。
１ページの歳入をお開きください。１項後期高齢者医療保険料から４款諸収入まで、歳入合計、本年度予算額７，２３０万円。前年度予算額６，９５０万円。比較で２８０万円の増の内容でございます。
以上で、説明を終わります。

○議　　長

休憩いたします。

休憩　午後　２時４６分
再開　午後　３時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。
続いて、議案第３３号平成２２年度大樹町介護保険特別会計予算について説明を求めます。
北林保健福祉課長。

○北林保健福祉課長

それでは、議案第３３号平成２２年度大樹町介護保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。
歳入歳出予算の総額を５億４，３６０万円と定めるものです。
第２条では、地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、２款１項のサービス等諸費と２項の高額介護サービス費の予算に過不足を生じた場合に、同一款内で流用できることを定めるものでございます。
それでは、申し訳ありませんが、予算の内容につきまして、事項別明細書で御説明申し上げますので、介護保険会計の事項別明細書、歳出の７ページ、８ページをお開き願いま

す。

歳出、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費１，９２６万円。介護保険事業を担当する職員２名分の人件費と事務費、事務経費でございます。

２項賦課徴収費、１目賦課徴収費３８万８，０００円。

次のページをお開き願います。３項介護認定審査会費、１目介護認定審査費１８７万３，０００円。２目介護認定審査会費３８９万５，０００円。３目認定調査費１１８万円。

次に、２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス給付費１億６，４４３万円。２目居宅介護サービス計画費２，５０３万円。３目施設サービス給付費２億５，９８５万８，０００円。４目福祉用具購入費８１万１，０００円。５目住宅改修費１５７万５，０００円。６目特定入所者介護サービス費２，６６２万円。７目審査支払い手数料５５万５，０００円。

次に、２項高額介護サービス費、１目高額介護サービス費９０３万２，０００円。２目高額医療合算介護サービス事業費３５０万円。

ここまでの保険給付費につきましては、過去１年間の給付実績に基づいて計上いたしました。

次のページをお開きください。３款地域支援事業費、１項地域支援事業費、１目地域支援事業費２，５４８万７，０００円。３名分の職員人件費、それから地域包括支援センター事業と在宅高齢者に対する福祉サービス事業を計上しております。

次に、４款基金積立金、１項基金積立金、１目介護給付費準備基金積立金５万３，０００円。２目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金１，０００円です。

５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目第１号被保険者保険料還付金５万２，０００円です。

次に、歳入につきまして御説明申し上げますので、３ページ、４ページをお開き願います。

３ページの歳入、１款介護保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者介護保険料８，３６６万５，０００円。６５歳以上の被保険者１，７８６名分で積算をしております。これは２１年７月に保険料算定した方々を、そのまま今回使わせていただいております。

２款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金８，３７２万５，０００円。

２項国庫補助金、１目調整交付金３，４３９万８，０００円。２目地域支援事業交付金４９６万円。

３款道支出金、１項道負担金、１目介護給付費負担金７，５９８万４，０００円。

２項道補助金、１目地域支援事業交付金２４８万円。

４款支払い基金交付金、１項支払い基金交付金、１目介護給付費交付金１億４，７４２万４，０００円。２目地域支援事業支援交付金３３０万７，０００円。

５款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金５万４，０００円です。

次のページをお開き願います。６款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金９，９４５万６，０００円。

２項基金繰入金、１目介護給付費準備基金繰入金６９３万円。これは２１年分の基金を取り崩した後、３月末における基金の額は、約２，９７０万円となります。ここから２２年度において、６９３万円をさらに取り崩す内容となっております。

２目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金１２１万１，０００円。これにつきましては、介護従事者の処遇改善のために昨年国が介護報酬を３％アップしましたが、これの影

響で介護保険料が上がるようなことを抑えるために、昨年積み立てた国の交付金を今回全額取り崩すものでございます。

７款諸収入、１項延滞金及び過料、１目１号被保険者延滞金１，０００円。２目１号被保険者過料１，０００円。

２項雑入、１目第三者納付金１，０００円。２目返納金１，０００円。３目雑入１，０００円。

８款繰越金、１項繰越金、１目繰越金１，０００円です。

次に、１ページ、２ページ総括の歳出をお開き願います。

１款総務費から５款諸支出金まで、歳出合計で、本年度予算額５億４，３６０万円。前年度予算額５億６，３１０万円。比較で、１，９５０万円の減となるものです。

次に、１ページ、歳入をご覧ください。１款介護保険料から８款繰越金まで、歳入合計で本年度予算額５億４，３６０万円。前年度予算額５億６，３１０万円。比較で１，９５０万円となるものです。

以上で説明を終わります。

○議　　長

次に、議案第３４号平成２２年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について、山下特老所長。

○山下特別養護老人ホーム所長

議案第３４号平成２２年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億８，２５０万円と定めるものです。

内容につきましては、事項別明細書により説明いたしますので、７ページ、８ページの歳出をお開き願います。

歳出。１款居宅介護サービス事業費、１項居宅介護サービス事業費、１目通所介護費６，４５６万１，０００円。

次に、次ページ、９ページをご覧ください。２目訪問介護費１，４１２万円。

次に、次ページをお開き願います。３目介護予防支援費１，８０５万４，０００円。

次に、１３ページ、１４ページをお開き願います。２款介護老人福祉施設事業費、１項介護老人福祉施設事業費、１目介護老人福祉施設費２億８，５７６万５，０００円です。主なものにつきましては、職員の給与並びに賃金の改定に伴う人件費と共済費負担率の改定による増加と、また、備品購入費といたしまして、ショートステイ居室の開始に伴います介護用備品を計上しております。

次に、戻りまして、３ページ、４ページの歳入をお開き願います。

歳入。１款サービス収入、１項介護給付費収入、１目居宅介護サービス事業収入２，１８０万１，０００円。２目介護老人福祉施設事業収入１億７，８８８万２，０００円。

次に、２項予防給付費収入、１目居宅介護サービス事業収入１，３２５万５，０００円。

次に、３項居宅生活支援費収入、１目居宅介護サービス事業収入１０２万４，０００円。

次に、１項負担金、１目居宅介護サービス事業負担金３５１万８，０００円。２目介護老人福祉施設事業負担金２，７１４万１，０００円。

３款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金１億３，４６２万５，０００円。

次に、５ページ、６ページをお開き願います。４款繰越金、１項繰越金、１目繰越金１，０００円。

１項受託事業収入、１目介護サービス事業収入５万２，０００円。

２項雑入、１目雑入２２０万１，０００円となります。

次に、総括２ページ、歳出をお開き願います。歳出。１款居宅介護サービス事業費から２款介護老人福祉施設事業費、歳出合計で本年度予算額３億８，２５０万円。前年度予算額３億５，５５０万円。比較で２，７００万円の増となります。

戻りまして、歳入をご覧ください。１款サービス収入から５款諸収入まで、歳入合計で本年度予算額３億８，２５０万円。前年度予算額３億５，５５０万円。比較で２，７００万円の増となるものです。

以上で説明を終わります。

○議　　長

次に、議案第３５号平成２２年度大樹町公共下水道事業特別会計予算についてから、議案第３６号平成２２年度大樹町水道事業会計予算についてまで、高田水道課長。

○高田水道課長

議案に戻りまして、議案第３５号について説明いたします。

平成２２年度大樹町公共下水道事業特別会計予算についてですが、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ３億２，９１０万円と定めるものであります。

なお、一時借入金の借り入れの最高額は３億円と定めることとし、議案の３ページをお開きください。３ページです。第２表、地方債ということで、起債の目的、下水道事業。限度額が３，４５０万円です。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、一般会計と同様でありますので、今回省略させていただきます。

それでは、内容については、事項別明細書で説明いたしますので、７ページ、８ページの歳出をお開きください。

歳出。１款管理費、１項総務管理費、１目一般管理費、本年度予算額１，５１６万１，０００円の計上であります。前年度より増の主な内容ですが、水道事業負担金の下水接続件数が増えたことによります。下に行きまして、２目普及推進費１１２万４，０００円です。

下に行きまして、２項施設管理費、１目管渠管理費６４２万９，０００円。２目処理場管理費４，４０３万６，０００円。

次の９ページ、１０ページをお開きください。３目個別排水管理費、本年度予算額７６６万７，０００円。

下に行きまして、２款事業費、１項下水道整備費、１目下水道建設費６，８９５万４，０００円の計上であります。

次の１１ページ、１２ページをお開きください。２款事業費、２項個別排水処理施設整備費、１目個別排水処理施設建設費２，０５２万円を計上しております。

下に行きまして、３款公債費、１項公債費、１目元金１億２，０９８万５，０００円。２目利子４，４１１万７，０００円。

下に行きまして、４款諸支出金、１項繰出金、１目一般会計繰出金７，０００円の計上であります。

下に行きまして、５款予備費、１項予備費、１目予備費１０万円です。

次の３ページ、４ページをお開きください。歳入でありますが、１款分担金及び負担金、１項負担金、１目公共下水道負担金、本年度予算額１９９万８，０００円です。これは、前年度より減の主な内容ですが、下水道受益者の件数減によります。

下に行きまして、２目個別排水処理事業受益者分担金９０万円の計上であります。

下に行きまして、２款使用料及び手数料、１項使用料、１目公共下水道使用料５，４９２万６，０００円。２目個別排水処理施設使用料４３２万５，０００円の計上であります。

下に行きまして、２項手数料、１目公共下水道手数料２万円。２目個別排水処理施設手数料１万円。

下に行きまして、３款国庫支出金、１項国庫補助金、１目下水道国庫補助金２，１８７万６，０００円。

下に行きまして、４款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金２億１，０４４万４，０００円です。

下に行きまして、５款繰越金、１項繰越金、１目繰越金１０万円。

下に行きまして、６款町債、１項町債、１目下水道事業債３，４５０万円。これは前年度より増の主な内容ですが、起債対象外の委託料が減になった、それに伴っての増です。

次に、５ページ、６ページをお開きください。７款の諸収入、１項雑入、１目雑入、本年度予算額１，０００円であります。

次に、２ページの総括の歳出をめくってください。１款管理費から５款予備費まで、歳出合計本年度予算額３億２，９１０万円。前年度予算額が３億３，１６０万円。比較いたしまして、２５０万円の減であります。

次に、１ページの歳入をご覧ください。

歳入。１款分担金及び負担金から７款諸収入までですが、歳入合計、本年度予算額３億２，９１０万円。前年度予算額３億３，１６０万円。比較、２５０万円の減であります。

以上で説明を終わります。

次に、議案第３６号を続けて説明させてもらいます。

議案に戻りまして、議案第３６号について説明いたします。

平成２２年度大樹町水道事業会計予算についてですが、収益的収入及び支出の総額ですが、支出は４億４，４８０万円で、収入は３億９，４４０万円と定め、２ページをお開きください。資本的収入及び支出は１億５，１５０万円で、収入は２５０万円と定めるものであります。

なお、一時借入金の限度額は１億円と定め、職員給与費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費を職員給与費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとし、３，５７０万８，０００円であります。

一般会計からの、この会計の補助を受ける金額は、１億９５９万５，０００円であり、たな卸資産の購入限度額は、１，５１０万４，０００円と定めるものであります。

それでは、内容について事項別明細書で説明いたしますので、３ページと４ページの支出をお開きください。

収益的収入及び支出の支出の部です。１款水道事業費用、１項営業費用、１目源水及び浄水費、本年度予算額６，６６６万１，０００円の計上です。主な内容ですが、前年度より減になっておりますが、坂下、住吉浄水場の燃料単価の減と、電気計装の去年２１年から設備更新工事により重複箇所がありまして、電気計装設備保守業務の減と、施設の大きな修繕箇所が前年度で完了したことによります。

次のページをお開きください。２目配水及び給水費、本年度予算額１，２８０万円の計上であります。

次のページをお開きください。３目総係費、本年度予算額３，２２３万９，０００円。これは、前年度より減の主な内容ですが、職員１名減による給料等の減であります。

次のページをお開きください。４目減価償却費、本年度予算額２億７，２００万円。下に行きまして、５目資産減耗費１，３７０万円。前年度より増の主な内容ですが、今年度のメーター器更新と、配水管布設工事の大幅な増による除却によるものであります。

下に行きまして、２項営業外費用、１目消費税費６４０万円。下に行きまして、２目支払利息４，０７０万円。下に行きまして、３目雑支出１０万円。

次のページをお開きください。３項予備費、１目予備費、本年度予算額２０万円を計上させていただいております。

次に、１ページ、２ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入の部であります。１款水道事業収益、１項営業収益、１目給水収益、本年度予算額２億７，３５０万円です。これは前年度より減の主な内容ですが、使用水量が年々減ってきており、前年度より低くなっております。下に行きまして、２目手数料３４万円。下に行きまして、３目負担金９５９万９，０００円。これは前年度より増の主な内容ですが、下水と個別排水の接続件数増によります。下に行きまして４目その他の営業収益６万１，０００円。

２項営業外収益、１目受取利息及び配当金１３０万１，０００円。２目一般会計補助金１億９５９万５，０００円。前年度より増の主な内容ですが、高料金対策で地方交付税による総務省の単価アップによるものでございます。次に、下に行きまして、３目雑収益４，０００円。下に行きまして、損益勘定留保資金５，０４０万円。

次に、１５ページ、１６ページをお開きください。次は、資本的収入及び支出の支出の部であります。

１款資本的支出、１２項建設改良費、１目固定資産取得費、本年度予算額は５，３３０万円であります。

次に、１７ページ、１８ページをお開きください。２目消火栓整備費、本年度予算額２５０万円。これは前年度より増の主な内容ですが、今年度から老朽化の消火栓更新工事をするための予算であります。

下に行きまして、２項量水器整備事業費、１目量水器整備事業費１，９９０万円。これも前年度より増の主な内容ですが、本年度はメーター器の交換増によるものでございます。

下に行きまして、３項企業債償還費、１目企業債償還費７，５８０万円。前年度より減の主な内容ですが、５％以上の企業債の繰上償還元金が平成２１年度に完了したものでございます。

次に、１３ページ、１４ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入の部であります。１款資本的収入、１項出資金、１目出資金、本年度予算額２５０万円。前年度より増の主な内容ですが、先ほど言いましたように、老朽化消火栓工事の一般会計からの出資金であります。損益勘定留保資金１億４，９００万と計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

次に、議案第３７号平成２２年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について、領毛病院事務長。

○領毛病院事務長

それでは、議案第３７号平成２２年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について御説明申し上げます。

議案のほうをご覧いただきます。

業務の予定量ですが、前年度対比で入院患者数が年間で２，１９０人の減となっておりま

す。外来患者数では、前年度に比較しまして年間１，２００人の増を見込んでおります。入院におきましては、昨年度からの病床数が減少した中での実績です。

また、外来におきましては、専門外来、泌尿器科、整形外科で１，６００人程度の増が見込まれ、一般外来での若干の落ち込みをカバーしても、外来患者の増加が見込まれるということでの人数の増で見越しております。

第３条、収益的収入及び支出では、前年度対比で９．２％、８，１１０万円の増額予算を計上いたしました。厳しい状況ですが、平成２２年度診療報酬の改定、診療本体率のアップが予定されていることと、専門外来の充実、あわせて検査部門の充実も図って収入の確保を目指してまいります。

第４条、資本的収入及び支出では、前年度対比で３８０万円の減額予算となっております。

第５条、次のページでございますが、一時借入金は、昨年同様の限度額３億円と定めるものでございます。

続きまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、給与費、公債費を定めているものでございますが、第６条、第７条、第８条の内容につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

なお、議案の３ページ、実施計画以降につきましては、説明を省略いたします。

それでは、お手数ですが、事項別明細書の３ページ、４ページをお開き願います。

収益的支出の部で、１款病院事業費用、１項医業費用、１目給与費、本年度予算額６億５，５８０万円。前年対比で７，６３３万円の増。主な要因といたしましては、給料、手当、賃金、これは独自削減率の変更に伴う増。また、報酬では、出張医報酬で、昨年度泌尿器科、また整形外科医について、当初予算で計上しておりませんでした。その分の増額でございます。

法定福利費では、退職手当組合負担金、これ３年間の精算に伴う増額で、約３，０００万円の費用が発生したための増額でございます。

２目材料費、本年度予算額１億９００万円。前年度対比の増減でございますが、５１０万円の減。これにつきましては、薬品費、これはベッドの減少に伴う実績ベースで今年度、２２年度予算を勘案したわけでございますが、薬品費で３００万円の減、診療材料で９０万円減、給食材料で２０万円の減、また、医療消耗品で１００万円ということで、５１０万円の減額予算でございます。

続きまして、７ページ、８ページ、３目経費、本年度予算額１億９４０万円。前年度対比で５１５万円の増。旅費交通費で、出張医旅費で１８５万円程度増となっております。

職員被服費から消耗品費、消耗備品費、光熱水費につきましは、前年度ベースと大きな違いはございません。燃料費で前年度単価よりダウンしておりますので、１１３万円の減となっております。

次のページをお開きいただきまして、委託料で４９０万円前年度対比で増えてございます。これにつきましては、先ほども言いましたが、泌尿器外来の委託費、また、平成２０年度に医療器械導入分が１年経過したことによって､無料の保証期間が終了しております。それの保守委託料が増えております。それらで４９０万円が増加となっております。

続きまして、４目減価償却費、本年度予算額３，０６３万円。前年度対比で６５０万円の増。主な要因といたしましては、機械備品減価償却費、２１年度導入したＣＴスキャナーと眼底カメラの償却費が増額ということでの予算計上となっております。

次のページ、１１ページ、１２ページ、５目資産減耗費、本年度予算額２１万円。前年度対比で１４８万円の減でございます。固定資産除却費で２１年度の医療機械更新に伴う除却費が大幅にございましたが、本年度におきましては、２０万円程度の固定資産の除却ということで、１４８万円の減額となっております。

６目研究研修費、本年度予算額３１６万円。増減はございません。

続きまして、２項医業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費、本年度予算額１３３万円。前年度対比で２３万円の減。これにつきましては、一時借入金の利息、昨年度１．５％、１億円の予算を組んでおりましたけれども、年利１．３％程度ということで、２０万円の減となっております。

続きまして、２目患者外給食材料費、本年度予算額１００万円。前年度対比で７万５，０００円の減ということで、実績ベースでございます。

３目雑損失、本年度予算額７万円。前年度対比で５，０００円の増。これは係数の調整でございます。

４目消費税につきましては、本年度予算額７０万円。増減はございません。

３項予備費、１目予備費２０万円。増減はございません。

戻りまして、１ページ、２ページをお開き願います。

収益的収入の部、１款病院事業収益、１項医業収益、１目入院収益、本年度予算額３億１，３２０万円。前年度対比で２３０万円の増。これは議案のほうでも申しましたが、収益の増を見込んでおります。

２目の外来収益、本年度予算額２億９，５５０万円。前年度対比で７，４００万円の大幅な増を見越しておりますが、議案で申したとおり、専門外来の充実とか、検査部門の充実、また、平成２２年度の診療報酬の改定での率のアップに伴った収益の確保を目指して７，４００万円増額予算を計上しております。

３目その他医業収益、本年度予算額２，５５０万円。前年度対比で５９０万円の増。これにつきましては、公衆衛生活動収益、２１年度で新型インフルエンザの接種料などが季節型に比べて単価がかなり高いものでございました。また、人間ドックあたりでは、新たなＣＴスキャナーを入れましたので、オプションで検査料の増と、そういうものを勘案しまして、５９０万円の増額予算となっております。

続きまして、２項の医業外収益、１目受取利息配当金、本年度予算額１０万円。前年度対比で６万円の減。

２目他会計負担金、本年度予算額３万円。前年度対比で３万円の減となっております。これにつきましては、企業債利息の負担金で償還利息でございますが、これにつきましては、平成２２年度で終了いたします。

続きまして、３目他会計補助金、本年度予算額２億７，５００万円。前年度対比で１１０万円の減。

４目患者外給食収益で６５万円。増減はございません。

５目その他医業外収益、本年度予算額１５２万円。前年対比で９万円の増となっております。

次に、１５ページ、１６ページをお開き願います。資本的支出の部、１款資本的支出、１項建設改良費、施設費、昨年３８０万円、耐震診断業務委託料を計上しておりましたが、本年度予算額はございません。それに伴う減額でございます。

２項企業債償還金、１目企業債元金償還金、本年度予算額１８０万円。前年度対比の増

減はございません。
戻りまして、１３ページ、１４ページをお開き願います。資本的収入の部の１款資本的収入、１項一般会計出資金、１目一般会計出資金、本年度予算額１８０万円。前年度対比で３８０万円の減。支出で申したとおりの耐震診断業務がなくなったために、一般会計からの出資金をいただかないということでございます。
以上で説明を終わります。

○議　　長

以上をもって、議案第２９号から議案第３７号まで９件の提案理由及び内容の説明が終わりました。

◎延会の議決

○議　　長

お諮りいたします。
本日はこれにて延会とし、明日４日から８日まで休会とし、９日より再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。
よって、本日は、これにて延会とし、明日４日から８日まで休会とし、９日より再開いたします。

延会　午後　３時４１分

平成２２年第１回大樹町議会定例会会議録（第３号）

平成２２年３月９日（火曜日）午前１０時開議

○議事日程

第１　会議録署名議員指名
第２　一般質問

○出席議員（１１名）

１番　水谷　隆司	２番　菅　　敏範	３番　鈴木　千秋
４番　高橋　英昭	６番　安田　清之	７番　志民　和義
８番　阿部　良富	９番　横山　軍鬼	１０番　川原　和夫
１１番　姉崎　清作	１２番　小谷内　勲	

○欠席議員（１名）

５番　有岡　千恵子

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町長	伏見　悦夫	副町長	大井　英則
総務課長	中川　泰介	企画課長	布目　幹夫
町民課長	西川　敏忠	税務課長	佐藤　彰
保健福祉課長	北林　博美	農林水産課長	武内　稔
町営牧場長	堀川　昇	商工観光課長兼地場産品研究センター所長	辻本　博
建設課長	田中　健児	水道課長兼大樹下水終末処理場長	高田　末雄
会計管理者出納課長	高野　幸治	病院事務長	領毛　雅則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	山下　次男	教育委員長	市川　奎二
教育長	小林　文雄	学校教育課長兼学校給食センター所長	松本　清隆
社会教育課長	郷原　憲治	図書館長	細田　洋子
農業委員会長	鈴木　喜雄	農業委員会事務局長	守澤　芳弘
代表監査委員	澤尾　廣美		

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	廣瀬　庄治	主任	猪狩　浩介

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は、１１名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

報告いたします。

有岡千恵子君が、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１７条の規定により、議長において、

１番　水　谷　隆　司　君
２番　菅　　敏　範　君
３番　鈴　木　千　秋　君

を指名いたします。

◎日程第２　一般質問

○議　　長

日程第２　一般質問を行います。

質問の通告がありますので、これより発言を許します。

初めに、８番阿部良富君。

○阿部良富君

さきに通告してあります２点について、町長にその考えをお伺いいたします。

まず、１点目ですけれども、さきの臨時会で、地域活性化交付金の活用について、町長はいろいろな事業を計画してきたが、町内のそれらに当たる人たちは大変喜んでおられると思いますが、その中で今後の考えをお伺いしたい。

まず、築４０年を超える建物は、今後も耐震を考え、また修繕を考えていくのか。

いつも話題に出てくる第１次産業関連の狭小橋や農道、山から出てくる流水や排水路など、それに伴って埋まっておりますが、それに伴う災害復旧等は今後考えていくのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、阿部議員の地域活性化交付金の活用についてということで、２点のご質問でございますのでお答えをいたしたいと思います。

議員も今言ったように、国の行財政構造改革、いわゆる三位一体改革によりまして、地方自治体の主要な財源であります地方交付税や補助金等が大幅に削減されまして、その対応といたしまして、平成１６年に策定をいたしました大樹町の行財政改革大綱や集中改革プランによりまして、行財政の立て直しを最優先させ健全化に向け取り組んできたことは

言うまでもありません。

昨年の金融危機や世界同時不況による国内経済の景気悪化を受けまして、国では２０年度の補正予算をはじめ、２１年度の補正予算の中で地域活性化臨時交付金事業を緊急経済対策として実施したところでもあります。これまで先送りをしてきました事業をはじめ、景気、雇用など地域経済を回復するための課題を最優先として取り組んでまいりました。

したがいまして、本町の経済活性化のために、町の基幹である農林水産業の振興はもとより、雇用の維持・創出に直結する建設業は、地域を支え、町に活力を与える重要な産業でありますので、引き続きその振興に取り組んでまいります。

ご質問の、建設してから年数の経過した建物の維持、修繕の考え方でありますが、町内には公営住宅をはじめ公共施設が数多くありますので、建てかえが必要な施設、当面維持補修で利用可能な施設など、施設ごとに実態を把握し、年次計画を立てた上で財政の状況も踏まえ、鋭意取り組んでまいります。

また、既に耐震診断を実施した建物については、その結果により補強、または統合、廃止などの判断をしてまいります。その中で、多くの町民が福祉、文化芸術や各種行事に利用されている福祉センターは、今年度、この交付金事業で耐震補強も含めた改修工事を実施してまいります。

２点目の質問でございます、狭小橋の件、また、農業用排水路のことでございますけれども、これはいろいろと耕作橋の補足調査を実施するための予算を、新年度予算で計上しておりますので、実態を把握した上で今後の対応を検討してまいります。

農道や流水による排水路の整備でありますが、２０年度補正や２１年度第１次、第２次補正による地域活性化臨時交付金で、農道の補修工事や排水路１２カ所の埋塞土砂の掘削などを昨年から２箇年で実施、または予定をしております。２２年度予算にも排水路の機能回復を図るための経費を計上しているところでもございます。

これらを災害復旧対策でとのようなことでございますけれども、以前にも同様なご質問がありまして、お答えしているとおり災害復旧事業の採択要件が大変難しくなったと、大きな災害でないと採択になりませんので、毎年巡回によって現状を把握し、必要な箇所の補修等を行って適切な維持管理に努め、災害に備えていきたいと考えております。

○議　　長

阿部君。

○阿部良富君

その考えはわかりますけれども、やっぱり築４０年を超える建物は、はっきり言ってもうだめなのか､補修してそれからまた３０年もつのかという考えになると､４０年以上たった建物は、私はあまり考える必要はないと思うのですよね。ここら辺は、町長、いろいろな調査をすると言っていますから、それなりに理解はしますけれども、ここら辺は将来、町長ははっきりと考えを打ち出していく必要があると思いますね。

それともう一つ、災害復旧ですけれども、こういう補正予算は、町長いつも言っているのですよね。町の基幹産業は農業だと。だけど、このごろずっと見ていると、狭小橋や農道、それに災害復旧とかあまりはっきりしたものがみえてきません。将来と言ったら笑われるけれども、今後１０年ぐらいすると、恐らくまた交付税あたりが大分減額されると思います。そうなると、ますますできなくなると思うので、私はこういうとき、また、交付税がふえたときにある程度手をかけたほうがいいと思いますので、その考えをもう一度お伺いしたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

改築の築４０年で今後どうなのかということで、建てかえなのか改修なのか新築なのかということは、これら利用者のことも含めて地域の方々と今年度でよくご相談をしながら決定をしていきたいと思っております。

これは議員も同じようですけれども、震度６で即つぶれるのかつぶれないのか、私もよくわかりません。いろいろと調査した結果に基づいた中での耐震調査という受け方をしておりますし、やはり築４０年経過をすると、いろいろな面で改修または新築に向けた中での取り組みも必要になってくる施設もあるのかなと思っております。

改修しても、２０年もつのか３０年もつのかということも、これもまだはっきりしておりません。ですから、そういうことも含めて、今年度でよくこれらのことは検討してまいりたいなと思っております。

それから、災害復旧のことについても、１０年先の話をしても仕方ありませんので、現状だけ申し上げますと、やはり今こういう時期に対応していったほうがいいだろうということで、私たちもこの２年間かけていろいろと排水路の整備、または災害復旧に伴う小規模改修といいますか、そういうものも手をかけてまいりました。このことについては、今後もきちっとした調査を踏まえた中で実施をしていくという考え方もしておりますし、特に昨年のああいう冷害的な大雨災害ということの中にあっては､補助の整備といいますか､そういうような小規模の排水路、こういうような事業に向けたことも今後取り組んでいくべきなのかなということで、これらを含めてきちっとした対応を今後もとっていかなければならないだろうと思っております。

○議　　長

阿部君。

○阿部良富君

大体の考えはわかりましたけれども、古い建物は利用者と相談しながらと言ったら、利用者は絶対改修して残せと必ず言います。やっぱりそういう点を早めに対応していただきたい。

農道､狭小橋､それがし等には今の答弁で大体わかりましたけれども､今の段階でははっきり言って農業機械の大型が先行しております。だから、どうしても狭小橋や農道、これらは早めに対応していただきたいというのを要望して、こっちの件はこれで終わります。

○議　　長

次の事項に移ってください。

○阿部良富君

２点目ですけれども、町長がいつも嫌がる、またシカかと言われるけれども、鳥獣の町への権限移譲について。

さきの国への権限移譲について、いろいろな考えで道や市町村に移譲すると言われていたが、これは間違いない事実でしょうか。間違いのない話ならば、今後の町の考え方を、次の点についてお聞きしたいと思います。

町内にある鳥獣保護区４箇所は今後どう考えるか。今までに被害を受けた農産物や林地はどうするのか。今行っている地域駆除隊は今後どう考えていくか。さきに農業者に出した防護柵ですか、その案内はその一環なのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

阿部議員の２点目の鳥獣の町への権限移譲についてということで、毎度ご質問がありますシカの件かなということでお答えをいたしたいと思います。

鳥獣に係る町への移譲の件でありますが、鳥獣捕獲許可に係るものについてだと思われますので、そのことについてご説明を申し上げます。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が制定されました。市町村が被害防止計画の中で捕獲許可の権限移譲を希望すれば、市町村に移譲されることになっております。

大樹町では、平成２１年３月作成の被害防止計画の中で、エゾシカに係る部分の捕獲許可の権限移譲を希望したところ、それが認可されましたので、現在はエゾシカについては町が捕獲許可を出せることになっております。その他の、キツネ、カラス、ハトについては、従前から町の許可権限となっており、クマについては道の捕獲許可ということでございます。

そこで、保護区についてでございますけれども、現在、町内には４箇所の保護区があります。１箇所目は、歴舟川鳥獣保護区で、十勝西部森林管理署大樹森林管理センター１５林班と３１林班に係る区域の国有林内に所在しておりまして、面積が５００ヘクタール、これは歴舟川上流ということだと思います。うち５２ヘクタールが特別保護区、森林鳥獣生息地の指定となっており、期間が平成１５年から３５年の２０年間となっております。

２箇所目は、蔦和山です。これは鳥獣保護区ですが、蔦和山の町有林内３３７ヘクタール、森林鳥獣生息地の指定で、期間が平成１８年から２８年度までの１０年間。

３箇所目はホロカヤントーです。このホロカヤントー鳥獣保護区は、晩成のホロカヤントーの湖面区域、湖だけです、６５ヘクタール。うち全部が特別保護区で、野鳥等の集団渡来地の指定で、期間が平成２１年から３１年までの１０年間。

４箇所目が湧洞鳥獣保護区です。大樹町生花のキモントー沼周辺と湧洞沼周辺区域８９３ヘクタールあります。そのうち大樹町が２１．８ヘクタール、特別保護区が４１１ヘクタール、うち大樹町は９．７ヘクタールで、野鳥等の集団渡来地の指定で、期間が平成１４年から２４年までの１０年間となっております。

これらの保護区の今後の対応ですけれども、昨年期限を迎えましたホロカヤントー保護区の更新においては、鳥獣による農林業被害が多大であるということで、更新に反対をいたしました。7月９日に北海道主催の公聴会においても、町としても反対意見を申し上げ、さらに関係する機関の漁業協同組合、観光協会、猟友会もそれぞれ反対の意見を述べていただきましたが、関係農協であります忠類農協は出席がありませんでした。大変これは残念だったなと思っております。このような経過によりまして、更新前が１４３ヘクタールでありましたが、更新後はホロカヤントーの湖面のみの６５ヘクタールに縮小されました。

保護区の指定は、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づいて、国及び都道府県が指定するもので、指定地に所在する市町村は指定に関して意見を述べることはできますが、指定そのものに関しては市町村には何も今のところ権限はありません。したがいまして、保護区の期間満了時には地域の状況を勘案して、農林業被害があるものであれば指定継続に反対をしていきたいと思っております。

２点目の今まで被害を受けた農作物や林地はどうするのかというご質問でございます

が、質問の趣旨が被害補償として解釈をしてお答えいたしますが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第３２条の規定には、当該特別保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償すると規定されておりますが、この規定は保護区内に繁殖のための営巣、給水、給餌等の施設を設置したことにより生ずる損失に対しての補償でございまして、農林水産被害に対するものではありません。したがいまして、現在のところ、農林業被害に対する補償についての規定はございません。

３点目の今行っている駆除隊はどう考えるかということでございますが、猟友会大樹支部の大変温かいご協力をいただきながら、平成２１年度から任期２年間で１９名の被害対策実施隊を町で委嘱し、町内４班に分けまして班ごとに交代で巡回し、駆除に当たっていただいております。

昨年４月から１０月の一般狩猟開始日までの駆除実績は、述べ巡回日数７０２日、駆除数はシカが全体で５５９頭、うち実施隊が捕獲したのが３７８頭、キツネが全体で９１頭のうち実施隊が行ったものが４８頭、カラス・ハトが全体で２９３羽のうち実施隊が行ったものが２３羽、クマは全体で１２頭捕獲いたしましたが、実施隊においてはその半分の６頭となっております。

以上のように、実施隊による駆除は実績が大変よい状況でありますので、これらは継続をしていきたいと思っておりますが、猟銃を持っている方は大半が趣味で持っている人でありまして、実施隊はお願いをして受けていただいているのが現状でございます。高齢化のこともあるため、いつまで継続できるかということは、大変私たちも今頭を痛めているところでございますけれども、猟友会の皆さん方にもご協力をいただいて、今後も継続をしてまいろうと考えております。

４点目のさきに農業者に出した案内はその一環なのかという質問ですが、被害調査と有害鳥獣進入防止柵の希望取りまとめを農家の方に出しております。

被害調査は､毎年､有害鳥獣による農林業被害調査を町において統計調査員を通じて行っておりましたが、２０年度からは町独自の統計調査をしないこととなったため、大樹町有害鳥獣被害対策協議会で行うことにいたしまして、協議会の会長名でお願いをいたしております。このように出された被害額は、全道集計され、被害対策の施策に反映するための基礎となるものだと思っております。

もう１件の有害鳥獣進入防止柵の希望取りまとめは、昨年から大樹町鳥獣被害対策協議会が事業主体となりまして、進入防止のための電気牧柵の設置を２年計画で行うことになっておりますので、２年目の事業実施の希望者を取りまとめるものであります。

被害防止協議会での協議により、取りまとめは農業協同組合で行っていただいており、農協の組合長名で通知されていると思います。

なお、この事業の採択は、昨年は公募により農林水産省が直接採択しましたが、国の事業仕分けによりまして、２２年度からは都道府県への交付金事業とする見直しがされたため、道からの事業実施要望量調査に基づいた中で農家の方々に案内したものであります。

以上でございます。

○議　　長

阿部君。

○阿部良富君

いろいろと今説明されましたが、わからないと言ったら怒られるからわかりましたけれ

ども、問題は権限移譲、本来は鳥獣の権限移譲なら、シカだけでなくてほかのものも入ると思ったら、シカだけと言われたので困っているところでございますが、問題は町長、保護区ですよね。保護区を見たら２０年とか、短いものは１０年ですけれども、いろいろあるんですよ。去年やったホロカヤントーですね、町の返事だけでやったのですか、地域住民の了解も得たのですか、それをはっきりしていただきたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

先ほども私お答え申し上げましたように、このことについては地域の方々、そしてそれぞれ関係する団体の方々の意見を聞きまして反対の意見を述べたと。そういう中にあっては、関係する農協だった忠類農協の出席がなかったということは、これは残念だったなということでございます。

○議　　長

阿部君。

○阿部良富君

地域の住民の理解に立ったらあまり文句も言えませんけれども、昨年できた駆除隊の関係ですけれども、今やっぱり一番効果があるのは鉄砲なのですよね。今後も継続していく考えでやっていただきたいのと、いかにしてハンターを養成するか。

前回、道では今度ハンターを養成して、ある程度養成して駆除のほうに回すような考えを打ち出しておりますけれども、これの連絡がまだ来ていないと思いますけれども、一環としての柵の関係です。１００メーター２５万だか３０万だかで案内が来たと思いますけれども、約９００メーターとしたら３町囲えない長さなのですよね。そうしたら、３町を３００万で囲いわなをつくるなんて、そんなこと普通農家の人に出せませんよ。農産物を食われてもいいから黙って見ているしかないのですよね。

だから、そこら辺の柵も、権限移譲されるのですから、町も半分出すから国も４割ぐらい出すとか、そういうふうな言い方をしてもらわないと農家の人は対応できないと思います。今の点についてお伺いしたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

今、お願いをしている駆除隊の関係では、高齢化もしているということでこの時期も大変な思いで実施されているというお話も聞いております。

今後、この事業の取り組みはずっと継続をしていかなければならないと思っていますし、このことは猟友会の方々とも連携をとってやっていかなければならないだろうと思っております。

そこで、ハンターの養成なのですけれども、これは農家の方も、町職員をはじめ農協の職員の方々もできればお願いをしたいというようなことで、いろいろと私たちも大樹地区の中山間直接支払制度、このような事業の中でも今取り組みをしていこうかというようなお話し合いをさせていただいております。ぜひこのことは、大樹地区に限らず忠類地区も前向きに取り組んでいただきたいなと思っております。

我々も、いろいろと関係する機関と連携をとりながら、何とか若いハンターさんの養成を図っていかなければならないだろうと思っておりますし、また、今、被害云々というお

話もございました。私たちもこの鳥獣の被害については、道を通しながら国にも強い要望をしております。

全国を見ると、シカに限らずいろいろな鳥獣の被害が多いということで、農水省も結構前向きな対応をしているのかなと思いましたけれども、先ほど申し上げましたように仕分け作業によって交付金事業で北海道がというようなことにもなったようでございます。今後、これらのことについては国に対してもきちっとした要望をしていかなければならないだろうと思っております。

また、この柵の件、電気牧柵の件についても、費用的な面のお話もお伺いしております。できることなら、本当は２分の１なり３分の２を町がきちっとした対応をしていけばいいのですけれども、面積が広い云々ということもございまして、それぞれの農家さんに実施をしていただいておりますけれども、今後これらのことについてもしっかりとした要望を国にあげていきながら、また、今決まってくるであろう中山間直接支払制度の中でどういう事業ができるのか、今後しっかりと委員会の中でも検討させていただきたいなと思っております。

○議　　長

阿部君。

○阿部良富君

今の答弁で、町長はつらい答弁だと思いますけれども、だれとお話をしてもここまできたら鉄砲しかないと、それは皆さんの意見です。

町長も先ほど言いましたけれども、農協とか役場の職員が、できれば役場内とか農協内において２人か３人育てていって、そして鉄砲にかかる経費とかをもっていただければ、ある程度納得していただけるなと思います。

今、個人で持っている人たちは、国の手数料の値上げですか、そして更新の難しさで、一般の診察でよかったのだけれども、今度は精神病の診察ですね。はっきり言って、顔つき悪かったりしたらすぐもらえなくなるという可能性もあるのですよね。だから、そこら辺が難しいのは、行政がやってくれれば一番いいのですけれども。

そして、駆除にかかる費用ですね。三重県の津市は、駆除をやってもあまり効果がなかったと。駆除に対する謝礼金を倍にしたら、約３倍のシカがたおされたと。だから、今、趣味で歩く人はなかなかいませんよ。だからここら辺も考えていただきたい。

最後に牧柵です。町長も確かに大変で難しいと思いますけれども、だけど実質農家の人はビートとか関係作物の金のあがるやつは３町とか５町囲いますけれども、牧草畑の５０町、１００町とか囲えませんよね。そういうところの対応を考えると、将来的には駆除隊の拡充、これが一番かと思いますけれども、再度お伺いして終わりたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

今お話のあったことはしっかりと受けとめて進めてまいりたいと思いますし、また、駆除の柵の件についても、我が町独自でやっても、よその町でやらなければよそから入ってくるということもございますので、これらは広域化で進めていくというようなことも含めて、今後いろいろな面で今ご指摘のあったことは、これは取り組みをしていかなければならないだろうと思っておりますし、駆除隊云々ということも猟友会の皆さん方といろいろと連携をとりながら進めてまいりたいなと思っております。

○議　　長

続いて、４番高橋英昭君。

○高橋英昭君

さきに通告してあります２件について、町長にお伺いいたします。

まず１点目の航空宇宙事業の将来展望についてですけれども、大樹町は航空・宇宙の町として全国的にも注目されております。多目的公園では、ことしも各種の実験が始まっております。この１３日にも何か実験があるとお聞きしておりますけれども、そういったことから、実験から得た各種データはそれぞれの分野で活用され、科学技術の発展に寄与されていると伺っております。

一昨年、大船渡市の大気球実験が大樹町に移管されてまいりました。そのことからも、今後、多目的航空公園の果たす役割がますます大きくなってくると思います。

そこで、町長にお伺いしたいのですが、まず１点目に航空宇宙事業の将来展望について。２点目に、実験以外に関連企業の進出、あるいは誘致などの計画や構想があるか。三つ目に、航空宇宙事業と町の観光ビジネスとのかかわりをどう考えているか、お伺いしたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、高橋議員の航空宇宙事業の将来展望についてということでお答えを申し上げたいと思います。

議員もご承知のように、平成７年度に多目的航空公園がオープンして以来、１５年を迎えておりますが、この間、成層圏のプラットフォームの研究開発をはじめ、一昨年の宇宙航空研究開発機構の連携協力協定の締結、大気球実験の大樹町移転など大きく前進することができました。これも一重に地域の住民、そして大樹漁業協同組合のご理解とご協力をいただきながら、宇宙科学や地球環境の観測、宇宙工学実験など数多くの実験を行ってきたたまものであります。

ご質問の１点目の今後の将来展望についてでありますが、小さな町の大きな夢の挑戦といたしまして、これまでもさまざまな人脈や情報をもとに各種航空宇宙にかかわる実験の誘致により、宇宙のまちづくりの実現に取り組んでまいりました。ＪＡＸＡが行う大気球実験については、これから本格的に各種の実験研究が行われていくものと期待をしているところでもあります。

また、ＮＰＯ法人であります北海道宇宙科学技術創成センター、これはＨＡＳＴＩＣと言いますけれども、ここのハイブリッドロケットにはさまざまな方面から、今、大きな期待と注目を集めております。実用化に向けた開発支援を国にも要望しており、今後も引き続き実験が行われていくものと期待をいたしております。

これらに向けた中では、私どももこのＨＡＳＴＩＣと同様に航空宇宙開発機構に対しましても、この小型ロケットの打ち上げ場、これをぜひ大樹町にという要請を今しております。感触はいいのですけれども、なかなか予算的なものが伴わないというようなことで、大変相手側も苦労しているようでございますけれども、何とかこの小型ロケットの打ち上げ場、射場をこの地域にというようなことで、今、要請をしているところでもございますし、今後はどんどんこういうようなことができてくるということになれば、やはり国側としても実施をしていかなければならないだろうというようなことも含めて、今後期待をし

ているところでもございます。
　また、新たな展開といたしまして、マスコミ報道もされましたけれども、北海道スペースポート計画というのがございます。これも、ＨＡＳＴＩＣでは航空公園の滑走路を４，０００メーター、今、１，０００メーターしかございません。４，０００メーターに延長し、サブオービタル宇宙航空機、往還機、水平で行って水平で帰ってくるというような、そういうようなスペースプレーンなど、あらゆる種類の宇宙機、航空機の試験飛行を可能にする航空宇宙多目的飛行センターの設置を、今、政府や関係省庁にご提案しているところでもあります。
　将来的には、この宇宙往還機の離発着も視野に入れており、国の開発戦略の動向も注視し、今後の動きに大きな期待を寄せているところでもあります。
　２点目の実験以外に関連企業の進出、誘致などの計画や構想があるかということでございますけれども、今までの実験を通じて大樹町にベンチャー企業を立ち上げようと考えている方もいらっしゃいます。航空公園で実施されるさまざまな実験を通じて、その動きを探りながら、私どももこれらのことについてはしっかりと支援をしてまいりたいと考えております。
　３点目の航空宇宙事業と町の観光ビジネスとのかかわりをどう考えるかでありますが、来月の３日には宇宙関連の取り組みをしている４市１町で組織する銀河連邦、これにタイキ共和国として正式に加盟することになっておりまして、今後は各共和国のイベントの際に、それぞれの特産品を販売をする、そして子供留学、経済フォーラムを各共和国持ち回りで開催することにより、観光やビジネスチャンスにつながるものと期待をしているところでもございます。
　特に、私たちの町で今実施をしております都市と農村との交流事業、この事業をぜひこういうような４市１町で組織する銀河連邦での取り組みの中でもやっていけるというようなことになれば、子供の交流を含めて物産観光にも大きな力を発揮するものだと思っておりますので、これらのことについても鋭意努力してまいりたいと思っております。
　また、例年、歴舟川の清流まつりで開催しておりますペットボトルロケット大会も、回を重ねまして今はもう定着してきております。さらに参加の輪を広げて、交流拡大と観光の振興に今後も航空宇宙事業の取り組みを進めてまいりたいと考えております。
○議　　長
　高橋君。
○高橋英昭君
　けさほどの新聞を見ておりますと、ライブドアの元堀江社長がこのＨＡＳＴＩＣに実験の依頼をして、ぜひ大樹町でやりたいというような記事が載っておりました。そういったことで、ますますこれから需要が高まってくるのかなと感じております。
　このＨＡＳＴＩＣの伊藤理事長は、こんなことを言っております。大樹町は北緯４２度に位置するのだそうですね。そういったことで、地形的にも環境からも人工衛星の打ち上げには最適な場所だということで、宇宙に行くには大樹しかないと、そういうことを太鼓判を押しております。そんな意味からも、ぜひ政府に働きかけて、このスペースポート計画が実現するようにお願いしたいと思います。
　仮にスペースポート構想にあるように、４，０００メートルの滑走路、これをつくるとすれば、これは当然国の予算になると思うのですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろと今まで取り組みをされている中にあっては、今後いろいろな取り組みがこれから出てくるのかなと思っております。

議員も前段言っていましたけれども、この１３日にはカムイロケットの打ち上げを予定しております。この際、国のほうからも数名の役所の関係者が視察に来られるということも聞いていますし、今のお話のようなこともそれぞれ伝わっておりますので、現政府の中でも宇宙に関しては航空も含めて関心をもっておられる方がいらっしゃいますので、そういうところを通しながらこれらの誘致に向けた取り組みをしてまいりたいなと思っております。

この事業展開に当たっては、やはり国がメーンとなって実施をしていくべきだと思っております。私たちで４，０００メーターを２本つくれ、３本つくれといっても、こういう財政の状況の中では無理なもので、やはりこれらは宇宙航空開発機構なり、または国がしっかりとした予算づけをしながら今後に向けて取り組んでいくべきだと思って、我々もそのような形で今提案をさせていただいております。

○議　　長

高橋君。

○高橋英昭君

町長とか私の時代にはかなわないかもしれませんけれども、宇宙に向けて大樹からぜひ人工衛星等が発射できるように願って終わります。

２点目の企業誘致の考え方なのですけれども、説明のあった内容で理解したいと思います。

３点目の観光ビジネスとの関わりなのですけれども、これだけのビックチャンスがあるのです、大樹には。かなり新聞なんかでも報道されておりますし、そういった中で私が知る限りこういった関連グッズですか、大樹町にはまだ見られていないのですよね。そんなことで、これからそういったグッズ、航空宇宙に関連したグッズを開発していく必要があるのではないかと、そういったことで広く町民からアイデアを募ってはどうかと思うのですけれども、その辺について町長どうでしょう。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

今、高橋議員からいろいろとご提案がございました。私も全くそのとおりだと思っています。

過日、商工会と産業クラスターが主催いたしまして、大樹町の物産と観光を考える会というものを催しました。そういう中で、こういうお話も出てくるのだと思って私らはいろいろと期待をしていたのですけれども、なかなかそういう話が出てこなかったということで、ちょっと物足りなかったなという気ははっきり言って思っております。それで、今、２回目をやってくれということで、この２３日にまたメンバーが集まりまして、大樹町の物産観光を考える会をやろうということで､今のようなお話をぜひ提案していただければ、私たちもこういう取り組みには前向きに取り組んでいけるのかなと思っておりますので、これらのことも含めた中でこの会を通しながら、いろいろな面で町民からのご意見をいた

だきながら進めてまいりたいなと思っております。

○議　　長

高橋君。

○高橋英昭君

大樹にはいろいろな素材がありますので、ぜひそういったことでグッズ等の販売等に力を入れていただきたいと思います。

もう１点、航空公園の滑走路、これは実験がないときには一般に開放することは可能なのでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

実験以外は、ものによりますけれども、一応開放は今のところしております。

○議　　長

高橋君。

○高橋英昭君

先ほど町長の説明にもありましたけれども、ペットボトルのロケットの大会ですね、これは今、歴舟では清流まつりのときにやっているのですけれども、大変好評でございます。大樹町ばかりではなくて、管外からもみえて、子供から大人までやっております。

私は思うのですけれども、せっかくこういった大きな滑走路があるわけです。それも宇宙に関した。ここでそういったペットボトルの大会、これは相手が宇宙なので相当規模の大きい、例えばジャパンカップだとかワールドカップ、そういうような大会をここでやってみてはどうかと思うのですけれども、そういった考えはいかがなものでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

このペットボトルロケット大会は、私どもそういうことで考えて、主催者側とも主管するほうともいろいろと打ち合わせをしていたのですけれども、人の関係、または見学者等を考えて、清流まつりの会場で、広いところがあるものですから、そういう場所を使わせていただいているというような経過もあります。

ただ、あの場所も今後ずっと使っていくということにも、ペットボトルロケットもいろいろ工夫をして、子供たちもだんだん飛ばすようになってきたということになれば、ちょっと手狭ですし、すぐ左側には川があるということで落下することも考えられますので、今後、この航空公園で実施できるかできないか、その辺のことは主管するほうとも協会ともよくご相談をさせていただきながら進めてまいりたいなと思っております。

○議　　長

高橋君。

○高橋英昭君

大樹にはこういった航空宇宙の関係で、ほかにはないそういったものがあるので、そういった面で活かせるところは活かしてもらって、大樹町の発展のために寄与していただきたいと。集客も来ていただいて、大樹町での経済の活性化に努めていただきたいなと思います。この件については質問を終わります。

○議　　長

休憩いたします。

休憩　午前１０時４７分
再開　午前１１時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋英昭君。

○高橋英昭君

それでは、２件目の質問について、また町長にお伺いいたします。

旧川南会館跡地の利用計画ということでお伺いいたします。

昨年、旧川南会館に保管されていた郷土資料が、旧石坂小学校に移転しました。その後、旧川南会館は解体されて、その跡地が整地されたわけです。

平成１８年１２月の定例会で、私は次のように町長に質問しております。この川南会館の建物は老朽化が著しいので、郷土資料を旧特別養護老人ホームに移してはどうかと。そして解体してはどうかというような質問をしております。そのときの町長の答弁はこうでした。保管している資料の数から、旧特別養護老人ホームに移転は困難だということで、資料館の建設まで現状維持で推移したいと、そういうことで経過しております。

それから３年あまり経過して、旧石坂小学校に移転され保存されることになって、老朽化したこの建物が解体されました。これは、旧石坂小学校、それから旧川南会館双方にとって、しいては町の財産の有効活用の面からも評価しているところでございます。

質問の趣旨ですけれども、この旧川南会館の跡地を今後どのように利用する考えでいるかお伺いいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、高橋議員の２点目の旧川南会館の跡地利用計画についてお答えを申し上げたいと思います。

経過等においては、今、議員もおっしゃられたようなことで経緯をしております。そういう中で、この川南会館の跡地を今後どのように利用するのかというご質問でございます。

旧川南会館につきましては、昭和４７年に民間企業がボーリング場として建設し、その後、大樹町が取得をいたしまして企業への貸付け、そして行政区会館、そして郷土資料の保管場所として活用してまいりましたが、昨年３月末の石坂小学校の閉校に伴いまして、校舎跡地の活用を行政区と協議の結果、郷土資料館とすることに決まり、昨年中に移転が終わりました。

既に旧川南会館も３８年経過しているということで、老朽化が進んでいたというようなことで、昨年国の地域活性化・生活対策臨時交付金をもって、町有建物解体事業としての補正予算をお認めいただき、取り壊しを行ってきたところであります。

そこで、ご質問の今後の跡地の利活用でありますが、ここの敷地面積は３，３２１平方メートル、約１，００６坪あります。市街地の中でも広い面積を有しておりますが、今のところ特に町としては予定しているものはございません。今後は一般の住宅用地か工業用地としての活用、さらに移住・定住者対策として分譲売却するなども視野に入れながら、こ

れから利活用の検討をしてまいりたいと考えております。
　また、市街地にあるというようなことで、他の町有地の遊休地につきましても同様に売却の検討を今後してまいりたいと考えております。
○議　　長
　高橋君。
○高橋英昭君
　この場所、非常に便利なところにあると思います。国道にも近いし、町道２１号線、それから南６線というところで、ちょうど町にも近いわけで、そういったことで今現在、町では予定していることはないということで、一般住宅や工業用地として利活用することを検討したいということですけれども、私はぜひ早急にこれは売却すべきだと。なるべく町のこういった財産はスリム化して、後ほどの管理、そういった面で仕事がないように整理していくべきだと思います。
　検討するということなのですけれども、検討となるといつまでたっても検討で終わってしまうので、町長の任期もあと１年で、何とか町長の任期中に結論を出していただきたいと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。
○議　　長
　伏見町長。
○伏見町長
　前段申し上げたように、この場所以外にも町有地で空き地になっているところがございます。売却の方向で鋭意進めてまいりたいなと思っておりますし、また、いろいろな利活用を何かできないかということも庁内において検討させていただきたいと思っておりますけれども､売却ということになるとこれだけの大きな面積ですから､区画割りなどをきちっとしたこともやっていかなければならないかなと思っていますし、いずれにしても面積が多いものですから開発行為が出てくるのですね。そういうことをやっていくということになれば、道路だとか電気、給排水、水道云々ということになれば若干値上がりするような形にもなるのかなと思っていますけれども、その辺のことをいろいろ踏まえながら売却の方向で私たちも今進めていこうかということで、内部で検討しているところであります。
○議　　長
　高橋君。
○高橋英昭君
　約１，０００坪ということで非常に広大な土地でございます｡住宅用にしても６戸ぐらい建つのかなと、そういったことで、ぜひ早急にこういったところの売却をお願いしたいのと同時に、先ほど町長も言われましたように、町有地で遊休地になっているところがたくさんあります。私も知っておりますけれども。そういった中で、管理する部分、結構夏になると雑草だとかそういったものが生えてくるわけなので、そういった管理の面からもこういったものは早急に売却して街中の整理をお願いしたいと、そんなことをお願いして、この件についてはそういったことで終わります。
　以上です。
○議　　長
　続いて、７番志民和義君。
○志民和義君
　さきに通告してありました３点について、町長に質問をいたします。

まず、最初に大樹保育園の給食外部委託についてお伺いをいたします。

大樹保育園の給食を外部委託しようとする動きがあると聞いております。外部委託は、正職員の非正規雇用の拡大、また、子供たちへのアレルギー対応、食育などへの不安の声が出されております。私は、子供たちのことを何より心配をして、町長に質問を通告した次第でございます。

そこで、次の点について町長にお伺いいたします。

大樹保育園の給食外部委託について、今までのいきさつを詳しくお聞かせください。

そして２番目に、昨年７月、給食外部委託を無期限延期したと聞いております。その後、１２月に外部委託を認める回答を町長が大樹保育園に提出をしております。１回決めた無期延期を、なぜこのように変更したのか。外部委託への不安が高まっているとき、このような文書は出すべきでなかったと考えております。今からでも撤回する考えはないかお伺いいたします。

三つ目に、非正規雇用の問題は、労働者の生活と心を大きくむしばんでいることは、ここ数年、社会問題となっていることからも明らかでございます。したがって、地域社会にも低所得者を拡大し、ましてや文化・スポーツなど付随した面でも厳しさを増し、人間らしい文化的な生活をする権利が奪われかねない重大な問題でございます。非正規雇用につながる今回の給食外部委託をやめさせるよう指導すべきと思いますが､いかがでしょうか。

四つ目に、食育基本法の理念から、子供たち、また保護者、保育園、保育所、そして生産者などから不安を持たれることのないよう、積極的な食育の取り組みを行うことが重要だと考えておりますが、その点についてお伺いをいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、志民議員の大樹保育園の給食外部委託について、経過と考え方についてお答えをいたしたいと思います。

大樹保育園の給食外部委託の件については、１点目の今までの経過についてでありますが、この問題は平成２０年の９月ごろから法人内で検討されていまして、同年暮れの法人理事会で委託手続をするための承認がなされたということで聞いております。

町には年が明けて、２月２４日に法人の常務のほうから口頭で、委託についてのこれまでの経過報告と今後の取り進めに対するご相談がありました。

町の対応といたしましては、経営方針の変更については事前に町にしっかりと相談をすること、二つ目には、経営方針の変更は最終的に理事会の決定が最優先であること、三つ目には、経営方針の大きな変更は父母の会とも十分話し合い、理解を求めることなどについて慎重に進めるよう法人側に指導を行ったところでもあります。

その後、業務委託に向けての手続や関係者との協議がなされたようでございます。平成２１年５月２２日に法人理事会を開催し、平成２１年１０月１日より給食調理業務の外部委託が承認されたと伺っております。しかし、その後において、園側と調理職員とのトラブルから、給食部門の民間業者、委託導入に反対する要請の署名運動に発展をいたしました。町内外から要請書を集め、町と大樹福祉事業会にご提出がありました。

これを受けて、私としては、町内に無用な混乱が起きては困ると、職員や園児の父母に不安や動揺が広がることを懸念いたしまして、法人側に当面給食の委託を延期できないか理事会でも検討してほしいということを申し上げております。職員や父母の会とこの問題

について、時間をかけて理解を求めていくことなどを条件に延期を指導したところでありいます。

２点目と３点目の、昨年１２月に外部委託を認める回答を出したことについての件と、撤回の考えはないかというようなことでございます。職員の非正規雇用につながることから、とめるよう指導すべきでなかったかというご質問でありますが、延期の決定以降、法人側では業務委託の可能性については理事会や、これは後ほどつくったのですけれども、検討委員会というところで協議がなされたようでございます。昨年の１０月末ころより延期していた給食業務を外部委託したい旨、口頭にて再度協議がございました。私どものほうでは、副町長と担当課長で何回かのやり取りがあったと伺っておりますし、最終的には昨年の１１月に法人側より保育園の給食調理業務の外部委託について協議書が提出されましたので、その協議内容である業務委託の理由を内部協議をした結果、やむを得ないものと判断をし、その旨を１２月１０日付にて通知したものであります。

なお、附帯条件として、調理業務に従事する職員の処遇については、くれぐれも遺漏のないようにとつけ加えたところであり、口頭にても職員や園児の父母の理解を十分求めることを申し伝えております。

したがいまして、給食業務は町の委託先である法人側の運営上の問題でございまして、運営については決定する理事会の方針を、町としても特別の事情のない限り尊重すべきものと考えております。また、職員の雇用や人事、待遇面について、委託者だからといって関与することは適切でないと考えております。

最後に、４点目の食育についてでありますが、子供の食に対する安全面や栄養面、地産地消など子供の健康を守ることは大変重要なことでありますので、法人側もそのことを最優先で委託先を考えており、できるだけ地元食材に配慮した給食に心がけたいとのことでありますので、今後も私どもも注意深く指導をしていきたいと考えております。

○議　　長

志民君。

○志民和義君

１点目のいきさつなのですけれども、大樹保育園は一体どんな理由があって外部委託したいというふうに伝えてきたのでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

議員のご質問にもございますけれども、子供たちにとってはアレルギー対策だとか食育の関係について、結構そういうお子さんもいらっしゃると。それらの対応についても、今の職員ではなかなか手が回り切れない面もあるのではないのかなと、そういうような理由づけで外部委託にというようなことでお話がございました。

これは当初の話です。当初こういうお話を聞いたときには、私は今までに事故だとか何かがあったのですかということをお聞きしたら、苦労は多いけれどもそういうことはなかったと。それであれば委託しないで今のままでやったらいいのではないですかというお話をさせていただいたところです。これは一番先の話でございます。

○議　　長

志民君。

○志民和義君

直接私も園長先生とお話をいたしまして、そうしたらお金の問題でもないのだと。職員の皆さんも一生懸命やっているのだと。去年の話ですから、その前の年から、４月から正職員にしてもらったのだと、職員の人たちも大変喜んでいる矢先のこの委託なのです。ですから私も、今、町長答弁があったそのとおりで全く問題ないのだと、子供たちも大変喜んで食べている、それは僕らも想像できますよ。であるならば何でここで、アレルギーの問題、食育の問題が委託業者になったら問題なくなるのかといったら、それはとんでもない話で、全然私は違うと思いますよ。

委託業者がだめだなんていうことは言いませんけれども、町が委託して、さらに保育園に委託して、大樹事業会に委託して、さらにそこから委託してということになるとどうでしょう。足のかゆいところを靴の上からかくようなもので、そう簡単に強く指導するとか、きちんと指定していきたいと町長言いますけれども、委託した先のことまでよほどの理由がない限り言えないのだということを、子供たちの口に入る食べ物というのはよほどの理由ですよ。私はそういうふうに考えているのです。

大体、委託契約書そもそもが口出しできないなんていう、当初、私も話し合いを申し入れに行った段階で担当課もそういうことを言っていましたけれども、それはとんでもないことで、委託契約書も実は平成２１年に交わしていますよね、去年の４月１日で。そのときの６条に、委託の形式となってまして、大樹保育園は委託業務の執行に当たって、その当該業務を第３者に一括して委託してはならないと。だから、大樹保育園が保育事業も給食事業も全部委託してはだめですよということを言っているのです。ただし、個別の業務についての委託については大樹町と協議すると。個別の業務についてであっても大樹町と協議するのだと。だから、町の関与というのはそこに十分残されているのであって、委託したのだから何も言えないような雰囲気がここに、今、答弁で聞いたのだけれども、私はそれは全く違うというふうに考えているのですが、当初も町長そうやって問題ないとしたのに、私が聞いていたのは調理員のやり取りも大変だしとかという話は園長先生から聞いていたので、それについては町長も私どもにも学校給食の優秀な職員がいるので、職員や臨時で働いている人がいるので、それなら回すということも町長言っていたのに、私はそれを大変期待していたのですよね。それがなぜこんな急に変わって、それは附帯事項もあるけれども、結果では認めるということなのですね。町の姿勢って、私、町長の姿勢はしっかりしていたと思うのですよ。なぜそれが途中でぐらついたのか、私は一般的に理解できないのですが、いかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろと経過のことについては、今、議員おっしゃるようなことで、私も今思い出しましたけれども、人のやりくりの話もありました。それであれば、だれだれさんに私声をかけてみましょうということで声もかけていただいて、またお断りもしたという経過もあります。そういうことで、我々も当初申し上げたような形で進んでいっていただけないかということから強く申し上げました。

やはり我々も、外部委託に対して云々のことは、今、議員もおっしゃっていましたけれども、法人側としても理事会がございます。理事会が最高議決機関だと思っていますし、また、いろいろと検討委員会も設けていますし、また、父母の会もございます。そういうようなところできちっと対応していただいた中での取り組みで、再度こういうことで来た

のだろうと。我々もこの理事会の経過等のこともいろいろとお聞きしておりますので、そういう中で検討されたものだということでの認識で、今回そういうことでの文書というか通知というか、そういうものを出させていただいたという経過でございます。

○議　　長

志民君。

○志民和義君

これは理解を得たということですが、委託契約書を見ますと、理事会であって決まったとしても、それが町と協議するということになっていますよね、契約書では。これは理事会の決定は追認すると、こういうことではないと私は思うのですよ。こういう問題が現実に起こっている、また、大樹保育園の事業というのは、これは歴史的に言えば慈善事業としてスタートしながら、今まで長い間やってきたということから言えば、私の住んでいるところもかつてはそうだったのですよね。こういう保育事業というのは慈善事業からスタートしているのですね。まことにもってすばらしい歴史はあるのですけれども、しかし、今のこういうような食育とかの問題に対応するということになれば、これは単純に今までのような考え方ではなかなかついていけない面も出てきているのではないか。だからこそ、先ほど町長が言った、調理員とのトラブルという言葉を使っていますけれども、それはトラブルではなくて、調理員の本当に純粋な不安からそういう言葉が出てきたのですよね。行動も出てきたということを私は思っているのですよ。

だから、町長がこんなふうに途中でぶれなければ、大樹保育園だって町長の考えがきちっとしていればそうかと考えを改めて、一時はそう思ったと思うのですよ。だから、大樹保育園で働いている人に、むしろ逆に不安を与えてしまったというふうに私は考えるのですが、いかがですか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

委託契約の関係でぶれたというようなことなのですけれども、私も一環として前段申し上げたような考え方でいたのですよね。これは強く法人側にも申し上げました。そのことが理事会で何回か検討されているうちに、外部委託にということで決定をなされたと。そこまでやられたのに、また私どものほうがそれをどうのこうのということは、なかなかこれはできないだろうということで判断をしたという経過でございます。

考え方は今もそういうことに変わりありませんけれども、やはり理事会の中で、また検討委員会でいろいろと決められたことは、これは私たち委託している側にとってもそこまで覆すということにはならないだろうということで判断をしたと。

それから、職員との関係についても、端を発したのは大きなそういうことではなく、じっくりよく職員と話し合いをしながらこういうことでこうですよと、今後こういう形になるのですよという説明不足がまずこういう原因を招いたのではないかなと。それが尾を引いて、前段申し上げたように署名運動まで、町内外からあのような形で多くのものが来られるということになれば、私どもとしてもこれはちょっとほうっておけないぞと、きちっとその辺は対応していただかなければならないというようなことで、今まで経過を見ながら、ある面においては、今、大変、副町長と課長が苦労なさって、その経過も私たちるる聞いております。復命も上がってきておりますので。そういうことが今回の発端になったのかなと。

食育云々よりも、まず、職員との関係が、これがまず一つの原因だったのかなと。やはりこういうことを外部委託にするにしても、理事会も大事ですし、私のほうにもそういう話があるのが当然ですけれども、やはりそういう考えがあるのであればきちっとした中で、もう少し職員間との取り組みが必要でなかったのかなと思っております。

ただ、職員においても、今、議員もおっしゃいましたけれども、正職員で云々ということでございましたから、これは私たちの職場においても異動は当たり前の話なのですよね。ですから、どういうことでそうなったか経過はあまり詳しくは知りませんけれども、その部署からそっちへ異動するということは、これはどこの職場にあってもいたしかたないのかなと思っております。ただ、それが不当であるとか、またはいろいろな面での感情的なことでのそういうものではまずいですけれども、言葉は悪いですけれども何百人もいる職場じゃないですから、数人の職場ですから、その辺の話し合いをきちっとなされるべきだったのかなということを、そういうことも私は今考えております。

○議　　長

志民君。

○志民和義君

そこだけやるわけにはいきませんので、本当は町長の言うとおりその考えであれば、そのままずっと通してくれれば保育園だって迷うことなかったし、私はそうやって署名運動とか、今、北海道労働委員会に提訴ということにも発展していますけれども、その段階でやれば何も私も一件落着だと思っていたのです。小さい職場とか大きい職場は別にして、長いことやっていたわけですから。話し合いによって解決は何とでもできたと思うのですよね。そこのところを、まだ実施は決まったわけじゃないですから、その点については今後、実施はしないように私は強く申し入れていきたいというふうに考えています。

職員の身分も、もちろん私は考えているのですけれども、これは町の保育事業、きちっとした考え方で保育園と常時話し合いをして、こういうことのないようにするのが町の責任だと私は考えているのですけれども、ここは強く申し上げておきます。

もう一つは、絡んでいっぱい言っていますので、給食外部委託の問題については、これについては基本的な考え方は、町長、私、厚生労働省の家庭局長からも平成１０年に出されておりまして、調理業務の委託についても基本的な考え方というのは今日出てきていまして、調理業務については施設の管理者が、ご存じだと思うのですけれども、業務上必要な、保育所が責任を持って行えるよう施設の職員により行われることが原則であるとなっているのですよ。しかしながらとただし書きもあるのですよね。だけど、町がやる事業をただし書きで進めるのではなくて、本当の趣旨で私は進めるべきだというふうに考えております。その点について申し入れておきます。

あと、食育の問題ですが、これについては最近町長もいろいろなところに出ておられて、食育の重要性については皆さんと同じ認識に立っているというふうに考えております。食育基本法も最近制定をされまして、これは平成１７年６月１０日に成立いたしまして、この中で食育については食をめぐる環境の変化の中で、国民の食に関する考え方を育て健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農漁村の共生対流を進め、食に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されていると、こういう大変立派な法律が最近成立しているのです。

そういうことを考えますと、私は調理部門といえども一たん業者の中に渡ってしまうと、

どうしてもそこに経済原理というのが左右して、経費は安く抑えようというのは出てくると。そうすると、たとえ大樹の町から調達したとしても、輸入の安いものと国産の値段の高いものとが二つ並んでいたとしたら、一体これはどうなるのかと。私はそこだけでも大変心配しているし、また、今回のことで介護施設でかつて働いていた人、大樹町ではないですよ、ほかの委託業者で働いていた人と私は話したのですよ。ホウレンソウはすべてていとうのホウレンソウを出していると。年をとったらかわいそうだなと、こうやって言っていましたよ。

今回の問題で、そのことを絶対しないでと言っていましたので、食育に対する考え方をもうちょっとここで実践する意味で、考え方としては私は町長の考え方はよくわかりました。実践する上で、この問題について兼ね合わせて考えた場合、私は子供たちばかりではなくて高齢者、保育園だって不安に思っていると思いますよ。毎日気にしなければならないから、利用者は大丈夫かなって。そう思いますけれども、いかがですか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろとこれらの問題につきましては議員もおっしゃっていましたけれども、私どももこれらはきちっとした中での取り組みをしていきたいと思っておりますけれども、北海道労働委員会にも提訴ということもございますので、それらのいきさつを見ながらこれらのことについてはよく注意深く見守っていきたいなと思っております。

食育の関係については、今、お答え申し上げましたように、やはりこれは大切なことでありますし、いかんせん子供のことですから、今、高齢者のお話もありましたけれども、子供にとっても食に対する安全というのは、栄養面だとかということから言っても大事なことですし、ましてや大樹町の地産地消、これはぜひやっていただきたいと思っております。

それと、子供たちにも体験といいますか、まきつけから収穫まで、そういうようなこともとったものが業者が全部やるとか、そういう取り組みを今までもなさっていますので、これらもきちっとした中での取り組みをやっていただきたいなと思っております。

いずれにしても、今後もこういうことが委託ということであれば、今後も地元の食材に配慮した中での取り組みは我々もきちっとした言い伝えをしながら、注意深くこれから指導していきたいと思っております。

○議　　長

志民君。

○志民和義君

基本的な考え方としては、委託はするがそういうことについては注意深くしていきたいということですが、それは人を介してやりますと、それはなかなかいかないですよ。考え方として、例えば役場の仕事だって、農業部門は産業課の課長に任せているわけですね。だけど、任せているからといって後は知らんというわけではないと思います。きちっと最後まで見届けているはずなのですよね。

私はこの保育行政についても、きちんと方針を持っていると思うのですよ。今、町長から聞いたとおり。それを委託業者に保育園に委託しているということは、車の両輪のごとく一緒になって進めていく。委託したから任せっきりということは言っていませんよね。そんなことは言っていませんから、実際の行動でもって今後示していくべきだと考えてい

ます。
　ましてや給食の委託については、不安が多く出されているからいろいろな意味で今回傍聴に来た人たちもいらっしゃいますよ。また、私も園長先生と話をしたら、何となく気持ちが一緒になるのですね。子供たちのことを心配しているのは本当にそうなんだわ。だけど、委託になってしまうと、何かあったときにとれない責任をとらなければならなくなるのですよ。これはそうなったときに、後始末の質問をするなんていうことは私はしたくないですよ。だからあえて町長に言っているのです。
　私は、本当に生産者や子供たちも含めて、そういう人たちが本当に今こうやって食の安全についてこれほど叫ばれているのがないときだからこそ、こういう委託は実施しないように強く申し入れてこの質問は終わります。
○議　　長
　次の事項に送ってください。
○志民和義君
　２番目に、在宅酸素療法患者の安全確保についてお伺いいたします。
　肺の機能が低下した人たちに対して、酸素を濃縮して供給する在宅酸素療法患者が利用している酸素濃縮装置などで火災が発生し、死亡事故が起きているという報道がされております。
　町内でもその患者がいると聞いております。そこで、次の点について町長にお伺いします。
　現在、町内には在宅酸素療法患者が何人いるか、また、その中で酸素濃縮装置を使っている人は何人いるか。
　二つ目に、火災事故が幸いにも大樹で起きないというふうに私も聞いておりますが、その対策についてお伺いをいたします。
○議　　長
　伏見町長。
○伏見町長
　それでは、２点目の志民議員の在宅酸素療法の安全確保についてお答えを申し上げたいと思います。
　町内における在宅酸素療法の患者数につきましては、ご本人からの情報提供の申し出がない限り、町では把握することができません。ですけれども、帯広保健所によりますと、在宅で酸素濃縮装置を使用されている方は、昨年１０月の時点で町内に９名おると聞いております。
　在宅酸素療法に使用する酸素濃縮装置や液化酸素、酸素ボンベにつきましては、添付文書や取扱説明書などに火気を近づけてはならない旨の記載がされているほか、酸素吸入時の火気の取り扱いについても、日本産業・医療ガス協会がパンフレットやＤＶＤを作成・配布するなど、さまざまな注意喚起がなされております。
　しかしながら、平成１５年１０月から昨年１２月までの約６年間に、これらを使用中に起きた火災で患者が死亡した事例が２６件、そして重傷を負ったのが１件起きておりまして、火災の原因については喫煙、たばこだと指摘されております。
　これらの対策といたしましては、厚生労働省は今年１月に各都道府県や装置や酸素ボンベの取扱業者などに対しまして、患者やその家族が酸素濃縮装置などの使用中は装置の２メーター以内に火気を置かないこと、酸素吸入中にはたばこを吸わないことについて、再

度注意するよう通知を出したところであります。
北海道においてもこの通知を受けまして、各医療機関に対し周知を図るなどの対策をとっておりますので、現在のところこれ以上の対策は考えておりませんが、今後必要なことがあれば消防とも連携して対応したいと考えております。
幸いにして、我が町ではこのようなことによる火災は起きておりませんが、在宅酸素療法で治療をされている患者さんやご家族の方には、ぜひこうした注意事項を守り、火の取り扱いには十分注意していただきたいと思っているところであります。

○議　　長

志民君。

○志民和義君

この在宅酸素については、火は小さいようなのですけれども、子供のころの実験で酸素の中に線香を入れるのですね。線香を入れると、線香は小さな火で燃えているのですけれども、酸素の中に入れると線香花火のようにけたたましいまばゆい光になって、あっという間に線香が燃え尽きてしますのです。そのぐらい肺の低下した人には非常に有効な療法だということで、しかも酸素ボンベを持ち運ばないようにするのに、電気によって空気中の２０％の酸素を濃縮して濃度を上げるという機械が主流だそうですけれども、そういう酸素の取り扱い方について、まだまだ行き渡っていないのかなというふうに私も考えています。
事故の件数からいきますと、２７件中２６人が死亡しているということは、これは非常に高い数字なのですね。今後とも周知徹底を図っていくように、ぜひしていただきたいというふうに考えています。

○議　　長

休憩いたします。

休憩　午前１１時４４分
再開　午後　１時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。
一般質問を続けます。
志民和義君。

○志民和義君

後期高齢者医療制度について、町長にお伺いいたします。
北海道後期高齢者医療広域連合では、次期保険料を１人当たり４．９９％増とすると聞いております。特に、高齢者から批判の多いこの制度について、廃止を国に強く求めるとともに、保険料の据え置き、むしろ引き下げはできなかったのかお伺いをいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、志民議員の２点目の後期高齢者医療制度についてご答弁を申し上げたいと思います。
ご質問のとおり、平成２２年度から２年ごとの保険料が見直されまして、保険料率の引

き上げが行われることとなりました。議員ご指摘のとおり、１人当たりの保険料では２１年度の６万２，２１７円から２２年度では６万５，３１９円となり、平均ですると４．９９％の負担増が見込まれるというようなところでございます。この要因としては、７５歳以上の被保険者の増加と１人当たりにかかる医療費の増が主な原因だと聞いております。

ご質問にある保険料の据え置き、または引き下げについて検討すべきではないかということですけれども、ご承知のとおり後期高齢者医療制度の運営につきましては、北海道全体が保険者となって道や市町村及び議会の代表からなる広域連合議会が決定し運営しているところでもありますので、私たちが助成を検討するものではないということをご理解願いたいなと思っております。

この後期高齢者医療制度につきましては、私も何度も議員にお答えいたしておりますが、昨年の政権交代でこの医療制度を見直す動きもありますので、その推移を見守るとともに、高齢者の立場に立った負担の少ない安全で安心な医療制度が実施されるべきだと認識しておりますので、引き続き国に対し、また町村会を通して制度の見直しについて強く要請をしてまいりたいと思います。

○議　　長

志民君。

○志民和義君

今回、４．９９％、これは軽減後ということになっているのです。過日、後期高齢者医療広域連合の議会が開かれて、２月１９日ですか、定例議会が開かれたときに、この連合議会の大場連合長から質疑応答の中で国から５％以内に抑えるよう指示があったと、このように聞いているのですが、これは町長のほうで知っていますか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

お伺いしております。

○議　　長

志民君。

○志民和義君

これは、聞こえようによっては５％以内に抑えるということで、その指示どおり４．９９％にしたのだから指示に従ったということなのですが、こういうことになりますと保険料は本当は８％とかって北海道はあったので、これは４．９９％で５％以内になったので、指示どおり抑えられるのかなと。これは裏を返せば値上げを５％認めたと、言い返せばそういうことなのですが、それは問題としてありますけれども、５％以内に抑えれと言われて８％から５％に抑えたと。もしこれが国からゼロに抑えなさいと、こういう指示を国が出せばゼロに抑えられたというふうに考えているのですか。それだけ国からの補てんを強く求めたらこういうことは可能だというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

これは、国からの指示、または連合会での決定事項というようなことですけれども、国のほうとしても５％以内に抑えるということのような指示ということでお伺いしております。ただ、北海道の場合は試算をすると８％になるということで国に従ったのかなという、

我々はそういう理解をしております。

○議　　長

志民君。

○志民和義君

これは国のつくった制度なのですから、お年寄りを別立てでしてしまうということになると、2年ごとに保険料がどのぐらい上がっていくのかとわからないぐらいなのですよね。

今度、新しく６５歳以上になっていくことになって、結果的に同じことなのですよね。だから、要するに年齢で区切って別の保険にするということは、これはお年寄りにとって非常に、制度がそこから無料化するというのはこれはいいですよ。だけど、将来希望もないような制度に入れられてしまうとなると、これは極めて高齢者にとって不愉快だし、そうでなくても私ども６０歳で老人クラブに入れと言われたら、そんなところ出ないとかって言う人もいるぐらいですから、７５歳以上での健康保険制度を区別したと、こういうことは非常に問題が多いというふうに基本的に考えて、この制度を廃止してみんなで支え合うということであれば、私は保険制度は今までどおり老人保険制度でやっていけば問題はなかったと考えています。その点について、引き続き国に強く要望していくように町長にも要望しますけれども、再度お伺いします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

今の新しい制度設計については、６５歳以上は今度は国保に加入するのだというような仕組みづくりを、今、厚労省のほうでは考えて、２０１３年から実施をするのだというようなマスコミ報道もされております。これらの制度がどういう制度になるのか、そして国保がどういうような負担割合が出てくるのか、そして健康保険組合という組織をしているところが負担増になっていくというような仕組みに新制度案はなっているようでございます。この辺のことをこれから我々も情報収集しながら、また、町村会としても連合会に対してもいろいろな面で要請をしていきながら、我々としてのご提案もさせていただきたいなと思っております。

○議　　長

続いて、２番菅敏範君。

○菅敏範君

さきに通告してありました２点について、町長の考え方を伺いたいというふうに思います。

最初に、ごみの減量と再利用についてでありますが、この件につきましては昨年の３月定例会でも現在大樹町で進めている分別収集から一歩踏み込んだ生ごみの減量化や資源ごみの分別収集の拡大・再利用に対する将来に向けた考え方を伺いましたが、３町または職員内部で検討を進めている状況という回答でありました。

町民一人一人の理解を得ながらごみの減量化と資源ごみの再利用などをどのように進めていくのか、現時点での検討状況と将来の目標をどう設定していつごろから取り組んでいくのかについて伺いたいと思います。

３月６日付の十勝毎日新聞記事の内容では、一定程度秋から具体的な実施のこともありましたので、そのことを含めてお伺いをしたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、菅議員のごみの減量と再利用についてお答えを申し上げたいと思います。

昨年３月の議会でも議員から同様のご質問がございました。その後の対応についてお答えをしたいと思います。

資源ごみの分別収集と再資源化については、行政の指導と取り組みが重要だと感じているところでもあります。そこで、現時点では新年度から新たに資源ごみを分別収集する対象品目の拡大を検討しております。具体的には、各家庭で廃棄されているプラスチックなどの容器包装類については資源回収を行うこととし、現状の燃やせないごみからこれらを切り離し、別の透明の袋に入れて排出していただくこと。また、燃えるごみの中から、これまで新聞など折り込まれているチラシ類についても、これを分別し資源ごみとして回収することを計画しております。

ただ、これらの実施時期については、混乱を避けるためにも町民の皆さんに十分な説明と理解をいただくため、今後、個別の説明会を開催しながら周知広報に努め、新年度のできるだけ早い時期から実施をしてまいりたいと考えております。

一方、生ごみの取り扱いについてですが、引き続き３町の担当者で協議中であります。実際に生ごみの堆肥化事業を行っている業者等の視察調査も行っておりますが、実態としては収集方法や堆肥化のための施設整備に、また、処理コストの面などについて十分な検討が必要との課題もあるところでもございます。

いずれにしましても、環境負荷を低減するためのごみの減量化に向けた取り組みについては、行政の役割と責任が重要だと認識しておりますので、今後も効果的な推進に努めてまいります。

このことにつきましては、南十勝３町村複合事務組合の中でもいろいろと議員からもご質問、ご提案がございまして、これまでもいろいろと資源ごみの回収については議論をされてきたところでもございます。

今、マスコミ報道等のこともございましたけれども、広尾は４月からということでございますけれども、私たちもこれから４月以降、早い時期までに住民の方々に周知をしながら、できれば秋ぐらいまでには何とかプラ容器の包装、ごみの無料化を含めた中での資源化を図っていこうという考え方で今進めております。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

ただいまの回答で、昨年から比べて一歩二歩前進したという理解をしているところでありますが、前回申し上げましたように町民の日常生活や生産活動で発生する不要品が大量のごみとなって出てくる実態でありますが、今、町長の回答にありましたプラスチックなどの一定部分については理解をするところでありますが、将来的な展望としてこの事案に対する検討を進めながら、到達目標がどこに行くのかというところは、今、どんな議論経過になっているのですか、伺いたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

将来展望ということですけれども、いずれにしてもこれは３町での組合方式での複合事

務組合での運営でございます。できれば３町がそろって即今年度からということでございますけれども、忠類は今そのような形で分別化も細分化されている中でございますので、広尾は４月からというようなことでございますけれども、私どものほうは秋をめどにこれらのことについての計画を立てているということでございます。

ただ、ごみの種類によっても、プラ容器ばかりではなく容器包装類についてもそうですし、新聞、チラシ、こういうことに対してのＰＲもこれから必要かなと思います。そういうようなことからいくと、万が一うまく今年度本町が秋口をめどに住民の方々からのご協力が得られれば、３町ともそろって次年度からはこういうような体制で臨めるかなと思っております。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

実は前回申し上げたと思うのですが、県外視察で徳島県の上勝町に行ったときには、ごみ収集車が走っていなくて、町民みずからが収集場所にごみを運搬すると。そして、その分別は多様で、３４分類ですか、そういうふうな分類を独自的にやっているというところも視察をしたところでありますし、今すぐ大樹町なり南十勝複合事務組合の対応の中で、そこに一気に行くことは非常にいろいろ困難な課題があるとは思いますけれども、私が言った到達目標というのは、そこは置いておいてもどの程度の分別をしながら本当にごみとして処理する、燃やすものとか埋め立てをするもの以外に利用できるものをどういうふうに細分化するなり、そういう目標設定の議論がどの程度されているのかということを再度伺いたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

今のところ、はっきり申し上げまして私が前段申し上げたようなことで、収集車が走らない、住民の方が運搬をするとか云々というような計画は、何年になったらこうやるああやるということは、まだ議論はしておりません。

ただ、私たちの町だけのことを考えると、これだけ広範囲な地域でございます。私は上勝町というのがよくわかりませんけれども、全員が処理場へ運べと、各個人で運べということにはなかなかならないのかなと思っております。

いずれにしましても、ごみの減量化には住民一人一人のご理解とご協力が不可欠でございますので、今後いろいろな面でこれらのことについても話し合いをさせていただきながら、一つ一つ解決をしていかなければならないかなと思っております。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

その部分については一定程度理解をします。私も、上勝町の３４分類が即大樹町にマッチングするというふうに思っていません。産業的な問題もありますし、クリアする大きな課題があると思っています。ただ、今後の検討の中に、到達目標、着地点のことまで検討結果がいってないという話ではありましたけれども、ぜひ今後の検討の中で今の分別から一歩前進をした形のことを考慮しながら検討を進めていただきたいというふうに思います。

それから、このごみ処理につきましては、日常生活で町民個々の生活から発生するわけですが、この処理について、やはり分別を拡大するなりきちんと決めたことを守っていくというふうになれば、みんなに守ってもらわなければならない、きちんと決めたとおりにやってもらうということで、一つは言えばすぐできるということではなくて、町民の理解のもとにきちんと対応するという状況がありますので、そこを一つのクリアがありますので、その点について町民の理解と協力をどう得ていくのか。地域住民にとっては分別が少ないほうがいいから、たくさんあったら面倒くさいとか、不安だという声があることも聞いています。この部分は、一つの自然環境を守るという取り組みの中での町民の意識改革の問題も大切であると思いますので、先ほど住民の理解を得てやっていきたいということですが、具体的にはさっきの中身で言うと町政懇談会等を有効に活用するということでよろしいですか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

住民に周知する方法はいろいろあろうかなと思いますけれども、町政懇談会だとか、またはそれぞれの地域においての集まりや何かにも担当が出向きましてお話しさせてもらう場合もあり得るし、また、地域の方々にブロックごとにでも集まっていただいたりということでの、そういうようなご協力の説明になるのかなと思っております。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

了解をしたいと思います。

もう一方での課題としては、大量に発生する生ごみの問題であります。このことは、いろいろな先進的な取り組みをしている中では、堆肥製造等々を含めて漁業で発生する海産物のごみを農業生産に活かすとか、いろいろな取り組みが報告をされていますが、先ほど回答でなかなか難しいということでありましたが､実際に個々に減量化の話し合いの中で、その堆肥製造等を住民に積極的に取り組んでもらって、生ごみの減少に対して具体的に一歩踏み出すという考え方は、今、町長お持ちでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

生ごみについては有効な資源だということもございまして、生ごみの出し方、または収集の方法、またはにおい、そういうような環境対策、そして何といっても処理施設がある程度設置をしていかなければならないということで大変難しい課題もあります。それらも一つずつ解決をしていかなければできないのかなと思っております。このことも含めて、住民の方々にはきちっとした協力方の要請をしてまいろうかなと思っております。

たまたま衛生組合のほうでも、バグフィルター、焼却炉の炉のことですけれども、これが大変高温で焼却している状況の中では連続運転でないというようなことで、焼却炉の傷みも３年か４年ごとに数千万円かけて今修理をしております。こういうことが毎度やられていると大変な費用がかかるという大きな課題もありますので、生ごみの有効な資源利用といいますか、そういうようなことについても含めて町民の方々とお話し合いをさせていきながら、今後真剣に取り組んでいく課題の一つだということで認識をしております。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

もう１点は、各家庭で不用になってごみとして出されるものの中には、現状で利用価値のあるものがどうしても今の家族構成や何か等々を含めて、生活水準の問題等々を含めて多いというふうに理解をしています。そういうものを分別回収をして、使えるものは利用していくような再利用、使えるものはごみとして処理するのではなくて、付加価値をつけるなりいろいろな形でもって利用していくという取り組みについては検討の中で議論にはなってきていないのでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろとリサイクル化の問題についても、収集されたものをそこであけるとか、持っていったものをまた分けるということになれば、人的なことも課題があるのかなと思います。

今、ご指摘のあったことはよく受けとめまして、また再利用化に向けた住民との話し合いの中では、そういうことについてのお話し合いも含めてさせていただきたいなと思っております。

いずれにしましても、この分別回収をやっている中には、まだまだ使えるものもあるということもお話を伺っております。そういうことも含めて、これらは今後原課のほうで協議をさせていただきたいなと思っておりますし、また、住民の方々にも、これらのことについても含めてご説明をさせていただきながら、今後取り組みをしていきたいと思っております。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

ぜひ今申し上げた中身についても、この問題につきましては先ほど言いましたが、多くの自治体で前向きに取り組みを進めている実態もありますし、その取り組みについては町民との対話の問題等が非常に大切でありますし、そのことを重視しながらほかの自治体と比較をして、対応が後手にならないように取り組みをぜひ進めていただきたいというふうに思っていますし、現時点でも、近い将来この課題については避けて通れない事案でありますので、ぜひとも中身のある検討を進めていただいて、できることから取り組みを進めていくということをぜひお願いをしておきたいと思います。

終わります。

○議　　長

次に移ってください。

○菅敏範君

それでは、２点目は役場職員の中で事務生と呼ばれる事務生職員の賃金改定の問題であります。

現行、事務生というふうに職種分類される職員の賃金体系につきましては、正職員と比較をして４月から新たに給与体系の改定があるのですが、間違っていなければ、事務生職員につきましては２級という俸給表で頭打ちになると承知をしているところであります。

それからしますと、一定の勤続年数が経過をすることによって、正職員との賃金格差が徐々にどんどん拡大していく状況だというふうに認識をします。

一方で、現在の事務生職員の職務内容、勤務実態は、過去の制度発足当初と比較をすると大きく異なっているというふうに理解をしているところであります。現状は、廃止されたそれぞれの部署において、責任ある重要な任務を担っている現状でありますから、今の勤務実態を勘案し、正職員との賃金格差の解消に向けた賃金体系の改正、いわゆる専門用語的にはわたりとかというふうにして言うのですが、２級頭打ちではなくて３、４というふうに、そこに到達できるような改正が必要だというふうに考えますので、現状における正職員と事務生職員の賃金の格差がどの程度あるのか、実態と改正に向けた考え方を伺いたいというふうに思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、２点目の事務生職員の賃金体系の改定についてということでお答えをさせていただきたいと思います。

事務生は、昭和５４年前後から臨時事務生という名称で任用をスタートさせ、当時は臨時職員待遇でございました。その後、勤務実態が変化したことを勘案いたしまして、賃金、各種手当て、休暇、共済、退職手当組合への加入、勤務年限関係、これは定年ですけれども、そういうような待遇改善を少しずつ行ってまいりました。

しかしながら、正職員との採用時の選考方法が異なることだとか、現在、大樹町の行財政改革大綱によりまして計画的に職員を採用していることもございますので、現時点での賃金体系改定を行うということは考えておりません。

そこで、今、議員言ったように、２級どまりだということで、それが３級、４級に前歴換算云々で移行してはどうだというようなことでございますけれども、先ほど申し上げたようなことで、いろいろな面で考慮した結果、これは２級どまりということで組合にもお答えをしているところでもございます。

職員との賃金幅というのは、そう変わりはございません。多い号俸もありますし、または少ないときもありますけれども、平均すると大体２，０００円前後ですか、その程度というようなことで何ら変わりはございませんけれども、最終的には２級どまりだというようなことでございます。６０歳へいくと大体３０万９，０００円で打ちどめと、そういうような経過でございます。

また、先ほども勤務云々ということでの実績だとか、今までやってきたようなことでの考え方ということもお話もう上げさせていただきましたけれども、当初いろいろと待遇改善については私たちは十分な配慮をしたのかなというようなことで今考えているところであります。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

この間、一定程度処遇の改善については理解をするところでありますが、回答全体で言うと現行の２級から３級、または４級というふうに給与体系を改定する考えはないというお答えでありまして、はいそうですかということにもなりませんので何点か伺いたいと思います。

一つは認識の問題なのですが、町長も多分そういう認識をしていると思うのですが、当初、臨時職員という制度が発足した時点と現行で、現在、事務生と呼ばれる職員の方々が行っている業務は、正職員の行っている業務と大差のない責任のある業務であるという認識についてはよろしいですか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それぞれの職種によりますけれども、私も何ら正職員と変わらないそういう職種もあるということは認識しております。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

もう一つ、最後の問題なのですが、以前はこの事案について詳しくなかったのですが、事務生という職種については、現行で言うと全道的にもそんなにほかに例がない職種であるというふうな認識をしているのですが、そういう認識でよろしいですか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

他町村の事務生的な職種のことは聞いておりませんけれども、準１と準２の職員がいるというようなことでいくと、私たちのほうは準１で扱いをさせていただいておりますけれども、他町村にも私どもと同じようなそういう職種の方がいるということは認識をしております。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

私も、実際にはそういう職種がどこでもあるのかなという認識だったのですが、実は該当者の話を聞きましたら少ないということで、例えば管外とかどこかへ行ったときに、参加者の受け付けなんかがあるときに、今、町長が言われた準２とか定員外というか人数外職員とかそういう職種ではなくて、事務生というふうに記入をしたらこれ何ですかって、笑われるということはないにしても、この職種は何ですかというのがあって、他町村にそんなに例がないのではないかという認識をしているところです。

ただ、呼び名の問題はさておいて、町長が改善をしたということについて先ほど理解するというふうに申し上げましたが、以前は給仕さんみたいな、当初お茶くみ的なことだとか、職員の補助業務という考え方が主だったというふうに私は理解をしているのですが、その後、職員の減少や個々人が年数たって業務に精通する過程で責任ある業務を任されるようになってきたというふうに思っていますし、そのことが先ほど町長が言われた改善になってきているというふうに理解はするのですが、先ほど賃金に大差がないという部分は数千円と言われたのですが、そういう理解は個人的にはしていないのですよ。例えば、正職員が１級から２級、３級、４級、５級という過程で言うと、初めは同じであっても勤続年数が経過することによって給与体系が上位体系に行かないところで、それは差が開いていって、例えば月額なり年収でいくとかなりの差があるというふうに理解しているのですが、その理解は間違いですか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

私の説明不足でございました。私の差がないということは、同じ号俸で見た場合の差がないということで、これは職員の場合は、例えば２級が終わって３級、４級、５級と行きますから、年数がたってくるにしたがって同じ年でもそれだけの差は出てくるということであります。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

実態としてその差が１５年、２０年、３０年とかってなったときに、この程度という数字は今は出せませんか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

そういう試算的なことは、この事務生、大変勤務年数も長い方ばかりですから、そういう方がどういう方と比較するかということもありますので、その辺の検討は資料の持ち合わせがございませんので、後ほど試算をして、同じ年代でということで何例か出して試算をすることは可能です。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

この事案は、また何回かお伺いをしなければならないと思いますので、別な観点から、例えば職員と事務生という人たちの中で、通常業務の事務分掌で、この分は正職員がやる、この分は正職員もしくは事務生まで対応してもいいという、分類というか区分はきちんとなっているのでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

職務規程の中ではうたっておりますけれども、これは事務生、これは係長、これは係というような、仕事によっての分類はしておりません。ただ、職務規程の中にはある程度こういう業務だということは明記してありますので、そういうようなことでのふれ書き方かなと思っております。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

何となく実際として、そこがあいまいになっているような気がするのですよ。職員の服務規程ではありませんが、多分、正式にはこの業務はだめというか、多分そのことはあるというふうに僕は認識しているのですが、例えば軽微な簡易なというような業務内容の中で、これは含んでいないというのが多分あると思うのですよ。実際に今やっている業務で、職員が対応するという意味で。それを羅列することは現時点ではできませんが、例えば戸籍に関するものとか、町民個々の財産とかいろいろなことに関するような業務に従事をす

ることがどうかということも、させることがどうかということがあるわけです、実際には。それから選挙業務だとかあると思うのですよ。その辺についてはどういう理解をしていますか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

一定の職員の対応に対する補佐というか、補助というような形での業務は、これは今現在も行っておりますし、そういう面での配慮はしているつもりでもあります。

ただ、やはり業務によっては、今お話のような件のことについても、係長がしっかりと目を通すとか、または連携をともにしていくということであれば、これは今のところ支障がないのかなということで考えております。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

何となくその辺があいまいなのですよ、実際的には。このことをやらせることがだめかどうかということ以前の問題として、そこの整理がどうされているか、職場の中できちんと定着をしているかというのが課題であって、例えば課長とか係長のさじ加減でどっちにでも動くようなことではなくて、だれがそういうポストにあってもここはこうだというふうにきちんとされているべきだというふうに私は思いますので、その辺も今後の課題としていって、ぜひそこは整理をし、そういう業務は職員の減少や実態の中で、できる能力があるからやってもらうとなれば､そのことに加味した賃金体系ということもあるわけです。このことは、これからいろいろな形でぜひ議論をさせていただきたいと思いますし、一つとしては正規の職員でないことで、決裁の関係なんかもどうなっているのかというのは、ぜひ今後明らかにしていただきたいというふうに思いますし、実態として一つ私がずっと大樹町にいましたので、いろいろな形で職務区分についての認識が以前はできていなかったということがあったのですが、今振りかえるといろいろな町の行事やイベントなどに私もかかわってきた経過があります。ただ、具体的に今実態を認識すると、例えば休日、それから時間外等々を含めて、事務生と言われている職員の人たちは、そういう町の行事等に全くいないことがないぐらいかなりな頻度でもって従事をしていますし、中心を担っているというふうに思います。あえて言わせてもらうと、管理者や何かが出ていなくても、事務生の人たちは裏方として頑張っているというような実態もあるというふうに認識をしています。

極論で言わせてもらうと、職員の人たちが遊びに行っているときでも、事務生の人たちは自分の休日を犠牲にしても行事とかイベントの成功に汗を流しているという実態はずっと見てきています。それからもっていって、今の賃金の差についてはぜひ町長の英断で、同等といかなくても一定程度は改善をして安心して業務に従事をしてもらうというふうにやっていただきたい。これが職場の実態ですから、そういうふうなことが今大切ではないかと思いますが、今後そのことを精査をして考えていくという認識は持っていただけませんか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

事務生の対応については職務的なこともありまして、うちの町の現状を私から申し上げるまでもなく、議員十分ご承知かなと思っています。

これだけ行革をやってきた中にあっては、退職者の不補充等では事務生に対応する業務も、これは事務生の仕事ですよということはございません。ですけれども、やはり課内にあっては一緒になって仕事をしていってもらうというのは、これは当然のことだと思いますし、職員参加の行事にも出てくるのは当たり前の話だと私はそう思っております。ですから、今のような事務生だけが云々というようなことに限らず、臨時職員まで出てきてお手伝いをしていただいているという面もございます。そういうことで、これからの行革の中にあっても、事務生の業務というのはこれとこれだというようなことは決めておりませんけれども、職員の、または役場他団体の業務の補佐的な中にあっては、今議員おっしゃるようなことでは一生懸命頑張っている方も一部だけ見受けられます。

それと、こういうようなことを前向きに考えないかということですけれども、私は考えても結構だと思うのです。町民感情から言うと、とてもじゃないけど今この時期に事務生の賃金を上げるなんていうことになると、これは町民からえらい反発が来ると思うのです。

ちょっとご紹介しますけど、私のところにけさお電話が来ました。何で一般質問をわかっているのと、どこから情報が入ったのかわかりませんけれども、給料が高く安定していて休みが多く、町内では最高の職場だと、こういうことを町民の方が申し上げてきました。これはそういうことないよと、今、私も菅議員のようなことを申し上げました。だけども、やはり町民の方々の懇談会なんかに行きましても、我々に目を向けるものが結構あります。そういうようなことで、今までもいろいろな面で改善をしてまいりました。そういうことでご理解を願うということで、今までも対組合に申し上げてきましたし、私はかえって逆に今回も皆さん方のご理解を得て改善をさせていただきましたけれども、準２で現場で頑張っている方々、例えばケアだとか給食だとか、そういう方々のことをもう少し改善するべきだということで、これは組合からも強い要望がありまして、一部その辺も改善をさせていただきました。そういうようなことで、今回この賃金改定については、現段階で私としては２級に行くとか３級に行くとかということは考えておりません。

○議　　長

暫時休憩します。

休憩　午後　１時４８分
再開　午後　１時４８分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

菅君。

○菅敏範君

今、町長から言われました町民の感情的なことについては、私も重々そのことは承知をしています。そういうことを否定するつもりはありません。ただ、実態として冒頭申し上げましたように、正職員と大差ない今の勤務実態の中で、勤続年数がふえるにしたがって賃金の格差が開いていくという実態については少しでも改善をするべきでないかと。だから、もう一つ言いますと、町民の多くは、例えば職員の賃金と事務生の賃金の格差については、僕は正確にきちんと理解が浸透していないというふうに思っていますので、同じ給

料でないという理解もあるのかもしれませんし、そのことは受けとめて明らかにすることも大切だというふうに思います。

それと、町長先に言われましたが、最後に話をしようと思ったのですが、現場で頑張っている準２級の職員についての処遇の問題については、次回以降に申し上げたいと思っていました。全部を含めたらという考えもあったのですが、勤務実態とかそっちのほうがきちんと理解できていない状況でありましたので、今回はあえて外しました。そういうことで、次回以降そのことはぜひお話をさせていただきたいと思います。

ただ、今のお話の中で、一定程度考え方はわかりましたが、判断部につきましては平行線をたどるような状況でありますので、また機会を改めまして議論をさせていただきたいと思いますが、職場実態をぜひ考慮していただいて、その硬直したものの考え方から一歩柔軟性のある考え方に今後改めていただきたいということをお願いをして、きょうの内容については終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議　　長

休憩いたします。

休憩　午後　１時５１分
再開　午後　２時０５分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

６番安田清之君。

○安田清之君

さきに質問２点をしておりますので、お答えをいただきたいと思います。

まず、１点目でありますが、町長は執行方針によりますと、耐震診断の結果、４０年を経過した病院、著しく考慮しなければいけない。あわせて病院の適正規模・機能を含めた中で、今後の方向性について検討を進めてまいりますとありますが、どのように進めていくのか。また、老人ホームの増床、また通路等によって適正な病院、老人ホーム、福祉政策をお考えになっているのかお伺いをいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、安田議員の町立病院の改築並びに特老との関係についてお答えを申し上げたいと思います。

病院施設の改築についての関係につきましては、執行方針の中でも触れましたとおり、昨年実施した耐震診断の結果をさきに議員の皆さん方にもご説明しておりますが、今後の判断として耐震補強で対応するのか、または新たに改築を選択するのか、大変難しい判断をしていかなければならない時期に来ております。

ご承知のとおり、病院施設は築４０年を経過した老朽施設であり、現状でも雨漏りや暖房配管の亀裂などによる故障、古い暖房設備のため温度調節の手間など、入院患者の方々に快適な居住環境を提供できない状況もあり、施設の維持補修は近々の課題であります。

また、補強工事となれば、入院患者が居住している中での作業は困難と考えられます。

昨年、病院の規模が７８床から５２床に減らしたことにより、２階病棟にも空きスペースが生じる一方、１階の外来では整形外科や泌尿器科の開設で、診療ブースの不足と外来患者のプライバシーの保持、待合室の狭あい化など、病院の施設機能として十分とは言えない状況にあります。

これらの問題や将来的な病院の規模やあり方、そして帯広市などの中核病院から回復期や慢性期の患者が地元病院に転院する場合の受け皿病院としての機能も含め、大樹町の医療はどうあるべきか、福祉の面からも意見を聞いた上で判断していかなければならないと考えております。

まず、医療現場に直接携わっている病院長をはじめ、医師の意向も尊重した上で、今後、病院施設の改修か改築かの判断や、病院運営のあり方も含め、議員はじめ有識者の意見も聴く委員会等の立ち上げを早急に検討したいと考えております。

次に、特別養護老人ホームと通路でつなぐ計画はないかとのご質問でございます。つなぐことによって、医師や特老入所者が病院で治療を受ける場合の利便性は大変よくなるかなと思っております。このことだけでの費用効果としてはあまり期待できませんが、今お話のように、これらを含めて増床も含めた中での一体的な検討をする必要があろうと思っておりますので、これら病院、特老を含めた中で、あのゾーンの一体的な今後の配置、または今後の施設運営等に伴うことについては、前段申し上げたようなことで早急に、これは４月以降になると思いますけれども、検討委員会になるのか改築委員会になるのか、ちょっとその辺の名称はわかりませんけれども、早急に立ち上げをしてこれは皆さん方で町民を交えた中で議論をしていきたいと思っております。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

検討委員会を立ち上げて、町民のためにどうするべきかというお答えというふうにとらえました。

病院は、私はやるべきというふうには思っておりますが、病院の規模、町長が今言ったように、病院機能、どういうふうな方策があるのか。新築をすることによって、今の５０数床を維持するのか、また、耐震化によって補強するか、そのデメリットもきちっとやらなければいけない。なおかつ、病院の経営というものを考えたときに、果たして今の病院で採算ベースはとれるのかどうか、町民に負担を強いなければいけないという不安も出てくると思います。

こういうものを踏まえて、町長みずからどうだという、これは町長のお言葉ですから、町長は私と同じ意見を持っているのだろうと、平成２２年度の執行方針でものを申した。これには重い意味があるととらえております。２２年にイエスかノーかを言わなければいけない、執行方針ですから検討だけで終わるというわけにはいきません。やはり２２年度の執行方針ですから、町長はみずから先頭にお立ちになっていただいてこの問題を解決しなければならない時期に来ている。まして、耐震でだめな建物に入院患者を入れておくという、町長はやりたいのでしょう、やりたいのだからそれまで言えないのだろうと思いますが、入れておくという自体が緊急事態発生であります。

そこで町長にお伺いします。この執行方針の思いと病院の思いは、どういうふうにつながってくるのかお答えをいただきたいというふうに思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

病院の関係については、今、前段申し上げましたように、これは耐震もあまりよくなかった、それから今病院としての機能云々ということもありますし、私いつも申し上げておりますけれども、暖房施設が夏に壊れれば一番いいのですけれども、万が一この時期に壊れてしまうとこれはどうなるのかなと、本当に背筋が冷たくなるような思いもしております。そういうようなことから、院長ともお話をさせていただいておりますことは、そういうようなことを考えると改築しかないだろうなということは考えております。

ただ、今の経営状況のこと、医師のこと、看護師のこともろもろを考えると、今の体制で十分機能がいいのか、また今後、縮小云々のようなことでいいのか、これらのことも含めて２２年度中の早い時期にある程度の結論を出していきたいと思っております。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

町長、前向きに今お答えをいただきました。ですから、私からその後のことはあまり申しません。町長は、やるという決断をなされたように私はとりました。とった以上、今まで補助、起債を立てるのには資金がかかります。それから、職員の皆さんが今まで５％という高い減額をし、基金を積んできたわけですから、その思いも含めてそういう基金の有効活用をねらいたいというふうに思います。

それであれば、職員の方もよくやったと、町長よく我慢してくれたと、我々もいい思いができるというふうに言っていただけるのだろうというふうに思いますから、早い時期に結論をお出しいただいても３年はかかわるわけです。ですから、速急に役場の職員の皆さんのお知恵とどういう補助金、助成金があるかしっかり検討していただいて、前向きに病院の新築にかかわっていただきたいというふうに思います。

町長は前向きに答えていただきましたので、このことを申し上げて終わります。

次に入ります。

○議　　長

はい、どうぞ。

○安田清之君

次に、町営住宅の問題について、町長は主要政策の中で、生活の場をつくるの中で町営住宅の維持管理がありますが、取り壊しが出ておりますが、新設の計画は一つもございません。第４次総合計画の中にはうたっているのですよね。住宅を建てるという１項が入っておりますので、ここら辺が全然うたわれておりません。ですから、町長のお考えを再度、１２月にこのことを一度聞いておりますが、もう一度お願いをいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、２点目の町営住宅についてお答えを申し上げたいと思います。

これも議員が言っていましたけれども、１２月の定例会でも同議員から今後の建設計画についての同様なご質問がございました。答弁も同じになるのかなと思っておりますけれども、お答えさせていただきたいと思います。

町営住宅の建てかえ工事は、平成１４年度の柏木町の特公賃住宅の建設以来、財政事情

もあり中断しております。町内には建てかえが必要な日方団地をはじめ他の古い町営住宅もあり、耐用年数やトイレの水洗化など住環境を考えますと、建てかえ、もしくは改修の時期に来ているという認識は持っております。

また、近年、民間の借家住宅の建設や高齢世帯の増加、核家族化など町営住宅の使命やニーズもさま変わりし、加えて住宅構造やスペースなどの近代的な設備構造が求められてきております。したがいまして、全町的な住生活に関するあり方や入居のニーズ、国の住宅基準の見直しなどを情報収集し、必要な計画の策定に向けて取り組みを今始めております。

なお、実施の時期につきましては、国の補助制度や町の財政状況も見極めたうえで判断することとなりますが、今の段階でいつからということは申し上げられないかなと思っております。

第４期総合計画の中にも､住生活云々ということの中には一応計画は掲載しております。これは毎年見直しをかけながらローリングをしているというような状況でもございますし、このことはひとつご理解を願いたいなと思っております。

民間のほうでも、きょうあたりのマスコミ報道によりますと、住宅設備が十勝管内でも３０％以上が前年対比で伸びているというようなこともあったりして、それらの事情等も踏まえながら今後公住の建設には十分努力をしていきたいと思っておりますし、また、前段申し上げたように、規模だとか云々ということで国の補助制度が若干変わるように聞いております。そういうことの情報収集も進めながら今後進めてまいりたいと思っております。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

町長のお話ですと､財政的にもそのとおりだと僕も思うのです。しかしながら､古くなったものはどんどん壊していって一つも計画しないと、後にツケがどんと来るわけですよ。そこら辺をお考えになって計画を１年に１個ぐらいずつしていかないと、古くなってから壊していきます、新しい住居はなくなってきますと。水洗も含めていろいろ変わってきていることは十分、建築コストも今は上がっているのか下がっているのか調べておりませんが、若干下がっているのだろうというふうに思っていますので、今後これは早い段階できちっと計画を、何年に何棟を建てる、こうだと、それでいつも国の情報等をと言っておりますから、これの問題もあるのでしょう。やはり情報を早くキャッチするためには、町長並びに副町長、その部署に係る人間が本庁のほうへ行って情報収集をするような努力をしていただかないとなかなかできていきません。国から出てくる情報にと言っているときには、ほかも全部出てくるのですから、情報を早くキャッチし検討に向かっていただけないのかどうか。壊すばかりで建てないということになると、いつになるか。建てるとは町長言っているのですよ。いつになるかわからないというのは、これは住民としては寂しい話です。やはり私はこうですと実施設計をし、こういう考えでこういう町並みを考え、住民に大樹に住んでいただいて幸せだったと、町長よくやってくれたと言われるような施策をしていただかないと、壊すばかりではだめです。

町長もう１回、私これは思いあるのですよ。ここに入っている方、低所得者ですよね。これを壊されて、古くなったから壊された。新しかったら入りたい方はいるんですよ。高い民間のところへ入っているのかもしれない。ニーズに合っていない公営住宅になってい

るかもしれない。そういうものを検討していかなければいけないですよね。民間に入っているのに公営住宅に入らない。入らないということは、住民のニーズとかけ離れてきた公営住宅が建ってきているのかどうか、そこら辺は町長の思いどうですか。私はやはり早い段階で計画をきちっとするべきだと思うのですが、町長いかがですか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

公住に入居云々ということは、それぞれ個人のことがあるのかなと思っています。今、公住も結構空き家があります。こちらに入っていただけないかということも申し上げておりますけれども、利便性、いろいろなことを考えるとこちらのほうがいいのだというようなことで、一時的にはどちらかというと１カ所に集中してしまうということもあります。

壊すばかり壊していっても、後に来てまたいろいろな状況を考えると、あのとき建てればよかったということにもなりかねませんので、この辺はきちっとした計画性を持って、今の状況を踏まえた中で、今後２年、３年後にはどうなるのだと、どういうところを壊さなければならない、どういうところを新しくしなければならないかということは、やはりある程度きちっとしたマスタープランづくりをしていかなければならないと思っています。

以前にもマスタープランをつくりましたけれども、これは今のところあまり利用できるような状態になっていないのかなと。大分さま変わりしてきましたので、そういうことも踏まえた中で、また民間の住宅事情のことも考えながら、きちっとした対応をやっていかなければならないかなと思っております。

国の補助制度もころころ変わりますし、今回も補助制度そのものもそうですし、住宅の面積等の関係も変わるということも聞かされておりますので、この辺の情報も早め早めに収集をしながら進めてまいりたいなと思っております。

いつも申し上げておりますけれども、町の財政状況も踏まえながら一体となったまちづくりが大事なことですから、この辺も踏まえながら今後早い時期にこういう時期が来るのだろうと思っております。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

町長はもう十分わかっているので、あまりしゃべりたくないのですが、町長も前向きにニーズに合うような考え方で進んでいくと。設計を含めて土木課、そういうところで協議をきちっとしていただいて、早い段階に町民に喜ばれるお答えをいただくよう、また、再度ご質問をする可能性はありますので、しっかり前向きに検討をしていただくということをお願いして終わります。ありがとうございました。

○議　　長

これにて、一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議　　長

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会　午後　２時２５分

平成２２年第１回大樹町議会定例会会議録（第４号）

平成２２年３月１０日（水曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員指名
第　２　議案第　２９号　平成２２年度大樹町一般会計予算について
第　３　議案第　３０号　平成２２年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算について
第　４　議案第　３１号　平成２２年度大樹町老人保健特別会計予算について
第　５　議案第　３２号　平成２２年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
第　６　議案第　３３号　平成２２年度大樹町介護保険特別会計予算について
第　７　議案第　３４号　平成２２年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
第　８　議案第　３５号　平成２２年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について
第　９　議案第　３６号　平成２２年度大樹町水道事業会計予算について
第１０　議案第　３７号　平成２２年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について

○出席議員（１１名）

１番　水谷　隆司	２番　菅　　敏範	３番　鈴木　千秋
４番　高橋　英昭	６番　安田　清之	７番　志民　和義
８番　阿部　良富	９番　横山　軍鬼	１０番　川原　和夫
１１番　姉崎　清作	１２番　小谷内　勲	

○欠席議員（１名）

５番　有岡　千恵子

○地方自治法第１２２条により出席した者の職氏名

町長	伏見　悦夫	副町長	大井　英則
総務課長	中川　泰介	企画課長	布目　幹夫
町民課長	西川　敏忠	税務課長	佐藤　彰
保健福祉課長	北林　博美	農林水産課長	武内　稔
町営牧場長	堀川　昇	商工観光課長兼地場産品研究センター所長	辻本　博
建設課長	田中　健児	水道課長兼大樹下水終末処理場長	高田　末雄
会計管理者出納課長	高野　幸治	病院事務長	領毛　雅則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	山下　次男	教育委員長	市川　奎二

教育長	小林文雄	学校教育課長兼学校給食センター所長	松本清隆
図書館長	細田洋子	農業委員会長	鈴木喜雄
農業委員会事務局長	守澤芳弘	代表監査委員	澤尾廣美

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	廣瀬庄治	主任	猪狩浩介

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は、１１名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

報告いたします。

有岡千恵子君が本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１７条の規定により、議長において、

４番　高　橋　英　昭　君

６番　安　田　清　之　君

７番　志　民　和　義　君

を指名いたします。

◎日程第２　議案第２９号から日程第１０　議案第３７号

○議　　長

日程第２　議案第２９号平成２２年度大樹町一般会計予算についてから、日程第１０議案第３７号平成２２年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、以上９件の議案については、去る３月３日の本会議において提案理由と内容の説明が既に行われております。

お諮りいたします。

議案第２９号から議案第３７号までの、以上９件の議案については、本会議での質疑を３回までとする会議規則第５４条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号から議案第３７号までの９件の議案については、本会議での質疑を３回までとする会議規則第５４条の規定を適用しないで審議を進めることに決定いたしました。

日程第２、議案第２９号平成２２年度大樹町一般会計予算についての件を議題といたします。

質疑に入る前にご連絡いたします。

理事者より、本会議での各会計予算案の質疑に際し、主幹、係長、主査職も説明員として出席させたい旨の要請がありましたので、これを認めることにいたしたいと思います。

なお、主幹、係長、主査職などからの説明にあっては、特に理事者から申し出があった場合に限り、議長において指名することといたしますのでご了承願います。

また、質疑に当たり、事項別明細書に記載されていない事項については、総括質疑でお受けすることにいたします。

質疑にあっては、答弁、説明の正確性を期するため、１回の質疑は３点程度にまとめてお願いいたします。

また、関連質疑については、さきの質疑者が終了してから新たに質疑されるようお願いいたします。

これより、予算審議に先立ち、準備のため暫時休憩します。

休憩　午前１０時０５分
再開　午前１０時０６分

○議　　長

再開いたします。

最初に、質疑を行います。

質疑は、歳出、歳入の順で行います。

初めに、歳出からページを区切って、款、項、目ごとに質疑を行います。

それでは、事項別明細書の２３ページから２４ページまで、１款議会費１項議会費１目議会費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、２３ページから２８ページまで、２款総務費１項総務管理費１目一般管理費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義君

２８ページの一番上のほうから２段目に、委託料になっていますが、分煙システム保守業務、これについて、２台ということでお聞きをしておりますが、たばこをのむ人にとっては大変切実な問題だというふうに思いますが、私はたばこ吸いませんが、こういう時代で、分煙システムは撤去したほうがいいのではないかというふうに考えますけれども、どんなものでしょうかね。毎年こういうお金が出ていくということは。

○議　　長

中川総務課長。

○中川総務課長

ただいまのご質疑でございますけれども、今年、２２年度につきましては、ただいま、役場の２階、３階の分と、それからＢ＆Ｇ海洋センターの分について撤去を予定してございます。

したがいまして、４階の分煙機と、それから学習センターの分煙機が残るわけでございますけれども、今、受動喫煙部分の問題も出ておりまして、その動向を見ながら、今後、対応を考えていきたいと。とりあえず、分煙システムについては、３機の撤去を予定して

ございます。
　以上です。
○議　　長
　ほかに質疑ありませんか。
　菅敏範君。
○菅敏範君
　２４ページの総務管理費の一般管理費で、職員研修事業旅費について伺いたいと思います。計上されている予算は、前年度より減額で予算が計上されているわけですが、その理由は、道派遣研修に対する希望者がいないためであるということは聞いておりますが、町長の執行方針でも主要施策で、職員研修を充実させると。人材育成、資質の向上のために積極的な参加を促すということでありますが、それをとらえますと、ちょっと整合性がないのではないかということと、希望者の集約を今まで継続してやっていた状況があるのですが、希望者の集約をどういう形で、さらっと平場といいますか、希望者いないかというふうにやったのか、それから、目的があって、そういう職務に該当する人を属人的にどうかということで、要請をする形でもって派遣をしようという対応をとったのか、その辺を伺いたいと思います。
○議　　長
　中川総務課長。
○中川総務課長
　まず、周知方法でございますが、メールで一斉に流しまして、期間を決めまして、例えばこの研修に、道でいけば道のほうの派遣の部分についての希望者を募ると、そういうようなことで、全職員に周知メールが届いておりまして、その結果、たまたま２２年度につきましては希望がなかったというところでございます。
　また、ほかの旅費の予算については、特に帯広市と町村会が合併開催する新規採用職員の部分の研修なんかも昨年度から実施しておりまして、ことしも同様実施する予定となってございます。
　以上です。
○議　　長
　菅君。
○菅敏範君
　ただ言えることは、町として、そういう研修に職員を参加させて資質の向上や人材育成を図っていくという目的を持っているわけですから、メールで希望をとって、いなかった。いなければ仕方がないかという、ここのつくりは、ちょっと構えとしておかしくないかと。やはりもっと強く、こういう分野の職員を派遣して、目的達成をしたいという観点からすると、もう少し中身の濃い対応をするべきであるし、職員研修という、以前からもいろいろな形で議論がありましたように、中身を濃くしていくためには、そこはある程度、もっと強い気持ちで臨むべきではないかというふうに考えるのですが、いかがですか。
○議　　長
　中川総務課長。
○中川総務課長
　ただいまの私の説明不足でございまして、メール発信を該当、参加の希望がないということで、たまたま道の派遣の部分については、職種だとか年齢等の制限がございまして、

適当な年齢の職員がいなかったということが現実でございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、２７ページから２８ページの、２目文書広報費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、２７ページから３０ページの、３目財産管理費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範君

２７ページから３０ページの総務管理費、財産管理費の需用費で伺いたいと思います。

修繕料の中に、旧歴舟小学校体育館の屋根の修繕が見込まれています。金額的には５０万円と聞いているのですが、この建物自体が平成３年ごろ新築で立派な建物でありました。現時点でいいますと、まだ築２０年以下、１８年か１９年目、話によりますと、もっと前から雨漏りがあったとかという話でありますから、１５年ぐらいでもって雨漏りをしたという実態があるようでありますが、その２０年に満たない建物が雨漏りするということ自体、５０万円かけることは現状ではやむを得ないと思うのですが、一般的には考えにくい状況であります、そういう建物が。構造とか工事に問題があって、今回だけでなくて、今までもそういう経費がかかってきたのか、その辺について伺いたいと思います。

まして、そういう状況であれば、今後そういうことが発生しないようにきちんとする必要もあるのではないかというふうに考えますので、過去の現況と実態と伺いたいと思います。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

ご説明申し上げます。今、議員さんのご質疑の旧歴舟小学校の体育館の雨漏りということで、ご指摘のとおり平成３年この建物が建設されておりまして、築１９年目を迎えると、こういう内容でございます。全体的に屋根の面積が６９９平方メートルございまして、建物が鉄骨構造ということで、皮鉄板がふかれていると、こういうことでございます。

それで、私も実際屋根の上に登ってみまして、現地を把握をいたしまして、今回修繕するのは幅２．１メートルで、長さについては３２メートルということで、６７．２平方メートル、一部分でございますけれども、雨漏りをしている部分を張りかえるといいますか、現状の上に重ねてふくと、こういうことで今回考えております。

それで、ご指摘の、内容はわかるけれども、どうしてということなのですけれども、構造上、どうしてもフラットにほぼ近いということで、例えば木の葉っぱですとか、ちりで

すとか土ですとか、そういったものが屋根の上に付着をして、どうしてもそこに水が切れないで残っているということが、一つ要因としてはあるのかなということで考えておりますけれども、あと、構造上、工事に問題がということもございましたけれども、内容的には私のほうで把握はできませんけれども､構造上といいますか､材質等もその段階できちっと確認をされて、そういったものが使われているというふうに認識をしておりますけれども、現状、繰り返しますけれども、必要最低限の修繕だけをということで、今回計上させていただいている内容でございます。

以上でございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、２９ページから３４ページの、４目企画費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

台湾大樹郷レセプション協力団体謝礼、団体の謝礼とはどういう意味をとらえているのか、どういうことをするのか、１８万円ほど予算をとっているのですが、何を目的で謝礼を出すのかをお聞かせください。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

ただいまの安田議員のご質疑にご説明申し上げます。

今回、縁あって台湾の大樹郷長ほか、ご一行が大樹に来られるということで、急遽ではございましたけれども、準備をさせていただくということで、今回予算計上というふうにさせていただいたわけですけれども、内容的に、報償費ということで１８万円計上させていただいております。

それで、催し物といたしまして、来られるということで、歓迎のレセプション、これを行いたいということで、意を尽くすということで催すものでございますけれども、一つは、高校生を今ちょっと考えているわけですけれども、出し物を予定したいなということで、それの謝礼が一つでございます。それは、額的には３万円ほどということで考えておりますけれども。

それからもう一つは、大体人数が２５人もしくは３０人ぐらいの規模で来られるということで連絡が入っておりますので、そうしますと、当町からも町長初め議会関係の方、あるいは町の団体関係者を交えたレセプションになろうかということで今予定しております。そうしますと、人数的にも総体的に５０人半ば、６０人弱ぐらいになろうかということで、レセプションのテーブルを例えば囲んだときに、どうしても話が、台湾語ということがあるものですから、通訳がどうしても要るだろうということで、そういうテーブルの数を五つほど配置しまして、通訳の方に謝礼ということで考えておりまして、これは、十勝インターナショナル協会、帯広市役所に相談しまして、インターナショナル協会のほう

について派遣していただけないかということで、その方に対する通訳の謝礼ということで考えております。それで、一行の方が来られるのも、大樹に２日あるいは３日近くおられるということで、その謝礼も１泊２日程度は今のところ予定をしておるところでございます。

以上でございます。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

今の説明では意味不明。何のために来るのですかと聞いているのだよ。一つも説明ない。セレモニーをやるのです。議会も含めて、台湾の先生を呼んで話をするのです。だから、この方々は何のためにおいでになるのですかとお聞きしているのです。遊びに来るのかい、何かしに来るのでしょう。これは、要請はうちがしたのか、向こうが勝手に来るのか、そこら辺をきちっと答弁してくれないと。それ以上は言わないけれども、もう１回だけきちっとお願いします。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

大変申しわけございません。説明が不足しておりました。

いきさつでございますけれども、大樹の特別町民に登録されている方、現在、東京に在住しておられますけれども、この方がご縁で、大樹にも昨年来られたということで、台湾にも同じ地名があるということを知ったということで、そこの郷長さん、いわゆる町長に連絡をとって、ぜひ郷長のところに来るようにということで、向こうに行ってこられて、その関係で、向こうの町が大樹町といろいろ交流をしたいということで、先方の大樹郷のほうからこちらのほうに来たいということのご連絡があったものでございます。

それで、目的でございますけれども、これは、国際交流ということになりますと、なかなか実際は交流を進めていかないとわからない部分はございますけれども、いろいろ人的な交流ですとか、あるいは大樹の物産等の交流をしていくことによって、いろいろと新たな産業といいますか、経済関係も活性化されるということで、非常に町としても活性化してよろしいかなということを目的として、来町を歓迎するということで予定をしたものでございます。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

１点だけ、ちょっとあやふやなのだな、どうも。ただ、特別町民て、東京にいる方が、こういう名前があったからと、その方が橋渡しをしたと。それで１８万円で、目的もなしに、町としての意向はどういう、物産展をやりますとかと、そんなちゃちぬるい予算ではだめですよ。１８万円とってセレモニーをやるだけで果たして交流になるのですか。目的もない、何もない、ただ物産展等をやるのなら、これ毎度のことだよ、こんなこと。これは後で、総括でしっかり中身についてもう少し教えていただきますので、それまで資料をしっかり用意いただき、答弁をいただきますので、お願いをいたします。

終わります。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範君

２９ページから３２ページ、総務管理費の委託料の関係で伺います。コスモスガーデンの管理業務なのですが、今年度は約１０万円程度の予算増をしまして、コスモスとヒマワリを植える予定であるということであります。このことはいいと思いますが、コスモスガーデンにつきましては、ここ数年間、多くの町民の方々の協力を得て対応してきていましたけれども、結果としては、何となくこういうふうになってほしいという描きから、結果は、期待を裏切るような状況が多かったわけでありまして、何とかしなくてはならないというような意見が多くあったのも事実であります。

コスモス一辺倒から、ヒマワリを混合して植えるということについては、こうなってきた原因究明をきちんとして、今後そこを解消するために、新たな方策としてヒマワリも入れようというふうになったのか、それともちょっと片手間的に、１回輪作を休んでヒマワリがどうかということなのか。

それと、今年度ヒマワリとコスモス、異種のものを植えるとなれば、でき上がった姿をこういうふうにして、町民なり多くの管外から来る人についても楽しんでいただきたいというような、そういう青写真が描かれているのかどうか、伺いたいと思います。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

今、菅議員のコスモス畑に関するご質問でございますけれども、以前から連続をしてまきつけをしているということから来る障害があるのではなかろうかということで、ご指摘がいろいろなところからございまして、そういう意味で、ことし、先般もご説明しましたように、２ヘクタールのうちの半分ずつをヒマワリにして、連作から来る障害を解消しようということで、緑肥効果をねらうと同時に、やろうということで考えております。

将来の展望といいますか、町内外の方を含めて、そういう青写真というのを、特にこれといって持ち合わせているわけではございませんけれども、ヒマワリにつきましても、かなり一つ一つの花も大きな、シンボル的な形もしていますので、それはそれとしてかなり、ある程度固まった形になっていれば見ばえもかなりするのかなということで、そういう集客もできれば、町のいろいろなつながりも出てきていいかなということで、目的として何点かありますけれども、そのような形で、ことしは初めての取り組みになるわけですけれども、次年度は場所をまた変えてということでやっていきたいなということで考えております。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

ちょっと解せないところがあるのですけれども、ただ僕は、ヒマワリだけにするか、ヒマワリとコスモスにするか、そこのところはどうあるべきかというのは議論だと思うのですけれども、ただ、ここ数年間ちょっと結果としては、目的に対してあまり評判のよくないというか、描いていたものとはかけ離れた結果になってきたのも事実なのです。それで、僕も参加をして聞いている範疇なんかで言うと、連作に強い種とか、それから、台風でも倒れないような丈の低いやつで強いものとかというふうに、ある程度考慮されてきていた

のですが、結果としては芽が出なかったり、病気がついたりとかという状況があったように思うのですが、そこのところの原因を究明して、こうしていくべきだというところがきちんとされてきたのか、場当たり的にちょっと手をかえ品を変えというか、品を変えてみるかというような状況なのかどうか、その辺ちょっとはっきりしてください。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

普及所に技術指導をする方がおられますので、そういった方と相談しながら、そういった要素もあるということで、そういう取り組みもしたほうがいいということから、取り組みに決断もしたところなのですけれども、ご指摘のとおり、結果としてなかなか思ったような花の数も少ないとか､背丈もいま一つ伸びないというご指摘もございましたけれども、天候等のこともあったりとか､いろいろあるのかなと思いますけれども､後半､ややちょっと遅い時期にも､昨年あたりはある程度咲いていたのかなということもありますけれども、以前かなりイメージのいいといいますか、背丈も結構あって、花の数もある程度ついたという思いもありますから、そういうことから比べますと、若干見劣りはするのかなという気はしておりますけれども、ことしに関しては、こういったことで取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

ちょっとかみ合わないかなと思うのですが、実は、ご存じのようにコスモスガーデンの取り組みについては、コスモスをシンボルにしている町がネットワーク的にあって、例えばコスモスサミットもやってきたわけです。きれいなというか、いい風景というか、そういうガーデンをつくっていこうということで、いろいろな形でもって取り組んできたわけであります。

ただ、それで近年ちょっと失敗傾向にあるのですが、そこのところの原因を究明してということがちゃんとあって、将来こういうふうにしていこうという、また、例えば見に来た人がいいガーデンだというふうに、大樹でコスモスガーデンに行ってみたら、何だ情けないなと、そういうような状況でないような形でもって継続していくとなれば、そこのところは、だめだった原因をしっかり把握をして、それに対応する形が必要だと思うのですが、そこのところがちょっとなくて、時期おくれである程度咲いたというのは、それは、ただ少し花咲いただけであって、ガーデン、描きとしてはそういうものではなかったはずなので、そのことに対する方向性なのですよ。もしそれがなければ、もう１回総括でも伺いたいと思いますけれども。

一応そういう形で２ヘクタールの敷地を利用して、コスモスが一面に咲いて、いろいろなコンサートをやったりイベントをやったりしてきた、そういう状況をつくっていく方向でいくとすれば、きちっとした原因究明が必要だと思いますので、もう１回、もしわかればお聞かせください。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

またちょっと繰り返しになりますけれども、連作から来るそういう障害といいますか、

そういったことが要因だという普及所の指導員からのアドバイスもあったということで、そういうふうに踏み切ったということで、それが一つの最終的な原因究明になるかどうかはあれですけれども、そういう取り組みをしていきたいというふうに考えて計上したものでございます。

以上でございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

姉崎清作君。

○姉崎清作君

今のコスモスガーデンなのですが、ヒマワリを入れることは大変輪作に対していいと私は思っています。そして、やはり悪いのは地力がないということが、第一番の病気の原因だと思います。

それで、大樹町も光地園に立派な牧場があるのです。そこで堆肥もどんどん出るのです。そして、あそこにダンプもあるし、金かけないで、まず、手のあいた人で運んだら、ただの堆肥が入ってくるのではないかなと。それを４トンも振ったら地力回復します。そういうことでも行って、コスモス、ヒマワリと交互に植えれば立派な花が咲くのではないかなと私はそう思います。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

今の姉崎議員からのご質疑というか、貴重なアドバイスというふうに私は受けとめておりますが、今回、肥料も、配合肥料ですけれども、これらも含めて散布しようという計画もしておりましたけれども、今、アドバイスがございましたように、そういう牧場の自前のものを利用して何とかできるようなことを牧場長とも相談しながら、そういった方向ができればやっていきたいなというふうに思っておりますので、前向きにそこは検討したいと思います。

以上でございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、３３ページから３４ページにあります５目公平委員会費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、３３ページから３４ページにあります６目防犯交通安全推進費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、３３ページから３６ページにあります７目福祉センター費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、３５ページから３６ページにあります８目電子計算費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、３５ページから３８ページにあります９目車両管理費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、３７ページから４０ページにあります１０目諸費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範君

３７ページから３８ページの諸費、１１節需用費の関係で伺いたいと思います。

光熱水費１，５６０万円が見込まれています。前年度に比較をして若干減少しているのですが、この１，５６０万円に町内の街灯の電気料が含まれているのでありますが、省エネというか、電気がかからない電球に交換をして、今、更新をしている最中というか、更新をしてきていますので、それによる削減額が２１年度対比約２２８万円なのですが、その２２８万円が、電気料を節約できるというか、電力が節約できる料金が約２２８万円という理解をしてよろしいですか。

○議　　長

中川総務課長。

○中川総務課長

今の理解で、そのとおりでございます。エバーライトをつけた部分の電気料の減少を見込んでの減額でございます。

以上です。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
次に、３９ページから４２ページにあります２項町税費１目賦課町税費の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これで、質疑を終了いたします。
次に、４１ページから４２ページにあります３項戸籍住民基本台帳費１目戸籍住民基本台帳費の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これで、質疑を終了いたします。
次に、４１ページから４２ページにあります４項選挙費１目選挙管理委員会費の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
次に、４１ページから４４ページにあります２目参議院議員通常選挙費の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これで、質疑を終了いたします。
次に、４３ページから４４ページにあります３目北海道知事・北海道議会議員選挙費の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これで、質疑を終了いたします。
次に、４３ページから４６ページにあります５項統計調査費１目統計調査費の質疑を行います。
質疑はありませんか。
安田清之君。
○安田清之君

この中にいろいろ予算が、学校基本調査とかいろいろあるのです。これは国から言われてやるのでしょうと思うのですが、町としてこういうものを活用した形跡は一度も見当たらないのですが、これは国から命令されているのですね、まず一つは。

やる以上は、やっぱり大樹のことを調べるわけですから、データは大樹に、この調査をやったものが残されているのか。今年度は国勢調査がある、四百四十何万円という金額を使うわけです。こういうもののデータを町としては活用してきたことがあるのかどうかお聞かせください。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

本年度は、調査といたしましては、五つほど調査予定しているわけですけれども、今回の統計調査は、すべて統計法に基づいて、定められた年数ごとに市町村が行わなければならないということになっておりまして、そのことにより実施をするということでございます。

統計調査で得たデータ等につきましては、例えばさまざまな内容、件数、あるいは世帯ですとか人口ですとか、町自体で活用できるものも当然ございますけれども、なかなかこういった統計調査というのは、直ちにそのものが役立つ、直接、いろいろな資料としては使うわけですけれども、これは、国全体でおしなべて調査をして、後にいろいろな、例えば国から何とか白書ですとか、国民に報告されたり、国の将来の施策に生かしていく、そういう基礎数値となるということの認識をしておりまして、数字そのものは、国のほうから公表されますけれども、その後、そういったものをいろいろな事務の中に生かしていくということで認識をしております。

以上でございます。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

国から言われているからやっていると理解をしますけれども、やはりこういう重要な工業、経済、農林の関係もやっているわけですから、町のことを調べているのですから、国から白書を出るのをやるのではなくて、うちのほうでもきちっとデータ管理をして、町のために活用できる方法をとらないといけないと思うのです。これは国から予算が出ているから、町が持ち出しているものは何分の何なのか、全部１００％国ですね、予算は多分持ってくれていると思います。ですから、人のふんどしで町のまちを、頑張って、町民の税金を使わないでこれだけのことができるのですから、町の発展のために、やはり白書が出てからでなくて、町として使えるものは使っていただくということをお願いをしておきますので、そこら辺はどういうふうに思われるかどうか、国から白書が出てからやるのだなんていう甘っちょろい考えではだめです。人のふんどしで大樹町をよくするというような考えをしていただけるかどうか、お願いをします。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

調査もいろいろな内容がありますので、その内容が即生かしていけるものも、当然あるものもございますので、特にことし、５年ごとに行われる国勢調査、これに関しては、町

内の正確な人口等が調査されるということで、福祉施策ですとか生活環境整備、それから防災対策、教育関係ですとか、特に、地方交付税の算定などにも使われるということで、非常に重要な基礎的な数値ということになりますので、ご指摘のとおり、そういったものが日常の業務の中に生かして使っていくということで、それぞれの担当といいますか、それはいろいろな原課に及びますので、そういうことで活用をしていくということで認識をしております。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

次に、４５ページから４６ページにあります６項監査委員費１目監査委員費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

休憩いたします。

休憩　午前１０時４９分
再開　午前１１時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、４５ページから４８ページにあります３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

高橋英昭君。

○高橋英昭君

４８ページ、１９節です。大樹町社会福祉協議会補助金８９５万円計上してありますけれども、２０年度決算では１，１６７万４，０００円ということで、約２７０万円ほど減額で組まれているわけですけれども、これの主な原因というか、あれはどんなことなのでしょうか。

○議　　長

北林保健福祉課長。

○北林保健福祉課長

社会福祉協議会の補助金でございますけれども、２０年度と２２年度の比較ですが、２１年度にまず、それまで社会福祉協議会の運営費の補助金の中で需用費的なものも、電気料とか車の維持管理費、それらを見ておりましたけれども、２１年度からは局長と事務職員の人件費のみということにさせていただきましたので、２１年度におきましては９８９

万３，０００円と、ここで大幅に落ちております。今年度は８９５万円ということで、２１年度に比べまして９４万３，０００円減額になっているのですが、これにつきましては、局長ほか事務職員の人件費の減額というようなことで、９４万３，０００円減少しております。

以上でございます。

○議　　長

高橋君。

○高橋英昭君

人件費の削減が９４万円と、局長と事務局員、これちょっと内訳をお聞かせ願います。

○議　　長

北林保健福祉課長。

○北林保健福祉課長

局長につきましては、月額３０万円のところ２４万円と、６万円の減額ということで、それに３カ月分の手当も加わりますので９０万円の減額になっております。

そのほか、事務局職員につきましては、手当のほうで、町職員のほうも人勧で減額になっておりますが、社協の事務局職員につきましても町職員に倣いまして、手当類の減額で減少という格好になっております。

○議　　長

高橋君。

○高橋英昭君

事務局局員の減額についてはわかりました。

局長ですが、９０万円減額、これはなぜ９０万円なのでしょうか。

○議　　長

大井副町長。

○大井副町長

社会福祉協議会の局長の給与の減額の関係でございますけれども、これは、社会福祉協議会の局長の給与規定の変更に基づく減額というふうに伺っております。

○議　　長

高橋君。

○高橋英昭君

給与規定の変更ということで、９０万円減額したと。はい、わかりました。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範君

社会福祉費の関係で、４７から４８ページ、火災報知器購入助成金なのですが、これは、９１万円は、残戸数分というふうに聞いているのですが、実態として何年間かやってきたのですが、これは一つは、対象となる戸数を全部見越した金額なのかということと。それから、今年度でもって、対象戸数の未設置住宅がすべて解消するということで考えているかどうかお聞かせください。

○議　　長

北林保健福祉課長。

○北林保健福祉課長

火災警報器の購入費助成のことでございますけれども、今年度９１万円を計上させていただいております。昨年度までは非課税世帯の方に対しての助成でございますけれども、非課税世帯の把握がなかなか難しいということもありますけれども、およそ非課税と思われる方々を介護保険の保険料の階層段階などを参考にしながら、およそこのぐらいの方々がというようなことで算出をしておりましたけれども、今年度につきましては、昨年までに火災警報器を設置された方の名簿を消防署のほうからもいただきまして、その中で、精査した中で、およそ非課税世帯と思われる方で、設置されていない方の戸数を今回全額見させていただいたところでございます。

５，０００円の上限の補助ということで、今年度１５９世帯の高齢者と障害者９世帯、母子世帯１３世帯、父子家庭で１世帯の合わせて１８３世帯、この方々に対しての予算を計上させていただいているところでございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

菅君。

○菅敏範君

２点目の、義務化になるということがありますので、この１８３世帯、２１年度までは、対象者のうちの希望者から順次という状況があったのですが、今年度は完結されるということで、ある程度強制的というか、ぜひということでもって、未設置世帯を解消するのか、希望しなかった人については、それで仕方がないというふうにいくのか、そこをちょっとお聞かせください。

○議　　長

北林保健福祉課長。

○北林保健福祉課長

今年度につきましては、この設置が来年の５月いっぱいに設置しなければならない義務化になっておりまして、今年度が設置の最終年というような格好になります。これにつきましては、消防のほうとも連携をしまして、消防とも春、秋の火災予防週間に団員さんの全戸査察、あるいはその折にチラシを配布するとか、または広報紙などで啓発をするとかして設置を促してまいりたいと考えております。

あくまでも購入費の、設置に対する助成でございますので、中には、設置されても申請されない方もおられるのかもしれませんけれども、設置に関しては、そのようなことで消防と連携をとりながら、設置に対しての理解をいただくような格好で進めてまいりたいと考えております。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

次に、４７ページから５０ページにあります２目老人福祉総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

高齢者に優しい住宅整備資金と、これ１００万円計上しているのですが、昨年はどのぐらい、まず使われたのかお聞きをしたい。手元になければよろしいですが、現実的に、こういういい事業をやっているのだけれども、わからない人がいるのではないかなと僕は思うのです。こういういい事業をやっているのです。貸付金で、金利もゼロで、何年間で払えということなのですから、これあたりの啓発的なものがあまり行われていないような気がするのです。ここら辺は何度かやったことがあるのかどうかお聞かせください。

○議　　長

北林保健福祉課長。

○北林保健福祉課長

高齢者に優しい住宅整備資金でございますけれども、昨年の決定した件数はございませんでした。ちなみに、前年度、２０年度につきましては、２件の方がご利用いただいておる実態でございます。

あと、周知につきましても、おっしゃるとおり、最近、広報紙等の周知をしていなかった実態もございますので、今年度、周知に関しまして努めていきたいと考えております。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

本当にこういういい事業を町がやっているのですから、きちっと担当課は心をして、予算をつけて、ゼロでしたとかというようにならないように、こういういい事業をやっていますと、バリアフリーもできるわけですから、周知徹底をお願いして終わります。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

次に、４９ページから５０ページにあります３目老人福祉センター費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

次に、４９ページから５２ページにあります４目心身障害者福祉費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義君

５２ページの特定疾患患者通院費助成ということでお伺いいたしますけれども、人口透析患者さんの交通費、この助成を求めたいという、私は会長さんからもお伺いしているのです。近々、意見書も出てくるかなと、出したいという意向も示されております。

そこで、人工透析患者の方々は、どうしても通う回数が多いというふうに伺っておりますので、その交通費助成、町内についてどの程度の今、助成しているのか、また、人数は

どのぐらいいらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○議　　長

北林保健福祉課長。

○北林保健福祉課長

特定疾患の交通費助成に関連しての、人口透析患者の交通費の助成というふうに理解しておりますけれども、人工透析の方の通院費につきましては、北海道のほうで、これは、町外の医療機関に通院する場合について、所得に応じての助成がございます。町内の医療機関に通院する場合につきましては、北海道のほうも行っていませんで、他市町においてもそういうような制度がございませんので、現在のところ、そういう支援というか、助成についてはないような実態にございます。

ちなみに、町内の人工透析をされておられる方は、７名おられるように把握をしております。

○議　　長

志民君。

○志民和義君

普通の病院に通うのとまたちょっと違いまして、会長さんからもお伺いいたしておりますけれども、やっぱり回数が多いということから、どこで線を引くかは、会長さん自身も非常に難しいと思うと言っていましたが、会長さん自身は、目と鼻の先に住んでいるのだけれども、そこの線引きは非常に難しいと言っていましたが、１０キロ、２０キロと、そういうふうになると、やはりこれは、何らかのことを考えていただきたいというような趣旨でございます。そういうことで、検討できないかお伺いいたします。

○議　　長

北林保健福祉課長。

○北林保健福祉課長

先ほどのご質問に説明がちょっと漏れておりましたので訂正させていただきます。町内における人工透析のために通院する際に、重度心身障害者のタクシーチケット、これについても、その患者さんの状況によるのですが、透析をされた後すぐ自宅に車を運転して帰れないというような場合には、そういう状態の方に関しましては、重度心身障害者の交通費の助成、タクシーチケットを交付させていただいております。通常は、自分で車を運転できる方については、これは交付していないのですが、透析後に状況が、常に状態が思わしくないというか、大変だという方につきましては、その方の状況に応じまして、このタクシーチケットを利用していただいている実態にございます。

ただ、検討できないかということでございますので、その辺は、要望書なり意見書なり、何か文書が出た段階で、内部でまた再度協議をしていきたいなと考えております。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

次に、５１ページから５２ページにあります５目国民年金事務費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

鈴木千秋君。

○鈴木千秋君

１２万８，０００円で、金額は大きくないのですけれども、これは毎年あると思うのですけれども、旅費、需用費、役務費で、事務費を１２万８，０００円。実際、窓口の業務だと思うのですけれども、実際にどのような業務内容、それと、社会保険庁の仕事だと思うのですけれども、事務費の負担というのは、収入で充当というのか、収入でみてもらえているのかどうか、その辺を確認させてください。

○議　　長

西川町民課長。

○西川町民課長

ご説明申し上げます。鈴木議員が言ったとおり、例年１２万８，０００円ということで、ここ数年１０万円前後でやっているのですが、実質的に、今は、議員もご承知のとおり、国民年金の従来の事務は、納付、支給に際してもすべて社会保険事務所の窓口でやっている状況で、現実に私どものやる業務としましては、要するに、高齢者の方が多いのですが、訪ねてきたときに、その情報を社会保険事務所と連絡を取り合って、あなたの場合の状況はこのようですというような説明をいたしているのが、業務としては窓口業務が多いのかなと。当然不明な点がございますので、それは逐一電話で社会保険事務所に打診しまして、その状況を来庁者にお知らせするというのが内容でございます。

ここにいろいろ旅費、消耗品載せてございます。消耗品につきましては、これは参考図書の購入費と。

電話料のことでございますが、これは、社会保険事務所とインターネットの回線がつながっておりますので、その情報交換を行うものでございまして、利用料金につきましては、全額国のほうで負担するというような内容でございます。

以上でございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、５１ページから５２ページにあります６目高齢者保健福祉推進センター費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、５３ページから５４ページにあります７目福祉医療諸費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。
次に、５３ページから５６ページにあります８目発達支援センター費の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これで、質疑を終了いたします。
次に、５５ページから５６ページにあります２項児童福祉費１目児童措置費の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
次に、５５ページから５８ページにあります２目保育所費の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
次に、５９ページから６０ページにあります３項生活保護費１目扶助費の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これで、質疑を終了いたします。
次に、５９ページから６０ページにあります４項災害救助費１目災害救助費の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時２４分
再開　午前１１時２５分

○議　　長
休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、５９ページから６０ページにあります４款衛生費１項保健衛生費１目健康づくり

推進費の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
次に、５９ページから６２ページにあります２目母子保健費の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
次に、６１ページから６２ページにあります３目成人保健費の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
次に、６１ページから６２ページにあります４目予防費の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
次に、６１ページから６４ページにあります５目環境衛生費の質疑を行います。
質疑はありませんか。
菅敏範君。
○菅敏範君
６１ページから６２ページの環境衛生費で､説明欄のそ族昆虫駆除対策費の５万４，０００円なのですが、これは、説明の中でネズミ、ハチだというふうに理解をしています。近年非常に市街地にハチの営巣が多くて、そういう危険の状態がふえているということで、年々増加している傾向にあるのですが、データをお持ちでしたら、例えば出役というか、要請があって出た件数、例えば、ふえている状況については、大体どれぐらい、例えば２１年度、このぐらいの件数で、データ的にはふえている状況わかりませんか。
○議　　長
西川町民課長。
○西川町民課長
議員もご承知のとおり、ハチは年々ふえているような状況でございますが、今、データを、ちょっと私の記憶では、たしか平成２０年度が一番多かったかなと、たしか８３件の要請があったというふうに記憶してございます。ですが、昨年度につきましては、一応３４件だったと思いますが、そのような状況でございますが、気候の変動によりまして、その年度によりまして、発生件数は増減することはご承知だと思いますが、それにしてもか

なりの件数が年々、ある程度ふえているような状況にあるかなというような傾向は、この二、三年見受けられるところでございます。
以上でございます。
○議　　長
菅君。
○菅敏範君
２０年、２１年はわかりました。２２年度は、例えば何件ぐらいを想定して予算計上しているのかということと。
それから、スズメバチの対応につきましては、間違いますと命をとられるということもありますので、その辺の町民の周知の方法を、今どんなことを考えているか教えてください。
○議　　長
西川町民課長。
○西川町民課長
予算計上的には、毎年５０件前後ぐらいは予算計上しているかなというふうに思っております。
２点目の広報については、議員もご承知のとおり、市街地も多いのですけれども、郡部が、特に牛舎、そういった人が立ち寄らない場所が多いので、我々担当としても、できるだけ早目に、現場の話ですが、周知してくれないか、あるいは見つけたらすぐ周知してくれないかというような状況でとり進めております。
当然これは広報にも、これは、年１２回も載せるようなことになりませんので、年１回程度は、夏の時期になりましたら、その前に、そういった対応を各世帯でお願いしますというような言い方で進めてきております。今後もそういった対応で進めるしかないか、あるいはきめ細かに広報紙で周知していくような方法しかないかなというような考えは持っております。
以上です。
○議　　長
菅君。
○菅敏範君
この事案につきましては、巣の除去だけではなくて、情報収集をして、危険から、例えば小さい子供たちが遊んでいて、そういうことにならないように、安全対策として、例えば、直ちに除去できない場合には、そこを立入禁止の表示をするとか含めて、周知徹底をぜひお願いしたいと思います。よろしいですか。
○議　　長
西川町民課長。
○西川町民課長
今後検討させていただきます。
○議　　長
ほかに質疑ありませんか。
鈴木千秋君。
○鈴木千秋君
６４ページ、負担金補助金の、予算大綱のところでも説明あったのですけれども、事務

組合の事業、１億４，５３９万３，０００円、この中で、南十勝複合事務組合の焼却処理施設の改修工事があるのですけれども、この中身を詳しく説明をお願いしたい。これは事務組合でやっているのだろうと思うのですけれども、説明をお願いしたいのと。

今まで使ったものの、その分の取りかえというのか、今まで使った分はどのぐらい使っていて、今回やる分については、耐用年数はどのようなものなのか。

それから、予算措置、事業でやるのに、補助事業があるのかどうか。それから、残りの分についての起債だとか、その辺のことはどのようになっているかお聞かせ願います。

○議　　長

大井副町長。

○大井副町長

それでは、私のほうからご説明させていただきますけれども、既に南十勝の複合事務組合の議会も終了しておりまして、組合議会では、予算を決定させていただいておりますけれども、今回、複合事務組合のほうの負担金が大幅にふえるということでの予算でございますけれども、内容的には、バグフィルターのろ布交換工事、これが３，１６０万円、それから、１号、２号炉のガス減温機補修工事ということで１，７９５万５，０００円と、合わせまして４，９５５万５，０００円の工事請負額を見込んでおります。

ご承知のとおり、このバグフィルターでございますけれども、国のダイオキシンの規制が厳しくなりまして、ちょっと記憶は定かでないのですけれども、平成１３年か１４年だと思いました。大幅に改修をいたしまして、バグフィルターの設置をしたわけです。要するに排ガスにしても、焼却することによってダイオキシンが発生するわけです。そのために８００度以上の燃焼をして、そして冷却をしてやるわけですけれども、バグフィルターというのは、それをろ過するというか、除くための設備なのですけれども、これも七、八年しかもたないというような状況がありまして、２年ぐらい前から交換しなければだめですというようなことで、これは特殊なものですから、交換しなければだめですというようなことはちょっと言われていたわけですけれども、ただ、ダイオキシンの分析の結果、まだ基準をクリアしているということで延ばし延ばし来たのですけれども、やはりメーカーの技術者に聞きますと、これ以上伸ばすとダイオキシンの発生、基準以上に出てしまうと。出てしまってからでは遅いものですから、そんなことも含めまして、３町村の中でいろいろ検討した上で、２２年度に改修工事をさせていただくというようなことになったわけでございます。

それと、補助の関係ですけれども、あくまでも改修なものですから、全くの財源措置はありません。それぞれ３町村の負担金という形で工事を進めるというような内容でございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

関連を若干しますので、バグフィルターを交換するのですよね。改修費の中に、フィルターを処理しなければいけないですね、フィルターを。この資金も全部入っているというとらえ方でいいのですね。

○議　　長

大井副町長。

○大井副町長

ただいまのご質疑ですけれども、全くそのとおりでございまして、工事やる場合には、それこそ、原子力と同じような形で、すべてダイオキシンを浴びないような防護服を着て、取り除いた分につきましても、ダイオキシンが飛散しないような形の特殊な処理をしていかなければならないという、そういった工事費用も全部含まれているわけでございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

次に、６３ページから６４ページにあります６目墓園費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、６３ページから６４ページにあります２項清掃費１目じん芥処理費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時３７分

再開　午前１１時４０分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、６３ページから６６ページにあります５款労働費１項労働費１目労働諸費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義君

６６ページの１９節負担金等ですが、中小企業退職金共済掛金助成金、これについては、中小零細業者も含めて、今こういうときに大きく支援をふやすべきだと考えております。そこで、この助成金の中身についてちょっと詳しくお伺いいたします。

もう一ついいですか、連続して二つ。その下の通年雇用促進支援事業負担金ですが、これは、季節労働者の冬期講習の振りかえでこっちに来たのですが、この事業に新しい事業として出てきて２年、３年ほどたつのですが、今、支援事業の中身、それから、雇用促進

にどの程度効果が期待、見込めるのかどうか、それについてお伺いいたします。

○議　　長

辻本商工観光課長。

○辻本商工観光課長

まず、１点目の退職金共済制度でございますけれども、奨励要綱をつくりまして、中企業退職共済事業団と商工会連合会が行っている中小企業退職金共済制度の二つの制度がございまして、それぞれ２０年度決算で、まだ２１年度は出ていないのですけれども、２０年度決算で６カ所の事業所、１７名が中退共のほう、そして、商工会のほうの特退共のほうが１０の事業所、２４名ということで、１６の事業所、４１名の方が、１カ月１人、掛金の限度額を５，０００円ということで､その掛金の４分の１を１２カ月助成するというふうな制度にしております。

それと、２点目の通年雇用促進協議会のほうの関係ですけれども、ご存じのとおり、平成１８年に雇用保険法が改正になりまして、１９年から帯広市と南十勝の４町村、十勝支庁、商工会議所、十勝管内の商工会連合会、北海道中小企業同友会帯広支部、帯広の建設業協会、それと労働団体の連合十勝地域協議会、道労連の十勝協議会、十勝雇用対策協議会など１４団体が集まりまして立ち上げたわけですけれども、国の通年雇用促進事業を受託しまして、そのほかに独自の事業として、季節労働者の特別教育、安全衛生の教育などの助成を行っております。それと短期就労、臨時就労の支援ということと、３点目は、季節労働者の資格取得の助成金をあげておりまして、受託事業のほうは、雇用主さんの、この事業の通年雇用化に対する制度説明のフェアだとか、アンケートなどを実施しておりますし、そのほか、季節労働者に対しては教育訓練だとか職業訓練、職場の講習会などを主に実施しております。

そういうことで、実際に通年雇用化がどれだけ進んだかといいますと、２０年度では、把握しているだけで、５１名というふうに協議会のほうでは把握しております。２１年度はまだ、今現在進行中でございまして、把握はしておりませんけれども、一応予定としては７５名を通年雇用化していきたいと､そのように現在活動しているところでございます。

以上でございます。

○議　　長

志民君。

○志民和義君

中小企業の退職金共済、これは労働者の勤続年数が長くなれば、退職金ということで保障されるわけで、このことについては、今、中小業者に対する応援、大企業に対する応援というよりも、中小業者に対する応援のほうが、雇用効果もそうだし、景気回復効果、これも非常に高いというふうに、どこでも出ているので、これは町だけということになりませんけれども、国に対しても強く要望していっていただきたいというのと。

通年雇用ですが、確かに２０年度で５１人、今年度、２１年度で７５人ということですが、南十勝関係でも、帯広市も含めてですので、もっと雇用効果のある事業、促進支援ですから、ストレートにはならないと思いますけれども、もっと効果的な事業効果があっていいのではないか、そのほかに町として独自に季節労働者対策で２５人ということで今年度やって、事業終了しておりますけれども、その事業も、ことし仕事が多いと言いつつも、２５名の希望があるということで、この事業をもっと効果あるような対策を進めていっていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議　　長

辻本商工観光課長。

○辻本商工観光課長

通年雇用協議会のほうでは、各事業所さんに現在、通年雇用、大変今、経済的には厳しい状況にありますので、正職員化とか、そういうことは無理ということで、今、仕事の量も減っておりますので、なかなかこの通年雇用促進奨励金制度を利用していただけないというのが事実でございます。協議会のほうとしては、今後も季節労働者に直接支援になるような制度の改善だとか、そのことは、この協議会、さらに十勝の町村会などを通じて要請というのですか、そういうことは行っていきたいというふうに考えておりますし、この制度を、季節労働者のほうもなかなか、アンケートをとりますと、高齢化がありまして、なかなか仕事ができないという状況があります。そういうことで、今後、協議会としても、町村としてもできるだけ制度を理解していただいて、また、教育訓練とか職場体験とかを実施していただいて、何とか働く場を確保していきたいというふうに考えております。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

２点ほどありますので。労働団体等育成事業３０万円、それから、６６ページの十勝勤労者共済センター負担金９万６，０００円、これはどういう組織で、どういうあれなのか、ずっと出ているのですね。

まず一つ、労働団体育成とは何をするのですか、育成事業ですから、これ。労働団体とはどんな仕事をする団体なのですか、育成をするということは、勉強を教えるとかなんとかということなのか、どういう事業なのかお教えをいただきたいと思います。

○議　　長

辻本商工観光課長。

○辻本商工観光課長

連合北海道大樹地区連合の助成金３０万円でございますけれども、この組織は、八つの産別、１１の単産、３７０人ほどで組織されております。地域の労働者の親睦や融和、または組合員の労働条件の改善などを取り組んでおります。特に、季節労働者組織みたいな未組織の小さな事業所の方も加盟しておりますので、また、ことし冬期間に実施しておりました季節労働者対策の浜大樹地区のアイボシマ川の支障木の除去においても、労働者への呼びかけなどを行っておりまして、そのほかに地域のイベントにも積極的に協力していただいております。そういう面から、地域労働者について貢献しているというようなことで、団体の育成をしております。

それと、十勝勤労者共済センターの負担金９万６，０００円でございますけれども、これは管内の中小企業の事業所、商店で働く方を対象にした、余暇や生活全般にわたる福利厚生、いわゆるお祝い金だとか弔問金、各種施設の割引きや助成などを行っている団体で、国や管内市町村が支援している団体でございます。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

ちょっと意味わからないのだ、おれな。これ毎度やっているのだよ、おれね。これあれ

でしょう。ずばり言うと、同盟だから政治団体でしょう。いつも民主党だかに出てくる、同盟同盟と。政治団体に町が助成というのはまずくありませんか。政治団体ですよ、これ。この人方は助成をいただきながら、町から助成をいただきながら、そういう政治団体に上納をしているというか、寄附をしているというか、こういう団体に町が加担をしていいのかなと思うのです。このごろ出ているね、学校の先生の日教組だとか、これは町が寄附というか、助成やら分担金を払う必要がないと僕は思いますけれども、そこら辺の見解をちょっと、ずっと僕はこれを一貫してやっていますので、１２年間同じことをやっています。若干の補助金やらは落としてはきていますが、一向にこれに対して明快な、私もことしで１２年で、ことし任期が終わるのです。ですから、これはやっぱり政治にかかわる問題、町が政治団体にこういうものを出していいのか。

そして、今、十勝勤労者共済と、これ、加盟団体と言うけれども、これはわからない、商店とかと言われて、私の知っている友達にも商店の従業員の方いますけれども、こんな団体なんかだれも知らないよ、どこに場所があるの、これ。この分担金９万６，０００円払っている場所。それで、最高理事はだれなのか、その経歴も教えてください。多分、同盟かなんか、官公庁にいた方が理事長とかになっているのではないですか、いかがですか。使い道もわからないのだよね。

○議　　長

大井副町長。

○大井副町長

それでは、安田議員のご質問にお答えしますけれども、労働団体の助成金でございますけれども、これは、本当に毎回、議員からご質疑いただいているところでございます。政治団体ではないのかというようなご質疑ありますけれども、私どもは、あくまでも政治団体というよりも、やはり労働者の福利厚生といいますか、労働条件の改善だとか、そういったもろもろのために組織している団体というふうに理解しておりまして、管内的にも、町村を見てみましても助成していないのが５町村だけで、あとはほとんど助成しているような状況でございまして、あくまでも、内容を見ますと、やはり福利厚生というような形で、労働者の地位の保全といいますか、労働環境の改善だとか、そういった取り組みに対して助成しているというのが大体の町村の目的でございまして、大樹町におきましても、そのような考え方でやっております。

特に、先ほど課長のほうから言いましたとおり、単なる自分たちのための組織かといったら、そうではなくて、やはりことしやりましたアイボシマの支障木の関係にしても、やはり季節労務者の勧誘を進めたり、いろいろなことをやっておりますし、また、いろいろなイベントにも積極的に参加をいただいているというようなことから、町としても何かしらの支援をするという形で今までも続けてきたということで、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○議　　長

辻本商工観光課長。

○辻本商工観光課長

十勝勤労者共済センターのほうですけれども、いわゆるあおぞら共済という事業を行っておりまして、帯広商工会議所をはじめ、帯広市の事業所、十勝管内は、新得町を除いて、各商工会などが窓口になって取り扱っておりまして、役員は、各町村それぞれ副理事長、理事など持ち回り、商工会の会長さんも含めて、持ち回りで役員を行っておりまして、そ

の中から理事長を選任しているという状況でございます。
全部で役員は２４名、幹事が２名です。帯広市を含めて１７町村の町村役員と、それぞれ事業所の民間人の方々も含んでおります。それぞれ持ち回りで、理事が１８名、民間人が１８名、町村が６名の２４名で役員構成がされております。
事務所は、帯広市の西６条南６丁目のソネビルという中に事務所を置いてございます。
○議　　長
安田君。
○安田清之君
ソネビルに置いていると。１７町村ということでわかりました。
連合北海道って、これやっぱりやめるべきです。季節労働者といったって、季節労働者のあれをやったときは町が窓口でしょう。連合が、あれが窓口ではないでしょう、アイボシマやったやつね。町が窓口でやった業務を、それでは連合に手伝えやと言ってやらせたのですか、人の工面やら、それは個々が現実的に、これ総括になってしまうのだよね、ここまで言ってしまうと。
後でもう１回やりますけれども、僕は、連合さんという名前がついて、町のために頑張っていただいて、３０万円という予算をつけています。これを否定はしたくないのですが、新聞報道等で、これは政治団体に近いと。上納をしている、個々の政治にお金を単産であげているところへ町が、町民の税金を出すというわけには私はいきません、これ。
だから、時間もあれですから、総括でもう一度ゆっくりやりますので、内部についてもう少し協議をしておいてください。どういうものなのか。お願いをしてやめます。
○議　　長
ほかに質疑ありませんか。
鈴木千秋君。
○鈴木千秋君
今の関連なのですけれども、そういう判断いろいろあると思うのです。それで、この団体に対する助成金で、３０万円ぽっきりで、つかみ金みたい計算で出しているのですけれども、団体の事業計画と収支決算みたいな、活動内容のわかるものを、この議会中に資料の提出を議長にお願いをしたいと思います。これは勉強会のときにやればよかったのですけれども、そういう判断材料で、出してもらえるものであれば、内容についての資料提出をお願いします。
○議　　長
わかりました。提出するように言っておきます。議会中に提出いたします。
ほかに質疑ありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。

◎延会の議決

○議　　長
お諮りいたします。
議事日程の都合上、本日の会議は、これにて延会いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会とすることに決しました。

本日は、これで延会いたします。

延会　午後　０時０１分

平成２２年第１回大樹町議会定例会会議録（第５号）

平成２２年３月１１日（木曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員指名
第　２　議案第　２９号　平成２２年度大樹町一般会計予算について
第　３　議案第　３０号　平成２２年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算について
第　４　議案第　３１号　平成２２年度大樹町老人保健特別会計予算について
第　５　議案第　３２号　平成２２年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
第　６　議案第　３３号　平成２２年度大樹町介護保険特別会計予算について
第　７　議案第　３４号　平成２２年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
第　８　議案第　３５号　平成２２年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について
第　９　議案第　３６号　平成２２年度大樹町水道事業会計予算について
第１０　議案第　３７号　平成２２年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について

○出席議員（１１名）

１番　水谷　隆司	２番　菅　　敏範	３番　鈴木　千秋
４番　高橋　英昭	６番　安田　清之	７番　志民　和義
８番　阿部　良富	９番　横山　軍鬼	１０番　川原　和夫
１１番　姉崎　清作	１２番　小谷内　　勲	

○欠席議員（１名）

５番　有岡　千恵子

○地方自治法第１２２条により出席した者の職氏名

町長	伏見　悦夫	副町長	大井　英則
総務課長	中川　泰介	企画課長	布目　幹夫
農林水産課長	武内　　稔	町営牧場長	堀川　　昇
商工観光課長兼地場産品研究センター所長	辻本　　博	建設課長	田中　健児
会計管理者 出納課長	高野　幸治	教育委員長	市川　奎二
教育長	小林　文雄	学校教育課長兼学校給食センター所長	松本　清隆
社会高幾課長	郷原　憲治	図書館長	細田　洋子
農業委員会長	鈴木　喜雄	農業委員会事務局長	守澤　芳弘
代表監査委員	澤尾　廣美		

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	廣瀬庄治	主任	猪狩浩介

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は、１０名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

報告いたします。

有岡千恵子君、阿部良富君が本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。（阿部良富議員は、午後１時から出席）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１７条の規定により、議長において、

９番　横　山　軍　鬼　君
１０番　川　原　和　夫　君
１１番　姉　崎　清　作　君

を指名いたします。

◎日程第２　議案第２９号

○議　　長

日程第２　議案第２９号、平成２２年度大樹町一般会計予算について、昨日に引き続き質疑を行います。

初めに、６５ページから６６ページにあります６款農林水産業費１項農業費１目農業委員会費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

鈴木千秋君。

○鈴木千秋君

農業委員会費の旅費、農業委員会費用弁償が極端に少なくなっているのですけれども、これはどういう内容でしょうか。

○議　　長

守澤農業委員会事務局長。

○守澤農業委員会事務局長

ご説明申し上げます。昨年度は、委員さんの道外研修の旅費を計上いたしておりましたので、ことし削減いたしましたので、その分が減額となってございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

鈴木千秋君。

○鈴木千秋君

それでは、この部分の報酬、農業委員会報酬の部分の内訳、役員になっている方と、それから普通の委員さんの内訳の内容。まずそれをお願いします。

○議　　長

守澤農業委員会事務局長。

○守澤農業委員会事務局長

ご説明申し上げます。農業委員さんの報酬につきましては、月額報酬となってございまして、会長が月額５万３，０００円、会長代理が月額４万１，０００円、委員が月額３万５，０００円で、それぞれ１２カ月分を予算計上しているところでございます。

○議　　長

鈴木君。

○鈴木千秋君

前年度も同じで、特に、全体的に私は報酬について少ないのではないかと、なかなか言いづらいのですけれども、だれかが言わなければだめだろうと思うのですけれども、特に、会長の月額５万３，０００円、これは特に、実際に出る日数だとか、そういうことからいったら、大変な負担ではないかなと思うのです。総括でお伺いすればいいのだけれども、行政改革をぜひ進めてくれと言っている、私はそういう立場で言っている中で、言いづらいのですけれども、実際、昔みたく役をかけ持ちで、町会議員なり農協の理事さんなり、あるいは農業委員をかけ持ちでやっている中においては、そういうことも、こういう報酬の中でやってもいいのかなと思っているけれども、今、独立した組織の中で、外郭でやっているわけですから、農業委員会という業務を。そういう中で、会長さんの報酬というのはあまりにも少な過ぎるのではないかと。実際の公的な部分もあるけれども、いろいろな会合に、変な言い方ですけれども、引っ張り出されると。それを簡単に、行けないわ、行けないわということにならないし、そういう経過もあるので。わかりました。総括でやります。そういうことでお含み置きを願いたいと思います。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時０５分

再開　午前１０時０５分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、６５ページから６８ページにあります２目農業総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、６７ページから７０ページにあります３目農業振興費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

次に、６９ページから７０ページにあります４目畜産振興費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

需用費の中の消耗品、大体でいいですので、昨年度が２６万円、今年度３８万９，０００円、これが出ていますので、若干、内訳だけ教えてください。

○議　　長

武内農林水産課長。

○武内農林水産課長

ここには、畜産振興の指導事業としての消耗品、それから防疫事業の消耗品、さらには、担い手育成総合整備事業の附帯事務費の消耗品、これが昨年、当初予算になかったものですから、この分が増えた分でございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、６９ページから７４ページにあります５目牧場管理費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

次に、７３ページから７４ページにあります６目農地費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時１０分

再開　午前１０時１０分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、７３ページから７６ページにあります２項林業費１目林業振興費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、７５ページから７８ページにあります２目町有林費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

次に、７７ページから８０ページにあります３項水産業費の１目水産振興費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、７９ページから８０ページにあります２目漁港管理費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範

農林水産業費の漁港管理費の委託料について伺いたいと思います。流木処理業務で例年１００万円計上しているのですが、今年度は、処理する流木が現時点でないということであります。ということは、これは２２年度の台風等による流木が発生した場合の処理を見込んでいるということで理解をするのですが、そうしますと、災害復旧とかがあって、ないものに対して、この程度かという想像という、想定、推測の中での経費計上なのですよね。そうすると、実際にはもっと少ないかもしれないし、どっと増えるかもしれないという状況があるので、何となく項目存置的な意味合いもあるし、その辺でいうと、あり方の問題もあるので、総括になるかもしれませんが、例年いつも１００万円、１００万円ということで来ている状況もあるのですが、発生を予測して、項目存置になれば1，０００円という手もあるし、その辺の考え方。大体台風は毎年来るという想定を持っているかどうか含めて、ちょっと考え方を聞きたいと思います。

○議　　長

武内農林水産課長。

○武内農林水産課長

流木処理業務の委託料についてでございますけれども、例年１００万円の予算を措置させていただいております。これにつきましては、例年、特にアキアジの漁の時期に、台風によって川から流れ出た流木が海岸にたどり着くものですから、それを漁期中が特に多いものですから、即海に引きずり込まれないように丘のほうへ上げて処理するというような

ことが急がれるわけです。それを時間をかけますと、また海のほうに引きずられて、網に被害をもたらすというような状況があるものですから、例年、あったときに即対応できるようにブルを委託で頼むとか、そういったもので予算を組ませていただいております。ないものを組んでいるというような状況で言われますけれども、そういったことが例年あったわけです。ここ一、二年たまたま台風が来なくて、そういった状況が見られないのですけれども、あったときに即対応できるようにというふうな予算措置でございます。ご理解のほどお願いします。

○議　　長

菅君。

○菅清之君

精神的にはわかるのです。ただ、他の項目との関連で言うと、ほかの項目でも、もしこういうことがあったらどうするのだと、こっちは予測でみておいて、こっちはみないのかということがあるので、その金額が妥当かどうかの問題含めて、そういうことがありましたので、もう１回総括で申し上げたいと思います。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時１７分
再開　午前１０時１９分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、７９ページから８２ページにあります７款商工費１項商工費１目商工振興費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、８１ページから８２ページにあります２目市街地開発振興費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範君

市街地開発振興費の関係なのですが、商工費、１９節負担金、補助及び交付金のＴＭＯの推進事業で、防犯カメラ２基というのですか、２個というのですか、設置するということをお聞きしていますが、防犯カメラですから目的はわかるのですが、どの箇所にどういうふうに設置をするのかということと。数的に２個で間に合うのかということと。もう一

つは、今までの事例として、やはり防犯カメラが必要だという事例が、こういう事例があったのかということをお聞かせいただきたいと。

○議　　長

辻本商工観光課長。

○辻本商工観光課長

今回、防犯カメラのシステムを、アナログのシステムでありましたので、７年も経過しているということで、デジタル化して、現在、内部のほうに、売店のほうとトイレのほうとつけてありますけれども、そのほかに、やはり夕方になりますと売店のほうに職員が１人でいるすきをねらいまして、お客様のほうがちょっと売店の職員に対してちょっかいをするというのですか、そういうことが何かあったように聞いております。そんなことで、外についておりませんので、南と北の２箇所に追加して、今回、システムを更新したいということであります。

○議　　長

安田清之君。

○安田清之君

ここに１９節、たくさんの補助金、助成金、長年ずっと出ているわけですが、もう終わってもいいような支援事業がこの中にありますね。これ、総括でやればいいのだろうけれども、ちょっと商工会の思いというのはどこら辺にあって、一番思うのが、商店街整備事業支援事業補助金、昨年度１，２４０万円、今年度１２０万９，０００円出ているのですが、これは、半永久的にしてやれるのですか、どうですか。

○議　　長

辻本商工観光課長。

○辻本商工観光課長

市街地の負担金、補助金の関係は、ショッピングセンターと経済センターの建設時の借入金の１０年間の償還ということでありますので、平成１１年度に借り入れた分は２１年度で終了しております。それで、平成１２年に借りた商業基盤複合施設の部分だけ今年度で終了になります。優良建物の分と商店街整備の部分は来年度も残っております。それで全部償還が終了する予定になっております。

市街地開発推進事業のほうの６０万９，０００円のほうは、これは、新大樹に借り入れております駐車場の部分が残っておりますので、これは引き続き支援していくことになると思います。

それと、ＴＭＯの活動資金についても、現在、町の拠点というのですか、物や観光なんかの、町の中心市街地活性化の事業でございますので、引き続き助成してまいりたいと思っております。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

次に、８１ページから８４ページにあります３目観光振興費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、８３ページから８４ページにあります４目観光施設費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

維持管理費で４１３万円、これだけでは済まないのだろうと思うのですね、晩成温泉の維持管理にかかる経費というのはまだ出てくるのでしょう。現実的にはいろいろなものが。また補正か何かで、あっちが壊れた、こっち壊れたというようなことが想定は、これ以上は出てこないという解釈をしての予算組みなのかどうかお聞かせください。

○議　　長

辻本商工観光課長。

○辻本商工観光課長

現在、管理者と打ち合わせした中で、また、大きな修繕の関係で協議したところ、ここに予算化しております工事費１９９万２，０００円の浄化槽のろ材の入れかえなど、補強工事と。それと、修繕費２０８万円の中に、高圧電気の関係の受電装置の更新、あと、消防設備の更新などを入れておりまして、一般修繕として５０万円をとりあえずみております。今のところ大きなものは出てきておりません。

以上です。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

ここで、高圧電気と出てきたのだけれども、高圧電気て壊れないよね、どんなものを直すのか。高圧電気の母体を直すのか、ブレーカー的なものを直すのか、どういうものなのか、変圧器といったら全部取りかえなければならないのでしょう。こんな金額でできるのか、そこをちょっと教えて。

○議　　長

辻本商工観光課長。

○辻本商工観光課長

電気を送っている高圧開閉器の取りかえということであります。これが設置当初から更新がされていないということで、電気保安協会のほうから指摘がありまして、今回、取りかえるものです。これが約４６万円。温泉消防施設の取りかえが１４万４，０００円。学童農業センターもありまして、これが８万７，０００円と。

それと、先ほどちょっと言い忘れましたけれども、脱衣室の天井裏のダクトファンが音がしておりますので、これも取りかえるということで、これは８１万円ということでございます。これで１５０万円ほどになります。一般修繕費としてとりあえず、何かあったときにということで５０万円を予算化しております。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

後でまた聞きますけれども、全部一体を委託に回して、１０万円以上のものに対しては町が予算計上すると、それ以外は委託先がやるという協議ではなかったのですか、８万１，０００円なんていうのが出てきたり、そこら辺ちょっと整合性とれないのです。これはどういうあれなのか、ちゃんと契約したときには、１０万円以内のものは委託先が修理をいたしますというふうになっていたのだけれども、単体単体ではないから一体とみなしたというふうに私はあれしたのだけれども、一体に直さなければ、そこだけ直さないというわけにいかないので、電気保安協会が、これは不備ですということがあるようですから、直さなければいけないので、そこら辺の見解というのをもう１回、協定書でちゃんとあれしているので、一体として考えたというのであれば、これは町の財産でもあるのでしようがないという部分があるのですが。

それから、ファン、何ぼと言ったのか、ダクトファン。（「８１万円」の声あり）

そこで、もう一ついきます。８１万円のダクトとはどんなものなのか。おれから考えると、相当高いものだよね、８１万円といったら。私の知っているところでは、ダクトたくさんついている。８１万円のモーターというのは、相当な出力と相当な性能を持ったものだと思うのだけれども、どこのものを入れるのか、これ。ダクトファンでしょう、早くいえば蒸気をはい出すか、脱衣室なのだから、そんな８１万円も、すばらしいものを入れるのか。ダクトはついているのでしょう。それ検証しないとだめですわ。それを言ってもしようがないから、後でまたやるけれども、３回目だからこれで終わるので。そこら辺、どういうものをつけるのか、理解に苦しむ、８１万円というダクト。相当立派なものつけるのでしょう、ステンか何かで高性能の。これ検証しないと、町、ただ予算を組んで、相手から言われましたからという予算は、これ認めるわけにいかなくなってしまうのだよ。こういうもので、こうですということをやっぱり出していただかないと。

後でよろしいので、議長、このダクトについて、どういうものをつけるのか、どういう工事をするのか、今聞けるのであればお聞かせください。

○議　　長

辻本商工観光課長。

○辻本商工観光課長

契約には、施設設備に関するものは、原則町のほうが直すということになっております。一応２０万円以内については、原則管理者のほうでご負担いただくと。２０万円を超えるものについては町のほうで直すというふうになっております。今回は、施設整備に関するものということで、こちらのほうで予算をみさせていただきました。

ダクトファンということですけれども、これは、男性浴室、女性浴室、２箇所あるわけですけれども、浴室から脱衣室にかけて天井裏を通って排気しているものでございます。これは見積もりをとりまして、２箇所分ということでございます。

以上です。

○議　　長

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時３５分
再開　午前１０時３８分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

今、安田君の質問については、高いか安いかの問題だから、後で書類でよく説明できるように、見積書なり、その金額のあかしを示したいと思いますので、議会中に提出し、説明させます。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

次に、８３ページから８６ページにあります５目地場産品研究センター費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

地場産品、努力をして書類をいただきました。大変頑張っているのだなと思うのですが、もう少し業者というか、そういう方が来られていろいろなことをやっているようですけれども、商工会の中にも同じように店をつくるものがあったり、いろいろあるので、これもう少し、壊すわけにもいかないので、もう少し有効に住民がどんどんと活用できるような体制づくりというか、そういうものを少し考えたらいかがかなと思うのです。頑張ってやっていることは、この間、出していただいた上で認識をしておりますので、ただ、業者というか、それからいろいろいいものが出ていって、大樹の名前も出ているということも認識をしていますので、この予算、それから延べ人数もいただきましたけれども、若干違う、シカがたくさん駆除されていて、それは何かできないみたいというか、そういうものは、何らかの形がとれないのかどうか、この予算、また余分につくらなければいけないのだけれども、総括に近いのだけれども、どうですか、もう少し運用面で改善というか、そういうものを考えていただけないのかなと。これは、人件費との若干経費、光熱費等なのですよ、補助職員の人件費分が６分の１ぐらいなので、これもう少し活用させるように、何らかの形をとったらどうかなと思うのですが、どうですか。

○議　　長

安田君、提案されている数字について質問いただけるのですけれども、考え方については総括でお願いいたします。

安田君。

○安田清之

それではばっつりといきます。それでは、ここに、くどく言ったのは、あまり言いたくないなと思ったのです。ここに、補助職員の賃金１００万円ぼっつり出ています。これ１日３人とか４人なのだよね、使っているときあるのだよ。それでもこの職員は出ているのでしょう、違いますか。１人か２人のために補助職員、また職員もいるのだよ。これ要るのか、どうなのですか。ちょっときつく言わせていただくと、これどうなのですか、１００万円ですよ。月８万円、単純に言えば。だから、１人、２人のためにこの補助職員を置かなければいけない理由は何なのかお示しください。

○議　　長

辻本商工観光課長。

○辻本商工観光課長

地場産品研究センターは、ごらんのとおり特産の研究開発ということで、研究機関として設立しております。平成２年ですから、２０年ほどになります。職員は、技術者でありまして、牛乳からチーズをつくるとか、肉製品の加工だとか、そういうものを試験的に製品づくりに、実際に物を使って研究するということと。やりたいという方に対して、いろいろと指導だとかアドバイスをする。また、地域の産業クラスターの関係で、いろいろと事務局をもったりして、指導・支援をしているということで、結構外に出ることも多いということで、実際に物を使って指導するという職員が必要だということで臨時職員を置いております。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

ちょっとおれ、横文字わからないのだ、産業クラスターって何だ。言われても意味わからない。

○議　　長

辻本商工観光課長。

○辻本商工観光課長

いろいろな異種業者とか異業種が集まりまして、そういう方々をまとめて、草の根というのですか、そういう方々を集めて産業を興すというようなことを考えているということでございます。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

早く言えば、たくさんの集まりが、名称が産業クラスターということなのだね。グループだね、早く言えば。大樹の名産をやるために事務局ももっていると。これ、グループの事務局が何で町の職員がもつのだ。だから忙しいから出て歩くのだという。これ、賃金とかけ離れた意見だわ、でしょう。僕は、１人か２人のために専門職がいるのだよ、専門職が。その方がいるのに事務職員が、事務局がいますよと、これは何で必要なのですかと。これ毎日出ているのでしょう、早く言えば。出勤回数、後でいいから、そんなに真剣に考えなくてもいいけれども、何日出てどうなのか、何か栽培していれば管理もしなければいけないからいるのだよというならわかるのです。本当はいるのでしょう、バイオしたり。答弁はしっかりと、おれがわざわざ言うのでなくて、言っていただければ僕は納得しますので、そういうことでしょう。バイオとかいろいろやっているので、管理をしなければいけないので、担当の職員の方はいろいろな面で忙しい部分もあると、本庁にも来なければいけない、向こうもみなければいけない、電話の応対もしなければならない、だからこの補助職員がいるということでよろしいですね。

○議　　長

辻本商工観光課長。

○辻本商工観光課長

議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

休憩いたします。

休憩　午前１０時４７分

再開　午前１１時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、８５ページから８６ページにあります８款土木費１項土木管理費の１目土木総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義君

１３節の委託料の道路台帳作成業務なのですけれども、この道路台帳の中で、町道であって、民有地になっているというところがまだいくらかあるというふうに聞いておりますが、今の段階ではどうなのでしょうか。

○議　　長

田中建設課長。

○田中建設課長

道路用地のお話ですが、若干民有地、底地が民地という形のものが含まれているというものがあります。ただ、内容的にはかなり古い部分がありまして、最近の部分についてはありませんが、かなり古い部分については、若干そういう部分が残っております。

○議　　長

志民君。

○志民和義君

これは、地権者がそのままでいいと言えば、それで構わないことでずっときているのでしょうけれども、このままずっとそれでいくということで、地権者がそれでよければそのままいくということなのでしょうか。

○議　　長

田中建設課長。

○田中建設課長

内容については、個々の部分があろうかと思いますし、若干問い合わせ等もきている部分もあります。それで、支障がない場合にということにもなりませんので、できるだけ早い時期にそういう処理をしたいとは思っておりますが、中には、古い部分で、所有者が年代が変わったとか、そういう部分もあるのかと思っていますので、そういう部分も精査していきたいと思っております。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、８５ページから８６ページにあります２項道路橋りょう費１目道路維持費の質疑を行います。

鈴木千秋君。

○鈴木千秋君

道路維持費に関して、新たな工事については載っているのですけれども、単純な道路維持費の額というのはあまりみていないような気がするのです。先般、課長にもお伺いしましたけれども、補正予算のときに、繰越明許費になるだろうと思われるところで何箇所かみているのですけれども、具体的に言えば、１９号線のことなのですけれども、４０メーターをやるというふうになっているのですけれども、それだけでは私は十分ではないのではないのか、今ちょうど一番ひどいときですから、行ってみればわかると思うのですけれども、本当に災害でもあった後みたいな感じで、地震の後に段差すごいのです。前回の補正予算で４０メーターみているのですけれども、私は、あそこは一斉に全部やる必要があるのではないのかな､技術的にちょっとわからないですけれども､例えば４０メーターやってもまた、今までやっていた部分と今やる部分とで、恐らく工事のあれがどうしてもまたできると思うのです。坂の部分だけではなくて、その辺の見通しの中で、予算づけというのは今後どういうふうになっていくのか、ある程度考えているのかどうなのかちょっとお伺いいたします。

○議　　長

田中建設課長。

○田中建設課長

ご説明いたします。道路の補修につきましては、議員おっしゃるとおりで、処理をしようかと思っております。新設改良舗装のことかと思いますが、これにつきましては、市街地及び郡部という形の分け方はしておりますけれども、市街地については臨時交付金等で何本か施工させていただいております。郡部につきましても、緊急性、必要なところについては、これから事業を進めていきたいと思っております。

１９号につきましては、内部的にもかなり必要性を感じているところであります。

以上です。

○議　　長

鈴木君。

○鈴木千秋君

それでは、本予算には計上していないけれども、４０メーターの補修に関しては前回の補正でやることになっているのですけれども、それ以降の全面改装ということになると、新たに補正でも組んで検討するということですか。

○議　　長

田中建設課長。

○田中建設課長

先ほども話したとおり、郡部につきましては、１９号以外のところでも、要望なり、必要なところもあるのかと思っておりますので、その辺も検討しながら、１９号についても

早い時期にやらなければならない路線というような認識をしているところです。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、８７ページから８８ページにあります２目道路新設改良費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

次に、８７ページから８８ページにあります３項河川費の１目河川総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、８７ページから８８ページにあります４項都市計画費の１目都市計画総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

次に、８７ページから８８ページにあります２目公園費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

次に、８９ページから９０ページにあります５項住宅費の１目住宅管理費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

高橋英昭君。

○高橋英昭君

９０ページにあります１５節工事請負費、この中に、川南団地ごみステーションの解体工事で４９万４，０００円計上してあります。私、これを見て一桁違うのではないかと思って、現地を確認してまいりました。現地は、南町にありますユースタウンのごみステーションかなと思っているのですけれども、なるほど現地へ行きますと、確認しますと、４９万

４，０００円、妥当な額だなと感じて帰ってきたわけですけれども、まず、このステーションの構造なのですけれども、ブロック造りになっています。広さが約３坪ほどあって、前面にごみの排出、取り出しのところにシャッターがついているという状況でございます。現状はどうなっているかといいますと、その前に、ごく一般に町内会で使われております簡易型のごみステーションが置かれて、そこを使っている経過にありました。

今お伺いしたいのは、なぜブロックづくりのごみステーションが今使われていないのかについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議　　長

田中建設課長。

○田中建設課長

ご説明申し上げます。今お話のありました川南団地のごみステーションですが、建物を建てたのは、ユースタウン建設当時と同じ時期に建てております。前面にシャッターを用意してありまして、それを上げて中にごみを置いていただくと。そういう形で使用していただいていたところなのですが、５年ぐらい前から、なかなか使いづらいということと、あと、ごみの管理ができないと。分別という形で、なかなか分別されないごみやなんかもちょっと置かれると。そういう部分がありまして、それを使用しないで、前面に、一般的な、簡易的なごみステーションを設置して利用していただいていたということでございます。

○議　　長

高橋君。

○高橋英昭君

後でお聞きしたのですけれども、平成４年に設置したということで、今から１７年ほどたっているのです。過去のことを追及してどうのこうの言うことは考えておりません。今後のために、こういったものを参考にして、反省しながらいい方向に進んでもらいたいということで、何点か質問します。

今、課長が言われました、使いづらくてそれを使っていないということなのですけれども、確かにそうなのです。ごみステーション、シャッター上げ下げして、そこにごみを入れたり、また、取り出す業者も大変なのです。やっぱり使わないです。

それと、今、分別されていないという話もありましたけれども、確かにそうですね、シャッターで隠してしまえば、何でもそこへほうり込んでしまう、これが人間の心理だと思うのです。

ですから、私の言いたいのは、建てるとき、恐らくユースタウン、立派なマンションが建ちました。ですから、体裁を考えてああいう、本当に１，０００年ほどももつような頑丈なブロックづくりでつくったのだと思うのですけれども、本当に利用者を考えてつくったのかなという疑問を感じているのです。ですから、やはりそういった体裁も必要かもしれないけれども、本当に使いやすい、そういったものを当時つくるべきではなかったかなと。当時、担当課長もそういった課長職ではなかったので、そういったことは追及しませんので、これからいろいろなものを建設すると思うのですけれども、やっぱり使いやすい、住民に、利用する人に合ったものをやっていく、そういった考えが必要ではないか。ただつくれでいいのだという考えは今後やめたほうがいいと思いますので、その辺について一言お願いいたします。

○議　　長

田中建設課長。

○田中建設課長

確かに、あくまでも住民、使用者が使いやすいということが第一かなと思っておりますので、今後そういう形で進めたいと思っています。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

鈴木千秋君。

○鈴木千秋君

同じく１５節の一番下、石坂公営住宅の１号、２号棟解体工事３４８万６，０００円、これはどの辺の位置にあるのか、そして、どの程度たって、使用不可ということで解体するのだろうと思うのですけれども、その跡地についてはどのように考えているのか、更地で置いておくのか、駐車場になるのか、売却するのか、その辺どういう形で考えているのか、お伺いいたします。

○議　　長

田中建設課長。

○田中建設課長

ご説明いたします。石坂の公営住宅の解体工事でございますが、建物につきましては、５０年建設の二棟６戸になります。５０年ですので、３５年ほど経過しているということになります。

それと、この石坂団地につきましては、今現在１５戸ぐらいほどの空き家がありまして、６戸を解体したとしても７戸か８戸の空き家がそのまま残るということになります。

それと、解体した跡地利用なのですけれども、今現在は、次の跡地利用のことは考えておりませんけれども、解体に当たりましては、どうしても空き家の場合に、雑草とか、そういう管理を手前どもずっと続けなければならないということもありますので、更地にしまして、そういう管理がしやすくなるのかなというのが１点と。

また、団地が、石坂団地ほかの住宅もありますので、団地がなくなるわけではないものですから、その団地の中で駐車場とか、そういう形で使用できるのかなというふうには考えております。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範君

同じく１５節の工事請負費の町営住宅の屋根塗装工事の関係なのですが、１８７万円ぐらいの予算でありますので、かなりな戸数をやるのではないかというふうに思ったところなのですが、今年度１６戸で、単価が１１万５，０００円ぐらいということで、理解としては、かなり高いなと思っているのですが、この対象の公営住宅は４戸一棟ですから、そんなに難解な作業ではないと思うし、本当にこんなにかかるのかなと、ちょっと疑問と。

それと、実際に屋根の塗装の関係は、大体何年サイクルで考えているのかということと。

それから、ほかのところでも、雪が落ちなくて危険な状況があって、早くから申し込んでもなかなか回ってきませんという話もあるので、この単価でいくと、そんなに戸数はできないのですが、この辺もう少し安くできて、ほかにも必要性があるところがあればということがあるのですが、まず、何年サイクルが基本なのかということ。

それと、２７年までの年次計画的に進めるということですが、ある程度早目に回せないのかということを含めて伺いたいと思います。

○議　　長

田中建設課長。

○田中建設課長

ご説明申し上げます。屋根塗装につきましては、何年か前から年次計画というような形で進めております。ちなみに２１年につきましては、今年度につきましては鏡町を実施したところであります。

金額につきましては、そういう実績がありますので、その辺の金額で予算化させていただいております。

それと、年次計画ということで、２７年までは予定を大体押さえております。ただ、これにつきましては、今、２７年まで押さえたからではなくて、毎年予算時期に現地を確認いたしまして、状況を確認して毎年、早目に塗ったほうがいいという場所を決定していきたいというふうに思っております。

それと、雪が落ちやすいというお話ですけれども、確かに塗った場合には雪も落ちやすくなります。ただ、今までの年次計画の内容的には、塗装がはがれた、さびが出てきた、出てくるであろうという形の中で年次計画を立てているものですから、予算がそれなりに回れば、そういう部分で、見た目、あとは、さび、年数を長持ちさせるという意味プラス入居者の雪おろしとか、そういう部分もお願いしている部分もありますので、雪おろしをしなくても雪が落ちるというのがいいのかなとは思っておりますけれども、今のサイクルの中では、実際はそこまでの予定にはなっていないというのが現状です。

それと、修繕等につきましては、年間約５００万円程度という形で考えてきております。これについても、行財政という形の中で、修繕については、あまり突出したという考えができないものですから、この辺も徐々に増やせるものであれば増やしていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

大体目安として何年ぐらいかというのはありますか。

○議　　長

田中建設課長。

○田中建設課長

屋根トタンにつきましては、一番最初は、建設当時は焼きつけ塗装をしておりますので、１５年とか２０年近くもつのかなと思っております。ただ、一度塗装しますと、現場塗でございますので、７年、８年、１０年ぐらいでは塗り直さなければならないかなとは思っております。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

聞いている話によると、例えば雪が落ちなくて、雪屁かぶったりして危険な状況もあるけれども、近所で自分で、いいのかはちょっとわかりませんが、自分で塗ったところは、

そこだけ落ちるというような状況があるという話も聞いています。ですから、実態調査の中である程度、入居者の中には自分で屋根に上がってできないような人もいるという事実もありますので、その辺の対応ができるようにぜひ検討をお願いしたいということで言っておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、８９ページから９０ページにあります９款消防費１項消防費の１目消防総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

次に、８９ページから９０ページにあります２目火災予防費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

次に、８９ページから９２ページにあります３目災害対策費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義君

９２ページの備品購入費の戸別受信機なのですが、来年度は、説明で３０台購入ということなのですが、最近、傷みが激しいので、これについては当然だというふうに考えております。

そこで、今の防災無線システムが、今のアナログ、いつまでもたせる考えなのか、法律も何かデジタル化に向かっていますので、ついそこまで来ているのではないかと思いますが、その点についての、戸別受信機いつまでもたせるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

ただいまの備品購入費絡みのことでございますけれども、ご説明のとおり、ことしは３０台ということで予算計上させていただいております。近年、老朽が激しいということで、何とか職員で微調整しながら、修理をしたり、あるいはメーカーのほうに出したりして、対応しているという状況でございますけれども、将来の見通しでございますけれども、今言われていますデジタル化も踏まえて、はっきりしたスケジュールというのはまだ実は示しておりませんけれども、そういう傷みが激しいということに鑑みて、平成二十五、六年

ごろには更新をしなければならないのかなということで、ことしもしくは明年度あたりに、まずは庁内でいろいろな、今後の防災無線のあり方、それから、町民のかたに、このツールを使っていろいろなことでお知らせをしているわけですけれども、そのお知らせのあり方も含めて、まずは検討して、基本計画を立てながら、さらに実施計画ということになりますので、もう少し、二、三年かけて検討して、そういった時期に、デジタル化も当然視野というか、今度の場合にはなりますので、検討してまいりたいということで、今考えておるところでございます。

○議　　長

志民君。

○志民和義君

わかりました。そこで、今、新しく買った場合の受信機については、緊急の放送については録音機能がついていますよね。再生ボタンを押せば、火事なんかの場合についての放送はいつでも、あったとき以外でも、おくれてもちゃんと聞けるようになっているのですよね。今の受信機でもそういう機能ついているのですから、もし二十五、六年ころ更新についていろいろ検討も始めたいということなのですが、そういう場合については、当然こういう機能を全部につけてもらいたいというふうに考えているのですけれども、その時間帯でなければ聞けなかったなんてことのないような機械にしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

現在の機械もそのような機能が備わっているということでございますので、それを後退させるようなことには当然ならないと思いますけれども、先ほども申しましたように、今のこの時代ですから、防災をお知らせするには、今の戸別受信機以外にも、例えば携帯電話ですとか、そういったものも普及していますので、それらも含めて、例えば聞きたい人が聞けるとか、お知らせをするですとか、他町村もそういったことを先行してやっている町村もありますので、それらを、ことしあたり、近間でもやっていますので、調査に行ってまいりまして、参考にして、そのような形で考えていきたいというふうに思っております。

○議　　長

志民君。

○志民和義君

わかりました。それにあわせて、近年、地震の問題で、津波もそうですが、地震の緊急通報システムも防災無線に、やはりデジタル化された場合、連動する必要が私はあると思うのです。前回、一般質問で、町長の答弁で、十勝沖に近いということから、それほどの効果があるかなということなのですが、帯広であのとき８秒ぐらい、ここでしたら５秒ぐらいということなのですが、十勝沖地震に限らず、東方沖地震もあるので、そういうようないろいろな、地震どこで起こるか、震源地がわかりませんので、直下型の場合は、全然これは間に合わないことははっきりしているので、そういうシステムもやはり連動させる必要があると考えていますけれども、いかがでしょうか。

○議　　長

布目企画課長。

○布目企画課長

今の地震時に、いわゆるＰ波なるものを瞬時的に住民の方に届けるということで、システム化されておりますけれども、今議会の補正予算の際に、防災対策推進事業の中で、備品購入費として、防災情報通信設備機器購入ということで１８５万円ですけれども、お認めいただきましたけれども、これが消防庁のほうから、例えば弾道ミサイルの攻撃ですとか、それから地震速報、津波の警報、気象も含めまして、消防庁から全国の防災無線に連結をさせて、人手を介さずに自動起動させるということで、Ｊアラートという名前なのですけれども、これがシステム的に国のほうがつけるということで今進められておるわけですけれども、本町の場合には防災無線が平成２年ということで古いものですから、そこまでは今回は至らなくて、そういうＰ波みたいな信号が来ますと、役場の庁舎内に回転灯なのですけれども、それを回して、そういう通報というか、情報が入ったということをお知らせするようなことは、最低限ということで、国費がほとんどなのですけれども、若干手出しありますけれども、これを今回整備させていただくのですが、将来、例えば平成二十五、六年ごろに、そのようなデジタル化に向けた装置を更新した場合には、国から、消防庁のほうから信号が流れた際には、各戸にそのことも同時につながるような仕組みにはしたいなということで考えております。現状の装置では、かなりの大改修になるということで、今回の中ではちょっと断念をしたところでございます。最低限の設備をさせていただくという内容でございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

休憩いたします。

休憩　午前１１時３３分
再開　午後　１時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず最初に、安田議員の質疑に対し、辻本課長から追加の答弁をさせます。

辻本商工観光課長。

○辻本商工観光課長

晩成温泉施設の修繕費の８１万円の関係でございますけれども、浴室の天井から外壁にダクトを使って排気するシステムですけれども、浴室の洗い場のほうに入り口がありまして、そこから中間ダクトというものを使って、直径が約３００ミリ、途中ファンを使って脱衣室の天井裏を通って、脱衣室の壁から外に排気するということでございまして、ダクトファンの見積もりが、取りかえ料を含めまして約２９万円ほど。それと、天井裏を張りかえますので、その経費含めて、消費税込みで１台約４０万円になる。それを男性と女性の両方のダクトを取りかえるということでございます。

○議　　長

ただいまの説明でご了解をお願いいたします。
次に、９１ページから９２ページにあります１０款教育費１項教育総務費の１目教育委員会費の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これで、質疑を終了いたします。
次に、９１ページから９２ページにあります２目事務局費の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これで、質疑を終了いたします。
次に、９１ページから９６ページにあります３目教育振興費の質疑を行います。
志民和義君。
○志民和義君
９４ページの１２節の役務費だと思うのですが､たまたま尾田小学校､中学校のインターネットで電子メールを送っているところにたまたま出くわします。そこで、インターネット利用料なのかなと思うのですが、ダイヤルアップになっていて、写真を送るのに１５分も２０分も３０分も、時によっては１時間もかかるのだと。尾田地域においても、ＡＤＳＬ、高速回線が通りましたので切りかえてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。
○議　　長
松本学校教育課長。
○松本学校教育課長
私のほうからご説明申し上げます。先ほど議員おっしゃられたとおり、インターネットの使用料ということで計上してございます。ＡＤＳＬということで、ちょっと古い型のものですから、その辺、時間がかかるということだと思っております。今後に向けて検討させていただきたいというふうに思ってございます。
その前に、役場からの調査が必要ということでございますので、今後に向けて、改善に向け検討を進めていきたいというふうに思ってございます。
○議　　長
志民君。
○志民和義君
これもし、尾田と中島もあるのでしょうけれども、尾田地域をＡＤＳＬの回線に切りかえると、どの程度の年間負担増になるのでしょうか。
○議　　長
松本学校教育課長。
○松本学校教育課長
大変申しわけございません。うちらのほうで試算してございませんので、後ほど、必要であれば、電算のほうと協議いたしまして、ご提示申し上げたいと思います。
以上です。

○議　　長

志民君。

○志民和義君

先生方から聞いても、ちょっと今の時代に合わないし、３０分もそこについていなければならないと。１回１回、１分に１回ボタンを押さないと、継続、継続で押さないと、非常にガードがかかっているようなことを言って、僕らだったらそのままやれば、黙って１時間待って、それでいいのでしょうけれども、そこにつききりでやっていなければならないということなのです。これは、１日の勤務時間だから、その３０分の中で、いいとこ１時間、たったそれだけに、単純なところにかかって、ついていなければならないというのは大変不便なので、今後に向けて検討と、切りかえれば、こんなものは簡単に済むので、早急にできないかということでございます。これは、補正予算で私は可能だというふうに考えますが、再度お伺いいたします。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

この件につきましては、役場庁舎も整備が必要とのことも聞いてございますので、後ほど電算係のほうと協議いたしまして、改善に向け努力していきたいというふうに考えてございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

姉崎清作君。

○姉崎清作君

９６ページの補助金について、相馬市へ少年団が派遣されていると思いますけれども、何年生から何年生までと、それから何名と、それから経費いくらぐらいかかって、これだけの補助金を出すのかお知らせしていただきたいと思います。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

相馬市の関係でございますけれども、ことしは相馬市のほうに訪問という年になってございます。今のところ１６名ほどの派遣を予定してございます。一応個人負担として２万円ほど徴収させていただきたいと、そのような考えを持ってございます。経費については、交通費、ホテル代、食糧費、諸経費ということで、そのようなことで計上させていただいてございます。

以上です。

○議　　長

姉崎君。

○姉崎清作君

個人負担２万円で、ここでは１００万円しか補助出ない。それで行ってこられるのか、１６名。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

一応そういうようなことを起案してございます。

○議　　長

姉崎君。

○姉崎清作君

１６名となっているのですが、中島小学校、尾田、大樹とあるのですが、オーバーした場合どのような選定するのですか。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

今までの結果で、ちょっとこのごろ参加される児童が少ないというような過去の経緯がございます。その節には、町部局と協議いたしまして、補正なりというような考えもできるのかなというふうに思ってございます。

○議　　長

姉崎君。

○姉崎清作君

もし２０名希望があったら、２０名全員が行けるということで理解してよろしいのですか。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

一応そのような考えもございますけれども、一応学校長のほうと、その辺の人選について協議をさせてもらいたいというふうに思ってございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範君

教育振興費の報償費について伺いたいと思います。

特色ある学校づくり推進事業報償費として１５５万円が計上されていますが、前年度と同額であり、各学校が独自の取り組みを行うために必要な経費で、各学校に固定額で配分されるというふうに聞いているのですが、独自の取り組みであれば、基本的に固定額という配分については疑問があるところでありますし、以前一般質問で、自然体験学習に大樹の小学生なんかを積極的に派遣したらどうかという話をしたときに、学校行事は１年前からやることが決まっていて、それが入り込む余地がないという回答をいただいています。それからすれば、もう既に２２年度に何やるかというのはわかっているわけですから、必要経費であれば、固定額でなくて、それに見合う経費、増えるのであれば増額する、なくなれば減額という形が妥当ではないかというふうに思うのですが、例えばこの学校に３０万円、５０万円と固定額で、これを使えということであれば、お金をもらってから、では、何をやるかという後追い的なことにもなりますし、計画をしたものでかかる経費で支出をするというのが妥当でないかと思いますので、固定額ということと、何をやるかというのが、例えば年々変わっていくのか、毎年同じことを継続していくのかということを含めて伺いたいと思います。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

特色ある学校づくり推進事業ということで、大樹の小中の児童・生徒の多いところには４０万円を配分させていただいております。他校については２５万円ということで計上させていただいてございます。各学校で計画をつくって、研究目的だとか研究内容を毎年申請をいただいているところでございます。

それで、この中については、予算の中で学校現場で、予算に見合った事業ということでお願いしてございます。そのようなことで、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

それから、研究内容ですけれども、毎年同じというようなことはないと思ってございます。そのときそのときに、学校長なり担当の教諭からの計画の中で計画書をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

冒頭申し上げましたように、今、予算に見合った計画というような答弁があったのですが、考え方としては、計画に見合った予算づけをするというのが妥当ではないかと思うのですが、いかがですか。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

議員おっしゃるのも理解はいたしますけれども、一応私どもの考えとしては、予算の配分の中で事業をお願いしているという、そのようなことしかご説明できません。

以上でございます。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

ですから、特色ある学校づくりですから、内容によってはある程度お金がかかるということもあるわけです。だから、この予算の範囲内でやれとなると、やろうとすることが圧縮されたり、できないということが出てくるわけです。ですから、増額もあり、減額もありではないかと言っているのです。だから、固定額でなくて、必要経費を、べらぼうには見れないけれども、そういう形で見るのが建前、筋ではないかと言っているのです。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

今後の検討課題とさせていただきたいということでよろしいでしょうか。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

これ、検討ではなくて、固定額ということで、額に縛られて、その範囲の中で、例えば額が少なかったら、これに合わせてこのぐらいやるかというふうに、特色が出なくて、惰

性か、アリバイ的に何かやればいいのだろうということになりかねないから、本当に目的達成するのだったら、そっちが、できるかどうかは別ですよ、その方向に行かなければならないと思うのですが、いかがですか。検討はいつまで検討するのか、何年も続きますよ、だけど。

○議　　長

暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時１４分
再開　午後　１時１５分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範君

もう１点伺いたいと思います。教育振興費の負担金と補助金の関係なのですが、９６ページに、大樹町中学校体育連盟補助金ということで１４万円が計上されています。この額の問題もあるのですが、実は、町内に中学校は、大樹中学校と尾田中学校しかないのです。体育大会やなんかの持ち方等の、内容的なもので、そういう組織があるということなのですが、今２校しかないのです。最盛期は７校、８校、９校ぐらいあったのです。そうなるといろいろたくさんありますから、そういう連盟的なものをつくってやることも大切だと思いますが、２校しかないとなれば、連盟自体が必要であるかどうかということと。２校しかない中で、連盟として１４万円をどんな形で使うのかということがあるわけです。僕はこれなくてもいいのではないかと思っているのです。ですから、体育大会の関係でやるとすれば、何かのときの打ち合わせか何かで済むのではないかと。お金がいたましいとかは別にして、２校であれば、連絡とか電話でも話できる。ですから、あえて連盟をつくって、そこにお金を計上して何かをやるということでなくて、これは学校間で、２校だったら、いつやりましょうかとか、どんなことをやりましょうかという内容だったら可能だというふうに思っているので、ここにあることと、お金がどういうふうに使われるのかお聞きしたいと思います。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

それでは、中学校の体育連盟の補助金ということで１４万円の計上かと思います。この使途については、大樹には、尾田中学校と大樹中学校ということで２校しかございません。その中で、部活動の用具代ですとか、活動費の一部に使われているものでございます。

今年につきましては、昨年に比べて４万円増の経費を計上させていただいてございます。この中で、大樹で中体連というか、スポーツ活動ですか、それぞれ勝ち抜いて、例えば南十勝ですとか、十勝大会ですとかがございますので、その中の監督会議の旅費等、そのようなことに使用させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

そうしますと、実態としては、連盟に対する、連盟を維持するというか、連盟の、例えば独立法人とかでなくて、連盟を維持するお金ではなくて、子供たちが使う用具とか、活動経費の補てんと。だったら、ちょっと項目的に理解…、連盟があって、連盟の会議とか、そういう連盟の役員とか、連盟自体の組織機構に使用する予算というふうに受け取りがちなのですよね。

さっき理解というふうに、子供たちが大会とか、ふだんの練習で使用する用具類の一部であると。だったらほかの項目でみるべきではないかと思うのですが、それはまた言われますから、了解しました。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

水谷隆司君。

○水谷隆司君

９６ページの負担金、補助及び交付金の大樹町教育研究所補助金で、ことし、副読本が新しくつくられるということで、小学校３、４年生対象のものということで、私の時代には、ない時代でしたので、なかなか地域のことを含めて勉強することができなくて、今こういうものが教育の中に取り込まれて利用されているのだなというふうに理解をしました。

３年生、４年生の期間で、時間数はどれぐらいのものが使われるか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

時間数というと、社会科の副読本を使用しての時間数ですか。ちょっと押さえてございませんので、後ほど、もし必要であれば現場からお聞きしたいと思います。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、９５ページから１００ページにあります２項小学校費の１目学校管理費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範君

９８ページの小学校費の中で、これ中学校にも関連するのですが、役務費の中で、水質検査手数料とあるのです。もっと早くに聞いておけばよかったのですが、３万円計上しているのですが、何の水質を検査するのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

この水質検査手数料については、児童・生徒が飲む飲料水の検査をしてございます。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

普通の町の水道の水を検査するということなのですか。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

はい、そのとおりでございます。これについては、学校健康安全法ですか、それに定義されている内容で、水質検査をしなければならないということで、町部局のほうでもやっている水質検査とうちらは理解してございます。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

ちょっと勉強不足で申し訳なかったのですが、法律で決まっているとなれば、そこは曲げられないのかもしれませんが、一般的に、法律であって、例えば中学校、小学校独自で引っ張っている水道でない水ですから、多くの町民、それから、いろいろな商店、全部施設に入っている水なのですよね。ですから、それの水質検査を都度都度やらなくてはならないということになると、町の水道自体に疑心暗鬼になるわけです。例えば保育所の給食現場だとか、それから学校給食だとかいろいろ含めて、病院とか含めて全部やらなくてはならないと。根本の町の水道のもとまで何となく疑われる。ここ本当に、例えば山からわき水とっている場合あるのですけれども、規則だからと言われると、それ以上のことはないのですが、ちょっと理解に苦しむのですが、これ以上言ってもだめですね、わかりました。

○議　　長

それは質疑のとおりだな。水道水は検査受かっているだろう、町の。それをまた学校で検査し直すというのも変でないか。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時２３分
再開　午後　１時２５分

○議　　長

再開いたします。

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

失礼いたしました。大樹町の小中学校には、先ほど言われた貯水槽というものはございません。けれども、水道の蛇口から出る水を検査しなさいということで、学校保健安全法ですか、このようなことで決められておりますので、うちらはそれに基づいて検査をしなければならないというふうに理解してございます。

以上でございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

９６ページの燃料費、学校管理費の中の小学校、７４８万８，０００円。これ新しい学校になったので燃料費、昨年のちょっと見なかったので、昨年とで減額されているのか、余分に上がってしまっているのか、勉強不足ですみません。ちょっと教えてください。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

それでは、燃料費の関係でございます。前年度より１２０万円ほど減額させていただいてございます。それについては、昨年、灯油が８１円６０銭が７２円ということで、あと、重油については８０円から７２円ということで、ある程度実績に基づいた計上をさせていただいてございます。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

燃料費だから、使うのだろうと。だけれども、学校新しくなったら暖房よくなったのでしょう。逆に燃料費が減らなければならない。１００万円、燃料の高騰によって下げたというだけの話で、要は、実質使われる積算をしなければいけないですよね。１２月から、冬しか使わないのだから燃料費は。早く言えば灯油でしょう、重油と。だから、これは、新しい学校で快適な生活を送れるように、暖房やらいろいろやったのに、これはもう少し、普通からいくと下がるべきかなと思っているのです。僕から考えると、古いときと、新しいときと、燃料の高騰分だけを１００万円下げたでは、これはちょっと納得できないので、後でいいので、総括でもう１回いきますから、教えてほしいのは、昨年度、１９年度の燃料、古い学校に使った燃料代と、今年度、１０月ぐらいから燃やしているのでしょう、ボイラーやらは。月別で見ると、燃料費というのはわかりますよね、それを教えてください。お願いいたします。

終わります。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

それでは、私のほうから。床暖房とかも入ってございまして、実績によってある程度下げさせていただいてございます。まだ、大樹小学校が建って、去年の３月に供用開始してございますので、まだ十二分な実績については、ことしの冬を終わった時点で、また積算の単価というか、その実績をもとにさせていただきたいというふうに思ってございます。

以上でございます。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

言っていること違う。２１年度の１０月から燃やしているのだから、その燃料費の金額を教えてほしいと。それから、１９年度は古いのだから、その金額を教えてほしいと。だ

から、請求来るわけでしょう。それを、実質を見せてくれればいいだけの話なので。ちょっと勘違いをしないようにお願いします。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

それでは、後ほど提示させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、９９ページから１００ページにあります２目教育振興費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義君

１００ページの２０節扶助費、修学旅行援助費、また、学校給食援助費と、これ、要保護、準要保護の家庭に対することだと思いますが、この際、私はこういうところはもう、義務教育無償と私は考えております。私が考えたのでなく、憲法に書いてある。それで、こういうところもやっぱりもう無償にするべきでないかというふうに考えています。そこで、全部になれば国に求めるしかないというふうに考えますが。

それともう一つ、前段に、例えば大樹以外の尾田とか、あるいは今ある中島、こういうところについての修学旅行費を無償にするための級地の変更、引き上げ、これを、何か教育委員会でも大変強く求められて、上部に求められていると聞いていますが、さらに今後ともそれを続けてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

今のご質疑の内容ですが、この予算書の中に計上させていただいているのは、先ほど議員もおっしゃれたとおり、要保護、準要保護ということで、生活困窮者の予算を計上させていただいてございます。

そのようなことで、あと、修学旅行費ですとかは、全額町でもてというような考えは、今のところ教育委員会としてはもってございません。

以上でございます。

○議　　長

志民君。

○志民和義君

国に強く求めてくれと、こういうことです。それと、級地の引き上げも求めてほしいと思いますが、いかがですか。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

国に求めるということについては、昨年、一般質問でございましたように、機会を通じて要望していきたいと､それについてはやぶさかではないというふうに思ってございます。

あと、級地の区分ということでございますけれども、７年ごとに各学校の級地が改正されます。２２年については、新しい区分ということで、昨年から事務を進めてございますけれども、大樹については、前年どおり１、２級の学校ということで、級地の変更はございません。

以上でございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

姉崎清作君。

○姉崎清作君

ここに役務費で、学力検査コンピューター診断料と出ているのですけれども、恐らく６年生だと思うのです。全国学力検査だと思うのですが、大樹はどの位置にいるかお知らせはできないのですか、そこら辺ちょっと。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

姉崎議員のおっしゃるのは、全国学力学習調査という内容でしょうか、ことしの場合、悉皆調査から抽出調査、それに変わったところでございますけれども、本町においては２校が選定されましたけれども、北海道教育委員会で、全道の小中学校に調査ができるというような予算をつけていただいたので、ことしについては全学校という参加になってございます。

それから、先ほどの成績の内容、それについては、学校が特定されたり、児童が特定されたりということがございますので、例えば尾田の小中学校ですと、５年生が１人ですとか２人ですとかということになって、それを公表しますと、俗に生徒の顔がわかるわけです。そういうことをなくそうというようなことで、学校の個人的な成績については公表はしてございません。

それから、先ほどの学校のコンピューターの関係でございますけれども、これは、十勝教育研究所が教研式標準学力検査、ＣＲＴコンピューター診断というのを行ってございます。これについて、各学校で学力検査、コンピューターの診断ということで行ってございます。ＣＲＴの学力検査ということでご理解を願いたいと思います。

○議　　長

姉崎君。

○姉崎清作君

小さい学校のテスト結果を発表したらだれだれとわかるのですが、大樹町全体の学校、６年生なら６年生、中学３年生なら３年生、全体にしたらわからないと思うので、十勝管内で大樹町の学力はどれぐらいなのか、それは発表できるかできないか、そこら辺。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

２１年度の学力学習調査の結果、これは、北海道教育委員会が全国と比較して調査内容を発表してございます。北海道は下位にランクしてございまして、４６番目というような

報告になってございます。大樹町の各小中学校で分析をしてございます。それについては、若干高いと低いという学校がございます。全体的には、学校だより等で各ＰＴＡに、ＰＴＡだよりですとか、そういうことで保護者のほうにはお知らせをしているところでございます。

以上でございます。

○議　　長

姉崎君。

○姉崎清作君

保護者に教えて、議会で教えられないということですか。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

これもちょっと検討させていただきたいと思います。ちょっと内容が内容なものですから、その辺でご理解を願いたいと思います。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、９９ページから１０４ページにあります３項中学校費の１目学校管理費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範君

中学校の学校管理費の備品購入費なのですが、下駄箱７９万５，０００円とあるのは、生徒が普段活用している下駄箱は、これは備品購入ですから、新しいのを取りかえるということで、そのまますっぽり理解をしてよろしいですか。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

更新することに異議はないのですが、それほどもう使えないような状況で、現状がそうだという理解でよろしいですか。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

はい、そのとおりです。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

ここに同じ下駄箱の下に、柔道着、投げ込み用マット１００。これ、柔道着は何着買うのですか、１着の単価、それからマットの単価。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

それでは、私のほうからご説明させていただきます。柔道着の購入は、新学習指導要領に基づきまして、今後、武術を教科に入れなさいということで、大樹の場合は柔道を選択するという内容でございます。一応単価的には４，５００円で、３年生全生徒分、それを計上させていただいてございます。１６０弱というような数字でございます。マットでございますけれども、マットについては１６万円ほどの計上をさせていただいてございます。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

柔道着は裸で着るのだよね。何か服着て、Ｔシャツかなんか着るのか。だけれども、汚くなるべ、これ。これ１年に１回、これ計上していないのだよ。普通は出てこなければだめさ。みんなが着るのだろう、今、アレルギーとか、ばい菌とかとうるさいのだから、これ出ていないのだよ、これ１年に１回出さないで、ずっと使わすということで理解していいですか。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

この柔道着については、貸与ということで考えてございます。それで、生徒に預けるというような感じで。それで、クリーニング代というようなお話なのですけれども、うちらのほうも試算させていただきました。それで、備品購入で、学校に備えつけで購入してしまうと、クリーニング代のほうが高くなるというような試算もございますので、今の子供たちは人の着たものを着たくないですとか、そういうような時代でもございますので、一応貸与というようなことで計上させていただいてございます。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

これ備品だよ、備品。備品を生徒に預けてしまいますと。では、ちゃんとお預かり証をいただくのだね。なくなったときは返してもらうのだね。ここら辺は、貸すのもいいのだけれども、現実的にこれ備品購入だものこれ。それを子供に一つずつ与えますということでしょう。与えますということは、町の財産なのだよね、それを子供に与えるのか、親に与えるのか、これちょっとずさんでないか、管理。これ毎年棚卸ししたときに、１点ずつ、卒業した生徒がどこかに置いたからわからないと言ったときに、備品、困ってしまうよ、これ。町の財産として目録に残すのでしょう、学校の。ここら辺ちょっと適正に、言いませんから、適正にできるように、議会で言われないように、管理をできるようにお願いをしておきます。

○議　　長

お願いでよろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

鈴木千秋君。

○鈴木千秋君

今の関連で、参考のためにお聞きしたいのは、新学習要領で武道の学習に選択するということで、大樹町は柔道ということで、この武道というのは何々が入って、入る一つに柔道というものになるのか。そしてこれは、今回、新学習要領ができたので、このままずっと柔道という形でいくのか、あるいは複数選択して、それも盛り込めるのか、その辺のことはどうなっているのかお伺いいたします。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

武道という中では、日本の武道いろいろあると思います。剣道、柔道、あと、空手ですとか、その中で、中学校の現場では柔道を選択したというような内容でございますので、今後、指導者の関係も出てくると予想されます。その中で、剣道の有段者がいるですとか、今、現場でおりますのは、柔道を指導できる教諭がおりますので、柔道を選択というようなお話になろうかと思います。

○議　　長

鈴木君。

○鈴木千秋君

ですから、今回は柔道一つなのですけれども、例えば二つ、三つとそれが選択できるのか、それから、大樹中学校で一つの柔道ですけれども、生徒、分かれてそれをやらせる、やらせると言うとおかしいけれども、それをできるのか、あくまでも一つでやるようになるのかお伺いいたします。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

一応大樹の場合は柔道ということで、柔道オンリーでございます。剣道ですか、そういうものは考えてございません。当面は柔道で進んでいきたいなというふうに思ってございます。

○議　　長

課長、二つ選んだら許可になるのかということ。一つしか許可にならないのかということ。

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

例えば柔道と剣道を選んだら両方できるのかという内容でございますね、それについては、学校現場からの要望で、柔道を選択というものでございまして。（発言の声あり）

あと、時間的な問題もございまして、授業時間数、体育の柔道をやる時間数もそんなに多くはございませんので、ほかの球技とかもしますので、体育授業の中で、あくまでも柔道というか、武術を何時間ということで設定されてございますので、そういうことでご理解願いたいと思います。

○議　　長

鈴木君。

○鈴木千秋君

後からでいいですから、学習要領の中に、二つ選択して、体育なら体育の授業で取り上げて、一つのものについては時間制ですけれども、１年の中で二つを取り上げてやれる可能性があるようになっているのかどうか。今回はたまたま一つということで、大樹は取り上げたということはわかっています。そういうことはできるようになっているのかどうかというのを聞きたい。

○議　　長

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

できる内容にはなってございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、１０３ページから１０４ページにあります２目教育振興費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

休憩いたします。

休憩　午後　１時４７分
再開　午後　２時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、１０３ページから１０８ページにあります４項学校給食費の１目学校給食費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、１０７ページから１１０ページにあります５項社会教育費の１目社会教育総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、１０９ページから１１２ページにあります２目生涯学習センター費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

次に、１１１ページから１１４ページにあります６項保健体育費の１目保健体育総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、１１３ページから１１８ページにあります２目体育施設費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範君

体育施設費、需用費の修繕料なのですが、３３６万３，０００円でいろいろな箇所を修繕するというふうに理解をしているのですが、実は、青少年会館の角というか、外にあるマンホールの修繕はこの中に含まれていますか。

○議　　長

郷原社会教育課長。

○郷原社会教育課長

予算の中には入っておりません。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

実は、新館と旧館というか、出っ張っている角のところにあるマンホールなのですが、いつかわかりませんが、間違いなければ、あそこのマンホール、上か周辺は破損をして水が横から漏れるとか、それから、ふたを応急処置している状況が続いているのです。多分、町内会とかどこかから実態調査が上がっていると思ったのですが、学童も使っている施設でありますし、それは、雪解け以降調べて、多分危険な状況で、実は昨年秋に町内会で行事あったときも、コンパネでふたをするなりして使った実態があったというふうに理解していますので、ぜひ点検をして入れていただきたいと思います。

○議　　長

郷原社会教育課長。

○郷原社会教育課長

町内会のほうからお話がありまして、一度直したと思いますけれども、もう一度現場を

確認して、再度、もし危険ということであれば早急に対応したいと思います。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、１１７ページから１２０ページにあります７項図書館費の１目図書館総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時０４分

再開　午後　２時０５分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、１１９ページから１２０ページにあります１１款災害復旧費１項農林水産業施設災害復旧費の１目農業用施設災害復旧費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

次に、１１９ページから１２０ページにあります２目林業施設災害復旧費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、１１９ページから１２０ページにあります２項公共土木施設災害復旧費の１目道路河川災害復旧費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

次に、１１９ページから１２０ページにあります１２款公債費１項公債費の１目元金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、１１９ページから１２０ページにあります２目利子の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、１２１ページから１２２ページにあります１３款諸支出金１項特別会計繰出金の１目事業会計繰出金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、１２１ページから１２２ページにあります２項特別会計出資及び補助金の１目特別会計出資及び補助金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

次に、１２１ページから１２２ページにあります３項基金費の１目基金費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、１２３ページから１２４ページにあります１４款予備費１項予備費の１目予備費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

◎延会の議決

○議　　長

お諮りいたします。

議事日程の都合上、本日の会議は、これにて延会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決しました。

本日は、これで延会いたします。

延会　午後　２時０９分

平成２２年第１回大樹町議会定例会会議録（第６号）

平成２２年３月１２日（金曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員指名
第　２　議案第　２９号　平成２２年度大樹町一般会計予算について
第　３　議案第　３０号　平成２２年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算について
第　４　議案第　３１号　平成２２年度大樹町老人保健特別会計予算について
第　５　議案第　３２号　平成２２年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
第　６　議案第　３３号　平成２２年度大樹町介護保険特別会計予算について
第　７　議案第　３４号　平成２２年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
第　８　議案第　３５号　平成２２年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について
第　９　議案第　３６号　平成２２年度大樹町水道事業会計予算について
第１０　議案第　３７号　平成２２年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について

○出席議員（１２名）

１番　水谷　隆司	２番　菅　　敏範	３番　鈴木　千秋
４番　高橋　英昭	５番　有岡　千恵子	６番　安田　清之
７番　志民　和義	８番　阿部　良富	９番　横山　軍鬼
１０番　川原　和夫	１１番　姉崎　清作	１２番　小谷内　勲

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町長	伏見　悦夫	副町長	大井　英則
総務課長	中川　泰介	企画課長	布目　幹夫
町民課長	西川　敏忠	税務課長	佐藤　彰
保健福祉課長	北林　博美	農林水産課長	武内　稔
町営牧場長	堀川　昇	商工観光課長兼地場産品研究センター所長	辻本　博
建設課長	田中　健児	会計管理者出納課長	高野　幸治
教育委員長	市川　奎二	教育長	小林　文雄
学校教育課長兼学校給食センター所長	松本　清隆	社会教育課長	郷原　憲治
図書館長	細田　洋子	農業委員会長	鈴木　喜雄
農業委員会事務局長	守澤　芳弘	代表監査委員	澤尾　廣美

○職務のため出席した議会事務局職員。

事務局長	廣瀬庄治	主任	猪狩浩介

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は、１２名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１７条の規定により、議長において、

１番　水　谷　隆　司　君

２番　菅　　敏　範　君

３番　鈴　木　千　秋　君

を指名いたします。

◎日程第２　議案第２９号

○議　　長

日程第２　議案第２９号、平成２２年度大樹町一般会計予算について、昨日に引き続き質疑を行います。

初めに、昨日の教育費の質疑で、説明が未了の案件がありましたので、松本学校教育課長より説明をさせます。

松本学校教育課長。

○松本学校教育課長

それでは、昨日の志民議員のページ数が９４ページ、１２節の役務費インターネット使用料ということで、インターネットの回線について尾田小中学校等にＡＤＳＬの回線をつなぐとしたら、どのぐらいの費用が必要かというご質疑でした。

尾田地域にはＡＤＳＬの利用が可能な地域となってございます。それでインターネットの接続については、適切な利用とする観点から、学校と役場庁舎のネットワークでつないで、役場側のサーバーを介して利用するというような方法で実施してございます。このためＡＤＳＬ回線とする場合、役場側の設備も必要とのことでございます。その中で検討した段階では、次のような試算を行ってございます。

まず、１番目にネットワークの機器ということで２２万４，０００円ほど、あと搬入設置現地調査ということで５万４，０００円、３番目にネットワークの設計ということで１５万円、４番目にＯＳネットワークの環境設定ということで１５万円、トータルで５７万８，０００円ほどかかるというような試算をしてございます。学校現場では他の修繕を優先させていただいてございますので、これを設置することによっての費用対効果ですとか、その後のことを勘案しますと、ちょっと先送りというようなことで推移してございます。

インターネットについては以上でございます。

続きまして、水谷議員からご質疑あった９６ページ、１９節の負担金・補助の中で、大樹町の教育研究所の補助金の中に副読本の整備というようで社会科の副読本の利用頻度は

どのくらいかというようなご質疑でございました。
副読本につきましては、３年生、４年生の社会科で使用されております。学習指導要領の中では社会科の年間授業が３学年で７０時間、４年生では９０時間という内容になってございます。それで３年生、４年生の社会科なのですけれども、１番目に地域の産業や消費の様子、２点目に地域の地理的環境や先人の働きですとか動き、３点目に地域における社会的事業を観察・調査するという教科の目標となってございます。
副読本については、この指導要領に沿って教科書の内容を大樹町に置き替えた内容で作成しております。したがいまして、３、４年生における社会科の授業はその副読本を中心にして行われているという内容でございます。
続きまして、安田議員からご質疑のございました、９０ページ、１１節の大樹小学校の燃料費の関係でございます。予算編成時には過去の実績を考慮しながら積算を行ってございます。それで１８年、１９年度の平均として灯油については２万１，９７７リットル、Ａ重油につきましては５万６，０００リットル、トータルで７万７，９７７リットルという実績でございます。
続きまして、２０年度の実績でございますが、灯油につきましては２万２，３６４リットル、Ａ重油につきましては３万６，０００リットル、トータルで５万８，３６４リットルでございます。２１年度の２月までという内容では、灯油については４万２，０００リットル、それで２２年度の素案については５万リットルを想定させていただいております。
以上でございます。
○議　　長
ただいまの説明について、特に質疑がございますか。
志民君。
○志民和義君
説明よくわかりましたが、そうなのですか、それで役場庁舎内は議会事務局しか知りませんけれども、高速回線使っていらっしゃるのですよね。それで利用できますよね、役場も庁舎内。なぜ小学校とかというのを、役場のサーバーを介してやっているというのはちょっとどういう意味で、それ庁舎内ＬＡＮとか何とかの関係なのですか、ちょっと僕説明よくわからなかったのですが、その役場のサーバーを介してやる理由というのはどんなものだった、なぜなのか、そこをお伺いします。
○議　　長
松本学校教育課長。
○松本学校教育課長
役場のサーバーを通すということで、フィルタリングですか、その有害のものですとか、そういうものを排除するというような内容かと思われます。
○議　　長
ほかに、質疑はありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認め、これをもって終わらせていただきます。
続きまして、一般会計の歳入、３ページから２２ページまでの一括質疑に入ります。
質疑はありませんか。
有岡千恵子君。

○有岡千恵子君

２０ページの不動産売払収入の関係で立木の売払収入が計上されています。これはどういった内容であるかお聞かせ願いたいと思います。

○議　　長

武内課長。

○武内農林水産課長

立木の売払収入なのですけれども、本年度については美成のところと、それから間伐で出てくる立木の売り払いを見込んでございます。

まず、間伐で出てくる立木の売り払いにつきましては、総体で６４８立方で必要経費を除いて１３３万２，０００円をみてございます。

それから、指名競争入札で立木の売り払いを見込んでございますが、ことしは美成の７６番地、８１番地の１、８６番地の１、９２番地、面積が１５．７６ヘクタールを見込んでございます。保安林でございまして、保安林の半分の部分だけ伐採して売るという計画でございます。材積が森林調査部の材積ですけれども、２，３００立方で、必要経費を除いて９７８万６，５００円を収入として見込んでございます。間伐と合わせて１，１００万円という収入の見込みを立ててございます。

○議　　長

有岡君。

○有岡千恵子君

毎年この立木の売払収入ということで計上されているわけですが、ここ１０年間ぐらいの推移といいますか、例えばこの売払料が減っているのか増えてきているのか、そのあたりについてもお聞かせ願いたいと思います。詳しい面積はよろしいのですが、大体どのような状況にあるかということについてお聞かせ願いたいと思います。

○議　　長

武内課長。

○武内農林水産課長

傾向としてはちょうど伐期に入ってますので、増えてございます。町の町有林の樹木につきましては、経済林という位置づけでずっと施業をやってきてございます。そういった意味でちょうど伐期が来てございますので､そういったことで増えている面もありますし、それから貴重な一般財源として利用できるということもありまして、伐期とちょうど重なったということで、大変財源としては貴重な財源として使わせていただいております。

○議　　長

ほかに、質疑ありませんか。

川原和夫君。

○川原和夫君

ただいまの売り払い立木に関連してでございますが、町の全体の町有林面積としては私の知っている限りでは三千五、六百ヘクタール、そのうち人工的に植林地という面積はいかほどあるのでしょうか。

○議　　長

武内課長。

○武内農林水産課長

面積が３，９１０ヘクタール、これは豊頃町の湧洞も含めてですけれども、大樹町内だけ

ですと３，６００から７００程度なのですけれども、人工林の面積、すみません、今ちょっと資料が見つからないものですから、後ほどお知らせしますけれども、ほとんどが人工林が主です。

○議　　長

川原君。

○川原和夫君

そこで、ここ七、八年前ごろから毎年のように売り払いをしているわけでありますが、その中で、その推移を見てますと大体樹齢が５０年後先、長いので５５年、短ければ５０年を切るものも売り払いをしている経過だと思います。

そこで、これだけの多くの人工林を抱えてやっているわけですから、やはり長期的な伐期というものをもう少し変えてみてはどうかと、こういうふうに私思うのですが、やはりあまり回転を早くしますと、それなりに植栽から伐期までにかかわる経費というものは相当にかかっているわけですね。でありまして、やはり伐期を流すことによって、その樹木の価値も上がりますし用途も広くございますし、また、植栽した当時はやはり今一番国際的にも騒がれております、この温暖化防止、CO_2の削減効果ということも考えますと、やはり大径木にするということがやはり広域的な収益にもなるのではなかろうかというふうに考えるのでありますが、その伐木の、あるいは私としてはやはり５０年のものは７０年ぐらいにしてはどうかというふうに思うのでありますが、担当のほうではどう今後とらえていくのでしょうか。

○議　　長

武内課長。

○武内農林水産課長

人工林の面積を先に、２，３１０ヘクタールほどになってございます。それで、その長伐期にもっていってはどうかという話でございますけれども、先ほど申し上げましたように、町有林の位置づけとしては経済林という形でずっと施業してきました。ちょうど５０年をめどに伐期が来てますので、最近は伐採が多くなっているということで、切っているわけですけれども、先ほども申し上げましたように財政的に苦しいときには貴重な一般財源となって、町の財政運営に大きな役割を果たしてきたわけです。私らも小学校だか中学校の記憶がちょっと定かではないのですが、たしか萠和山へ行って学生のときに学校を建てるときにこの木が切られて、また学校の建築の財源になるのだということを教えられて、一緒に植樹をした記憶がございます。そんなこともあって、たまたま今回もその小学校の改築があったということで、そういった面では大きな役割を果たしたと思っております。６０年から７０年以上の長伐期制にするということでのメリットとしては、再造林することのコストの縮減が図れること、それから森林の持つ機能を高度に発揮できる、それから利用率の高い大径木を生産することができるということで、森林の資源的価値が向上するのではないかというふうなメリットがあると思います。

逆に、デメリットとしては伐採収入を得るまでの期間が長くなると、それから長期間に向いた品種を選定することが必要でないかなということが言われています。特にカラマツなんか長くおくことによってどういった害が出るのかというふうなことが、まだはっきり技術的に解明されてませんので、その辺の未解明な点が残されているということでございます。それから、風害、森林被害、こういったものに遭遇する可能性が高まるというふうなこともございます。特に、平成１４年の台風においては、町有林の木がかなり台風被害

で大きな被害を受けました。特に大径木が多かったというぐあいに記憶をしてございます。
　このようにメリット、デメリット一長一短あるわけなですけれども、全部が全部そういった長伐期にするのではなく、見本林的にそういったものを置くというようなことが財政的にも許されるのであれば、検討してみたいなと思っております。

○議　　長

　川原君。

○川原和夫君

　ただいま詳細にメリット、デメリットについてお話等を受けたわけでございますが、私はやはりこのいろいろな文献を見ますと、大樹町町名の由来というのは、広尾村から昭和３年に分村をして大樹村になった町名の由来というのは、アイヌ語でカタカナでタイキウシと。それはどういう意味かと言うと、大木の群生するところという意味のように伺っております。まさに歴史は繰り返すということが言葉にはよく出てくるわけですが、やはり私たち以前の生まれる以前にはやはりそうした大樹は大木の群生のこの町だったのかなというふうに思い出されるわけでして、今は、そうした先代が開拓をしてこうした広い平野になっております。今の小さい子どもたち、あるいはこれから生まれてくる子どもたちにも、やはりそうした背景を目の当たりにして、現物を見せてあげるにも大切な資料の一環であると思うのですね。
　そこで、やはり私は、全部が全部でなく気象条件というか、その大木にする条件のいい場所を１林班でもいいからやはり８０年、１００年、あるいは１５０年というふうに残して子どもたちから大人までのそうした歴史の繰り返しの見本となるような林班が必要でなかろうかというふうに感ずるわけです。
　いろいろ先ほどの説明の中では、やはり長年おくと空洞感もきてなかなかそういう至難な面もあるというようなことも申されましたけれども、実際に開進の神社境内には１００年を超えた樹齢のカラマツがあります。本当に私もそばへ行ってみましたが、本当に直径１メートル何ぼというふうにすばらしく大径木になっておりますし、また森林関係技術者に言わせますと、決して空洞にはなっていないというふうに言われております。そういうことから言いましても、やはりそうしたサイクルの５０年のものは７０年にするとか、あるいは見本的に１林班ぐらいはそうしたずっとおいておくということをしたほうがよいのではなかろうかと、私は思いますが、私、この後ちょっと次の時間帯休ませていただきますので、町長にその思い、考えをひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○議　　長

　伏見町長。

○伏見町長

　うちも立木の売り払いの関係については、今、課長のほうからいろいろとご説明あって、ご理解得られたかなと思っております。
　今、いろいろと議員のほうから、この地球温暖化に向けた中での取り組み、これは大切なことだと思っております。ですから、今、課長から申し上げましたように、やはり全部伐採してしまうということも、これも一つの方法かなと思いますけれども、やはり林班ごとに残すとか、例えば２分の１だけやるとか、それからまた、その中にある広葉樹ですね、こういうものもこれらを残していく必要があるだろうと思っております。大樹にふさわしいような、やはりそういう森づくりというか、そういうことも大事なことかなと思っておりますので、今、議員おっしゃったようなことを、これから長期的なことに立った中で、

きちっとしたやっぱり計画を立てていかなければならないだろうと思ってます。それをこれから進めていこうということもございますので、いろいろと今地球温暖化の関係ではいろいろとそういうことが叫ばれておりますので、この辺を重点的に財政も大変ですけれども､やはりそういうことに配慮した中で､またいろいろな面での環境保全的なことからいっても、これまたいろいろな面でメリットが出てくるのかなと思っております。

ただ、やはり傾斜地だとか海岸地帯ということになると、やっぱり風雪害だとか、そういうような被害もありますので、そういうところをやはり間伐等で進めていくべきだと思っておりますし、大樹町にも大きな樹齢のもった木がたくさん各地区にあります。これらをやはりきちっとした保存した中で、これからも取り組みをしていきたいなと考えております。

○議　　長

ほかに、質疑ありませんか。

高橋英昭君。

○高橋英昭君

２点あります。

まず、１点目の質疑ですけれども、１０ページ、下段にあります社会福祉使用料、この中の老人アパート使用料４８万円計上してありますけれども、月額の家賃と戸数をまずお知らせ願いたいと思います。

それから、２点目の質疑ですけれども、１２ページでございます。商工管理使用料、この中の地場産品研究センター使用料の町内と町外によって使用料が違うと思うのですけれども、その内訳をお聞きしたいのと、もう一つは、営利で使っている、業務上使っている方のそういったものの差があるのかどうかについて伺いたいと思います。

○議　　長

北林課長。

○北林保健福祉課長

最初の老人アパートの使用料ですが､月額２，５００円で､現在１６世帯がここを使用しております。その分の使用料となっております。

○議　　長

辻本課長。

○辻本商工観光課長

２点目の地場産品研究センターの使用料ですけれども、現在、町内、町外区別ございません。１人使用料、１日５００円となっております。町外の利用者の割合としては約２０％ぐらいというふうに、ちょっと今数字ありませんけれども利用しております。

それと、業務で使うということは、あそこの地場産品センターは保健所の許可を得ておりませんので、あくまでも試験的なもの、研究的なものの使用ということでございます。

以上です。

○議　　長

高橋君。

○高橋英昭君

まず、１点目の老人アパートの件ですけれども、あそこは２５世帯ということで記憶しているのですけれども、よろしいですか。

○議　　長

北林課長。

○北林保健福祉課長

実際の戸数は２６ございます。そのうち１６世帯が入居しておりまして、ただ、実際に在宅、入居されている方は１０世帯で、そのほか６人の方は入院されていたり、施設に入られているというような状況になっております。

○議　　長

高橋君。

○高橋英昭君

老人アパートのあり方について、後ほど総括の中でまたお伺いしたいと思いますので、この辺については了解しておきます。

２点目の地場産品研究センターの使用料、先ほど２０％の比率、これはどっちが２０なのですか。

○議　　長

辻本課長。

○辻本商工観光課長

町外者が２０ということでございます。

○議　　長

高橋君。

○高橋英昭君

それでは、研究センターの使用料４５万円です。経費が６０６万８，０００円ということで、数字上だけを見ると費用対効果からいうと不採算部門と、そんなふうにとれるわけです。しかしながら、あそこでやっているいろいろな研究で地場産のチーズだとか、それからそういった農畜産物の加工ということで、非常に貢献しているので、この場所は将来的にも続けてほしいと思うのですけれども、いかんせん４５万円の数字を見ますと、もう少し単価アップだとか、町内と町外差をつけるだとか、そういったことがあっていいのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議　　長

辻本課長。

○辻本商工観光課長

単価のアップですけれども、使用料のほうは一度利用者の方に今いろいろ行政改革推進委員会だとか、いろいろ検討されておりますけれども、もしこれ今の５００円から値上がりという形をとったら、どのぐらいまで皆さんはご利用いただけるかというアンケートをとったことがございまして､やはり１，０００円を超えるのであればちょっと利用を控えたいというようなご意見が多くございました。

○議　　長

高橋君。

○高橋英昭君

今後、施設ですね、予算書を見ますと光熱費だけでも、２４０万円近くかかっているのですよ。そうするとそれぐらいは回収しなければいけないと。やっぱりこれ町内で使うのであれば問題ないのですけれども、町外に貸して赤字で貸し出すというのはいかがなものかと感じるのですけれども、その辺についてはもう１回お願いいたします。

○議　　長

辻本課長。

○辻本商工観光課長

使用料については今後利用者の皆さんの御意見、また、いろいろな方の御意見を聞いて検討していきたいと思います。

○議　　長

ほかに、質疑ありませんか。

鈴木千秋君。

○鈴木千秋君

１４ページの国庫支出金の社会福祉費委託金で国民年金の事務取扱交付金、これ支出の部分で４万何ぼと聞いたのですけれども、窓口業務で、それに対する交付金その他だと思うのですけれども、その交付金の委託金が支援費として交付金が入るのですけれども、その基準というのか、件数なのか額なのか、その辺人口割なのか、どういう形で来ているのか、お伺いをいたします。

○議　　長

西川課長。

○西川町民課長

予算審査で鈴木議員のほうから支出額で、１２万８，０００円ということでお答えはしております。歳入でございますが、これは国民年金事務取扱交付金ということで、国が一括で町に、要するにさまざまな事務処理を町村が補うことになりますので、それに対する補助金としまして、まず人件費、それから物件費、それから一部協力費ということで、交付基準を設けて各全国の市町村に交付されているものでございます。町村については約１７４万円が交付基準額のようでございます。それの約７割を掛けまして、今回ここにお示ししている１２１万９，０００円が国からいただくという内容でございます。ですから、その人口割だとか、とりあえず件数だとか、そういったことは関係なく一律町村によっての交付基準を設けて交付される額というふうにご理解をいただければなと思っております。

○議　　長

鈴木君。

○鈴木千秋君

７０％ということは１７４万円一律それだけみれるとしたら、７０％というのはどういうことなのですか、１７４万円と満度でみるわけにはいかないのですか。

○議　　長

西川課長。

○西川町民課長

ちょっと鈴木議員、その辺の確認はあれなのですけれども、市町村ございますね、それによって町村については７０％という基準を設けているスタイルをとっていのではないかなというような状況だと理解しております。

○議　　長

鈴木君。

○鈴木千秋君

それと、私、なぜ聞くかと言うと、新聞でにぎわしている某紙のこういう事務取扱の漏れだとかあるみたいですから、どういう形になっているのかなというのがちょっと気になったものですから、この生活保護費の事務取扱、その部分につてはちょっと勉強不足で

わからないのですが、担当違うのかもしれませんけれども、その部分についてのそういう国からのそういう交付金というのか、事務の取扱い、あるいは窓口の扱いについてのそういう手当というのはあるのでしょうか。

○議　　長

北林課長。

○北林保健福祉課長

生活保護につきましては、相談業務としまして町のほうの保健福祉課のほうには相談はございますが、実際に保護費を支給決定するのは北海道のほうで、十勝管内は十勝支庁で行っております。そうしたことで、それらの保護費につきましては、北海道のほうで予算を計上し､道のほうにそれらの補助負担金などを求めるような格好になっておりますので、町のほうには補助金的なものは一切来ていないという状況です。事務的には相談を受けますと、町のほうではすぐ十勝支庁のほうにつないで、そこから支庁のケースワーカーが実際の相談者に対しての相談を窓口として受けていくというような流れになっておりますので、町のほうとしてはそれらについての経費が発生するとか、または補助金が入ってくるとかということにはなっていないという状況です。

○議　　長

鈴木君。

○鈴木千秋君

それでは、そういう窓口で相談この生活保護のそういう状況になっているときには、どうなるのかと町に来たときに、単に支庁の担当のほうに紹介、あるいはこういう手続があるのだという紹介するだけということですか、それとも、その担当者が出向いてくるというふうな、今言い方されたのですけれども、町の職員が個々の大樹の住民、なり得るとする対象者に細かく中に入って相談に、いろいろな手続も含めてやっていくということはないわけですか。

○議　　長

北林課長。

○北林保健福祉課長

実際面としては、それらの詳しい相談というか生活保護の手続とか、または制度の概要などを詳しくはお話しをさせていただいております。その上でご本人も納得して、生活保護を実際に申請をするということになりますと、それは支庁のほうに判断を委ねるというような形になっております。相談は一時的には町のほうで全面的に受けております。

○議　　長

ほかに、質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範君

町民税の個人、それから固定資産税、軽自動車税、それから住宅使用料等を含めて、過年度分の滞納繰越分の関係について伺いたいと思います。

まず、町民税個人の関係なのですが、その滞納繰越分の徴収予定額が１９年度から同額のずっと１００万円ぽっきりで計上されてきているわけであります。その年度の徴収額が目標を下回らないような無難なような数字というふうに受け取れますし、そういうふうに聞いているのですが、分母になる実滞納額が年々動いているのに、そこの分子だけがずっと据え置きであるということに対するその積算の根拠がちょっと理解できないという部分

と、その滞納額を減らしていきたいという思いと決意があって取り決めを進めているわけでありますが、その同じ額で固定されたことは、ここでいいかと、そんな気持ちはないと思いますが、いろいろ滞納の実態を精査をして今年度はここに目標設定をして、いろいろな手段でもって努力をしましょうというようなとこが目に映らない状況にあるのは、なぜかというふうに伺いたいと思います。

その一方で、１１から１２ページにある土木使用料の住宅使用料の過年度分につきましては、１５０万円、１３０万円、１００万円と減ってきて、今年度８０万円。中身はちょっと御説明いただきたいのですが、その滞納額が減ってきて、その徴収予定額が減少してきているというふうにここは理解をするのですが、そのとおりでよろしいか、この点について伺いたいと思います。

○議　　長

佐藤税務課長。

○佐藤税務課長

菅議員の質疑にご説明いたします。

過年度分の滞納額について、例年同じような額が計上されているということについてでございますけれども、基本的には歳入の欠陥を生じないということでの最低限の額ということで、ここには計上させていただいておりますが、当然過年度分の税額につきましては、職員がそれぞれ面談臨戸徴収して徴収をするわけで、過年度分は当然その年度で減っていくわけですけれども、また現年度分が努力にもかかわらず残っていってしまうということで、またその年度分に足ささっていくというふうな部分がございます。

年々過年度分については徴収しにくいようなが額の人たちの分が残っていくということで、このような額ということで最低の分を出させていただいているのですけれども、決してこの額を超えればそれでいいのだというふうには、よしというふうにはもちろん考えておりません。もう最低額これだけ出して、なおかつ前年以上、あるいは滞納の収入の予算額を超えるような額を徴収したいという意気込みを持ってやっている状況でございますので、その辺ご理解いただければなというふうに思います。

○議　　長

田中建設課長。

○田中建設課長

町営住宅の過年度分の使用料についてご説明申し上げます。

議員おっしゃるように、これにつきましては１３０万円、１００万円、８０万円と少しずつ予算を下げてきております。内容につきましては、１９年度で１，３００万円以上若干あったのですが、２０年度については１，１９４万円、そういう形で年間１００万前後下がってきております。

それと滞納者の内容ですけれども、なかなか高額というか、長期の方については思うようになかなか納めていただけていないというのも現実で、そういう方につきましては、現年度分を最優先にさせていただきまして、現年度分をお支払いしていただきまして、それから過年度の滞納分という形になりますので、なかなかそこが減らないというようなところが現状でございます。したがいまして、なかなか完全に同じような数字の収入が見込めないというふうなことでございます。

以上です。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

実態は理解をするのですよ。するのですけれども、その歳入欠陥の話もわからないわけではありませんが、ただ、努力をしていくのだというときの目標の設定として、何とか無難な数字で分母が変わっているのに分子は毎年同じというのがちょっと、そういうものなのかなという理解しにくい面があるわけです。個人的には、ことしはここに目標を得て頑張りますといったときに、結果としてそれが下回っても、それは非難されるわけではないと思うのですよ。そういうようなもとになる分母と分子の関係で、例えばここに目標設定それぞれの予算のつくりをするべきでないかと思うのですが、その欠陥を生じた場合というのは何か問題出るのですか。勉強不足で済みません。

○議　　長

佐藤課長。

○佐藤税務課長

確かに滞納額というのは年々減っていくというのが確かに理想ではありますし、このように努力していますし、減ってはきております。ただ、滞納額の予算について毎年同じ額が解せないということでの再度の質疑ですけれども、やはりその滞納額をこれだけ収納しますという予算を計上した中で、町の事業というのを実施しているわけですから、やはりそれが理想としては私たちも２００万円、３００万円という、そういう額にしたいというのは気持ち的にはもちろんあるわけですけれども、やはりその額を裏づけとして町の事業をやっているということであれば、これは予算どおり取れませんでしたと。では５０万円、１００万円減額補正させていただきますということには、なかなかできないかなというふうに思っています。

先ほども申しましたように、確かに過年度分の予算は同じような額ということでありますけれども、それについては全力を尽くしてそれ以上、倍とか３倍と、そういう意気込みで徴収しているという、そういうふうにご理解いただけければなというふうに思います。

分母といましても、増えていっているわけではありません。去年２１年度の過年度分の滞納額というのはおよそ５，３００万円ほどですか、滞納者として２２２名ですけれども、２２年度になるときに、今年度２１年度の現年度分がどれだけ滞納になるかということにもよりますけれども、その辺については今全力を挙げて徴収しているわけですから、なるべく残さないようにということで考えていますので、どうかご理解願えればなというふうに思います。

○議　　長

菅君。

○菅敏範君

もう１点は、簡単な数字の話ですが、土木使用料の住宅使用料のことしの現年度分の収入目標が、１９年度の１億１，０００万円から徐々に少しずつ減少しているのですが、これはその入居者の現在町営住宅は新築もしてませんし、解体等空き家の関係で入居者の戸数が減少した分でこういう計算になるという理解でよろしいですか。

○議　　長

田中課長。

○田中建設課長

はい、内容についてはそのとおりでございます。最近、年間住宅も５０軒近く空いてお

りますので、その辺の収入が見込めないという形になります。さらに、２１年度につきましては、柏木町の特交賃住宅が３軒ほど空きまして、そちらについての入居者がちょっと見込めなかったということでございます。

以上です。

○議　　長

ほかに、質疑ありませんか。

鈴木千秋君。

○鈴木千秋君

１８ページの財産運用収入で、帯広空港ターミナル出資配当金、金額は１，０００円なのですけれども、出資配当金を受けているということなのですけれども、この出資はどのぐらい額、勉強のときにちょっと伺ったのですけれども、いまいち理解できなかったものですから、この額はどのぐらいしているのか。これはいつしたのか、それから何のためにと言ったらおかしいけれども、この帯広空港ターミナルというビルのその運営そのものがどういうもので、我が町にどういう影響というか、どういう関係にあるのか。

それと、今言っている地方の空港の飛行機の運航と関係あるものなのか、全然関係ないものなのか、その辺をお教え願いたいと思います。

○議　　長

休憩いたします。

答弁は休憩終了後、直ちに答弁させますので、今調査しなければならないので。

休憩　午前１０時５１分
再開　午前１１時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（川原議員退席）

○議　　長

中川総務課長。

○中川総務課長

それでは、鈴木議員のご質問にご説明をさせていただきます。

まず、いつからということでございますけれども、昭和５４年７月２６日に出資金が４６万円、この１回のみでございます。目的でございますけれども、貸し室並びに空港利用施設の賃貸料、航空事業者、航空旅客並びに航空貨物に対する役務の提供、飲食物、旅行用品並びにみやげ品の販売、石油類、酒類、たばこ、郵便切手等、そのもろもろのビルの管理の部分でございます。

それから、出資についてはとかち帯広空港でございますので、十勝の市町村、帯広市含めた市町村、あるいはそのほか大株主がございますけれども、その部分の方々の出資でとかち帯広空港を後押ししようという部分での出資金でございます。

メリットでございますが、特に大きなメリットというか、ないとは言いませんけれども、１７、１８、１９、２０と配当金が若干入っております。１７年が１万３，８００円、１８年が２万３，０００円、１９年が１万３，８００円、２０年が１万３，８００円というところでございます。

以上です。

○議　　長

鈴木君。

○鈴木千秋君

それでは、その分はちょっとよくわからなかったのですけれども、あそこの空港の運用することによる関連のそういうターミナルビルをもって、営業している部分について十勝の各市町村で出資してやっていると、そういうことに対する出資だね。そして、飛行運行の今問題になっているどこかの会社が撤退するとか、どうだという話がありますよね、そういうことには直接は関係ないということですか、この出資の会社に対しては、関係ないのですね。

○議　　長

中川課長。

○中川総務課長

その部分については、特に関係はございません。

○議　　長

ほかに、質疑ありませんか。

有岡千恵子君。

○有岡千恵子君

納税の関係なのですが、最近町民の方々税金を納める方法として口座振替が大変増えてきているように思います。実際に窓口で納められる納税のあり方と、口座振替の割合ですね、どんなような状況か、わかっていればお聞かせ願いたいと思います。

○議　　長

佐藤税務課長。

○佐藤税務課長

口座振替の率はどのくらいかというご質問でございました。

２１年度のちょっと資料まだできていませんが、２０年度について申し上げますと、町、道民税につきましては２６．３％、それから固定資産税につきましては３４％、軽自動車税につきましてはおよそ４０％、国民健康保険税につきましては５７％ということで、全体でいえば３５％くらいということが口座振替での納入でございます。

○議　　長

有岡君。

○有岡千恵子君

では、残りについては窓口で支払うという形をとっているということで、よろしいのでしょうか。

○議　　長

佐藤課長。

○佐藤税務課長

はい。

○議　　長

ほかに、質疑ありませんか。

水谷隆司君。

○水谷隆司君

１５ページ、１６ページ、道支出金委託金の総務管理費委託金、これ権限委譲事務交付金というのがありますけれども、現在この委譲をされているものの内容ですね、それと今後国からの機関委任事務含めて予定されているものがあるかどうか。

○議　　長

暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時０６分
再開　午前１１時０６分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

今、調査にちょっと時間かかるので、お待ちいただいて、いいですか、水谷議員。

そのほか。

菅敏範君。

○菅敏範君

９から１０ページの分担金及び負担金、農林水産業費負担金なのですが、前から議論になっていました国営事業受益者負担金、アイボシマ地区農用地開発事業受益者負担金に関してですが、これまで何回か議論になってきましたが、経過として２１年度弁護士とも相談しながら、年度中に一定の結論を出したいということでの回答だという認識をしていたのですが、２２年度予算で項目存置の形で１，０００円が計上されているということは、現時点では理解としては、結論は２１年度に出なくて２２年度に先送りされるものだというふうに受けとめてよろしいですか。

○議　　長

大井副町長。

○大井副町長

私のほうから御説明させていただきますが、これも１１月の決算委員会で弁護士の見解を説明させていただきました。

その中では、時効が成立ということでありましたけれども、そのときに、監査委員さんのほうにも意見求められて、監査委員さんのほうからも説明ありましたけれども、最高裁の判例からいいますと、時効が成立しないというような判例もあるものですから、２１年度で時効成立で債権の消滅という形にはならなかったということで、２２年度においてその債務者と接触をもちながら、今後の対応を検討していきたいというふうに考えております。

したがいまして、あくまでもその債務は消えているわけでありませんので、一応科目存置みたいな形で１，０００円だけを計上させていただいたということでございます。

○議　　長

ほかに、質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

存置は存置としてわかります。本人と話し合っていくということもわかりました。これ請求書送っているのでしょう、きちっと、存置をするということは請求を送っているということで、いいですね。その部分。

○議　　長

大井副町長。

○大井副町長

２１年度に請求書を送っているか送ってないかということですけれども、送ってはおりません。一応弁護士と相談した結果、時効が成立しているということなものですから、そういう形で請求書を送ってなかったということでございます。ただ、先ほど言いましたように、やはり最高裁の判例があるということでありますので、ことし２２年において債務者と接触をもって、なお債務が残っているということを、まず本人に告知をして支払いを求めていくという形になろうかというふうに思います。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

だから、最高裁で判例がありますと。弁護士は時効ですと言ったら、どっちを信じればいいの、これ。最高裁、裁判かけなければだめでしょう。弁護士はもう時効ですよと、２１年度は出してませんよと。だけど存置をしたら出さなければだめですよね。これ消滅しますよ、やっぱり、ちゃんと出さないと。これ民事にあるのだから、商売の中では請求を出さなかったら放棄をしたという形、ちゃんとうたってあるので。だから、この部分はいろいろ問題があるので、やはり手続的にどういうふうにするということを、後でまたこれやろうとは思っていたので、出たので行きますけれども、これやっぱりいつまでもこの存置でおいておくわけにはいかないという僕は認識なのです。町長も悪いのでない、だれも悪いのでない、払わない人が一番悪いのだ。だから、その部分を含めてきちっと２１年度、これ１回は協議会で説明もいただいているのだから、協議会でね。だから、これ手続を早目にきちっとどういう形に、町長いる間にきちっとやらないとこれ、今年度中に結論を出すという認識でいいのかい、これ。ことし中に出さないと、町長来年改選なのだから、我々これまたを全員いなかったら、またわからないよ。これやっぱり我々の義務でもある、議員の。それから執行者の義務でもあると思うので、そこら辺だけはちょっと今年度中にきちっと結論を出すのか出さないのかだけ、お願いをします。

○議　　長

大井副町長。

○大井副町長

年度内に結論ということでございますけれども、私どももあくまでも今まで弁護士と相談しながら、これどういうふうな取り扱いをすべきなのか、かなり以前の問題なものですから、そんなことで顧問弁護士ともいろいろ相談してまいりました。その結果が民法上からいっても、時効が成立するということでありまして、そのように処理しようというような考え方でいたのですけれども、いろいろ調べていく中では、その最高裁の判例がありますよということなものですから、最高裁の判例を無視するわけにもいきませんし、この辺を再度弁護士ともまたちょっと相談させていただきたいなというふうに思っております。

非常に難しい判断になってくるものですから、帯広に顧問弁護士もおりますので、この辺の扱いをもう一度専門的な見知から相談させていただきたいなというふうに、今考えております。ですから、ちょっと年度内に結論出せるかどうか定かではありませんけれども、そういうことでちょっと時間をいただきたいというふうなことで、御理解をいただきたいとなというふうに思います。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

出せるか出せないかではだめなんだって、僕から言うとね。最高裁の判例が出たのならもうこれ裁判かけなければだめなのさ。負けても勝っても裁判かけると。それによってすっきりするのだから、要は、顧問弁護士いるのだから。弁護士費用若干かかりますから補正でも構わないので、すっきりさせましょう、これ一番早いのよ。一応やってだめならだめで、これ裁判かけなかったら水かけ論になっちゃうんだよね。ただ相手に話した、こうしたというだけのことであって、結論は法令上きちっと出てこないので、町長ね、これはやっぱりきちと裁判をかける費用を補正でも構わないので、これには出てませんから、補正にかけて、そして手続を、あとはかけちゃえば裁判所がちゃんとやってくれることなので、これきちっと結論を出してくれるので、民法が優先なのか何が優先なのかと、これは公社なので多分上まで行っちゃうと思うけれども、そこら辺も含めてやっぱりかけて、当事者としゃべったってないものは取れない。取れないのだから結論を早く出すよう裁判かけることをお願いをしたいと思いますが、いかがですか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろとこの負担金は大変議員さん方にも御説明をした中では、大変御理解もそれぞれ得られないかなと思ってますし、このようなことが町民に理解も得られるのかなというようなことも大変我々も頭の痛い問題だと。今、議員おっしゃるように、やはりここですっきりしたほうがいいのではないのかなと思ってます。それによってやれることはきちっとやって、それでどういうふうになるのか、そこでけりをつけたいなと。本人は払うと、今また別な１件でやっているので、それでやったら町長さんに迷惑かけているけれどもというような話で、昨年もちょっとお会いしたときには、こんな話をしてましたので、どういうようなつもりでいるのか、その辺はちょっとわかりませんけれども、やはりそういうような法に照らして、そしてまたよく弁護士さんと相談しながら、これは進めていきたいなと思っております。

○議　　長

ほかに、質疑ありませんか。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時１６分
再開　午前１１時１７分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

布目企画課長。

○布目企画課長

申しわけございません、手間取りまして。

水谷議員の権限委譲の関係でございますけれども、今、現在、現に権限委譲を受けているものでございますけれども、順序よく申し上げていきたいと思います。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律ということで、これがまず受けてございます。それから、浄化槽法の関係、これも受けております。それから鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律の関係でこの分も受けてございます。それから北海道公害防止条例の関係と、それから北海道自然環境等保全条例の関係、それから商工会法の関係でも１件受けてございます。それからあと農業関係では農地法の関係、それから農業振興地域の整備に関する関係、それから北海道種子馬鈴しょ生産販売取締条例の関係も受けてございます。それから北海道漁港管理条例の関係でも受けております。それから国有財産法ということで、現に今交付金として入ってきているのはこの部分でございますけれども、今後、今さらに支庁制度改革含めて、そういう権限委譲を道のほうでも拡大することが検討しておりまして、今後２２年度からさらに一つ今決まっている案件につきましては、母子保健法の関係の低体重児の出生届の受理の関係、この分が１件、今のところ原課のほうと調整して受けるということになってございます。

以上でございます。

○議　　長

ほかに、質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

以上で、歳入歳出の質疑が終わりました。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

阿部良富君。

○阿部良富君

町営牧場のあり方についてですけれども、町長、ここまで来るとやっぱり町営牧場無にになったらと言ったら怒られますけれども、やはり第２牧場は手放すという考えで、やはり私は進んだほうがいいと思いますが、そこら辺の考えをお伺いいたしたいと思います。

あと鳥獣保護の関係で、私は町長にいろいろと鳥獣保護については言いました。この鳥獣保護区、町に権限がある程度移管されたのなら、やっぱりこの柵ですね、今個々に当たって申し込み取っていると言われましたけれども、保護区は柵で囲ってしまったほうが私はいいと思います。そうすればシカも入らないし、ツルとかガンも入りません。ツルとガンは滑空がないところはそんなに飛びませんから、入らないと思いますので、やはり鳥獣保護区を柵で囲ったほうが私はいいと思いますので、その考えもお伺いしたいと思います。

あと保育所、小学校の低学年、ここで町有バス運行を決行されて、時間を短縮しているとは思いますが、今度小学生、あと二、三年すると生花は３軒、４軒と入るのですよ。ここもまた１軒１軒回っていたら、また３０分もかかります、１時間半以上かかりますよね。そうなるとやっぱり子どもにとっては大変重荷だと思いますので、そこら辺を今後どう考えていくかということを、私はお伺いしたいと思います。

以上です。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

牧場の運営なのですけれども、議員もご承知のように、第２牧場ですね、１年間休止を

したというような経過もございますし、大変そのことによっては１年間でも草地も傷みがひどかったということで、昨年あのような形で実施をさせていただいたという状況です。やはり放棄をしておくと、これはもう本当に草地が１年といわず傷んでしまうというようなこともありませんので、やはりこれらの運営については、今これからの申し込みの中でよくその辺を見極めながら、今後どうやっていくのか、貸し付けをしていくのか、売却をしていくのか、その辺のことも含めて、今年度中でその運営委員会である程度の結論を出たということもお聞きをしております。そういうことも含めて、また相手方もありますし、また預託をする農家の方々もいらっしゃいますので、そういう方々のお話もいろいろな面でお伺いをしながら、これらのことについては早い時期に、これは結論出していかなければならないかなと思っております。

いずれにしても、いろいろとこれらのことについては運営委員会、または農協さんともよく御相談をしながら進めてまいりたいなと思っております。

ただ、これ売却ということになれば、これ補助事業でやっているものですから、なかなかその辺がちょっとかみ合わない面もございますので、できれば、御使用なされるところがあれば貸し付けということで進めていきたいなという考えは持っていますけれども、今年度あたりも何か新たに預託をしたいという方が結構いらっしゃるというふうなお話も聞いていますので、そういうことも含めて今後のこの第２牧場の運営には、これは慎重にまたいろいろな面で検討して取り組んでいかなければならないかなと思っております。

それから、鳥獣保護区の関係なのですけれども、今権限委譲云々ということは、これは許可をいただいたということでございますので、今後いろいろな面での取り組みは、これはきちっと我々もやっていかなければならないと思っております。

保護区の柵云々ということもございましたけれども、それも一つの策だなと思っておりますけれども、やはりこの国有林、道有林、そういうところからを全部柵で囲むということになれば、これは町でやるのか相手側でやるのか、この辺は大変これから議論が出てくるところだなと思っております。

過日も国有林等の所在町村の有志の懇談会がございました。そういう中にあっても、ある町長からは国有林で飼育しているシカが町へ出てくるというような、そういう言い方もしておりました。全くそのとおりなのかなと思いますけれども、いろいろな面で今国のほうもこれらのシカばかりに限らず、今後の対策を講じていくと思っておりますし、私たちもいろいろと協議会の中でいろいろと議論をさせていただきながら、今後のこの鳥獣被害をいくらかでも減少するような方向で取り組んでまいりたいと思っております。

それから、３点目のスクールバスの件ですけれども、これはやはり今議員おっしゃるように、今後の対応をきちっと対応していかなければならないと思っておりますし、今年度においてもあちらこちら回ってくるというふうなことのないように、もうストレートでこちらへ来るというような形での運行方法を、車を増やしながらでも取り組んでいかなければならないかなと思っております。

○議　　長

阿部君。

○阿部良富君

今の答弁である程度わかりました。

やっぱり町営牧場第２牧場は去年使ってないのですよね。２年３年とすると本当に荒れてしまいますので、やっぱり貸し付けでもいいから早目に対応していただきたいと思いま

す。
あと鳥獣の関係ですね、これ２４年かそのあたりになると、また湧洞保護区の更新時期を迎えます。やはりこの点を早く踏まえないと私は前回の２０年ぐらい前か、福原町長のときかな、そのときは地元の個人の隣接農地の方々の理解も得ながら進めると言ったのですよね。今回はホロカヤントーこれは個人の理解も得て進めたと思いますが、そこら辺はどうなのですかね。
そして、車の関係ですが、バスの件ですね、これは小学校低学年とか、保育所の園児の場合は通学距離が約１０キロ以内とかと決まっているのですよね。だから何ぼ時間を詰めるといっても、やっぱり４軒５軒となると１時間ちょっとはかかるのですよ。ここは今町長言ったように、早目に対応していただきたいと思いますので、その点を分けてやるのかどうなのかという、そういう考えを早目にさせていただきたいなと思います。お願いします。
○議　　長
伏見町長。
○伏見町長
いろいろと湧洞地区のことも聞いては、その時期になったらまたきちっと対応してまいりたいと思っておりますし、私たまたま、柵の話は全町的なことで申し上げましたけれども、生花、晩成の関係につきましては、この保護区はホロカヤントーとキモントーしか、今なくなりました。ですから沼に柵張っても、これ効果ないかなと思ってます。そういうことで、道有林だとか国有林的なことで、今申し上げたということで御理解願いたいなと思ってますし、湧洞地区の関係につきましても、今後の意見聴取の中にあっては、そういうような議員おっしゃるようなことでの意見申し上げをしていきたいなと思っております。
また、スクールバスの件については、その都度１年１年の対応ということで考えておりますし、また、そういう時期に来ると小中学生と保育所とかというふうな形での運行の方法になるかなと思いますけれども、やはりこれはスピーディーな運行方法をとるというふうな形で取り組みを、今もしておりますし今後もそういう形でやっていこうということで考えております。
○議　　長
阿部君。
○阿部良富君
大体町長の考えはわかりました。
ただ、今、保護区が大樹町内に四つあると言われました。その森林管理局の管轄の中にも保護区あると聞きました。その点を踏まえたら、今回白糠で取り組みました森林管理センターですか、これ柵を設けてどうのこうのとやっていますね。やっぱりそういうところに早目に対応して、少しでも駆除のできるような形を考えていっていただければ私は幸いと思いますけれども、そこら辺はどう考えますか、ひとつお願いします。
○議　　長
伏見町長。
○伏見町長
国有林関係で、今白糠のお話が出ました。この間白糠のお話もいろいろ聞きました。これも一長一短あるのかなと思っておりますし、また、それなりの効果があるということも

直接町長からも聞いておりますので、これは森林管理局もその場におりましたので、今後そういう形でも要請をしていこうということで考えております。

○議　　長

ほかに、質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範君

教育委員会関係で伺いたいと思います。

一つは、一昨年春にカムイコタンの公園の上段、遊々の森という形で認知されているのですが、そこに設置されたバイオのトイレの関係であります。以前も申し上げましたが、価格が３００万円以上して、物は悪くないのでありますが、お金の関係で電気が引けないと、電気が必要なのですが、普段は鍵がかかっていて一般的には使用しづらい。使用した後は動力を動かして２４時間ぐらい撹拌しなければならないと、そういう理由があって、ほとんど使用されていない訳で放置されている状況であります。お金が結構したのですが、これは十勝西部森林管理署との絡みもありますが、その金額の高いものがあるのに、普段なかなか活用できない宝の持ち腐れみたいになってあります。今後、これはもう双方で議論をして本当にあそこでいいのかどうか、実際に多分ちょっぴり使っていると思うのですが、使った後１２時間動かさなければならないとなると、電気がないので携帯の自家発電機を持っていくと燃料の関係で２４時間動きませんから、途中でだれかが行って、２４時間ということは夕方動かしたら８時間とか１２時間で燃料なくなったら、夜中にだれか燃料を持っていかなければならないわけであります、朝早くとか。そうしないと機械とまっちゃう訳ですから、そんな状況についてはやっぱり一番有効に活用できるような方法を見出していくべきでないかというふうに思いますので、近々、簡単に結論は出ないと思いますが、やはり放置をしておくよりも有効に活用できるものであれば、それは別な形を求めていくことも一つのものの考えだと思いますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それから、昨日も申し上げましたが、特色ある学校づくり推進事業報償費の関係であります。

昨日も固定額で各学校に配布をされまして、予算に見合う事業を計画をしてもらうということでありましたが、これは逆だと思います。最初から予算が確定していれば、その特色ある事業ということよりもお金に縛られて、その趣旨が薄まっていって、この予算の中で何ができるかということの範囲の議論に終わってしまうのでないかと。現実的には一番ベターな方法としては、事業内容に見合った莫大な経費がかかるものは別にしましても、事業内容に見合った予算配付が各学校にできるような仕組みにあって、生徒も先生方も含めて幅広い視野でアイデアを出し合いながら取り組めるのではないかというふうに思います。このいい前向きな事業に対してやはりあてがいぶちみたいな予算配置でなく、内容を活かせるような形に今後はしていくべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

もう１点、簡単に先ほど申し上げましたが、中学校の体育連盟です。２校しかないのですから、大樹中学校の校長が会長で、例えば尾田の中学校の校長が副会長で、なんて仰々しいものでなくて、現場段階で議論をしてやっているものですから、それは連盟にお金を交付するということでなくて部活動を推進するための、例えばきのう議論がありました部活動に必要な用具を購入するなり、部活動を進める経費であればそういう名目で有効活用

するほうがいいと思うのですが、いかがですか、伺いたいと思います。

○議　　長

武内課長。

○武内農林水産課長

遊々の森のバイオトイレのお話が出ました。確かに設置したのは西部森林管理署で設置していただいて、大樹の森林管理署が鍵を持ってございます。時期になりましたら私どものほうにも鍵が来ます。議員もご存じのように使うのには発電機が必要でございまして、発電機を設置して使った後には１２時間以上の撹拌が必要だということで、発電機の回しっ放しということで、非常に手間がかかるわけです。

当初設置するときには、電気を引けるということでしたから、バイオトイレということで設置したわけなのですけれども、結果的に何か電気が引けないということになったものですから、こういった形態になってしまいました。そういったことで、有効利用の方策をまた森林管理署ともいろいろ協議しながら、最良の方向を見出していきたいなと思っております。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

菅議員の質疑にお答えをさせていただきます。

特色ある学校つくりの推進事業の報償につきましては、昨日から学校教育課長から説明をしておりますけれども、本年度についてはこのまま配当の形で進ませていただきと。それから、２３年度については、菅議員がおっしゃるのももっともだと思いますので、今後学校長会議、あるいは共同会議の中で、その方向に向かって改善をしたいというふうに考えております。

それから、３点目の中学校の連盟の補助金の関係でございますけれども、これにつきましては２３年度でそのとおり改善したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　　長

安田清之君。

○安田清之君

労働費の中の先日も十勝北海道連合ですか、これについて書類を同僚議員があれした中を読んでいくと、どうもこれ合わないのですよね、僕から言うと、この団体すごく大きいのですよ。ここに答弁のときには育成なんていうお言葉も出たのですよ。育成する団体が銀行まであるのだよ、この団体。貸し付けまでできる会社、おれから言うとね、すばらしい大きな会社なのだよ、これ組織が。木の城たいせつがあれしたときに、６億円も一時立て替えているのだよ。こういう団体に町が３０万円も助成するというのは、これおかしくありませんかね、町長。

それと、この連合、組織も大きいのです、読んでいくと。それで、私はちょっとこれ腑に落ちないと、答弁のときには労働者の育成を踏まえてしておりますと。それで所在地もこれ町の建物の中に所在地があるのだね、これ、要は。これだけのすばらしい団体、入っている方も町の職員の方。それから決算書見ると、これ上納って使っているけれども、これ違うのだろうなと思いながら、上納と書いてあるのですよ。上部団体へ上納と書いてあるのです、町長。これね、上納というのはヤクザみたいものだよね、これ、おれから言う

と。何か上の親分に下の組織はしなければならない組織に、この３０万円、これ上納と書いてあるのです、これ。おれ間違って言ってないわけだから、これいただいたものを決算書の中に上納と書いてあるのですよ、町長。ここにね、上納費と書いてある。金額は４５円、１人ね。決算額１２万９，６００円とちゃんとうたっているのです、上納と。これ町長、やめましょう、これ住民からちょっと疑われます、これだけのでかい組織、町が金額は大きいか小さいかは別にして、これちょっと無意味なような気がします、この組織、すばらしい組織ですよ、読んだら。選挙活動にちゃんと宣伝カーを出したりしている連合体、これが３０万円。そして町の施設もお借りになって、もう一つの何か団体の方は違う組織をちゃんと勤労者何とか組合とかと、よく出てくる方は自前で事務所を持っている。ここの総人数莫大なんだもの。ここに町３０万円、これもう１２年間僕やってますからね。町長、僕ももうことし任期なので、やはり一つぐらい町長の温かいお声をいただきたいなと思うのですが、いかがですか。

○議　　長

暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時４１分
再開　午前１１時４１分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

伏見町長。

○伏見町長

連合のこの３０万円云々ということですけれども、これは前回も副町長のほうからいろいろとこの仕組みというか、助成する目的といいますか、そういうようなことをお話しをさせていただきましたし、また、いろいろと毎度この決算時期に、また予算時期に安田議員からもいろいろなご指摘がございました。

まず、私は昨年のこの決算のときにはいろいろと行革の絡みもありますので、これはいろいろと２１年度に向けて検討させていただきたいというご答弁をさせていただいております。

今回も予算編成に当たっては、このこともやはり慎重に調査もいたしましたし、また、今お話のような決算書も見せてもいただきました。今まで長年、これは私町長になったとき以前からずっとあったようでございます。これはいろいろと政策的なことの思いも当時の町長さんあったのかなというようなことでの支援だったのかなと思っております。

当時は約８００人くらいいたということですけれども、今もう三百五、六十人程度というようなことで、人数も減ったというようなこともあり、また、当時は私になってからもいろいろと季節労務者のそういうような中にも一生懸命取り組んでいただいたということもございました。そういうような面も含めて、いろいろとこれらは助成対象というふうな中で組合員の福利厚生、またはいろいろとそういうような町に対しての御支援といいますか、そういうようなこともいろいろあったかなと思っております。

また、イベント等においても、本当に積極的に参加していただいたり、また、そのイベントにもいろいろとお手伝いもしていただいているというふうな､そういう思いもあって、

今までずっと来たのかなと思っています。
　そういう中にあっては、いろいろと判断をしていただく中にあっては、これは今までの額が適正だったかどうかわかりませんけれども、昨年でずっとやってまいりました。今年度も本来であれば減額をするのか、ゼロでやるのか、どちらかなというような判断を私もいたしましたけれども、やはり今前段申し上げたようなことから、今年度には前年並みの３０万円ということで、お認めをいただきたいなと思っております。次年度については、これはしっかりとした考えで取り組んでいきたいなと。これはゼロになるか半分になるのか、これはまだ申し上げられませんけれども、そういうような思いで今後また、よくこの連合の方ともお話し合いをさせていただきながら、取り進めていきたいなと思っております。
　参考までですけれども十勝管内で､こんなもの関係ないと言われればそうですけれども、１９市町村のうち１４市町村がいろいろな面で、今私の言ったようなことで助成対象にしているというふうなことで、額も管内的に見ると何か一番少ないような額になっているかなと思っておりますので、その辺いろいろ思いもあるかなと思いますけれども、ひとつご理解を賜りたいなと思っております。

○議　　長
　安田議員、追加質問、午後にさせていただいて、午後に指名いたしますので、優先的に指名いたしますから。
　休憩いたします。

休憩　午前１１時４５分
再開　午後　１時１３分

○議　　長
　休憩前に引き続き、会議を開きます。
　引き続き、総括質疑を行います。
　安田清之君。
○安田清之君
　前向きな答弁をいただきましたので、来年度の予算にきちっと、町長は任期になりますから、そこら辺は担当課含めて検討をしっかりしていただきたいと思います。
　次に、ＴＭＯの関係で、ソフトクリーム昨年度２００万円予算計上をいたしました。それで実質これの実働時間というか、販売今されてないのですよね、それで一、二度食べたのですが、新しいものを何か開発がされたのかどうか、お聞きをしたいと思います。
○議　　長
　辻本課長。
○辻本商工観光課長
　聞いておりますのは、カウベルアイスを製造過程のものをそのまま利用させていただいているというふうに聞いております。
○議　　長
　安田君。
○安田清之君

これ入れたときのお話ですと、地元のものを開発いろいろな形で牛乳を使って販売をしていくのだということをおっしゃっていたはずなのです。それがなかなか１年目のことですから、できないという部分もわかるわけですが、町には地場産研究所があるわけですから、そういうところを利用して即急にやっぱり更別等は３６５日売っているわけですね。大枚を投じて６箇月しか動かないものに対して我々は許可をしたわけです。やはり町民の税金を使っていますので、使っていただくよう指導ができるかどうか、町長、お願いをしたいとまず思います。

それから、新しい開発、地場産を使って研究をしていただいて、牛乳を使った新しいものができていくのかどうか、そこら辺も含めて答弁をお願いします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

今、議員おっしゃるように、私もこの年間を通して新しいものを順次取り入れていくべきものだということで期待をしていたのですけれども、いろいろと人の関係、また、機械の関係のこともあってか、１種類ぐらいしかできなかったというふうなことでございます。私たちもカウベルのアイスクリームの中ではいろいろとジャガイモだとかカボチャだとか、ハスカップとかということがあるものですから、これをぜひ今年度ではこのソフトクリームに転用したようなものでできないかということは、きちっとこれから開発に向けた中で取り組みをしていきたいなと思っております。

また、来週大樹町の物産と観光を考える会というのがございますので、そういう場で私からも発言をさせていただきながら、今後集客を向けた中ではやはり年間通して、こういうふうな開発製品に向けたものの取り組みというのは、これはやっぱり大事なことでありますので、これからもこれらのことについてはきちっと対応して、またＴＭＯのほうにもこのことはきちっと申し上げていきたいなと思っております。

○議　　長

ほかに、質疑ありませんか。

姉崎清作君。

○姉崎清作君

２点ほどお伺いいたします。

町道の維持補修なのですが、もと住吉のヌビナイ川の辺に、前に修理したですよね、１，０００万円だかかけて、ヌビナイ川のすぐ崖の上の舗装なのですが、あそこら辺に住んでいる方にちょっと沈んできたぞということで、今朝行ってみました。なるほど崖に向かって段差ついているのですよ。あそこの奥さんに聞いたら、おっかないのですよねと言うのですよ。そこ土木ではちゃんと把握しているかちょっとお伺いいたします。

○議　　長

田中課長。

○田中建設課長

今の場所につきましては把握しておりまして、とりあえず修繕で対応しようかなというふうには考えております。ただ、今おっしゃるように、かなり崖も近くて高いので、将来的というか近いうちに何らかの別の手だても必要かなというふうには思っておりますが、今、現在はちょっと修繕費で対応しようかなという形で考えております。

○議　　長

姉崎君。

○姉崎清作君

計画で修繕費はどこでみているの。

○議　　長

田中課長。

○田中建設課長

御説明申し上げます。

８６ページの需用費の修繕料９２５万９，０００円のうち､道路維持という内容につきましては、２０６万６，０００円ほどみております。その中で修繕を考えております。

○議　　長

姉崎君。

○姉崎清作君

勉強会で聞いたら、これ除雪費とちょっとした修理だと聞いたのですけれども、いいです、それは。

だから２００万円で直るような状態でないね、基礎から、下からいっているのではないかなと私思うのですよ。また１，０００万円ぐらいかかるのではないかなと思うのです。そこら辺、２００万円ぐらいで本当に直るのかどうか、もう１回見直したほうがいいような感じ。あれ落ちたら即死しますよ、５０メーターぐらいあるのだから。気持ち悪いのですよ、見たら。だから、やっぱりああいう危険な場所は完全にちゃんとしてやらないと、奥に水道の関連施設もあるしさ、やはりあそこ通る人も多いので、ちゃんと修理したほうがいいと思います。それは答弁いいです。

それからもう一つ、町長の顔を見たらシカ、シカと言うけれども、私もシカのことでちょっと聞きたいと思います。

駆除隊つくって６００頭ということは大変成果があがったと私は思っていますし、また電牧効果も大変あったと思います。この間の新聞で北海道で６４万頭の４０億円という被害があるのです。それで大樹の被害はおいくらになっているかお聞きします。

○議　　長

武内課長。

○武内農林水産課長

１９年度なのですけれども、１億１５４万２，０００円の被害となっています。

○議　　長

姉崎君。

○姉崎清作君

この間のファクスでは２１年度の被害の調査しますから、すぐ出してくれという被害出たのですが、２１年度出てこないですか。

○議　　長

武内課長。

○武内農林水産課長

２１年度は今ファクスで返ってきていますので、まだ未集計でございます。

○議　　長

姉崎君。

○姉崎清作君

被害は大変多いと思います。それで、ハンターによる駆除をやっているのですが、ハンターの人たちも町から被害保険の助成してますよね。それに今度はことしから精神科に行って精神の診断書を持ってこいと義務づけなのですよ。それが１個大体３，０００円ぐらいかかる。そして毎年今度は検査があって、それにもかかる。町長として、やっぱりハンターを育成するために診断書の全部といわなくてもいいから半額補助ぐらい出したらどうかなと思っているのですが、そこら辺どうですか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろとこの更新時に今のようなこういうような条件がつけられたというふうなことであるようでございます。協議会の中でまたいろいろと検討してみたいなと思っております。

○議　　長

姉崎君。

○姉崎清作君

やってくれると思って期待していますので、よろしくお願いいたします。終わります。

○議　　長

水谷隆司君。

○水谷隆司君

歳入、先ほどちょっと同僚議員からも質疑が出ておりますけれども、国営事業の受益者負担金、昨年２０年の決算のときにもいろいろお聞かせをいただきました。そのときのお答えも弁護士からの相談結果によって、時効が消滅しそれは民法上取れないものだというふうなことのお話がございました。

先ほどのお話、御答弁の中では、最高裁判例もあるのでというふうなことでしたけれども、手続上民法上その手続踏んでなくて訴訟になった場合、最高裁で果たして勝てるのかと。仮に勝てた場合にも相手に資産持ってて、それが取れる要素があるのかどうかと。取れないとすれば資産がなくて現在も取れないような状況で、さらにそういう結果が出ても、先送りしてもなかなかそれは回収不可能なものだなというふうに私は個人的には思います。

そこで、２１年度決算の中で、弁護士との結果を踏まえて欠損処分するとか、そういった方法を考えられたほうが最善策ではないのかなというふうに思います。

仮に訴訟にしても、さらに経費がかかると。手続上と当然経費がかかっても、それは踏んでいかなければならないものだとは思いますけれども、現実どちらかを選択しなければならないというふうな状況の中で、やはり負担のかからない処分の方法というものを２１年度決算の中で考えることができるのではないかというふうに思いますので、その辺の考え方をまずお聞かせをいただきたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

先ほどお答えしたようなことで、弁護士さんに言わすと時効、民法上の国の関係でいくと云々ということでお話しをして、ある程度御相談をしながら何かの結論を今年度中に出さなければ、いつまでもこれずるずる引きずっていくということにもなかなかならないの

かなと。そしてまた、訴訟を起こしても、今議員おっしゃるように、例えばこちらが勝ったにしても回収するというだけの資産が本当にあるのかどうかということも、ちょっと心配な面もございます。そういうような費用をかけて、それはそれで終わってしまうということもちょっとこれもったいないような気もいたしますので、この辺をよく御相談をしながら、できれば今議員のほうからお話のように、今年度の決算の中で理解が得られれば欠損処分というふうな運びで進ませていただければなという、今考えを持っています。

いずれにしても、これらのことについては、いろいろとまた弁護士さんとの御相談もしなければならないと思っておりますので、その辺のことをよく精査しながら、そういうふうな形で進めていかなければ、いつまでもこれずるずるもっていかなければならないということもありますので、そういうことであれば今議員おっしゃるような形で進めさせていただきたいなということで考えております。

○議　　長

水谷君。

○水谷隆司君

そのような方法をとっていただけると、考えていただけるというふうなことなので、監査委員さんとも協議を重ねて、ぜひそういった方向で取り組んでいただきたいということで、終わります。

○議　　長

ほかに、質疑ありませんか。

高橋英昭君。

○高橋英昭君

先ほど、老人アパートの件について、課長のほうから内容については伺いました。若干同僚議員にも知っていただきたい補足をしておきますけれども､現在の実態ですけれども、先ほど課長からお話しあったように、１６世帯が住んでいて、そのうち６名が施設に入所しているよと。実際に住んでいるのは１０名だよという内容ですけれども、これ１０名なのですけれども、一組というか１世帯だけ御夫婦で住んでおられるのですけれども、そのうち奥さんが入所されているということで、つまり１０名全員がお一人住まいということでございます。

そして年齢も一番若い方で７７歳、あと８５歳、８０半ばですね、それから９０に近いという方が住んでおります、１０名。非常に元気な方々です。私も近いものですから、結構お話しする機会があって、何か不自由していることないですかと、聞くのですけれども、いや､全くないよと。たまたまあそこ浴場がついてないのですよね。浴場がないのはちょっと不自由ですけれども、それも町のバスが送り迎えして、週に２回ほど来てくれると、そういったことで満足しているよと。

除雪についても､シルバーセンターと契約してありますので､大雪降ったときはシルバーセンターから来てもらってやってもらっている。買い物についてどうかということなのですけれども、これも店が遠いもので、移動するバスといいますか、これが１週間に１回来るのですよね。そこで１週間分買いためるということで、非常に何も不自由していないよと。あの建物も築４０年が過ぎました。そろそろ建て替えの時期かなという私は感じているのですけれども、そんな中で、どうせ建てるのならこの病院の近くがいいのではないかなということで、そういったことはどうですかとお聞きしたのですよね、そうすると、とんでもないと、そんなものを建てられても私たちは動く気ないと。何が一番かというと、

先ほど家賃が２，５００円というお話ありましたよね。とっても私たちは、そんな何ぼ便利ないいところへ建てられても、そういった高い家賃で入ってなんかおられないのだよと。今の２，５００円の家賃のところでいいということを伺っています。

それで、なるほどなと思いまして、確かに４０何年経っていますので、外観はブロック造りで頑丈です。ただ中身はちょっと傷んでいるかなと思いますので、町長に伺いたいのは、そういった声もありますので、いっそのことあそこを残して、内部を改装して、２６世帯ありますので、そこに住んでもらったらどうかということで、ちょっと町長に伺います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

老人アパートの関係についてお答えをしたいと思います。

経過的なことは課長からお話もあったような、今、議員からもお話があったようなことの実態かなと思っております。私もこの雪前に一度お伺いいたしましていろいろとお話をさせていただきました。今、議員おっしゃるように寒ければふとんの中に入って寝てれば、町長大丈夫だということで、何も不自由ないということで、風邪引かないようにということで帰ってきたのですけれども、去年でしたでしょうか、一応建て替えをどうするかというようなことのプランニングをやろうとしてアンケートをとったのですね。やはりその病院の近く云々ということと、コスモールの近く云々ということの２箇所でやったのですけれども、やはりそういう建て替えのところに行っても入らないということで、皆さんみんなバッテン印と。何でかなということで、今おっしゃるように家賃のことなのですね。いろいろと私たちも、今後このアパートの関係については、本当に改装ができるのかというようなことで、今お話を建設課ともさせていただきました。今、お話のようにブロックですから､屋根だけ取り替えれば何とかもつだろうというようなことも聞かされております。

今、いろいろと福祉ゾーン的なものの考え方の中で、今後これらの方々の対応をどうしていくかというようなことで、一応今年度いろいろとお話のあった病院含めて、少し今年度中で検討をさせていただきたいなと、プランニングをしてみたいなと思っております。

ただ、今、この間までお年寄りの方とお話をさせていただいたのですけれども、今元気でも、あと３年、５年になるとじいちゃん大変だぞと、いやそのころになればおれは息子のところに行くんだというようなことで、あそこからなかなか動こうとしないのですね。ですから、いろいろとこの家賃のことを含めて、これからまた今後どんどんこういう方々が増えてくるということも病院側の医師も心配していらっしゃいますので、やはり今後あの地域がいいのか、またはあのコスモール近くに町有地も結構ございますので、そういうようなことで何かいろいろとプランニングをしながら考えていきたいなと。できれば民間の方でもそういう方で食事つきの云々というようなことも構想にあるようにもお聞きしていますので、できればそういう方々にもお願いして云々ということもありますけれども、とりあえず町としては、病院含めてあの近くでの福祉ゾーン的なことを一応考えていきたいなと思っております。

○議　　長

高橋君。

○高橋英昭君

民間にやってもらってもいいのですけれども、お年寄りが心配しているのは、やっぱり

家賃の問題だと思うのですよ。私今あそこを残すという前提でちょっとお話しさせていただきますけれども、あそこを改装して、さっき言いましたように２６世帯あって、実際には１０名しか住んでないということなのですけれども、一般の公営住宅にも結構一人住まいの方がいるのですよね。ですから、低家賃のそういった家を直して、そこに住んでもらうということにしてもらえばいいのかなと感じているのですよ。実際問題、今２６世帯あって、１０名しか住んでおりませんので、例えば、この間の雪のときなんか、確かにシルバーは来るのですけれども、すぐは来ませんよね。そういった中でどうやっているかというと、個々人のところ、歩く程度はやっているのですよ。ところが歯抜け状態、２６分の１０ですから。ですから、結構当初の雪はねは大変なのですよね。そういったことで、そこに２６戸全部埋まるような体制になれば、そういった初めの除雪なんかも簡単にできるのかなと。このほうの人は、１人で住んでれば結構２０メートルも３０メートルも除雪しないと出てこれないという実態もありますので、どうかそういったことも検討をしていただいて、現在の地で低家賃の住宅を確保していただきたいと。

それから、もう１点、今、私も呼び慣れているものですから、老人アパートという呼び方、実際にそうなのですけれども、これあまり受けがよくないですよね。ですから、例えば高齢者福祉住宅だとか、そういったネーミングにして、そういった体制がとれないかどうかについて、もう一度町長に伺います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

名称については、これはもうできると思いますので、今あまり老人とかお年寄りと言わないで高齢者と言ってますから、そういうような今後名称でやることはできるかなと思っております。

○議　　長

高橋君。

○高橋英昭君

あと住宅の関係ですけれども、いずれにしても、そういった何万円もする住宅でなくて低家賃、せいぜい３，０００円から５，０００円ぐらいのそういった高齢者福祉住宅をぜひ確保していただきたいことをお願いして、質問を終わります。

○議　　長

有岡千恵子君。

○有岡千恵子君

何点かにわたって質問させていただきます。

今、老人アパートの件が出ていましたが、直接老人アパートの問題ではございませんけれども、高齢者の住宅のところ門口除雪していただいて大変助かっているところなのです。ところが、鏡町とか柏木町の２階建ての下の部分に高齢者とか障害のある方々がお住まいのようなのですが、建物のデザインの関係だと思うのですけれども、屋根の雪が凍りついて大変危険なことが何回か見受けられました。それで、どんなふうになっているかと言うと、柏木町でいいますと南側の玄関の出口のところが小さな屋根が出てて、その小さい屋根の上が雪が日中はお日様当たって解けるものですから、夜のうちにどんどん氷状態になって、それが少しずつせり出してくるのですね。たまたまそこにお住まいの方に、これ危ないね、落ちたらおっかないいねって言ったら、落ちたら私はいちころよなんていう話

で、だれかおろしてくれる人いないのっていうことを聞いたのです。そしたら、いやいやおろしてほしいなと思ってもちょっといないし、２階の方々も日中仕事に行っちゃってるし、自分でちょっと長いぼっこで突いてみようと思ってさわってみたけど、さっぱり言うことできかないんだわっていうような話で、だんだん暖気が近づいてきますと、それがせり出してきていて、非常に危険なものですから、先ほどの門口除雪と同じようなことで、回っていただくことはできないかと思うのです。

そういうこととあわせて、あと北側の玄関の出口がすぐ凍ってしまって、滑りやすいとか、本当に高齢者が歩くにはちょっと不都合な状態になっていることが何回かというか、今も北側の玄関については結構氷になってつるつるになっているところがあるかなと思うのですけれども、そういった点について、やはりちょっと先ほどの門口除雪ではありませんけれども、注意を払っていただくようなことを考えていただきたいと思います。

例えば、ボランティアさんとか、そういったところでそういう対応がしてくれる体制がとれるのであれば、それはとてもいいなと思いますし、また、町内会の方々が力かしてくださってということで、それもまたいいことだなとは思うのですが、ことしの冬場あたりは結構そういうことでお困りになっている方々がいたということで、この点について考えていただきたいと思います。

それから、二つ目なのですが、検診と予防接種の事業に関してです。

検診につきましては、本当に早期発見・早期治療ということで、町民の方々も大事に至らないで助かったよという方々がいます。これを続けていただいているということは本当にありがたいことなのですが、過日の新聞報道においても、子宮がん検診で５歳刻みの無料券を配布しているのに、なかなかそれが有効活用されないといいますか、それを使って受けてくれる人が少ないのだというような新聞報道がありました。ここの大樹町でも同じような現象があるような話もちょっと聞いております。もしそういった現象があるのであれば、やはりせっかくある検診ですから、なるべく町民の方に広めていただきたいのに、今後どのようなことをしていただけるのかということが一つと、予防接種に関しましては、９月の定例会のときに、私ヒブワクチンの接種をすることで、子どもたちが髄膜炎という病気から守れるというような話をさせていただきました。

ことしに入りまして、たまたま町民の方から、どこかで聞いた病気と言ったらおかしいのですけれども、実はお孫さんが髄膜炎になったと。それで、初めて聞く病気ではない、何だろう何だろうと思ったら、有岡さんの議会の質問の中にあってびっくりしたんだよねって。実はこの髄膜炎という病気は本当におっかない病気で、最初は風邪だなと思っていたのに、実際には風邪の処置をしてもなかなかよくならなくて、市内の小さな病院から大きな病院のほうに移って、やっと髄膜炎だということか判明して、それもよくなったかなと思うと急に悪くなるという繰り返しをしたと。そのときにお医者さんからも、もう覚悟してくださいねというふうな話も実際にされましたと。おかげさまでうちの孫は助かったのですけれども、やっぱりこのヒブワクチンの普及というのはとても大切なことだということを感じたので、何回も何回も議会のほうで話しして、町にもやはり子育て支援とか、それから本当に命とか健康を守るということであれば、やはりこのことに取り組んでもらわなければいけないのではないだろうかということを訴えられました。

こういった予防接種の業務、いろいろなことをされてはいますが、こういったことにも取り組んでいる町もありますし、大樹町でもぜひ全額お金を出してくださいと言いたいところですが、それはぐっと飲み込みますが、やはり補助をする形で１人でも髄膜炎になる

子を防いでいくという取り組みは、これから必要なことかなと思います。
あわせて、ご存じだと思いますが、子宮頸部がんについても今ワクチンがありまして、これは思春期に入った子どもたちが３回ほど接種することで効果があるというふうなことも、報道されています。こういった部分の新しいと言ったら語弊がありますが、従来やっていた予防接種業務にあわせて、こういった予防接種も町の事業の中で取り入れていく必要があるのではないかと思いますので、お伺いいたします。

○議　　長

田中課長。

○田中建設課長

公営住宅の屋根の雪の件について御説明申し上げます。
公営住宅の屋根につきましては、平屋建てにつきましては、すべて入居者のほうにお願いをしておりまして、鏡町の２階建てにつきましては、２階の屋根の雪につきましては町のほうで適時確認しながらおろしております。そういうことで、平屋につきましては入居者のほうの高齢者の方もおりますけれども、一部シルバーとか、そういう形で屋根の雪おろしも入居者のほうで処理をしていただいている実態もございます。
今、柏木町の屋根の件でございますが、今のお話の部分は、区長さんを通しましてちょっと連絡をいただいたところです。部分的に申しますと、１階部分の屋根の部分ですので、場所的には平屋の屋根と同じ高さの部分になりますので、こちらについては入居者とか、相談をしながら、おろしていただきたいという区長さんを通してお話をさせていただきました。ということで、２階に住んでいる方に、役場のほうからこういう状況になっているので、２階の窓から少し処理をすれば処理ができるというようなこともありまして、２階の入居者に対して通知をさせていただいたところでございます。
あと北側の通路が滑るということなのですが、こちらについても、これは共同部分という形になろうかなと思いますので、ちょっと状況を確認させていただきまして、砂の散布とか、そういう部分をできればそういう形で処理はしたいなと思っております。

○議　　長

北林課長。

○北林保健福祉課長

初めに、女性特有のがん検診推進事業、５歳刻みの年齢の方に無料クーポン券を配布して、この子宮がん、乳がん検診の受診率が全国的に大変低いものですから、去年国のほうで補正予算で急きょ始められた事業でございますけれども、現在、新聞報道と同じように大樹町においても受診率はそれほど上がっておらない状態にはあります。ただ、通常のがん検診よりは、今回無料クーポンということですので２０％を超えて受診は、２月末の状況ですけれども、いただいているところです。来年度に向けましては、今年度と同様に、広報紙あるいは検診の取りまとめのチラシに住民周知を図ってまいりたいと思います。
また、対象になる方には新年度に入りましたら、即クーポン券と検診手帳などを入れまして、受診を促すような形をとっていきたいなと考えております。
それから、ヒブワクチンに関してですが、これも昨年、町長のほうから御答弁しましたとおり、まだ国のほうに定期接種化ということの促進を図っていただくというふうなことと、あともう１点は、ワクチンの量が十分に確保されてないということもありました。新年度予算を計上する際にも、内部で検討をいたしましたが、薬剤会社にも確認するなどをしたところなのですが、やはりまだ十分にワクチンが行き渡るほど確保されてないという

状況にあるようです。
　そういうことで、助成を仮にしたにしても、何名の方が先に手を挙げて無料になったけれども、ほかの方はワクチンが当たらなかったというふうなことになりますと、町の施策としてもあまりよろしくないような形にもなりますので、何とか国のほうで定期接種か、あるいはワクチンの量の確保ということも図っていただければなというふうには、原課では考えております。
　それから、子宮頸部がんのワクチンにつきましては、これにつきましては、昨年１０月にこのワクチンを国内販売してもいいよということで、厚生労働省も認可もしまして、１２月末ごろからは何か徐々に医療機関にはワクチンが入ってきているようでございます。これにつきましても、まだワクチンの量の確保ということが、始まったばかりで不透明なこともありまして、また、この有効だというふうには報道されているのですが、いかんせん、国のほうでは任意接種、希望する方のみ接種できるような認可になっておりまして、これも国のほうではきちんとした定期接種というような義務づけをしている訳でもございませんので、その辺なども含めまして今後国の動向、またはワクチンの確保などを踏まえながら検討してまいりたいと考えております。
　以上です。
○議　　長
　有岡君。
○有岡千恵子君
　まず、公営住宅の屋根の雪の関係なのですが、ちょっと細かい話であれですけれども、その柏木町の２階に住んでいる方々に通知してという話ですが、実際にこの通知を受け取ることで、そういった協力してくれたということは確認されているのでしょうか。
　それから、あと予防接種の関係なのですが、やはり国の定期接種というのを待っているということではありますけれども、やはりこういった少子化だとか、いろいろな実態がある中で、やはりグローバル的に子育て支援を考えるとか、例えば子宮の頸部がん予防ワクチンにしても、成人してしまった女性にワクチンを接種するというのではなくて、十代の子どもたちから、十四、五歳ぐらいからが対象になるのですけれども、そういった形で行っていくというのは、ある意味、子育て支援という部分にもつながっていくものかと思うのです。
　なかなか国のほうもいろいろなことを言っていまして、認可はしていてもみたいなところもありますから、やはりこういったことに助成をしている自治体があるということは、それはそれなりに将来的なことも考えてしているということであると思います。やはり大樹町もそういったことを考えたときに、こういう予防接種にも取り組んでいく必要はあるのかなと思います。
　それから、ちょっと前後しましたが、先ほどの５歳刻みの件なのですが、やはり保健推進員制度があったときには、結構隣近所誘い合わせて受けましょうみたいなところもありました。やはりそういった人に声かけられて、受けようかなと思う部分も人間ってあるのですが、そういう町民同士の誘い合わせというか、つながりみたいなところもやはり必要なのかなと。それには一方的に広報を流します、受診の申し込みをとりますということより、もう一歩深めた手だてが必要なのかなという気がするのですが、そういった点についてはどのようにお考えでしょうか。
○議　　長

北林祉課長。

○北林保健福祉課長

お説のとおり、そういう取り組みも大変大切だと思いますが、状況としましては、そのワクチンが確保できないという今の現状がございますので、先行してやられてる自治体もあるかとは私どもも聞いておりますけれども、なかなか昨年の新型インフルにしましても、ワクチンの確保がやっぱり一番大切でございますので、その辺も考えながら検討してまいりたいと思います。

また、検診の推進につきましても、かなり以前には保健推進員制度もありましたが、あれも個人のプライバシーとか、そういうこともありまして、直接申し込んでいただくということが重視されまして、変わってまいったこともありますので、誘い合わせてということは当然いろいろチラシを見ながら、「行かないかい」というようなことでの誘い合わせも大切だとは思いますけれども、やはりこの５歳刻みの検診につきましては、個々の対象の方に御案内をさせていただきながら、またはほかの形もとりながら推進してまいりたいと考えております。

○議　　長

田中課長。

○田中建設課長

柏木町の雪についてですが、先ほどもお話ししたとおり、区長さんのほうからお話がありまして、区長さんと相談をしながら、区長さんを通して処理をしたものですから、ちょっと確認はしておりませんでした。今後、至急確認をして、入居者の危険のないような形で処理をしたいと思います。

○議　　長

有岡君。

○有岡千恵子君

では、今の質疑を終わらせていただきまして、次に、納税組合についてお伺いいたします。

納税組合そのものは組合を構成している人方が、税金をきちんと納められるように助け合うといいますか、そういった組織だということでスタートしたとは聞いております。しかし、最近は個人情報の問題、特に税金のことですし、例えば今はきっとされてないと思うのですが、昔は納税組合長さんのところに、何の何平さんは税金はいくらいくらで、どうなってこうなってとの一覧表が届いたという時代もあります。それから、８年くらい前ですね、納付書が封筒に入れられないで、組合長さんのところにぽんと届いたりとか、そういったことがあって、やっぱり個人情報というのが漏れていくのがとても嫌だなということで、納税組合を解散しようといった動きになって、解散していった地域もあると聞いています。今はまだ、この予算書の中では納税組合そのものがある訳ですが、昔のような、例えばみんなで助け合って税金を納めましょうって、何とかしましょうっていうような活動とかは、されていないのではないだろうか。それから、滞納している方々のところに、ごめんください、お金くださいって、税金納めてくださいっていうふうな訪問もきっとしていないと思うのです。そういったことを考えましたら、やはりこの納税組合のあり方、本当にこのままでいいのかどうかということが、ちょっと考えられます。納税組合そのものも全くなくしたところもあるというふうな話も聞いています。あればいいこともあるのだよというふうにおっしゃるのかもしれませんが、やはり今後この納税組合をこのまま続

けていかれるのか、また、今後どうにかしようと思っていらっしゃるのか、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議　　長

佐藤税務課長。

○佐藤税務課長

有岡議員の質疑について御説明したいというふうに思います。

納税組合の今後のあり方ということでございますが、現在、十勝管内の納税組合につきましては、平成２１年度、今年度現在、帯広、芽室、広尾、大樹の１市３町が組合、そして連合会という組織で運営されているところです。

そのうち、広尾町につきましては過日の新聞報道に、平成２２年度を最後に連合会の解散を視野に入れた検討をというようなことが出ておりました。管内のすべての市町村で組織されていましたこの納税貯蓄組合連合会ですけれども、相次いで解散してきたというような背景には、時代の変遷とともに、今、議員が言われましたように、納税者の考え方も変わってきたのかなというふうに思っているところです。

その要因としましては、口座振替による納税者が増加したということ、それから同じく納税貯蓄組合内でのプライバシーの問題、今言われたように役員さんに税額がわかってしまうというようなこともあるということで、町としましても、封筒に入れてわからないようにというようなことの対策もとったところではあります。

そもそも納税貯蓄組合の報償金を貯蓄して納税に備えるというのが、この納税貯蓄組合のそもそもの考え方といいますか目的ということではありますが、今述べましたような事由から、運営自体が形骸化してきているのかなというふうなことも思います。現在まで納税貯蓄組合の力をお借りしまして、町税の完納に御協力いただいてきたということではありますが、このような状況を考えたときに、今後のあり方ということで、そろそろ一定の方向を考える時期に来ているのかなというふうには思っているところです。

○議　　長

有岡君。

○有岡千恵子君

納税組合のあり方については、今後いろいろなことを勘案しながら検討されていただきたいなと思います。

次に、実は、事項別のときに私居ませんでして申し訳ありませんでした。そのときに聞けなかったのですが、ＴＭＯの活動費が昨年に比較しまして約１００万円ほど増額になっております。ＴＭＯの活動、本当に皆さん一生懸命していただきまして、大樹のいいところをもっと町外にアピールして、活性化しようということで、一生懸命取り組まれていることはよく存じております。今回、１００万円ほど増額になったというのは何か新しい事業とか、そういったことの取り組みがあるのかどうかということについて、お聞かせ願いたいと思います。

○議　　長

辻本光課長。

○辻本商工観光課長

今回の予算は、運営費が１，２００万円と、それと防犯用システムの更新ということで１００万円上積みになっております。現在の防犯システムは、アナログ式になっておりまして、いわゆるテープで記録しているということで、記録の時間の制限がありました。そう

いうことで老朽化していることと、カメラを外にもつけたいということもありまして、カメラ２台を追加してデジタル化して、２４時間記録できるような体制にしたいということでありましたので、その分増額しております。

○議　　長

休憩します。

休憩　午後　２時０４分
再開　午後　２時１５分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

志民和義君。

○志民和義君

３点について簡単にお伺いします。

まず、一つは、地デジ対策、それから二つ目が高規格幹線道路、それから三つ目が小水力発電の導入と、この三つについてお伺いいたします。

まず、地デジ対策ですが、来年の７月から地デジ放送になって、今までのアナログ放送の打ち切りということが報道されておりますが、町内にその難視聴地域が出るというふうに、今からもう予想されておりますので、そこのところの地域をまず把握しているのかどうか、それから、その後の対策はどう考えているのかどうかということ。

それから、高規格道路については、ご承知のように去年から政権が変わりまして、前置きはいたしませんが、私もちょっとがっかりしたところです。今回このような見直しの対象に当然なるであろうと考えていたのですが、ならなくなっております。こういう税金が非常に毎日のように足りないという話に聞いているのに、なぜこういうところがあるのかなと、しかも無料化だと、それはここは無料ですが、全体的に高速道路無料化で国の税金でやると。これはちょっとまた方向が違うのではないかというふうに思っております。

それから、小水力発電については、今、それぞれの国会でも温暖化対策基本法ですか、そういうのが議論されておりますが、２５％の二酸化炭素削減ということで、大樹町も二酸化炭素削減の計画などが既に作られております。

そこで、私がどうしてもこれはやっぱり効果的だろうという、お金をかけない割に非常に２４時間安定して電力が得られるということを考えますと、日本の場合は山岳も多く、この水力発電というのは大変有効だというふうに言われております。かつても、大樹に小さい発電所もありました。そういうのは全国にあったのですが、今は本当に小さい発電所で、あのまま動いているというのは私の知る限りでは川西の発電所だけなのですね。

そこで、去年の３月の議会にも調査するようにというふうに申し上げたところ、調査するということだったのですが、その後どうなったかということと、これは水利権の問題もありますが、難しいといえば難しいのですが、やっぱりそういうものを一つ一つクリアしていったら僕はこれ可能だと思います。これが全道に広がれば、全道で２００箇所ぐらいあるだろうと、適地が。大樹にもヌビナイ川にもう既に砂防ダムがあります。ダムつくる必要ありません。ですから、極めて安価に私は発電所ができるというふうに考えております。それを北電に売電するという方向で、大樹町の二酸化炭素の削減に大いに寄与できるというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○議　　長

地デジの問題に関して、布目課長から説明。

○布目企画課長

私のほうから、１番目の地デジに関することでございますけれども、ＮＨＫのほうからこのたびの地デジに移行するに当たりまして、新たな難視聴の対象者ということで８戸の方が難視聴に該当するということで、これ地区は連帯した地区といいますか、そういったことで生花のちょっと市街地よりか、その少し上生花のほうになりましょうか、そちらのほうの地区で８軒の方がその今回の地デジに移行して新たに難視聴になるということで、報告が来ております。

それで、対応でございますけれども、総務省のほうでことし以降、新たにといいますか補助事業の中で対応をしていくような検討をしているというお話で説明がございました。１軒当たり、例えばその通常のアンテナ設備を設ける場合であっても、大体その標準的に３万５，０００円ほどかかるということから、それを超えた分といいましょうか、３万５，０００円は総務省のほうの補助でということで、そのような内容で伺っております。

それと、あわせてですけれども、生花地区の現在市街地に共聴組合もあるのですけれども、そこの対応も８軒とは以外に、最初はそこの方は見えるということだったのですけれども、追加でといいましょうか、実際に電波が流れてきた状態で測定しましたら、やっぱりなかなかその映りが悪いということで、ついこれ先日だったのですけれども、そこの対応としては共聴組合に対しては、ＮＨＫのほうで責任をもって、ＮＨＫの事業としてその対応を考えていくということで、今、場所の候補地も温泉のほうですとか、それから寺島さんの付近ですとか、生花の水道の配水池がちょっと高台にあるのですけれども、その辺含めて候補地は大体絞りまして、ＮＨＫのほうでも北電とも線のはわせ方もあるものですから、その辺含めて検討しているということで、その辺がまた煮詰まったら地域の方に説明するのと同時に、こちらのほうにまた連絡をいただけるということで、話が先般来ておりました。

以上でございます。

○議　　長

続いて、道路の問題と発電所の問題、伏見町長。

○伏見町長

それでは、私のほうから、高規格の関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

いろいろと今議員からお話しのように、高規格道路の関係については、いろいろとデメリット、メリットの話が毎回お聞かせをさせていただいております。今の政権下の中では、相当絞り込みされるのかなと思っておりましたけれども、今、情報等によると中札更別間が予算が云々というお話もお聞きしております。

今後、いろいろと私たちもこれらの促進に向けては期成会も立ち上げておりますので、今後ともその期成会とともに早期着工、早期完成ということで、これからまたそれらの期成会に加入しながら進めてまいりたいなと思っております。いろいろとメリット的なことも毎度も申し上げておりますけれども、やはり物、人の交流によっては、また観光、そしてまた救急搬送だとか、また時間帯が早くなる、道東道とのつながってのそういう便利さといいますか、そういうようなことから踏まえて、今後とも早期完成に向けた取り組みを期成会とともに進めてまいりたいということで考えております。

それから、水力発電の関係で、これは大変いろいろと今議員もおっしゃっていましたけれども、いろいろと水利権の関係だとか、また設備投資のした中で、どのような形で北電さんに売電できたり、または地域がどういう形で使うのかというふうなことであれば、これは、今、新規のものでこういうようなものをやるということは大変今の私たちにとっても相当負担もかかるというふうなことでございます。いろいろと組合組織をつくりながら、地域の方々、または以前のような電力組合というのですか、そういうような形で進めていただければ一番これは最適かなと思っておりますけれども、今の現状の中では行政が取り組むということはちょっと無理かなと。逆に太陽光発電が今大変脚光を浴びております。ソーラーによる発電というようなことでございます。

我が町にも、まだ計画上ですけれども、そういうものを本町でやってみたいというような方がいらっしゃいまして、今、いろいろと原課のほうで協議中でございますけれども、これもどういうふうになるかわかりませんけれども、相当規模が大きいということなものですから、これを北電さんがうまく売電をして、うまくやっていただければ一番いいのですけれども、そういうことにもなんかならないぐらい大きなことの構想があるように聞いておりますので、逆に言うと、そういうような太陽光発電に向けた取り組みを、今後私たちも行政側としても、支援をしながらやっていきたいということで考えております。

○議　　長

志民君。

○志民和義君

地デジの関係ですが、これは８戸というのか生花地区だけなのでしょうか。その尾田地区の、坂下の奥にもあると聞いていますが、それは聞いてないでしょうか。

○議　　長

布目課長。

○布目企画課長

あくまでＮＨＫのほうから報告が来ているものにつきましては、新たな難視聴ということで、もともとのアナログのときに、その難視聴の世帯については、今回の地デジが映ったからといって難視になったというような扱いでなくて、地デジに移行したときに、もともとも映ったのだけれども今度映らなくなったというのが、新たな難視聴という言い方でＮＨＫのほうはとらえているということの８軒ということで、確かに相川のほうにも私ども伺って直接お話ししたのですけれども、すべてのチャンネルが入らないということでなくて、例えば、ある特定なチャンネルだけが入らないとかということで、それは結局その時点でも入らないということで、新たなということにならないという調査上はそういう扱いでございます。

○議　　長

志民君。

○志民和義君

そういうことなのですね。それで、いずれにしても、映らなくなるので、その対策はやっぱり絶対必要だし、経過措置として何かきのうあたりでも衛星放送利用して２０２５年度ぐらいまでですか、四、五年後は何か延長すると。延長せざるを得ないだろうと言われているのですね、これ。だけど、それがその後、ではどうなるのかといったって、恐らく光りファイバーが来ない限りはもうだめだろうというのですね、インターネットで見るしかないだろうと。光りファイバーが来るたって、大樹はまだ街の中でさえ来ていませんね。

ましてや尾田なんていったらＡＤＳＬがつい２年前ですよ。それをさらに奥となったら、離れれば離れるほどだめですからね、ああいうのは。だから、そういうことを考えると、その対策は本気になっての情報の過疎なんていうものでない、もうこんなひどい話、そこに住んでいるから悪いなんていうふうな、そういうことにならないと思うのですよね。その対策を今からきちっと調査して、対策をこれＮＨＫだけの責任でないと思うのですよ。やっぱり総務省の責任だと思うのですね。民放だってやっぱり大事なものなのですよね。それについて求めます。

それから、高規格道路、やっぱりこれ人の流れ、確かに入ってくるということを予想して、出て行くことを予想しないということではないのでしょうけれども、やっぱりその空港を開港しても、全部今回も茨城空港ですか、何か入ってくるのだけは過大な予測して、実際はそうでないなんていうことにならないように、これしなかったら、出ていくほうが多くなっちゃったと、僕は出ていくほうが多いと思いますよ。これ危機感持っていますよ、帯広でもね、商工会議所あたりでも。今から対策をとっているので始めていますよ。だからそんなことを甘い見通しでは僕はとてもせっかく道の駅もつくっているのですから、そうはならないと思いますが、これできちゃったら大変だというふうに思っています。

それから、水力発電の関係については、確かに、今、国が電力買い取りでも太陽光のほうにウエイト高いからそうなのですよ。そっちにウエイトをどうしても傾いているのですけれども、やっぱり基本的には二酸化炭素を排出しないというようなことを考えて、安定的なということを考えますと、私はこちらも平等に本当は国の責任で扱ってほしいというのが、ここは私ばっかりでないですよ、小水力を進めている人も、また二酸化炭素を本気になってやっぱり削減しようという、今動きですから、この太陽光に偏らない、大樹でそういうことが出てくれるというのは、私はそれはそれで歓迎ですよ、二酸化炭素の太陽光も。ですが、大樹の特色を活かした取り組みということを考えたら、これが重要だと。設備費ですが、ダムあるのだから、それは要らないのだって。だから、私はそっちの建設費は要らないので、極めて安価だというふうに私も調べてみますけれども、ぜひちょっと建設したとしたら、どの程度かかるのか調査してみたらいかがでしょうか。それと前回私調査したのかどうか、川西の発電所について調査しますと言ってたのですが、それ調査したかどうか、ちょっとそれはお聞きします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

１点目の地デジの関係なのですけれども、全く議員おっしゃるように、私たちも町村会としても何も今までですよかったのを、総務省が、国のほうがそういうようなことをやったから全部そういうような難視聴地域ができたということで、これはやっぱり国がきちっと対応すべきだということで、町村会としてもこれは総務省のほうに今いろいろと要請をいたしておりますし、今後もそういうような費用的なこともあれば、きちっとした対応をしていただけるように、今、お願いをしております。

今後も、強くこういうような難視聴地区については、国が責任をもってきちっと対応をしてということで、今、要請をしていきたいと思っております。

高規格の関係については、開通した時点になってどうなる云々ということもお話がありますし、そういう心配もあるかなと思います。いろいろとこれからまた我々のところに来るのには、恐らく１０年ぐらいかかるのかなと思っていますけれども、やはり出ていくば

かりでなく入り込みも考えた中でも、特にうちの場合も道の駅がございますし、また、町が寂れてしまうというふうなことにならないような、そういうような体制づくりもやはり何か町に特色をもった、そういう取り組みというのはこれからまた必要になってくるだろうと思っていますので、その辺はきちっとした連携をとりながら進めてまいりたいなと思っております。

それから、小水力発電の関係なのですけれども、建設費まで云々までの調査はしておりません。いろいろと総務のほうもこの水利権の関係だとか、北電さんからのいろいろ情報等はお聞きしております。ただ、今、お話のように、ダムは確かにあります。ですけれども、施設設備的なものでいけば、結構お金もかかるということですし、それからあのダムも砂防ダムということで結構うまく水が落ちてこないで、議員もご存じかなと思いますけれども、砂利がいっぱいで埋まっているというふうな状況です。そういうようなことを踏まえていくと、なかなかちょっといろいろと二酸化炭素排出量のことからいうと、この水力というのは魅力かなと思っています。いろいろそういうふうな弊害を取り除いていった場合には、どのような影響が受けるのか、または、大変、今、川の水量が少ないというふうなことも心配されております。

そういうことも踏まえた中で、いろいろな面で検討させていただきたいと思いますし、どのぐらいの云々で経費がどうなるのかなということは、試算はしてみたいなと思っております。

○議　　長

志民君。

○志民和義君

あと、去年質問した、その川西発電所の調査はしたのでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

しておりません。ただ、そくみにですね組合の方、それから北電の方からはいろいろとお話は聞いております。

○議　　長

ほかに、質疑ありませんか。

鈴木千秋君。

○鈴木千秋君

農業委員会の事務局長にお伺いいたします。

７３ページの農用地集団化事業で、今年度はまるっきしないというふうなことなのですけれども、現在どういう状況にあるのか、今後、どういうふうに取り進めようと農業委員会としてはなっているのかお伺いいたします。

○議　　長

守澤事務局長。

○守澤農業委員会事務局長

それでは、鈴木議員の質疑に御説明を申し上げたいと思います。

本年度２２年度につきましては、農用地集団化事業費については予算化してございません。現状、委員会といたしましてのスタンス、考え方等について御説明を申し上げたいと思います。

まず、委員会といたしましては、この交換分合事業につきましては、事業効果は大変高いものだということで認識をしてございますし、継続実施をしていきたいというスタンスは変わってございません。ただ、交換分合事業につきましては、ご存じのとおり本年度２１年度で南部地区は終了する訳でございますけれども、新政権下のもとで既に実施されました事業仕分けによりまして、交換分合事業の交付金でございます農村漁村活性化プロジェクト支援交付金、これが平成２２年度予算におきまして大幅に削減された状況でございます。これによりまして、農林水産省といたしましては、継続地区をまず第一優先として予算確保を行いまして、新規地区につきましては、大変２２年度予算厳しい状況でありますけれども、採択については先送りをしたいというような、農林水産省のほうから説明がございましたので、本年度予算計上は見送りをさせていただいたところでございますので、ご理解のほどをお願いを申し上げたいと思います。

なお、農業委員会の交換分合事業の取り組みといたしましては、先ほど申し上げましたように、事業効果が非常に高いということで、継続して実施をしたいということで考えてございまして、新たな地区選定につきましては、この農林水産省の説明があった以降、２月なのですが、歴舟地区を対象といたしまして、交換分合事業にかかる事業概要等の説明を行ってございますので、まだ国の不透明な部分がございますので、状況を把握しながら事業に対応していきたいというふうな形で考えてございます。

○議　　長

鈴木君。

○鈴木千秋君

その農林水産省の国の今の政府の事業仕分けの中で、現在やっている部分についてはある程度予算措置はするけれども、新規に取り組む部分については白紙の状態、どういうことか、私にしては何でそうなるのと、ここで事務局長に聞いても仕方ない話ですけれども、今後の取り組みについて歴舟地区というのは説明というのは、ある程度希望があって取り組むということですか。

○議　　長

守澤事務局長。

○守澤農業委員会事務局長

実際に実施をするということではなくて、基本的には我々農業委員会としては歴舟地区に限らず各地区、交換分合事業についての概要説明等について手を挙げていただくような形の中で、事業対応を進めていきたいと。ただ、今申し上げましたとおり、今、二、三日前なのですけれども、現実的に国のほうの継続地区も大変厳しい状況というふうなお話を伺っていて、今継続地区の市町村についても、担当者については大変頭を痛めている状況というふうなことも、情報として伺っておりますので、現実には国のこういう状況になっている不透明な部分がございますので、その辺を見極めた上で、農業委員会として取り組んでいきたいというふうな形で考えているところでございます。

○議　　長

鈴木君。

○鈴木千秋君

予算的なことについては、現実そういうことであれば本当にむしろ旗上げてでも何か言いたいなという気はあるのですよ、私自身は。そういう中で、そういう利用というか要望がなかったら、それもまた国も取り上げて予算措置はしてくれない訳で、そこで会長さん

にお伺いしたいのは、啓蒙しながら要望があればというのもわかるけれども、会長さん自らの地区で話してやるという、そういう取り組みはどうですか。そういう自らのところをやって、そして全町にやっぱりさっき言っていたように、委員会としても効果があるし、大型機械が入ったり、そういう中で農地を集積するということは本当に効率的に使えることになり、コストも下げる大きな一つの条件になる訳ですから、そういう形での進め方というのはどうですか。

○議　　長

鈴木農業委員会長。

○鈴木農業委員会長

今、自ら自分の地区から先にやったらどうだということだと思いますけれども、ちょっと長くなりますけれども、今、１期、２期終わって、最初に８年前ですか、アンケートをとった段階で南部地区のほうの希望者が多かったので、当時の金曽前会長がそれではということで、希望の多い地区から始まったのですよね。そして、その希望の多い地区、南部が２箇所終わって、次にどうするというふうになると、総体的に考えると、やっぱり向こう側に近いところ、というのは農地あっせん等をやる場合でも、農地って今まで結構行政区によってばらつきあったのですね。それをある程度是正しながらやる意味でも交換分合は有効であろうと。そして、その中でやっぱり近いのは向こうかなと。私が最初に先にここでも言ったと思いますけれども、それからだんだん上に上がって、それからいきますと尾田地区は最後のほうになるのですけれども、尾田のほうもあまり希望者が少なかった地区でもあるのですね。要するに、今、これからやる北側ですね、北部というのは、南部は希望あったのですけれども、そういったこともあって、それだったら飛び地、ぽんぽんと飛ぶのではなくて、こっち側が終わったのでしたら、こっちから下から上がってこようというようなことでの、今の東部のほうの説明をこの間やったところでございます。

以上です。

○議　　長

鈴木君。

○鈴木千秋君

今の件については、農地の事業については、今やっている地区についての土地は連続しているものだから、あっちこっちの地区でやるのでなくて、連続つながりをもった中でやりたいということで、わかりました。ぜひ積極的に本当にこれは取り組んでいただきたいなと思います。

それに関して歳出でもお伺いしたのですけれども、町長にお伺いしますけれども、農業委員会の農業委員の報酬、そんなことで特に農業委員さん、月３万５，０００円、特に会長さん、それから副会長さんについては４万何がし、５万何がし、これはやっぱりこういう事業を強力に進めるためにも、あるいは基幹産業のそういう重要なところを担っている面からも、逆にそれ相当の応分な報酬をやっぱり見直しをかけてやるべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

昨日も若干そういう質疑をいただきましたし、経過的には１７年に行革というようなことで５，０００円ないし６，０００円を下げさせていただいたということで、これは大変委

員の皆さん方にも御理解をいただいたということで、大変感謝申し上げたところであります。

それ以降、行革のほうもその成果が出てきましたし、今後ここで何千円にするとか、上げるとかということはちょっと申し上げられませんけれども、今、議員の思いというものはここでよくお聞きとめおきまして、また報酬等審議会もありますし、他委員のこともございますので、その辺をくるめて早い時期に報酬等審議会もありますし、その辺でよくお話し合いをさせていただきたいなと思っております。

○議　　長

鈴木君。

○鈴木千秋君

今のことについては具体的にはどうするということは返答はできないということですけれども、ほかの各委員もある中で、報酬等で検討したいということで、ぜひこの農業委員会については、特に今言ったような事業の中で、やはり見直しをかけてもらいたいなと思います。それこそ、したらこの農業委員会大樹の場合はほかの町村から比べてどういうふうになっているのだと、そういうデータもあろうかと思いますけれども、それはそれなりに、この交換分合については前年度聞いたときには、今年度は聞いてないですけれども、大樹と芽室と２町村やっていると、先駆的にやっている、そこもありますので、それはそれなりに何番目ということにこだわらないで、これ倍にしなさいとも言わないのですけれども、やっぱり見直し、最低元に戻すぐらいのことは考えていただきたいなと思います。

それから、執行方針の中で農業予算、億単位で落ちているのですけれども、大きな要因は中山間地直接支払制度の今年度で切れて３期目がまだ確定してないということで、もしかそれが決定されてくればその事業に乗っかることは考えてはいるという町長の方針だったのですけれども、その辺の取り組みというか前段どのように、全く白紙なのか、どういう取り組みになっているのか、課長のほうでわかれば説明お願いいたします。

○議　　長

武内課長。

○武内農林水産課長

中山間の直接支払制度ですけれども、国のほうで、今、予算は組まれて審議中です。それで詳しい要綱が全然まだ出てきていません。これ予算決定後に出てくると思われますので前期、２期のときもそうだったのですけれども、補正で対応させていただきました。そういったことで、予算が決定して、その後要綱が出てきて、どういったケースにその交付金が支払われるのか、その辺を見極めて事業を計画しなければいけないというものですから、これからということでございます。

○議　　長

鈴木君。

○鈴木千秋君

これからということですけれども、いずれにしても、事業を昨年度で１億２，０００万円近くの事業ということで、町の負担部分も２，０００万円、３，０００万円とあるわけですけれども、この経済効果からいうと、やっぱり１億円前後の交付金という形で来るということになると、町としても農業振興ということもありますけれども、町の経済効果からいっても大きな額だなと思いますので、どうかその時点では取り上げていただきたいと思いますので、町長もその辺、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

この中山間直接支払制度の事業は大変私たちも効果あり、評価をしているところです。ですから、今課長言ったように、同じ事業ができるかどうかというのは大変不安に思っています、はっきり申し上げまして。この事業は恐らくだめでないかなというふうなことも内々伝わってきております。ですから、その辺のことをよく見極めて、この委員会で取り上げて、どういう事業をやれるか、そういうふうなことを今後の委員会の中で決定をさせていただきたいなと思っておりますし、また、決定次第補正予算も組まなければなりませんので、その際にはきちっとまた御説明ができるかなと思っております。

○議　　長

鈴木君。

○鈴木千秋君

それから、この政権が変わって、農業振興という全般でちょっと聞くのですけれども、所得補償制度に変わっていくのではないかということで、米はことしから、畑作農産物については来年、畜産物についてはまだちょっとわからないということなのですけれども、そうなってくると、その仕組みは私もよくわからないのですけれども、直接末端の農家の人に手取りが行くようにという形でやりたいのだと。そして、今までは担い手、要するに一極集中、単純に言えば規模拡大したい、そういう人たちに集中していたけれども、これからはやる気のある担い手、後継者いてもいなくても、じいちゃんばあちゃんだけでも、そういう形の中で、全部そういう所得補償していくのだという大枠はあるのですよね。

そういう中で、今まで私たちも系統、経済団体に全部おぶさっていたことが、やっぱり自分たちで生産したものをどうしていくかということも、自らも考えなければならない時代になってくるのかなと、そんなことも考えているのですよね。かと言いながら、やっぱり大樹町の場合は基幹産業の畑作も、特に酪農もそうですけれども、９割がやっぱり原料生産で、やっぱり民間のそういう加工業者におぶさっているのが、系統でもやっていますけれども、現実なのですね。そういう中で、大樹に大きな酪農に関していえば雪印というのがあるのですけれども、その情報として雪印の今後の拡充だとか、どういう方向に計画があるとか、もしかあるとすれば、町長の今の言える範囲での何か情報があれば、これやっぱり大樹も個々には頑張っている部分もあるけれども、やっぱりそういうものと連携していかなかったら、やはりこの原料を生産している地帯ですから、またこれは避けて通れないところなのですね。その辺で、この雪印の動向というのは、先ほども言ったように町の経済にかかわる大きな柱の会社なものですから、どういう状況にあるのか、それから町としてはどういうふうにサポートして取り組もうとしているのか、わかる範囲でお願いします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろと今、本町の雪印さんの話がありましたけれども、拡充するというようなお話は聞いております。いろいろとまた詳しい話はまた後ほどできるかなと思っております。

○議　　長

鈴木君。

○鈴木千秋君

不確定要素みたいなので、情報がある程度固まった中で、またお聞きしたいです。

一つだけ最後に、要するに林業なのですけれども、大樹町の森林組合、製材部門が今ちょっと休みをしているというふうなことを情報を伺いまして、そのことがどういう雇用の影響が今のところあって、その雇用はどのようになっているのかお聞きしたいのと、将来どのように考えているか、これ森林組合も通じていろいろな町有林、民有林含めて森林の整備事業にもいろいろ携わっているわけですよね。そういう中で製材部分がそうなったことによって、どういう影響があるのかなというのは大きな心配です。それから雇用の今いる人は今どういう状況にあるのか、ちょっとお聞かせ願います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

お答えいたします。

この製材工場ですね、大変今オーダーが少なくなっているということで、この３月で大体閉鎖しなければならないのではないかというようなことが、一番心配されております。そこで雇用されている方々が、今後どうなるのかということも大変私たち心配して、いろいろな面で支援をしていかなければならないことかなと思っております。

そういう中にあっても、昨年、議会の皆さん方のご理解を得ながら、おが粉の工場とこを新設云々とか、またはそれぞれ漁組さんの協力によって魚箱の製材云々とかということで、何とか切り抜けてきましたし、また、いろいろとこの植林に携わる、植栽に関係するような事業も森林組合さんに特注でおろしたというような形で、何とかいろいろな面で我々も支援していたかなと思っていますけれども、残念ながら赤字経営というようなことでございます。内部留保資金があるとはいえ、これらがずっと続くことによっては間違いなくこれはどんどん赤字が増えていくというような状況ですから、ある程度一定の時期に来ては、これは見直しをしていく必要があるだろうと思っております。よほどのオーダーがない限り、また市況がよっぽど景気がよくならない限りは、今のこの製材工場というのは維持できないのかなという気がいたしております。

今後、いろいろと今、組合のほうでも有識者によるこれらの指導所を含め、また町も入りまして検討委員会というのですか、経営委員会というのですか、そういうものを立ち上げして、これから組合経営に当たってどうやっていったらいいのだというようなことでの、そういうような検討会も設けるようにお話を伺っておりますので、そういうところでいろいろな意見を出していただきながら、私たちもできるだけの支援をしていかなければならないかなと思っております。

いずれにしても、数人の雇用者がおりますので、やはりそういう不安の招かないように、私たちもその辺はできることはきちっと支援をするということで、お話をさせていただいておりますけれども、大変先行きがちょっと厳しい状況かなと思っております。

今後のこの委員会の関係、またはその市況の状況を見ながら、これらの製材工場を含めた中での取り組みというのは見直しを含めた中では、これは必要なことかなと思っておりますけれども、雇用の確保だけは何とか我々も支援しながらしていきたいという思いは、今あります。

○議　　長

鈴木君。

○鈴木千秋君

そういう中で、今、雇用されている従業員ですけれども、どういう状況にあるのか、まだ何ぼか動いてやっている訳なのですか、その辺のことをお伺いしたい。

それから、おが粉の工場ですね、実は個人的にも私のところでかなりの量使っているのですけれども、将来的にこの業務が円滑に行われていくのかどうか、供給できていくのかどうか、材料、それからそういう機械、施設についてはやったばっかりですから当然大丈夫だと思うのですけれども、その辺のこともお伺いいたします。

議　　長

武内農林水産課長。

○武内農林水産課長

製材工場の従業員の関係でございますけれども、現在７名の従業員の方がございます。２名の方が給与者、そして５名の方が日給者というふうな内訳になっていると聞いております。５名の方については、今現在、自宅待機ということになっている状況でございます。２名の方は出勤してございます。

それと、おが粉の関係なのですけれども、昨年、おが粉の工場を整備いたしまして、１２月までの実績だったら１万５，０００立米ほど生産できるだろうということで始まっておりますけれども、１万９８６立米ということで７３％の生産率になってございます。ただ、需要はありますので、需要を見ながら生産しているという状況でございますので、需要に見合って生産しているという状況でございます。今後も、この部分についてはさらに拡充をして、販売網を大きく広げて年間通して実施するという計画でございます。

○議　　長

鈴木君。

○鈴木千秋君

おが粉に関しては、ぜひ切れることのないように進めていただきたいと思います。

それから、先ほど雇用の問題、従事者の問題、２人が給与出てる、５人が待機者という中で、これ本当に４月からどういうふうになるかによって、また変わると思うのですけれども、大樹も大きな株主というか出資者ではあるので、どうかこのことについてはやはり対応、直接の経営者でないからどうのこうということはできないと思うけれども、やっぱりよく相談しながらかなり長い期間この製造部門ができないということになって、何かその人のことをきちっとしてやらないと危ないのかなと。いつまでも自宅待機自宅待機なんていうことにならないと思うのですよね。だからそんなことも、ぜひ考えて支援をしていただきたいと思います。

○議　　長

有岡千恵子長。

○有岡千恵子君

全国一斉学力テストについてお伺いいたします。

以前、私、学力テストについての一般質問させていただきました。その折にやはりこの町内で子どもたちにかかわっている先生をはじめ、地域の皆さん父兄の皆さんの努力で、本当に伸び伸びと子どもたちにとってよい教育がなされているというふうなお話もされていたかと思います。

最近、そういった大樹町にとって本当に学力テストに参加するというのはやめたほうがいいのではないですかというのが、私の意見ではありますが、この学力テストに関して最

近公開せよというふうな動きもあるように聞いております。１年間のうちのある一時点でのこのテストの結果を公開して、本当に子どもたちにとっていいものがあるかというと、どちらかというと決していいような結果は生まれないと思います。特に大樹のように小さな町で、もし公開したとしたら、いくらＡ、Ｂ、Ｃだとか○×で伏せたにしても、ある程度はわかってしまうというふうなこともありますし、そういったわかってしまうということは、決して子どもたちの教育現場で関わって、ご努力されて効果を上げているそのことに対して水を差すというふうな状況も生まれかねないかと思います。そういった観点からも、この学力テストは絶対公開していただきたくないと思います。その点について教育委員長にお伺いしたいと思います。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

有岡議員の質疑にお答えをさせていただきます。

同僚議員から同様な質問がございました。その中で議会として、こういった内容を学校別に公表したらどうかということでございまして、これらについては、今後検討させていただきたいということでございまして、今のところ公表するところは考えておりません。

○議　　長

安田清之君。

○安田清之君

晩成温泉の関係やらせていただきます。

協定書の中身について、どのような協定書ができてくるのか、今もう腹案ができているのだろうと思うのですが、どのような形になっていますか、お聞かせください。

○議　　長

辻本課長。

○辻本商工観光課長

協定書の中身ですけれども、いろいろと御意見をいただいております、今現在の第３６条の協定内容について、今回の協定書の中には協議して明文化しないということを考えております。

以上です。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

３６条を明文化しないというのは、どういう理由なのでしょうか、ちょっとわからない。

○議　　長

辻本課長。

○辻本商工観光課長

公の施設の指定管理に関する条例のとおり、公募を前提として次の更新時に行うということでございます。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

通常、３６条は条例だよね、３６条というのは条例なんだよね。条例を協定に入れると

いうことは普通は考えられない、条例なんだよ、３６条というのは、大樹町条例。だから、協定書だから、それは何も要らないのだよね。だから、まず協定書が何月何日から契約なの、まず一つ。いいかい、ちゃんと控えてよ、何月何日契約をするのですか。それから、日曜日の関係は何日から、日曜日、休む日はどういうふうになるのか、そういうことをきちっとうたっていかないとならないので、その協定書の中身はどういうふうになるのですかというお聞きをしているのです、まずは。そこをどういうふうに、腹案もないで、何もないの。

○議　　長

辻本課長。

○辻本商工観光課長

３６条の関係は条例でなくて、公の指定管理に関する条例では、指定管理者を公募して募集するということでございまして、そのことを３６条では現在の指定管理者が意思表示をして、更新したいということであれば、その条例の中にある募集をしないで指定を行うという方法で協定を結ぶという内容でしたので、公の指定管理の条例に基づいて指定管理者を募集して、決めていくという条例のとおり事務を進めるということで、その現在の３６条の条文を削除するというふうにして、現在の指定管理者と協議して、新たに２２年の４月１日からの３年間の協定書を結ぼうとしているものでございます。

それと休館日の取り扱いについては、２０年度と２１年度に要請がありまして、冬期の間において現在第２、第４火曜日を休みにしているものを、毎週火曜日にしたいということで、要請があった分についてその旨協議した結果、支障がないということで許可して現在実施されているということでございまして、そのことについても今回の協定に当たって現在の指定管理者から要望が来ております。それで、そこは協議して今後進めたいと思っております。

○議　　長

暫時休憩します。

休憩　午後　３時０４分
再開　午後　３時０６分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

辻本課長。

○辻本商工観光課長

現在の契約書案は、この５年間の協定書にありました３６条の分を削除するということで、原案を作成しております。

○議　　長

安田清之君。

○安田清之君

わかりました。今、やられている方のほうは関係ないのだから、契約書をつくる、協定書という言い方をするけれども、一般用語ではこれは官公庁のいう協定書なのだよね、一般では契約書なんだ。契約書をまず作らなければだめなのだよね、公募する前に、通常はね、通常はつくるんだよ、契約書を。こういう契約書でいこうと。それで、もう打ち合わ

せは終わっているのですよね。それで、３６条については削除しますというのは、新たにこの３年間で切れるから、切れるからそのときは公募で行いますよと。だからその部分を削除しますよということでしょ。それでわかった。だから、それは削除すると。そしたら、前の腹案はそのまま使うということでしょう、そうでしょう。

そしたら、一番いいのは本当は副町長にやってもらえばいいのだけれども、副町長にお願いした火曜日の案件あったよね、休みのね、週４回やっていたでしょう。これ損失だからどうなのだという御意見も申し上げましたよね。それは今そのとおり週４回やりますと我々言ったのと全然違うことになっているのだよね。申し入れますと、きちんと言ってくれたのに、これでは答弁違反になりません、副町長。そういうことをきちっと我々に説明していただかないと、私あれだけ熱を込めて４５分やったのですよ。それで私もそうだと思いますと言ってくれているのに、今度はそのままままた今言われているとおりやりますというのなら、議会答弁はうその答弁をしたというふうに私は解釈をせざるを得ないのですよ、議長。これだとやはり問題があるのではないですかと。

ですから、腹案ができたのなら、この部分について、だから腹案、今のままのやつを出していただいて、はい、こういうふうになりますと、にしたいと思いますと。当事者と契約というのは同意がしないとできないんだよ、相手とね。相手に見せるのに、いつ見せるの、これ。腹案もたないでお話ししているのですって、相手の意見を聞いてますというのでは、これ契約書の趣旨にならないのだよ。少なくても町が指定管理をする以上は、町がまず協定書をきちっと作って、相手に見せて了解をとって、相手から意見が出て、そこで協議をして、できるかできないかというものを見て、納得済みで契約というのはするのですよ、一般社会は。役場は違うのか、どうなのだかということになのですよ。

言っていただくことは変わらないですね、初めに、月２回だったでしょう、休み、違います、協定にしたときはそうですよね。今、４回ですね、油高騰で４回に認めましたと。それはわかりましたと。今後、油も下がったのですから、元に戻してください、副町長お願いしますと言ったら、副町長は、申し入れいたしますと言っていただいたものが、今の現状のままやるというのであれば、これは我々に質問をした価値が全然ないですよ、質問のうそくさいですよ、これ。弁明が全然違うことを言っているのだもの。これでは、私たちは認められないですよ、僕は、ほかの方は知りませんよ、皆さんは賛成したのですから、いいよって、指定業者いいよって。僕も認めました、いいんですよと。だけど、これ協定書が我々の手元に見せられるとき、はんこ押したときからしか見せられないのに、これは町長、おかしいのではないですかって言わざるを得ないですよ、そこら辺はどうなのですか、これきちっと説明していただかないと、これ尾を引きますよ。

○議　　長

大井副町長。

○大井副町長

それでは、私のほうから説明させてもらいます。

２月１日の臨時会で指定管理者の決定をいただいたということでございます。そのときに、前段で議員協議会の中で実は説明させていただきました。今、問題になっております休みの関係ですね、冬の期間だけ毎週火曜日休みたいというようなことで、通常であれば第２第４ですか、月２回の休みなのですけれども、冬場指定管理者から一昨年、毎週休ませてほしいというようなことがありました。そのことも前回説明したとおりでありますけれども、それはどうしてかと言いますと、やはり利用者が月２回休みだとすれば、毎週休

みだと思って利用者が半減といいますか、かなり減っちゃうのですね。そんなこともありまして、冬場だけ何とか毎週休ませていただけないだろうかというふうなことで申し入れが町にありまして、これ２０年の秋だと思いましたですけれども、そんなことでやむを得ないだろうということで、そんなことで承認した経過があります。

そういうことで、今後に向けて確かに利用者のことを考えますと、毎週開けていただければ、それだけ利用が結構な訳でございますけれども、やはり指定管理者も経営ということを考えていかなければなりませんから､極端に利用者が落ちるということになりますと、やっぱりそれが経費の増大につながるものですから、そういった事情も含めて、前の議員協議会でもちょっと申し上げたところでございます。

○議　　長

暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時１６分
再開　午後　３時２２分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

安田君。

○安田清之君

私の質問した部分でわからない部分もありまして、申し訳ないと思います。

これ５月１日から、これ役場としてはどういう思いで、僕は質問したときに全部やってほしいよという言い方をしたのだけれども、そこら辺は経営状態がよろしくないからという意味ですか。今、副町長の言い方だと、コストがかかるからやれないのですというのなら、公募してもらったら困るのではないかな、これ、本当のこと言うと、もう選んじゃったんだから、これ以上やれないんだよ。これはやっぱり議会として軽視を副町長はしているような気がします。私はお願いをして、町長もそう思いますと、私どもは承って相手方に説明をいたしますと言っていただいたんだ。言っていただいたのに、今度は相手から来たものはそのまま受けますというのでは、おれこんなにのど切らせて、議長のところは水あるからいいよ、おれのところないのだよ。これではやっぱり我々の思いというのは、副町長、町長には伝わらないのかと、でかい声出しても。やはり開けてくれる、町がやったときより、後退だから。町はちゃんとまじめに努力をしてやっていかない町民のために、だけどこれ落ちちゃって、これちょっともう少しするのであれば、４月１日から１０月３１日までは夏時間とすると。そうでしょう、農家の方だって、もう４月といったら仕事するのだよ、時間も長いんだよ。そして１０月３１日まで、これ９月３０日、５月１日から、これやっぱり通常は４月１日から妥協してね、妥協しているのだよ、おれね。これは４月１日から１０月３１日まで夏時間にすると、冬はその間、これはおれも仕方ないのと思う部分もあるので、これでそれ以上は言いませんけれども、やはり町としての思い入れをきちっと伝えていただきたいと、相手方に、こういうことに対しては町民のこういう意見、我々町民の代表として来ているわけだから。それで発言して、副町長も伝えますと言っていただきながら、こういうことになるということは、大変私は残念でなりません。それ以上、これ議論しても水かけ論になりますので、私が言った部分だけでも善処を汲み上げていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

晩成温泉の指定管理については、いろいろ議員も思いがあるのかなと思っていますし、私たちもこれは妥協なんてしません。ですから、きちっとこの辺は過日の議員協議会の中でも、いろいろと今、副町長、課長からお話があった協定書の関係、私もはんこ押していますけれども、これはやっぱり契約の段階で双方協議によってということでありますから、これは４月にするのか５月にするか、そのぐらいのことはきちっと我々も町民の意向、議会の意向を踏まえた中での取り組みはきちっと指導していかなければならないかなと思っております。

○議　　長

安田君。

○安田清之君

町長、前向きにお答えをいただきましたので、よろしく町民の代表の町長でもあるし、我々も町民の代表ということで、思い入れはしっかりお伝えをいただきたいというふうに思います。

終わります。

○議　　長

ほかに、質疑ありませんか。

姉崎清作君。

○姉崎清作君

同僚議員から、学力検査のことで、私、きのう質問したのですよ。そしたら、父兄に教えてあるから町議会には教えられないという回答だったのです。そして、私、父兄に聞いたのです。そしたら知らないと。それは教育委員会で大樹町の学力が悪いから教えられないのか、それなぜ十勝全体の学力は何番目なのと聞くだけで、生徒に影響あるのか、そこら辺教えていただきたい。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

個々の学校には、各保護者のほうに連絡が行っているというふうな話は、私のほうでは確認をしておりまして、各学校ごとには出ておりません。私のほうでは押さえておりますけれども、そういった意味合いというのがそれぞればらつきもございますから、それは私ども押さえておりますけれども、どこがどうのこうのとかいう話はしてございません。

○議　　長

姉崎君。

○姉崎清作君

ここで聞こうとするのではないですよ、十勝管内で大樹の子どもはどのぐらいの学力あるのかと。私も孫いるから気になるのですよ、本当に、勉強しているのか、夜遅くまでやって。みんな孫のいる人は気になっているよ、それは、私だけでないと思う、父兄もそうだし、学校へ行っても遊んでいるのかと。だから学力検査というのは全国的にやるから一番わかりやすいのですよ、どれだけのレベルあるか。だから、それを聞こうとするのにも抑えるというのも、教育委員会ももう少し解放していただきたいの、これコンピューターで

出しているのだよ、診断料、税金で。だから、それくらいは、大樹町でなくてもいいよ、十勝管内、全道対で大樹の学力というのはどれぐらいなのですかと、それもだめなの。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

そういった学校別につきましては、昨日課長のほうから説明ございましたように、少人数で例えば２人ということもございますので、それは個人が特定されるということで適当でないということで、昨日お答えをしているかと思います。

大樹町の十勝管内での順位ということについては、私ども今後詰めて教育委員会内で検討させていただいて、対処したいというふうに考えております。

○議　　長

ほかに、質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩　午後　３時３０分
再開　午後　４時０３分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

有岡千恵子君。

○有岡千恵子君

全国一斉学力テストの件ですが、やはり限られた教科で限られた学年が、１年間の３６５日あるうちのたった１日をどこかでテストを受けた、その結果でレベルがどうのこうのというふうにいろいろ問題というか関心もたれていくというのは、教育そのものに対していい影響は与えないと思います。例えば、我が子がという問題であれば、それはそれなりに全国一斉の模擬試験などが民間で行われているのですから、そういった部分で個人的に検討していくということは可能な訳です。

今回行われているこの学力テストいうのは、本質的に子どもたちのレベルを上げるとか何とかという教育に本当のいい意味で寄与していくという要素は、非常に少ないと私は考えております。いたずらに結果を公開して、どの段階にあるかといって一喜一憂するのは、大変まずいことだと思います。せっかく大樹町で、前の一般質問でも教育委員長が答えられていましたが、子どもたちにかかわる地域の人は、先生方、父兄の方々、すべての方々がやはり本当にこの大樹の町を担っていくすばらしい子どもたちに育ってほしいという思いで、教育に携わっている訳ですから、やはりそういったご努力にきちっと私たちは信頼をしていくべきであって、この本当に大きな流れの中の点のようなことで公開するかしないかとか、どのレベルにあるかという、そういったところでいろいろ取りざたされるのは、いかがなものかと思います。

ですから、やはり私は公開すべきでないと思いますので、先ほど検討をされて公開しない方向でというようなことも、おっしゃったように思いますが、やはり本当に子どもたちの未来を考えるのであれば､そういったところにきちっと立っていただきたいと思います。

また、この大樹の町で育っている子どもたち一人一人が本当にのびのびと、いい意味でいい子に育っていくというのは、そのテストを云々よりは私たちが今まで子どもたちによ

かれと思ってやってきているさまざまな関わり合い方を、本当にいい方向でみんなで力を合わせることによって伸びていくことだと思います。

また、進学にかかわって町外の高校に出たい、それから都心の大学へ行きたいと頑張っている子どもたち、やっぱりその努力をしているその時点がとても子どもたちにとっては大切な経験ですし、そのところを支えてやるのが私たちの責任であると思いますから、学力テストについては本当に公開しない方向でぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

それでは、有岡議員の質疑にお答えをしたいと思います。

学力テストについては、公開が原則でございません。議員がおっしゃるとおり、すべての教科について試験を受けている訳ではございません。一部やっている訳でございまして、それらの内容が学習指導要領に適切に指導されているかを判断するものでございまして、今のところ、先ほど申し上げましたように、順位を発表するとかということは、今のところ考えてございません。

○議　　長

安田清之君。

○安田清之君

今、教育長の言い方を聞いていると、学習要領によってという言い方ですよね。では、これ教え方が悪いのでしょう。悪いということは、要領どおりきちんと教えれば、いい番号になるのでしょう、普通は。したら、先生が教え方が悪いのだと今言ったようなものなので、やはりそのためにも公表したほういいんだよ。親パーなんだから子どもだってパーかもしれないんだよ。だから、そんなのわからないのだよ、読み、書き、そろばんて昔からいって、これ３教科やったら本当に町長みたく立派な方になれるかもわからない。だけど、今教え過ぎかだめだから２教科だけで基準を設けて、先生方がどういう教え方をしたかと、これやっているのだよね、今。それに適正に子どもがついてこれるか。したら、これちょっと矛盾するのだよね、公表するしないより、先生方これはどういうふうに受け取っているのですか、順位は先生方は知っているのですよね。先生方が知らないということにはなりませんね、自分方がやっているのですから。したら、先生方は、私たちの教え方は少し手ぬるいなというぐらいの思いがあるのかどうか、聞いたことがあるのか、教育委員長はお伺いしたことあるのでしょうか、お聞かせください。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

テストの内容につきましては、それぞれの学校の中で押さえまして、先ほど言いましたように、学習指導要領に基づいて指導している訳ですから、当然どういった指導の仕方がまずかったのか、そういう点については学校のほうでしっかりと押さえて、対策を練ってそれぞれ計画をもって私どものほうに報告をしてございますし、学校としても改善に向けてやっております。

○議　　長

ほかに、質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

志民和義君。

○志民和義君

平成２２年度大樹町一般会計予算に反対の討論を行います。

帯広広尾間の高規格幹線自動車道建設促進期成会への支出について。

今、新政権のもと、無駄な事業について見直しが行われるかに関心が持たれておりました。しかし、この高速・高規格幹線道路に対する予算の見直しが行われず、事業がそのまま行われるというふうに聞いております。

しかし、この南十勝の道路については既に国道のほかにさらにもう１本通って、さらにもう１本、さらに高額なお金をかけて建設する必要が本当に需要と供給の関係からあるのかどうか、これは現実に多くの人から疑問の声が出されております。そして、大樹で商店街、また道の駅の関係者、こういう方々からも通過車両が増えて大樹に立ち寄ってくれないのではないか、こういう心配の声が出されております。

そういう点から、今回のこの支出をしていることに反対をいたします。

○議　　長

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

高橋英昭君。

○高橋英昭君

議案第２９号平成２２年度大樹町一般会計予算案について、賛成の立場で意見を申し上げます。

平成２２年度の一般会計歳入歳出予算額は５４億２００万円であり、前年度に比べ７，８００万円の減となりますが、公債費を除いた比較では９，６９０万円の増となり、実質的には２．３ポイントのプラスとなっております。この中でも、福祉や保健などの住民生活に深く関わる予算については、９．１ポイントのプラス、教育予算についても普通建設事業費を除くと２．７ポイントのプラスとなっており、社会福祉の増進に十分に配慮されていると考えます。また、繰越明許費を含めた普通建設事業費は、大樹中学校の改築事業分を除くと、ほぼ前年度と同水準となるもので、雇用経済の対策にも一定の配慮が見られます。

一方、歳入を見ますと、地方財政計画により措置される実質的な地方交付税が過去の最大規模となることなどから、財政調整基金の繰入金を計上しておらず、健全な財政運営に向けた足がかりとなるものと期待するところであります。

以上のとおり、平成２２年度一般会計予算案については、住民福祉の増進や地域経済への配慮、健全な財政運営に向けた姿勢が認められることから、十分に評価できるものと考えております。

しかしながら、世界的な金融市場の混乱による景気後退により国家財政は一段と厳しさを増しており、また、社会保障制度のさらなる充実や厳しい経済雇用状況に対する適切な対応が求められることから、予算の執行に当たっては今後の情勢を十分に見極め、状況に応じた柔軟かつ迅速な対応も講じられるよう申し添えまして、賛成討論といたします。

○議　　長

次に、反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第２９号平成２２年度大樹町一般会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議　　長

起立９人。

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

お諮りいたします。

議事日程の都合上、本日は、これで延会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決しました。

本日は、これで延会いたします。

延会　午後　４時１７分

平成２２年第１回大樹町議会定例会会議録（第７号）

平成２２年３月１６日（火曜日）午後１時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員指名
第　２　議案第　２９号　平成２２年度大樹町一般会計予算について
第　３　議案第　３０号　平成２２年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算について
第　４　議案第　３１号　平成２２年度大樹町老人保健特別会計予算について
第　５　議案第　３２号　平成２２年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
第　６　議案第　３３号　平成２２年度大樹町介護保険特別会計予算について
第　７　議案第　３４号　平成２２年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
第　８　議案第　３５号　平成２２年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について
第　９　議案第　３６号　平成２２年度大樹町水道事業会計予算について
第１０　議案第　３７号　平成２２年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について
第１１　議案第　３８号　平成２１年度大樹町一般会計補正予算（第８号）について
第１２　議案第　３９号　平成２１年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）について
第１３　陳情第　　１号　医療再生へ診療報酬の抜本的増額を求める陳情書について〈委員会審査報告〉
追加日程第１　発議第１号　医療再生へ診療報酬の抜本的増額を求める意見書案について
第１４　委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（１２名）

１番　水谷　隆司	２番　菅　　敏範	３番　鈴木　千秋
４番　高橋　英昭	５番　有岡　千恵子	６番　安田　清之
７番　志民　和義	８番　阿部　良富	９番　横山　軍鬼
１０番　川原　和夫	１１番　姉崎　清作	１２番　小谷内　勲

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町長	伏見　悦夫	副町長	大井　英則
総務課長	中川　泰介	企画課長	布目　幹夫
町民課長	西川　敏忠	保健福祉課長	北林　博美
建設課長	田中　健児	水道課長兼大樹下水終末処理場長	高田　末雄
会計管理者 出納課長	高野　幸治	病院事務長	領毛　雅則

特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	山　下　次　男	代表監査委員	澤　尾　廣　美

○職務のため出席した議会事務局職員

事　務　局　長	廣　瀬　庄　治	主　　任	猪　狩　浩　介

開議　午後　１時００分

◎開議の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は、１２名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１７条の規定により、議長において、

４番　高　橋　英　昭　君

５番　有　岡　千恵子　君

６番　安　田　清　之　君

を指名いたします。

◎日程第２　議案第２９号から日程第１０　議案第３７号

○議　　長

日程第２　議案第２９号、平成２２年度大樹町一般会計予算についてから、日程第１０議案第３７号、平成２２年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について、１２日に引き続き質疑を行います。

なお、日程第２　議案第２９号においては、１２日に審議を終了しておりますので、本日は議案第３０号、平成２２年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算についてから審議を行います。

各特別会計の議案審議におきましては、質疑、総括質疑、討論、採決の順に行いますが、質疑に当たっては、ページをお示しの上、質疑されますようお願いいたします。

それでは、議案第３０号、平成２２年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算について、予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

水谷隆司君。

○水谷隆司君

１点、ちょっとお尋ねしたいと思いますけれども、まず、国民健康保険税、保険料の課税については、それぞれ従来から、資産割、世帯割、所得割というような形で保険税の課税がされておるわけでございますけれども、管内においては、この資産割について、固定資産税の二重取りの思いが強いというようなこともあって、実際には課税されていない町

村もあるわけですけれども、納税者からすれば、保険税、相互に扶助するという形で、所得割、世帯割、均等割を含めて課税されるというのが、それには納得するというような部分があるのですけれども、資産割については、資産税を払って、さらにそこから保険税の負担というようなことについては検討されないのかというような話もちょっと聞こえてきまして、これは国保の運営委員会なんかにおいても話題になっているどうか、ないとすれば、今後そういったものも検討されるべきでないかというふうに思いますけれども、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議　　長

西川町民課長。

○西川町民課長

ご説明申し上げます。

水谷議員がおっしゃったとおり、大樹町は地方税法に基づきまして４ケースでやっております。すなわち、所得割、資産割、均等割、平等割、４本立てでございます。

地方税、これ、７０３条の関係だと思うのですが、これはあくまでも原則として４本立てがあり、さらに、資産割を落として３本立てがあると。もう一つは、所得割と均等割の２本立てもございます。

当町は従来から４本立てでやっているわけでございますが、議員がおっしゃるとおり、資産割の問題について、これは今始まったわけではなく、以前から税の二重取りだと。資産税も取られて、さらに資産税から国民健康保険税まで取るとは何だということでご批判を受けた例が多々ございます。

当町としましても、この資産割のことについては、過去にさかのぼるのですが、昭和５７年ごろは資産割で、今、資産割は２０％でございますが、過去においては、６２％というかなりの部分がとられたことがございます。その経過、５０％、あるいは４０％、直近では３０％まで落とした経過がございます。

議員も税のことは詳しいと思われるのですが、ご承知のとおり、所得割、資産割は、これは一般的に応能割といいます。均等割、平等割は応益割といいます。国の指針では、金額で、総額を５０対５０を皆さんからいただきなさいと。それを下回った場合については、ご承知のとおり、国民健康保険税は、所得の低い方については軽減を設けてございます。これは、７割、５割、２割、実際にかかる均等割、平等割の７割あるいは５割、２割の分しかいただけないよというような優遇措置がございます。そのためには、この応能と応益割を５０対５０に極力近づけなさいというような通達が出されているわけでございます。

議員がおっしゃるとおり、例えば資産割をなくした場合、当然数千万円という金額が落ちるわけでございますので、それは、所得の状況に応じて、その分を所得割に賦課しなければならない、そうしたらどういった影響が出るかと。

ということは、所得割というのは、今は４．２％ですか、これを５．２、あるいは６．２にしなければ、要するに、応能割は５０％以上にできないのだよと。そうなってくると、言ってみれば、こうかん言われているのは、中間所得層に所得割が多くなって、かなり負担がふえると。そうすれば、逆に均等割と平等割をふやせばいいのではないか。均等割、平等割をふやすということになれば、これは低所得者にかなりの額を賦課しなければなりません。これ、今、２万６，０００円と２万８，０００円ですか、それを３万何ぼにするとか、４万円にしなければならない。当然、低所得者に影響が出てくると。したがいまして、やっぱり応能割である程度いただけなければ、これはできないかなというようなのが現状でご

ざいます。
　ご質問にあった各１９箇町村、現状をみますと、今のところ３町村、申し上げますと、帯広市、鹿追町、清水町の３町村で、この数年の間に資産割をなくしました。そういった、議員がおっしゃっているとおり、二重取りだということで意見がございまして、思い切って資産割をゼロにしたわけです。当然、そのはね返りは所得割のほうにはね返っていると。かなり、そういう面では中間所得者に負担がかかっているような状況ではないかなと。
　国保の運営委員会でも何度かこの問題が取り上げられまして、各１９箇町村、そういった傾向に今向いております。ですから、今、国保で２０％の資産割をとって、後期高齢で１０％をとっているわけです。従来は３０％のものを振り分けたわけでございますが、当然、そういった議論も今後検討していかなければならない時期が来るのかなというような気はしております。
　議員のおっしゃっているとおり、うちとしては、資産割、かなり、当時の６０％から半分まではもってきたような状況でございますので、今後は、国保の運営委員会でその問題も当然取り上げられる事項かなというふうに考えております。
　ちょっと説明が長くなりましたが、そんなような状況でございます。
　以上でございます。
○議　　長
　水谷隆司君。
○水谷隆司君
　詳しく説明ありがとうございました。
　低所得者の中には、やはり公営住宅を含めて、そういうところに入居されている方以外で、資産を持たれて、単身で、自分の家で固定資産税を負担されているというような方もあるかなというふうに思います。将来的には、こういったものは撤廃されていくべきでないのかなと思います。
　その点については、運営委員会でも十分にその議論になっているということで、今後、また新たなそういった要望があるというようなことでの取り組みをしていただきたいと要望して終わります。
○議　　長
　ほかに質疑ありませんか。
　鈴木千秋君
○鈴木千秋君
　１６ページの特定健康診査等事業なのですけれども、前年度よりも１００万円ほどふえていますので、その内容と、それから、前年度の説明のときには１，５００人が対象ということで、４０％の受診率を目標としているのだということで、たしか４９０万円だったと思うのですよね。ことしの５８９万円という中で、まだ２１年度は終わっていないのですけれども、達成状況だとかそういうのがあって、確かこの状況によっては、自分はよく詳しくないのですけれども、この後期高齢者に対する支援金の関係が何かあったような気がするのですよね。達成率というか、その状況によっては。その辺のことも、現在の状況とことしの１００万円上がった内容について。
○議　　長
　西川町民課長。
○西川町民課長

まず、額のことでございますが、これは目標率というのが毎年上がっていっています。その影響と、若干、健診に使う備品ですが、これをある程度見て、１００万円程度増加した傾向にございます。

お話のあった健診率でございますが、これは２１年度はまだ出ておりません。ちなみに、２０年度につきましては、目標が３５％あったわけでございます。それが２０年度については３５．９％、何とか目標の３５％はクリアしてございます。２１年度は４０％でございます。

こうしてみると、５年後には、たしか６５％までもっていかなければなりません。５年後に、今、鈴木議員が言ったとおり、支援金分に影響が出てくると。要するに、５年後の目標率を、６５％をクリアしないと、支援金ということで国保から一部後期高齢者特別会計に入れていますね。それに影響してくるのです。もし６５％をクリアすれば、支援金の約１割相当分、例えば、５，０００万円入れなければならなければ、５００万円は、大樹町さん、目標をクリアしたので支援金は減らしますよと。逆に、目標をクリアしていなければ、５，０００万円のほうが５，５００万円、大樹町さん負担してくださいというような因果関係がございます。

とりあえず、まだ２年ですが、何とか目標はクリアしておりますが、やはり、先ほど申し上げたように、３５％に対して３５．９％というのはぎりぎりの数字だというふうに。当然、これはらいふの保健師とも連携しまして個別のＰＲには努めておりますので、何とか５年後までに６５％をクリアするような健診を当然やっていかなければならない。

というのは、言うまでもなく、そういった健診を受けることによって、国保会計の医療給付費が、保険負担が減るということになりますので、健全な運営が可能になるというような国の方針でありまして、それに従って我々は取り組んでいくような状況でございます。

以上でございます。

○議　　長

鈴木千秋君

○鈴木千秋君

内容については、詳しくご説明があったので大体わかりました。

それで、やっぱり５年後に目標を達成、今は２年目ということで、６５％になることが保険料にはね返るということなので、特定検診のＰＲというのかな、恐らく町の回覧の中で出していると思うのですけれども、本当に独自に、その他大勢の中でそれが入っているのではなくて、本当に特定疾患のその部分の受け方だとか、こういう内容ですということを、やっぱり個々にわかるようにＰＲしていただきたいなと、こんなふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３０号、平成２２年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３１号、平成２２年度大樹町老人保健特別会計予算について、予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３１号、平成２２年度大樹町老人保健特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３２号、平成２２年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について、予算の歳入歳出全般についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義君

１ページの保険料のことなのですが、４月から５％ちょっと上がる予定と聞いていますが、一人当たりの道広域連合の保険料は年間いくらぐらいになるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議　　長

西川町民課長。

○西川町民課長

これは道の試算でございますが、今のところ、大体６万５，３００円程度でないかなというふうに記憶してございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義君

保険料の値上げですが、北海道広域連合は上がるということなのですね。これは、下げる広域連合も出てきているのですね。そうなると、当然格差の拡大にもなってきますし、やっぱり剰余金の取り崩しと基金の積み増しだけで、それで値上げ幅を抑えたというのだね、北海道の場合は。

やっぱり国の抜本的な財政支援がなかったら、何ぼでも保険料が上がっていく仕組みになっているので、これについては対策は、一般質問でも言いましたけれども、再度、どういう考えでいるかお願いいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

後期高齢者の関係につきましては、実態はまだ私もよく把握していませんけれども、下げているところがあるということは、全国一律でパーセントが決まっていますから、たまたま下げたところというのは、剰余金が出て、それを運用しながら負担率の掛け率を下げたのかなとは思っていますけれども、これはちょっと私のほうも把握していませんけれども、北海道は先ほどおっしゃったような形で５％程度の値上げということですし、制度自体も、今、国のほうでいろいろとこの制度の、どういうことでやっていったらいいかということで組み立てを今やっているようでございますので、一般質問でもご質問がございま

したけれども、その辺を注視しながら、我々もきちっとした連合会の意見を聞きながら、また、これらの負担のないように、きちっとした対応をしていただきたいということは毎度申し上げておりますし、国がやはりきちっとした中での医療制度の抜本的な見直しといいますか、取り組み、こういうことも大事なことかなと思っていますし、これは、我々町村会をはじめ、道もいろいろと制度のことについては国のほうに対しても要望をしておりますので、今後もそれらの制度的な見直しを含めた中で、いろいろと私たちも取り組みをしていかなければならないかなと思っています。

いかんせん、これは全道の市町村が入った取り組みの中でやっていますから、大樹町だけが云々ということにもなかなかなりませんので、その辺は十分ご理解を願いながら、これからまた我々もいろいろと情報収集しながら、きちっとした中で町民の方々にもＰＲをしていきたいなと思っております。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

一般質問でもお伺いしたところなのですけれども、下げたところも、もちろん今の制度ですから、剰余金と積立金の基金の積み増しで下げたということなのですよね。

ただ、全国の中には、自治体独自で別な軽減策をとって下げているというところもあると聞いていますが、町長は把握しているでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

実態は、私もよくその辺は調べていませんけれども、北海道ではそういうところはないのかなと思っていますけれども、全国ではそういう箇所も、やっぱり、これだけ多い市町村ですから、中にはそういうところもあるのかなと思っていますけれども、北海道としては、先ほど申し上げたようなことでないのかなと思っております。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

本州で、千葉県で、ある市が助成しているということなのですね。北海道なんて、そもそも発足当時、２年前、全国１２位ですからね、高いほうに保険料が増加していたので、高齢者の負担というのは、やっぱり大変重くなってきているので、その点についても独自で助成する方向もやっていかないと、この保険制度はもたないというふうに私は考えていますが、いかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

医療費にはね返ってくる、こういうような保険料ということでございますので、これが、これからやっていかなければならないというようなことですけれども、大樹町独自でこれをまた実施をしていくということになれば、またこれは大変な財政の負担を伴いますし、あるいは、私たちは北海道の広域連合の中で取り組みを一緒になって皆さんとやっているということでございますし、また、どうしても本州付近から見ると、医療費も若干北海道の場合は高いのかなと思っています。

そういうことも含めながら、これからまたいろいろと推移を見守っていくしかないのかなと思っております。

ただ手をこまねいていても困りますので、この制度改正に当たっては、やっぱり国がきちっとした対応をしてほしいということは毎度申し上げていますけれども、そういうような要望をしていく以外、今のところはないのかなと思っております。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

志民和義君。

○志民和義君

ただいま提案されております平成２２年度後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論を行います。

この医療保険が発足して２年、７５歳という年齢で保険制度を分離して差別する制度に、高齢者を中心に批判の声が多く出されております。当町議会においても、廃止を求める意見書が既に全会一致で可決をしております。

昨年発足した新政権は制度廃止を公約としておりました。この公約を守ってもらうためにも、国に引き続き制度廃止を求めることは当然のことでございます。そして、北海道広域連合は４月から５％引き上げと聞いています。剰余金と安定基金で値上げ幅を抑えることは大きな問題で、これは、新政権は制度廃止をするまで、国の財政で、値上げまで行かなくとも、少なくとも据え置きにすべきではないか、このように考えております。発足時、北海道の一人当たりの平均保険料は全国１２位、大変高い水準にあったこと、これを引き下げなければ、この格差はさらに広がってまいります。

したがって、この制度の特別会計予算に反対をいたします。

○議　　長

次に、賛成討論の発言を許します。

菅敏範君。

○菅敏範君

ただいま議題となっております議案第３２号、平成２２年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、近年の急速な少子高齢化の中で、国民医療費が増加する状況であり、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう、ふえ続ける老人医療費を安定的に賄うため、持続可能な医療制度が構築されたものであります。

後期高齢者医療制度は、道内１７９市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合がこの制度の運営主体を担っており、本会計においては、保険料の徴収や対象者の加入脱退の届け出、また、保険証の引き渡しなど、被保険者の身近な窓口業務を行うための事業を遂行しているところです。

したがって、本会計においては、事業を円滑に進めるための適正な予算編成がされてい

るところであり、本会計について賛成いたします。

○議　　長

次に、反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３２号、平成２２年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議　　長

起立９人。

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３３号、平成２２年度大樹町介護保険特別会計予算について、予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３３号、平成２２年度大樹町介護保険特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３４号、平成２２年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について、予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

一生懸命職員の方が努力していることは認めるのですが、介護サービス、介護保険、いろいろ含めて、待機者、老人ホームに対してたくさんの方がお待ちになっていると。この状況は、町長、どのようにお考えになっているのか。約１００名近くの方、自宅におられる方が三十数名おられると。

もう一つ、介護度によって、今まで３番ぐらいにいた人が１２番になったり、いろいろ苦労をされているのかなと。自宅にいる方。どうしてもこの介護については、町の判断で増床等を若干考えるべきだろうと。

いろいろ問題点もあるのでしょう。資金の問題等々もあるのですが、いろいろな面を含めて、まだ検討することができるのではないかと。助成、補助金、いろいろなことを考えて、町長の思いというのは、どういうふうにお思いになっているのか。私、再三、今の状況で、５０床では大変問題があるのですよと、ふやすべきですよということを言ってきておりますので、前回、一般質問でもお話をしましたが、なかなか難しいのですということだけで、検討、プロジェクトの中でも難しいと。なぜ難しいのかお聞かせをいただければ幸いかなと思うのですよ。職員の中でいろいろ論議をして難しいのだと。難しいものを突破するのが職員だろうというふうに思うのですが、難しいで終わるのであれば何も要らないので、そこら辺のお考え方を、町長、お聞かせをください。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

特養の関係については、毎度一般質問、また、予算等の関係でもお答えをしておるところでございます。

待機者１００名云々というお話も今ございましたし、それからまた、いろんな面でのご苦労なさっているという方も、我々、実態はつかんでおります。そういう方々の中には、老健とのダブり、またはいろんな施設とのダブりの方もいらっしゃいますし、やはり時期

的なこと、またはうちの産業構造的なことから言うと、施設なのか在宅なのかということは、やはり、今、いろいろとこれから考えていかなければならないことだなと思っております。

ただ、今回は、たまたま５０床云々ということは、やっぱり今のこの診療報酬の改定の中にあっては、５０床から１００床までということに同一なのですよね。こういうようなことでいくと、報酬等の影響にも出てくるのかなと思っていまして、やはり一番効率がよくないベッド数なのかなと思っております。

そういうようなことで、今回、やはりいろいろな入所される方々の空き状況なども見ながら、また、入所に対しての要望をされている方にお話をしたところ、まだちょっと自分ではというようなことでお断りを受けたというか､入所しないというような､そういうケースも何ケースかあります。だけれども、これは、今は、状態を見ると、まあまあうちはある程度、例えば、この老人ホーム、老健、そしてまた、民間でやられている方、そしてまた、デイサービス的なことが、これが、十分とは言えませんけれども、まあまあ、ある程度のこういうサービス的なものは行き届いているのかなと、そういうような判断をしております。

ですけれども、今後、やはり今元気でも、過日も高橋議員のご質問にもありましたけれども、老人アパートに住んでいる方も、今、大丈夫だと言いながらも、あと５年、１０年たてば、これはだんだんそういうような介護度が上がっていくというようなこともあるのかなと思っております。

そういうようなことからいくと、やはり一気に３０、４０床ふやすのがいいのか、またはグループホーム的なものがいいのか、この辺は、やはり今の病院との絡みをあわせて、やっぱり全体的な福祉ゾーン的なものをゾーンの中で検討すべきだなと思っております。

院長からもいろいろと、今の特養のあり方、今後の福祉のあり方ということは、いろいろとお話し合いも何回もさせていただいていますし、保健福祉計画の中にあっても、いろいろとグループホーム的なものも云々というようなお話もございます。そういうことも含めて、今後、今年度の早い時期までに、ある程度の原課のほうの、プロジェクトという名称になるかわかりませんけれども、そういう中で取り組みをしていかなければならないということで、これはやっていかなければならないだろうと思っております。

ただ、いろいろと、これらのことをやることによって、介護保険料、これが一気に上がってしまうと。今回２００円上げたのですけれども、この間もお話をしましたけれども、高齢者の方々とのお話し合いの中では、２００円の介護保険料を、町長、何とかしてくれということで、この介護保険料の値上げというのは、高齢者にとってはものすごい反対があるというか、負担が出てくる。

これは、私も申し上げたのですけれども、前段申し上げましたように、今、おじいちゃん元気だけれども、あと５年、１０年たってくると、みんな同じ、今のようなことになるよと、何とかこの辺は我慢していただけないかということでお話をさせていただきましたけれども、例えば、極端な話、２０床ふやしたらどのぐらいの介護保険料になるのか、その辺も含めて、これから、これらのことも含め、また、いろいろ福祉ゾーン的なことも考えながら、今後検討させていただきたいと思っております。やらないとは言っておりません。そういうことです。

○議　　長

安田清之君。

○安田清之君

町長、前向きにいろいろ言っていただきました。現実的には、介護保険料の問題も、私も十分認識をしているところであります。

ただ、入られている方は別にしても、入らないで、入所がなかなかできないで介護保険がどんどん上がっていくということが一番やっぱりネックになってくるのだろうと。やはり、みんなが入れる状態で介護保険がこうだということになれば、だれも問題が出ない。これから町長も、第１次産業も含めて、かそのかていにふえてきたらなかなか見ることができない。まして、第１次産業は２４時間体制の業種になってきているというものを含めてくると、大変負担もかかってきますので、町長はやらないということではないのだということですから、そのことは十分認識もしていますので、町民のために、早急に何らかの形をお考えをいただきますようお願いをしたいと思うのですが、そこら辺はプロジェクト等々で話をするということですから、早い段階に、我々にもいろいろな話し合いの中身を教えていただくよう要望をして、終わります。答弁はよろしいです。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３４号、平成２２年度大樹町介護サービス事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩　午後　１時４１分
再開　午後　２時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。
それでは、議案第３５号、平成２２年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について、予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
これより、歳入歳出の総括質疑を行います。
質疑はありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了します。
これより、討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
（なしの声あり）
○議　　長
反対討論なしと認めます。
次に、賛成討論の発言を許します。
（なしの声あり）
○議　　長
賛成討論なしと認めます。
これをもって、討論を終了いたします。
これより、議案第３５号、平成２２年度大樹町公共下水道事業特別会計予算についての件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議　　長
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第３６号、平成２２年度大樹町水道事業会計予算について、予算の歳入歳出全般についての質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
これより、歳入歳出の総括質疑を行います。
質疑ありませんか。
安田清之君。
○安田清之君

水道料、町長は値上げができないということで、今、進んできているわけですが、現実的に、水道会計、このままで大丈夫なのかなという思いもあります。

しかしながら、町長の、町民のことを考え、第一次産業を考え、今、現状維持をするということであります。

しかしながら、業務用、工業用、１トン単価の第一次産業の営農用より数段高いわけです。これはやっぱり不合理ではないかなと。何で第一次産業、第二次産業、工業を含めてですが、統一ができないのだろうと。何で第一次産業だけそんなに恩典をこうむらなければならないのだろうと、税収を払う立場としては同じだろうと、大樹に住む人間としては同じだろうという考えがあるわけです。これ、営業用も商売、早く言えば商売をやっているわけですね。工業もそうです。業務用もそうです。これはやはり統一するべきだと私は持論を展開をしているわけですが、工業用を上げられないのですから、業務用を含めて下げると。全部を一ぺんに下げれとは言いません。若干、やはりこれはしてもらわないと、これは聞けばよかったのですが、トン数的にいけば、農家の方、大変使っていただいているのですから、感謝をしなければならないだろうと。同じ計算にすると倍以上にはね上がると。しかしながら、業務用も工業用も１トン単価は高いわけですから、ここら辺を見直しができないのかどうか。

これは私の持論として､今まで上げると言っていたのに上げられないということだから、それはやっぱり合わせてやるべきだというふうに思うのですが、いかがですか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

水道料の関係については、昨年も、今年度、２１年度で云々というお話をさせていただいたかなと思っております。

そういう中にあっては、今、行革の中でも、今年度見送りをしたということは、このような経済状況でございますし、また、値下げということも含めて、これはやはり今後検討していかなければならないだろうということで、お話し合いを一応行革の推進委員会の中でもさせていただきました。

そういう中では、ある程度、一定の結論的なものは出ませんでしたけれども、次年度に向けて、営業用、または営農用水を含めて、そしてまた、一般家庭用ですか、家事用の小口､そういうことも含めて､今後考えていかなければならないだろうなと思っております。

参考までですけれども、営農用については、本町の水の５１．４％、それから、営業用で使っておられる方が１８．３％、家事用が２４．６％と。あと、工業用水が４％程度というようなことで、もろもろ計算をすると、一定の、ある程度の料金見直しは含めて考えていかなければならないだろうなと思っております。

営農用の方も、近年、値段が高くなるということで、自分で井戸を掘ったり、または、工業用にあっても、集水をしたり、そういうような形での影響も、まともに本町のこの会計にも受けておりますので、これらのことについては、今年度の行革の中でいろいろと議論をさせていただきながら、今、議員が毎度おっしゃっているようなことも含めて、これは見直しを含めた中で取り組みをさせていただきたいなと思っております。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３６号、平成２２年度大樹町水道事業会計予算についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３７号、平成２２年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について、予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。
これより、議案第３７号、平成２２年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についての件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議　　長
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
以上で、日程第２　議案第２９号、平成２２年度大樹町一般会計予算についてから、日程第１０　議案第３７号、平成２２年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、一括議題とした９件の議案の件を終わります。

◎日程第１１　議案第３８号

○議　　長
日程第１１　議案第３８号、平成２１年度大樹町一般会計補正予算（第８号）についての件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
伏見町長
○議　　長
伏見町長。
○伏見町長
ただいま議題となりました議案第３８号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。
本件につきましては、平成２１年度大樹町一般会計補正予算（第８号）をお願いするものでございます。
今回は、歳入歳出で１，０００万円の追加補正でございます。
内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。
○議　　長
中川総務課長。
○中川総務課長
それでは、議案第３８号、平成２１年度大樹町一般会計補正予算（第８号）について説明いたします。
今回の補正は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金交付額の確定及び地域活性化きめ細かな臨時交付金第二次交付額の確定、国民健康保険事業特別会計への繰出金による補正でございます。
それでは、資料で説明しますので、３ページをご覧ください。説明につきましては、科目、内容、補正理由の順でさせていただきます。総務費と土木費につきましては、臨時交付金の確定額の増額について、一般財源を同額分減額するものでございます。
まず、総務費の諸費、街灯維持管理費でございますが、経済危機対策の臨時交付金の方で、１４４万４，０００円を減額し、それから、きめ細かな臨時交付金の方で、４４１万５，０００円の増で、差し引きますと２９７万１，０００円となりまして、国庫支出金が

その２９７万１，０００円の増、一般財源が２９７万１，０００円の減となるもので、増減なしでございます。

次に土木費の道路新設改良費、道路改良舗装事業でございますが、これについてはきめ細かな臨時交付金の方でございまして、国道支出金が１，１００万円の増、一般財源が１，１００万円の減と、増減なしということになるものでございます。

次に諸支出金１，０００万円、事業会計繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金１，０００万円の増となるもので、療養給付費と高額療養費分としての増額でございます。

合計補正額、１，０００万円の増、財源内訳では特定財源は国庫支出金１，３９７万１，０００円の増、一般財源が３９７万１，０００円の減となるものでございます。

次に２ページ第一表の歳出をご覧ください。第一表、歳入歳出の歳出です。２款総務費、１項総務管理費、８款土木費、２項道路橋梁費、ともに補正額はございません。１３款諸支出金、１項特別会計繰出金、ともに同額補正の１，０００万円の増でございます。歳出合計、補正前の額６３億８，６８３万３，０００円、補正額１，０００万円の増、計６３億９，６８３万３，０００円となるものでございます。次に１ページをご覧ください。第一表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。１４款国庫支出金、２項国庫補助金、ともに同額補正の１，３９７万１，０００円の増、１８款繰入金、１項繰入金、ともに同額補正の３９７万１，０００円の減、歳入合計、補正前の額６３億８，６８３万３，０００円、補正額１，０００万円の増、計６３億９，６８３万３，０００円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３８号、平成２１年度大樹町一般会計補正予算（第８号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第３９号

○議　　長

日程第１２　議案第３９号、平成２１年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長

○議　　長

伏見町長。

ただいま議題となりました議案第３９号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件については、平成２１年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）をお願いするものでございます。

今回は、歳入歳出で１，０００万円の追加補正でございます。

内容につきましては、町民課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

西川町民課長。

○西川町民課長

それでは、議案第３９号について説明いたします。平成２１年度大樹町国民健康保険事業特別会計補正予算第４号でございます。

今回は、歳入歳出それぞれ１，０００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億４，０１０万６，０００円とするものでございます。

若干内容をご説明申し上げますので、８ページ９ページの事項別、歳出をお開きください。歳出でございます。２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費、補正額６５０万円の増。次に２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費、補正額３５０万円の増でございます。

今回の補正につきましては、医療給付費、要するに保険者負担の３月分支払いが例年より高額となりましたので、急きょ今回増額補正を行うものでございます。ちなみに、医療費で２００万円超の医療費が３件、それから１００万円超の医療費が７件ということで、１０件の高額がございました。通常なら２、３件で済むものでございますが、これは１月診療分でございますが、急きょ重症の患者が多かったということで、今回増額補正をお願いするものでございます。

戻りまして、６ページ７ページの歳入をお開きください。８款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、補正額は１，０００万円でございます。

次に４ページ５ページの歳出をご覧いただきたいと思います。２款保険給付費、補正額１，０００万円。歳出合計、補正前の額８億３，０１０万６，０００円、補正額１，０００万円、計で８億４，０１０万６，０００円

戻りまして、歳入でございますが、８款繰入金、補正額１，０００万円。歳入合計、補正前の額８億３，０１０万６，０００円、補正額１，０００万円、計で８億４，０１０万６，０００円になるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３９号、平成２１年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　陳情第１号

○議　　長

日程第１３　陳情第１号、医療再生へ診療報酬の抜本的増額を求める陳情書についての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、委員会の報告を求めます。

総務常任委員長、志民和義君。

○志民総務常任委員長

３月２日に本委員会に付託された陳情第１号、医療再生へ診療報酬の抜本的増額を求める陳情書について、３月２日に委員会を開催し審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第９４条の規定により報告いたします。

本陳情は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対し、医療再生へ診療報酬の抜本的増額を求める意見書を提出するよう求めるものであります。

これまでの診療報酬の引き下げや地方における医師・看護師不足の問題などにより、地域医療を取り巻く状況は非常に厳しいものがあることから、国は診療報酬を抜本的に引き上げるとともに、地域医療を拡充するための対策を図るべきであるとの結論に至ったことから、全会一致で採択すべきものとしました。

以上、よろしくご審議願います。

○議　　長

審査の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第１号、医療再生へ診療報酬の抜本的増額を求める陳情書についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり採択と決しました。

追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時２３分

再開　午後　２時２４分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議　　長

ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおり意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決しました。

◎追加日程第１　発議第１号

○議　　長

追加日程第１　発議第１号、医療再生へ診療報酬の抜本的増額を求める意見書案についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに報告がありました総務常任委員会報告の陳情の趣旨と同様な内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第１号、医療再生へ診療報酬の抜本的増額を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　委員会の閉会中の継続調査について

○議　　長

日程第１４　委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第７４条の規定により、お手元に配付したとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

これで、本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

よって、平成２２年第１回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会　午後　２時２６分